

令和5年度

包括外部監査結果報告書

令和6年3月

呉市包括外部監査人

弁護士 原 晃 志

本監査の実施期間中である令和6年1月1日、令和6年能登半島地震が発生しました。
この地震により犠牲となられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。
また、被災者の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。
皆様の安全と一日も早い復興を衷心よりお祈り申し上げます。

目次

第1章 包括外部監査の概要 1

第1	外部監査の種類	1
第2	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4	監査対象期間	1
第5	監査の方法	1
1	監査の視点	1
2	主な監査手続	2
3	監査の対象	2
第6	監査の実施時期	2
第7	包括外部監査人および補助者	2
第8	利害関係	2
第9	その他	2
1	指摘・意見について	2
2	用語等について	3
(1)	用語	3
(2)	略符号	4
(3)	その他の表記	4

第2章 監査対象の概要 5

第1	呉市の自然的条件と過去の自然災害	5
1	呉市の自然的条件	5
(1)	地勢	5
(2)	地質	5
(3)	気候	5
2	過去の自然災害	6
第2	呉市における防災・減災に関する計画	7
1	第5次呉市長期総合計画	7
(1)	計画の趣旨	7
(2)	第5次呉市長期総合計画の構成等	7
ア	基本構想	7
イ	基本計画	7
ウ	構成事業集	7
(3)	前期基本計画における「防災・減災」の位置付け	8
(4)	防災力の向上、災害の教訓の継承に関する構成事業集	8

ア	重要業績評価指標（KPI）	8
イ	防災力の向上、災害の教訓の継承に関する主な取組の一覧	9
2	国土強靱化地域計画	11
(1)	計画の趣旨	11
(2)	目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	11
(3)	重点化する施策	12
3	呉市地域防災計画	15
(1)	計画の趣旨	15
(2)	地域防災計画の構成等	15
(3)	管理状況等	16
(4)	マニュアルの作成等	16
4	呉市復興計画	17
(1)	計画の趣旨	17
(2)	復興計画の構成等	17
(3)	進捗状況	17
5	その他の計画	19
(1)	呉市水防計画	19
(2)	南海トラフ地震防災対策推進計画	19
(3)	呉市土木未来プラン	19
(4)	呉市都市計画マスタープラン	19
(5)	呉市耐震改修促進計画（第3期計画）	20
(6)	呉市公共施設等総合管理計画	20
(7)	呉市公共施設に関する個別施設計画	20
(8)	呉市上下水道ビジョン後期経営計画	20
第3	防災・減災に資する事業一覧及び監査対象事業の選定	21
第4	監査対象事業一覧	23
第5	複数の監査対象事業に共通する事項	25
1	国からの補助金等について	25
2	市債（地方債）について	25
3	一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について	26

第3章 包括外部監査の結果 31

第1	本章の構成について	31
1	構成概要	31
2	備蓄物資等の現地視察について	31
第2	72の事業に係る個別の監査結果	32
	〈担当課〉	
	復興総室（通し番号01～04）	33

行政改革デジタル推進第2課（通し番号 05）	41
危機管理課（通し番号 06～13）	43
管財課（通し番号 14）	73
地域協働課（通し番号 15～16）	77
福祉保健課（通し番号 17）	81
高齢者支援課（通し番号 18～19）	83
障害福祉課（通し番号 20）	89
こども施設課（通し番号 21～22）	91
港湾漁港課（通し番号 23～31）	95
農林土木課（通し番号 32～33）	113
都市計画課（通し番号 34）	117
建築指導課（通し番号 35～36）	119
住宅政策課（通し番号 37～39）	125
呉駅周辺事業推進室（通し番号 40）	133
土木企画室（通し番号 41）	135
土木維持課（通し番号 42～44）	137
土木整備課（通し番号 45～57）	143
消防総務課（通し番号 58）	169
警防課（通し番号 59）	171
予防課（通し番号 60）	173
水道建設課（通し番号 61～63）	177
浄水課（通し番号 64）	185
下水建設課・下水施設課（通し番号 65）	187
学校施設課（通し番号 66～71）	189
呉高等学校（通し番号 72）	205

第3 備蓄物資等の視察による監査結果	207
1 視察場所の選定について	207
(1) 備蓄物資等のある場所	207
(2) 選定した視察場所について	208
2 視察結果の概要	209
3 各チェック項目について	210
4 視察結果の詳細	224
〈現地視察番号〉	
① 片山中学校（体育館、教室）	225
② 明立小学校（体育館、教室）	229
③ 吉浦まちづくりセンター	233
④ 警固屋中学校（体育館、教室）	237
⑤ 広まちづくりセンター	241

⑥ 広南中学校（体育館、教室）	245
⑦ 天応学園（体育館、教室）	249
⑧ 昭和東まちづくりセンター	253
⑨ 下蒲刈農村環境改善センター	257
⑩ 川尻まちづくりセンター	259
⑪ 早瀬パブリックセンター	263
⑫ 農業技術拠点センター	267
⑬ 倉橋東センター	269
⑭ 蒲刈小学校（体育館、教室）	271
⑮ 安登小学校（体育館、教室）	273
⑯ 豊浜まちづくりセンター豊島分館	277
⑰ 豊小学校（体育館、教室）	279
⑱ 市役所本庁舎 2階 防災倉庫	281
⑲ 新日本造機ホール（くれ絆ホール）	285
⑳ IHI アリーナ呉（呉市体育館）	287
5 現地視察において問題点が散見された原因に関する考察	291

第4章 監査結果および意見一覧	292
-----------------	-----

第5章 まとめ	300
---------	-----

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

防災・減災の事業に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

- 1 日本は、諸外国に比べて自然災害が発生しやすい国土であり、毎年様々な自然災害を生じている。現在、特に南海トラフ地震発生への切迫性が高まっている。

呉市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、法令に基づき、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

地震以外についても、平成30年7月の西日本豪雨によって呉市は大きな被害を受けた。

呉市の防災・減災への対応に関しては、「第5次呉市長期総合計画前期基本計画（令和3年度～令和7年度）」における基本政策の一つに「防災・減災に向けた体制の強化」があり、防災力の向上、災害の教訓の継承という2つの施策が掲げられ、そのための各種事務事業の取組がなされているところである。

これら防災・減災の事業に関する事務の執行が、市民の生命、身体及び財産を保護するために非常に重要であることは述べるまでもない。

- 2 また、「令和元年度呉市民意識調査結果報告書」によれば、呉市の政策全般に対する満足度・重要度に関する市民の意識調査において、「満足度が低く、重要度が高い」に該当する項目に「防災、災害対応」が挙げられている。

このように、呉市の行う防災・減災への対応に関しては、市民においても高い関心を有しているものといえる。

- 3 加えて、呉市の過去の包括外部監査において防災・減災を直接のテーマとしたものはない。

- 4 以上に鑑み、防災・減災の事業に関する事務の執行について監査を実施し、指摘や意見を表明することが有用と判断し、特定の事件として選定した。

第4 監査対象期間

令和4年度。ただし、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

- 1 監査の視点

監査に当たっては、監査対象となる地方公共団体の財務に関する事務の執行・経営に係る事業の管理について、次の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか

に、特に、意を用いなければならない（地方自治法 252 条の 37 第 2 項）。

地方自治法 2 条 14 項：住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同条 15 項：常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

これを踏まえ、監査の視点として次の 3 つを設定した。

① 合規性

事務の執行が、関連する法令、条例、規則等に従って行われているか。

② 経済性・効率性・有効性

事務の執行が、経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているか。

③ 公平性

事務の執行が、公平に行われているか。

2 主な監査手続

防災・減災に資する事業を所管する課等に対して文書による照会および口頭によるヒアリングを行い、関連する資料およびデータの提供並びに説明を受けた。また、必要に応じて現地視察を行った。

3 監査の対象

呉市における防災・減災に資する事業のうち、後記 23～24 ページ記載の 72 の事業を対象とした。

第 6 監査の実施時期

令和 5 年 6 月 6 日～令和 6 年 2 月 14 日

第 7 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	弁護士	原	晃志
監査補助者	公認会計士	山田	紳太郎
監査補助者	弁護士	山岡	嗣也
監査補助者	弁護士	加藤	之拓

第 8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第 9 その他

1 指摘・意見について

【指摘】として記載した事項は、「監査の結果として報告」（地方自治法 252 条の 37 第 5 項）するもの、すなわち、適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要と見料するものである。

【意見】として記載した事項は、「監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出」(同法 252 条の 38 第 2 項)するもの、すなわち、直ちに適法性・妥当性に問題があり是正措置が必要とまでは考えないが、是正を検討することが「地方公共団体の組織及び運営の合理化に資する」と思料するものである。

2 用語等について

(1) 用語

本報告書における基本的な用語は、以下のとおりである。

用語	内容
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害対策基本法 2 条 1 号）
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること（災害対策基本法 2 条 2 号）。 災害予防、災害応急対策、災害復旧の 3 つの概念が含まれる。
災害予防	災害の発生を防止し、災害そのものの拡大を防止すること。
減災	災害時の被害発生自体は避け難いことを前提として、その被害をできるだけ小さくする取組み。 概念上は防災に含まれるところ、災害発生をより強く意識させる語感を持つ。
災害応急対策	災害が発生した場合に、応急的救助をおこなうなど、災害の更なる拡大を防止するための対策。
災害復旧	災害による被害や障害を修復して従前の状態や機能を回復し、被災者の生活の立て直しを図ること。
災害復興	単に災害前の状況に復旧するのではなく、長期的展望に基づき、市街地構造や住宅形態、社会経済を含めた地域の総合的な構造を抜本的に見直し、新しい市街地や地域の創出を目指すこと。
自助、共助、公助	防災対策を考える上での概念。自助は、自ら（家族も含む）の命は自らが守り、または備えること。共助は、近隣の者が互いに助け合って地域を守り又は備えること。公助は、行政・防災関係機関が個人、地域と連携した防災対策を実施し地域を守ること。
備蓄物資等	類する語として、備蓄品、防災備蓄、災害備蓄、防災資機材など様々なものがある。呉市危機管理課においては「備蓄物資」を水や非常食などの食料や避難所等で使用する消耗品を指すものとし、「防災備蓄」は、消耗品以外の備品を指すものとしている。本書において「備蓄物資等」と表記する場合、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を総じて「備蓄物資等」の語を用いている。ただし、引用等に当たり原文等の語句を用いた部分がある。

(2) 略符号

法令等の条項を表記する場合、次のとおりとする。

- ・条番号 第1条、第2条、… ⇒ 1条、2条、…
- ・項番号 第1項、第2項、… ⇒ 1項、2項、…

ただし、条文数に枝番がある場合には、「第」を挿入する。

- ・号番号 第1号、第2号、… ⇒ 1号、2号、…

(例) 第1条第1項第1号 ⇒ 1条1項1号

第1条の2第1項 ⇒ 1条の2第1項

(3) その他の表記

- ・読みやすさを考慮し、公用文の用字用語例や「呉市公用文に関する規程」に準拠していない箇所がある（「及び」、「又は」等を平仮名表記するなど）。

第2章 監査対象の概要

第1 呉市の自然的条件と過去の自然災害

1 呉市の自然的条件

(1) 地勢

市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしており、市域面積 352.83 km²の中都市であり、市域面積に占める山林面積の割合は、約 54%となっている。

市域は、東から野呂山 (839m)、白岳山 (358m)、灰ヶ峰 (737m)、休山 (500m)、茶臼山 (283m)、天狗城山 (292m) などの山々によって、安浦、川尻、仁方、広、阿賀、中央、吉浦、天応、昭和など各地区に細分され、これら山ろくの小規模な扇状地が市街地を形成している。

この狭あいな平坦地を西から二河川、堺川 (中央地区)、黒瀬川 (広地区) の主要河川が貫流し、その他各地区の各小溪流は、地形の特質から急こう配の溪谷となり、川幅も狭く、全長も非常に短いものとなっている。

特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平坦地が極めて狭小であるため、山ろくの傾斜地に民家が密集して山腹まで至っている。

また、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含んでいる。

(2) 地質

地質は、わずかに灰ヶ峰山塊と野呂山山塊の一部が粘着力に富んだ石英斑岩系統であるのを除き、そのほとんどが花崗岩系統のものであり、低地は沖積土によって覆われている。

花崗岩系統のものは、容易に風化し、粘着力がなく崩壊しやすい。

この二系統によって、林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林としだ類でやせた土地が多いが、石英斑岩地帯は、かん木草類又は良く生育した針葉林である。なお、昭和 20 年 9 月及び昭和 42 年 7 月の大水害による山崩れ及び崖崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯であった。

(3) 気候

市の気候は、瀬戸内気候の典型的なもので年間を通じて概して温和である。すなわち、年の平均値は、気温 16.5℃、湿度 68%、風速 2.6m/s になっている。

また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は、1,417.2 mmで、山陰地方の 2,000 mm、四国太平洋側の 2,500 mm程度に比べると 500 mm～1,000 mmも少ない。

しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮災害がしばしば起こっている。

2 過去の自然災害

呉市は、戦後では、昭和 20 年 9 月の枕崎台風、昭和 42 年 7 月の豪雨、平成 11 年 6 月の豪雨、平成 13 年の芸予地震、平成 30 年 7 月の豪雨等、梅雨前線や台風に起因する風水害や地震等による自然災害が発生している状況である。

過去 20 年間で災害救助法が 5 度も適用されているなど、呉市は、豪雨や台風等による被害を受けやすく、これまでも土砂崩れや高潮による浸水等により、市民の生命や財産等が甚大な被害を受けてきた歴史がある。

平成 30 年 7 月豪雨においては、市内で 182 件の土砂災害が発生し、死者 25 名となる近年まれにみる大きな被害を生じた。各地で道路や鉄道など交通機能が寸断され、経済活動にも大きな影響を及ぼした。

発生年	災害救助法適用災害	法適用日
平成 30 年	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30 年 7 月 5 日
平成 22 年	梅雨前線豪雨	平成 22 年 7 月 14 日
平成 16 年	平成 16 年台風 18 号	平成 16 年 9 月 7 日
平成 13 年	芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日
平成 11 年	梅雨前線降雨	平成 11 年 6 月 29 日

第2 呉市における防災・減災に関する計画

監査対象となる防災・減災の事業に関する事務の執行には様々なものがあり、各種計画と関連している。

以下に、呉市における防災・減災に資する計画を概観する。

1 第5次呉市長期総合計画

(1) 計画の趣旨

長期総合計画は、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針であり、分野ごとの個別計画の最上位計画となるものとされている。

昭和48年策定の「呉市長期総合計画（第1次）」以降、平成23年策定の「第4次呉市長期総合計画」に至るまで策定した長期総合計画に基づいて市政運営がなされてきた。

平成23年には、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、総合計画のうち基本構想について、議会の議決を経て策定することを義務付けていた規定が廃止されたが、呉市では、呉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和26年呉市条例第109号）において、基本構想の策定等を議会が議決すべき事項としている。

こうした経緯を踏まえ、第5次呉市長期総合計画は、市政運営の根幹となる計画として、また、将来の呉市の姿を見据えた新しいまちづくりの指針として令和3年に策定されている。

(2) 第5次呉市長期総合計画の構成等

第5次呉市長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」と、基本計画に基づき実施する事業をまとめた「構成事業集」（一般的には「実施計画」）で構成されている。

ア 基本構想

令和12年度末における呉市の「将来都市像」と、その実現に向け令和3年度からの10年間で取り組む「目指すべき姿」を政策分野ごとに示すものである。

イ 基本計画

基本構想の計画期間を前期（令和3年度～令和7年度）・後期（令和8年度～令和12年度）に分け、将来都市像の実現に向けた8つの政策分野ごとに施策をまとめるとともに、国の政策や全市的に取り組まなければならない課題などへの対応を示した「横断的な視点」を示すものである。

ウ 構成事業集

基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業の名称や事業費、事業内容、進捗管理のための指標等を示すものである（毎年度更新）。

(3) 前期基本計画における「防災・減災」の位置付け

前期基本計画における政策体系図の概略

将来都市像	誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」 ～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～
8つの政策分野	1 子育て・教育 2 福祉保健 3 市民生活・防災 ⇒政策分野3の目指すべき姿については、「多様な主体が協働し、誰もが安心して笑顔で暮らせるまち」 4 文化・スポーツ・生涯学習 5 産業 6 都市基盤 7 環境 8 行政経営
基本政策	8つの政策分野ごとに基本政策を示す。 ⇒防災分野に関し、防災・減災に向けた体制の強化
横断的な視点	全ての政策に共通する横断的な視点を4つ示す。 ⇒防災との関連では、「様々な危機への対応と将来のリスクへの備え」の視点が重要。
施策	基本政策に応じた施策を示す。 ⇒防災分野については、①防災力の向上、②災害の教訓の継承

政策分野「3 市民生活・防災」、基本政策「防災・減災に向けた体制の強化」、施策「①防災力の向上、②災害の教訓の継承」が監査対象と関連性の高いものとなる。

(4) 防災力の向上、災害の教訓の継承に関する構成事業集

ア 重要業績評価指標（KPI）

防災分野における施策に関し、令和4年度構成事業集には次の2つの重要業績評価指標（KPI）が記載されている。

KPI①	防災意識の向上度（災害対策をしている市民の割合） 【呉市民意識調査（5年毎実施）】					
	基準年	1年目	2年目	3年目	目標年	5年目
年度	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
目標値	—	—	—	—	90.0%	—
実績値	73.7%	—	—	—	—	—

KPI②	自主防災組織活動カバー率（年間） 【独自集計（毎年度実施）】					
	基準年	1年目	2年目	3年目	目標年	5年目
年度	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
目標値	—	85.5%	86.3%	87.1%	87.9%	88.7%
実績値	83.9%	86.5%	87.0%			

イ 防災力の向上、災害の教訓の継承に関する主な取組の一覧

政策体系図の防災分野における施策（①防災力の向上及び②災害の教訓の継承）に関する主な取組として令和4年度構成事業集に挙げられているものは、次のとおりである。

防災力の向上に関する主な取組の一覧		
1	事業名	防災対策事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	1 防災力の強化 地域防災計画の定期的な見直し 2 ハザード（災害の危険性）、避難所の周知 ・呉市 WEB 版・防災ハザードマップの多言語対応 ・「避難の手引き」作成・配布 3 地域防災力の強化 ・自主防災組織の結成 ・各種訓練や講話等を行える防災リーダーの育成 防災リーダーの育成講習の実施 R4 年度：3 箇所
2	事業名	防災情報網管理事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	防災情報伝達手段の運用・維持管理・補修等 ・防災行政無線子局の運用、維持管理、補修等 ・一斉電話伝達サービスの運用 ・Jアラート関連機器の維持管理 ・防災情報メールの配信
3	事業名	防災情報網改修事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	防災情報伝達手段の機器更新 ・防災行政無線機器の新スプリアス規格に対応（不要電波の低減）するための更新 ・防災行政無線機器の老朽化に対応するための更新
4	事業名	防災情報システム管理事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	災害時の情報収集及び情報共有を行うための機器の運用・維持管理 ・河川ライブカメラの運用（3 か所） ・防災情報システムの運用・維持管理
5	事業名	災害対策事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	避難所等で必要となる物資（食料品及び飲料水等）の計画的な備蓄
6	事業名	防災訓練事業
	担当課	危機管理課
	事業内容	国・県・ライフライン関係企業等と協力した訓練の実施 ・総合防災訓練 ・災害図上訓練

7	事業名	要援護者等支援事業（2）
	担当課	障害福祉課・高齢者支援課
	事業内容	避難行動要支援者（災害時に自ら避難することが困難で、円滑に避難するために特に支援が必要な方）に対する避難支援等の実効性を高めるため、福祉専門職と連携して個別避難計画の作成を促進 1 福祉専門職による個別避難計画作成支援 2 避難行動要支援者の台帳登録及び計画作成に係る意向調査 3 個別避難計画作成に係る研修への参加及び先進地等視察
8	事業名	市民センター整備事業
	担当課	地域協働課
	事業内容	避難所の予防保全・環境改善 ・昭和まちづくりセンター外壁の改修 ・川尻まちづくりセンター、二川まちづくりセンター空調改修 ・阿賀まちづくりセンターエレベーター改修設計 ・安浦まちづくりセンター、仁方まちづくりセンター空調改修設計
9	事業名	多文化共生推進事業
	担当課	地域協働課
	事業内容	外国人住民支援事業 SNSを活用した多言語及び「やさしい日本語」による迅速な情報発信

災害の教訓の継承に関する主な取組の一覧

1	事業名	復興推進事業
	担当課	復興総室
	事業内容	災害の経験や記憶を教訓として学び、次世代へ継承していく取組を実施 ・豪雨災害犠牲者追悼行事の開催 ・豪雨災害関係資料の収集・整理 ・豪雨災害の被災箇所への説明板の設置や、展示コンテンツを作成 ・いなし広場（安浦地区）を一時避難場所として、災害の教訓や記憶を継承する場として整備するための基本設計
2	事業名	学校安全推進事業
	担当課	学校安全課
	事業内容	防災教育（避難訓練、呉市学校防災週間など）
3	事業名	防災センター管理運営事業
	担当課	消防局予防課
	事業内容	防災教育の実施 ・防火防災講話・講習 R4年度（予定）：170回 ・体験資機材（起震装置、初期消火シミュレーター、煙中体験テント、暴風雨疑似体験装置など）を活用した実習・実験など 利用者数 R4年度（見込）：6,000人
4	事業名	災害見舞金等支給事業
	担当課	福祉保健課
	事業内容	呉市内における災害により被災した市民に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給

2 国土強靱化地域計画

(1) 計画の趣旨

ア 国は、東日本大震災において未曾有の大災害を経験し、この教訓を踏まえて「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定した。

国土強靱化は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものとされている。

地方公共団体は、国土強靱化基本法 13 条に基づき、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画を策定することができる。

イ 呉市においても、過去の災害の歴史を踏まえ、今後起こり得る災害への備えとして、ハードとソフトの両面から国土強靱化に向けた取組を計画的に進めていくための指針として国土強靱化地域計画を策定しており、呉市土木未来プラン（令和 3 年 3 月策定）などの個別計画の上位計画とされている。

呉市の国土強靱化地域計画は、以下の大規模自然災害を想定し、リスクの設定を行っている。

(ア) 台風や豪雨等による風水害

- ・土石流・がけ崩れ等による災害
- ・洪水による浸水被害
- ・高潮による浸水被害

(イ) 大規模地震による災害

- ・地震による建造物の倒壊や地盤災害
- ・地震に伴う津波による浸水被害

(2) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

呉市の国土強靱化地域計画においては、国の基本計画に即すとともに、広島県国土強靱化地域計画と調和を図って、4 つの基本目標と、8 つの事前に備えるべき目標が設定されている。

また、国の国土強靱化基本計画および広島県の国土強靱化地域計画において設定された大規模自然災害時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、呉市の実情を踏まえ 22 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した上、呉市の現状における脆弱性を評価してこれに対する 83 の対応策を設定している。

これらの内容は、後掲「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(P. 13)の表のとおりである。

(3) 重点化する施策

呉市の地域計画においては、後掲「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」(P.13～P.14)のうち、次に掲げる11のものを重点化する施策として選定している。

【人命保護に直接関わる事態】(9 事態)

1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生
1-2	津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生
1-4	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
2-4	医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生
2-5	避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態

【行政機能の大幅な低下につながる事態】(1 事態)

3-1	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
-----	----------------------------------

【経済活動の機能不全に関わる事態】(1 事態)

5-1	サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下
-----	------------------------------------

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策
<p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p>	<p>1 直接死を最大限防ぐ</p>	<p>1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模な火災による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅・建物等の耐震化 ② 土木施設の整備 ③ 住宅の防火・火災予防 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑥ 消防力の強化
		<p>1-2 津波、洪水、高潮等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>1-3 土石流やがけ崩れ等による多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 土砂災害警戒区域等に係る対策 ③ 消防力の強化 ④ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ⑤ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>1-4 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災情報の伝達方法と情報の見直し ④ 避難体制の整備 ⑤ 避難訓練の実施 ⑥ 防災意識の向上 ⑦ 避難所の環境対策
	<p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 備蓄・供給体制の強化 ② 物流機能の強化 ③ ライフラインの確保
		<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土木施設の整備 ② 消防力の強化 ③ 防災訓練の実施 ④ 避難場所・避難所の開設・運営
		<p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防力の強化 ② 防災関係機関との連携強化・訓練の実施 ③ 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等） ⑤ 緊急輸送用道路等の確保
		<p>2-4 医療・福祉施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺、疾病・感染症等の大規模発生</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に強い医療体制の構築 ② 疾病・感染症等の予防対策 ③ 緊急輸送用道路等の確保 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）
		<p>2-5 避難所等の規模や機能の不足により、被災者、帰宅困難者への支援が十分に確保できない事態</p> <p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所・避難所の開設・運営 ② 災害時の避難所環境等の改善 ③ 帰宅困難者を発生させないための協力依頼等 ④ 被災者の生活支援

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応策
<p>1 人命の保護が最大限図られること</p> <p>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</p> <p>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>4 迅速な復旧復興</p>	<p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p>	<p>3-1 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下</p> <p>対応策 ① 施設の機能強化等 ② 危機管理体制等の強化 ③ 情報・通信システムの運用 ④ 広域連携</p>
	<p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p>	<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>対応策 ① 非常用電源の確保対策 ② 情報通信設備の電源対策 ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
	<p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>5-1 サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止等による企業の生産力低下</p> <p>対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 交通体系の整備 ③ 港湾・物流機能の強化 ④ 多様な電力等の普及促進 ⑤ 事業者の復旧支援</p>
	<p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図る</p>	<p>5-2 大規模な産業施設の損壊、火災、爆発等</p> <p>対応策 ① 事業者の防災対策の促進 ② 港湾・物流機能の強化 ③ 消防力の強化</p>
	<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>	<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・ガス・食料等の供給機能の停止</p> <p>対応策 ① 備蓄物資の強化 ② 備蓄物資の供給体制の強化 ③ 物流機能の強化 ④ 港湾・物流機能の確保 ⑤ ライフラインの確保 ⑥ 多様な電力等の普及促進</p>
	<p>8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	<p>6-2 長期間にわたる上水道の供給停止及び下水道施設の機能停止</p> <p>対応策 ① 飲料水等供給体制の強化 ② 下水道施設の強化 ③ 土木施設の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>6-3 地域交通ネットワークが分断する事態</p> <p>対応策 ① 交通体系の整備 ② 公共交通機関の維持・確保 ③ 生活道路の整備 ④ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-1 ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生</p> <p>対応策 ① ため池の防災・減災対策 ② 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-2 有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生</p> <p>対応策 ① 危険物施設への対策の実施 ② 避難体制の構築（組織、ハード整備等） ③ 避難訓練の実施（防災意識の向上等）</p>
		<p>7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</p> <p>対応策 ① 農地の保全 ② 農業用基盤施設の整備 ③ 森林の保全</p>
		<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>対応策 ① 災害廃棄物処理体制の確保 ② 廃棄物処理施設の安定稼働</p>
		<p>8-2 復旧・復興を支える人材等（専門家、技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>対応策 ① 多様な団体との連携</p>
	<p>8-3 貴重な文化財等の喪失</p> <p>対応策 ① 文化財の防災対策</p>	

3 呉市地域防災計画

(1) 計画の趣旨

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）42 条の規定に基づき呉市防災会議が作成する計画である。

呉市の地域に係る防災に関し、呉市並びに関係する行政機関や公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、さらに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、呉市防災会議の組織構成の概要は次のとおりである（呉市防災会議条例 3 条）。

会長	市長	条例 3 条 2 項該当者
委員	中国財務局呉出張所 所長等	条例 3 条 5 項 1 号該当者
	広島県西部総務事務所呉支所 支所長	条例 3 条 5 項 2 号該当者
	呉警察署 所長等	条例 3 条 5 項 3 号該当者
	呉市 副市長等	条例 3 条 5 項 4 号該当者
	呉市教育委員会 教育長	条例 3 条 5 項 5 号該当者
	呉市 消防長等	条例 3 条 5 項 6 号該当者
	日本赤十字社広島県支部 事務局長等	条例 3 条 5 項 7 号該当者
	呉市自治会連合会 会長等	条例 3 条 5 項 8 号該当者
	海上自衛隊呉地方総監部 防衛部長等	条例 3 条 5 項 9 号該当者

(2) 地域防災計画の構成等

この計画は、次の 4 つの編で構成されており、各編に応じた 4 分冊の計画書となっている。

① 「共通編」

被害を最小限に止めるよう災害発生前に行う対策及び災害発生後の復旧対策を示したもの。

② 「風水害対策編」

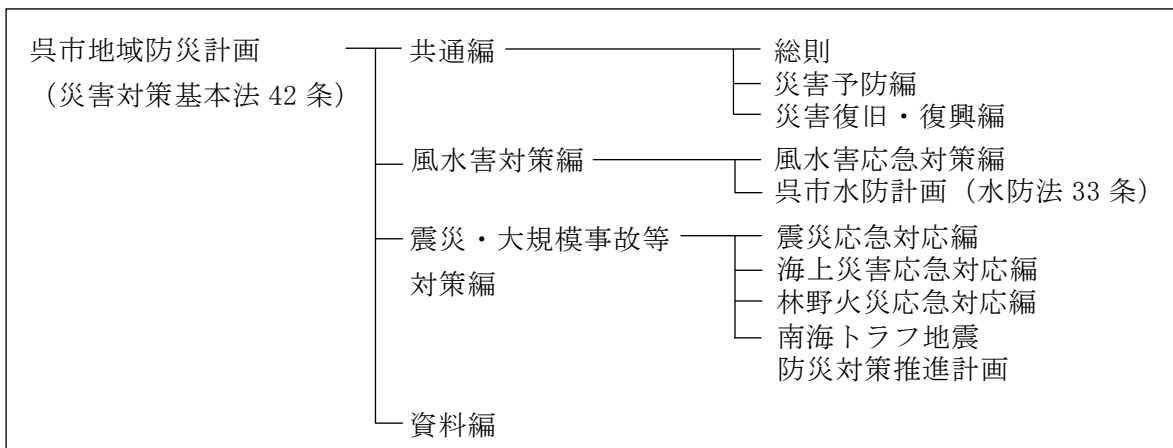
風水害の災害発生直後の市民・地域、事業者、行政の応急活動を示したもの。

③ 「震災・大規模事故等対策編」

震災・大規模事故等の災害発生直後の市民・地域、事業者、行政の応急活動を示したもの。

④ 「資料編」

地域防災計画に関連する参考資料をまとめたもの。



なお、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「呉市水防計画」及び南海トラフに係る地震防災対策特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」とも十分な調整を図るとされており、いずれの計画も呉市地域防災計画に組み込む形で編綴されている。

(3) 管理状況等

呉市地域防災計画に基づく事業の一覧表は作成されておらず、呉市復興計画（P. 17）においてなされているような計画全体を見渡した進捗状況の管理・報告を行う課はない。

(4) マニュアルの作成等

呉市地域防災計画については、一定の事項に関し、マニュアル、様式、資料等によってさらに具体化されている。

危機管理課が作成したマニュアル等（呉市地域防災計画に基づくものないし関連するもの）の例として、次のものが挙げられる。

- ・ 呉市避難情報の発令・伝達マニュアル
- ・ 呉市災害時受援計画（職員用マニュアル）
- ・ 呉市職員の休日等における地震発生時の初動マニュアル
- ・ 呉市避難所開設・運営マニュアル（職員・施設管理者等の手引き）
- ・ 呉市避難所運営マニュアル
- ・ 原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアル〔島根原子力発電所事故対応（県外避難）〕
- ・ 呉市行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル
- ・ 呉市被害調査実施要領

上記の各マニュアル等については庁内の共有ライブラリーにアップロードされており、市職員全員が閲覧できる状態にある。市民向けの資料である呉市避難所運営マニュアルについては、市のホームページにもアップロードされており、市民において閲覧・ダウンロードすることが可能である。

4 呉市復興計画

(1) 計画の趣旨

呉市復興計画は、平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた呉市の復旧・復興の実現に向けた基本理念を示すとともに、呉市の更なる発展を目指し、取り組むべき施策を体系的に定めた復興の指針として策定されたものである。

(2) 復興計画の構成等

「～災害に強い幸せで魅力的な都市を目指して～」を基本理念として掲げ、4つの基本方針と、これらに関する各種施策・主な取組を挙げている（次ページのとおり）。

呉市全体を復興計画の対象とし、特に大きな被害を受けた地区である天応地区と安浦地区については、別途、地区計画が策定されている。

計画期間は、発災から7年間の平成30年度から令和6年度までとされ、豪雨災害からの復旧・復興に取り組むものとされている。ただし、より長期的視点で取り組むべき課題については、令和7年度以降も継続して取り組むものとされている。

(3) 進捗状況

呉市復興計画に基づく実施事業について、事業ごとに、担当課、進捗状況、課題などを復興総室が網羅的にまとめている。

その内容は市のホームページにアップロードされており、これまでに、平成31（令和元）年3月・9月、令和2年3月・9月、令和3年3月、令和4年3月、令和5年3月の各月末時点における進捗状況の報告がなされている（令和6年1月31日現在）。

令和5年3月末日時点で、水路災害復旧、ため池災害復旧、農地耕作条件の改善（ほ場整備）以外の復旧事業については、いずれも「完了」又は「ほぼ完了」となっている。

呉市復興計画における取組

基本方針	施策	主な取組
<p>1 住まいと暮らしの再建</p>	<p>1-1 被災者支援</p>	<p>(1) 被災者の生活支援・見守り・心のケア ① 生活相談・心のケア等 ② 生活再建支援 ③ ボランティアと連携した被災者支援 ④ 被災者に対する情報発信</p>
	<p>1-2 子ども・子育て支援</p>	<p>(2) 住まいの再建 ① 恒久的な住まいの再建</p> <p>(1) 子どもと子育て家庭の支援 ① 子どもと親の心のケア等 ② 安全・安心な児童福祉施設等の整備</p>
	<p>1-3 廃棄物・土砂処理</p>	<p>(2) 児童・生徒の支援 ① 児童・生徒の心のケア等 ② 就学支援</p> <p>(1) 被災家屋撤去及び土砂混じりがれき撤去 ① 早急な家屋撤去と土砂等の撤去</p> <p>(2) 災害廃棄物・土砂等の処理 ① 災害廃棄物等の早期処理</p>
<p>2 災害に強い安全・安心なまちづくり</p>	<p>2-1 土木施設等の強靱化</p>	<p>(1) 土木施設等の復旧・強化 ① 災害に強い道路、河川等の整備 ② 災害に強い海岸線の整備 ③ 災害に強い砂防・治山事業の推進</p>
	<p>2-2 公共施設等の強靱化</p>	<p>(2) 農林水産業基盤施設の復旧・強化 ① 災害に強い農林水産業施設の整備</p> <p>(3) 復旧・復興事業の見える化 ① 一元的な情報発信</p>
	<p>2-3 上下水道施設の強靱化</p>	<p>(1) 公共施設等の復旧・強化 ① 災害に強い公共施設等の整備</p> <p>(1) 上下水道施設の復旧・強化 ① 災害に強い上水道及び工業用水道施設の整備 ② 災害に強い下水道施設の整備、浸水対策</p>
	<p>2-4 交通基盤の強靱化</p>	<p>(1) 交通の強化・確保・渋滞対策 ① 災害に強い交通体系の整備 ② 代替交通の確保、渋滞対策 ③ 災害に備えた新たな交通拠点の在り方検討</p>
<p>3 産業・経済の復興</p>	<p>3-1 地域産業の復旧・復興</p>	<p>(1) 商工業の復旧・復興 ① 事業活動の早期復旧支援 ② 新たな産業の創造に向けた取組</p> <p>(2) 観光の復興 ① 観光客を呼び戻す取組</p> <p>(3) 農水産業の復旧・復興 ① 農水産業施設の早期復旧支援 ② 営農等経営支援</p> <p>(4) 港湾・物流機能の強化 ① 災害に強い物流システムの構築</p>
<p>4 今後の防災・減災に向けた取組</p>	<p>4-1 防災・減災に向けた体制の強化</p>	<p>(1) 防災力の向上 ① 情報伝達方法の見直しと情報の充実 ② 避難行動の喚起 ③ 避難所の在り方の見直し ④ 各主体における防災力の向上 ⑤ 井戸水の活用 ⑥ 住まいや地域の安全性の強化</p> <p>(2) 未来への継承 ① 防災意識の向上と情報発信</p>

5 その他の計画

(1) 呉市水防計画

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、呉市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、呉市の市域に係る河川、海岸等の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

呉市地域防災計画の風水害対策編に収録されている。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

呉市地域防災計画の震災・大規模事故等対策編に収録されている。

(3) 呉市^{と き め き}土木未来プラン

第 5 次呉市長期総合計画・国土強靱化地域計画を上位計画とし、社会資本のうち道路、河川等に係るマネジメントの基本方針を定めるとともに、効率的・効果的に社会資本の整備を推進するための実施計画として策定されたものである。

計画期間は、第 5 次呉市長期総合計画の計画期間にあわせ、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とされている。

社会資本整備の重点化として、激化する異常気象と自然災害に対する防災・減災、強靱化対策や、災害に強い道路ネットワークの構築などの項目が挙げられている。

(4) 呉市都市計画マスタープラン

都市計画法 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第 5 次呉市長期総合計画や広島県が策定する広島圏域都市計画マスタープランを上位計画として、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を明らかにするものとされている。

平成 11 年の計画策定後、周辺町との合併に伴い、川尻町、安浦町、音戸町で策定されていた各々の都市計画マスタープランを平成 29 年 3 月に統合し、令和 5 年 3 月に改定を行ったものであり、おおむね 20 年後の都市のあるべき姿を展望しつつ、今後 10 年間で取り組む都市づくりの方針を定めるものとされている。

都市の防災・減災、強靱化の方針において、災害の危険性を踏まえた土地利用の推進、防災対策事業の推進、防災体制の強化に関する各取組が挙げられている。

(5) 呉市耐震改修促進計画（第3期計画）

都道府県耐震改修促進計画（耐震改修促進法6条1項）に基づき市町村が定めるよう努めることとされている「市町村耐震改修促進計画」として位置付けられている。市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画である。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とされている。

耐震化に向けた情報提供・啓発、環境整備、助成制度の整備等の必要な施策を講じていくことを基本的な取組方針としている。

(6) 呉市公共施設等総合管理計画

総合管理計画の策定については、総務大臣から各自治体に対し、策定要請（H26.4.22付け総財務第74号）がされており、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（H25.11.29）」の自治体における行動計画に当たるものとされている。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現することを目的としている。

計画期間は、平成23年度から30年間とされている（呉市では、平成23年度に呉市公共施設再配置計画基本方針が策定されており、これを計画の初年度と設定している。）。

計画の中では、公共施設等に関する耐震診断・耐震改修についての基本的な考え方が定められている。

(7) 呉市公共施設に関する個別施設計画

呉市公共施設等総合管理計画の考え方を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として策定されたものである。

計画期間は、令和3年度から令和22年度までの20年間とされている。

呉市公共施設白書に掲載されている全ての公共施設を対象として、個別の施設の概要において耐震診断、耐震補強の実施状況に関する記載がある。

(8) 呉市上下水道ビジョン後期経営計画

中長期的な上下水道事業の方向性を明らかにし、持続可能な事業経営を展開するため、平成26年度から令和5年度までの呉市上下水道事業の経営戦略として策定された「呉市上下水道ビジョン」の後期の実施計画である。

計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間である（平成30年7月豪雨災害復旧の影響で後期5か年が4か年に変更）。

重点施策の中で、施設の耐震化の推進（耐震性や耐久性に優れた材質の管などの積極的使用など）が挙げられている。

以上のほか、呉市には防災・減災に資する各種の計画があるところ、相互に整合ないし調和を図るものとされている。

第3 防災・減災に資する事業一覧及び監査対象事業の選定

- 1 「呉市における防災・減災に資する事業」の名称について、全庁に対して照会を行った。その回答結果は、下表【防災・減災に資する事業一覧】のとおり、全178の事業である。
- 2 このうち、次のi～ivの観点から、監査対象とする計72の事業を選定した。
 - i 防災・減災との関連性が特に強いと考えられる危機管理課の8つの事業
 - ii 平成30年7月豪雨災害に関する復興総室の4つの事業
 - iii 国土強靱化地域計画の重点化11施策に関連すると回答のあったもののうち令和4年度決算額が1,000万円以上となる56の事業
 - iv 第5次呉市長期総合計画の令和4年度構成事業集に掲載され、1,000円以上の予算額があるもののうち、災害予防に資すると思われる4つの事業

監査対象に選定した72の事業については、下表【防災・減災に資する事業一覧】において網掛け表示している。

【防災・減災に資する事業一覧】（監査対象の事業について黄色網掛け表示）

担当課	防災・減災に資する事業の名称	担当課	防災・減災に資する事業の名称
復興総室	(仮称)天応西条第2公園の整備に関するワークショップの開催	人権・男女共同参画課	皆実会館2階トイレ洋式化修繕
	平成30年7月豪雨災害呉市災害記録誌作成		広会館2階トイレ洋式化修繕
	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼行事		安浦会館1階トイレ洋式化修繕
	いなし広場整備		山の手アパート11号館耐震補強工事設計委託
行政改革デジタル推進第2課	サーバ室無停電電源装置バッテリー交換	文化振興課	野外活動センター災害復旧工事
	情報インフラ強靱化	スポーツ振興課	呉市体育館非常用発電設備改修工事
	災害時における業務継続性の向上		呉市総合体育館消火設備改修工事
	呉放送ネットワーク施設等災害復旧事業費補助金		呉市川尻グラウンドブロック塀撤去・フェンス設置工事
危機管理課	防災対策事業		呉市倉橋体育館排煙窓修繕
	防災訓練事業	福祉保健課	災害救助事業
	災害対策事業		災害見舞金等支給事業
	河川防災ステーション管理事業		災害対策事業
	防災情報網管理事業		社会福祉施設整備事業
	防災情報網整備事業		地域医療対策事業
	防災情報網改修事業		呉市医師会看護専門学校運営事業
防災情報システム管理事業	福祉の人材養成・就職情報提供事業		
管財課	避難所危険ブロック塀撤去事業	高齢者支援課	貯筋グループ活動支援事業
地域協働課	安浦まちづくりセンター中ホール系統空調機整備		避難所の環境（設備）改善
	阿賀まちづくりセンター空調設備改修工事		避難行動要支援者登録制度個別避難計画（高齢者分）の作成
	昭和まちづくりセンターエレベータ改修工事	障害福祉課	地域版EMIS実装モデル事業
	まちづくりセンター非常用発電設備設置		避難行動要支援者登録制度個別避難計画（障害者分）の作成
	昭和まちづくりセンター外壁改修工事	こども施設課	認定こども園施設整備助成事業
	二川まちづくりセンター空調改修工事		呉市皆実保育所耐震化事業（呉市皆実アパート1号棟）
	川尻まちづくりセンター空調改修工事	環境政策課	災害復旧工事（市宮望地墓地）
	まちづくりセンタートイレ・空調整備外		災害復旧工事（呉市斎場駐車場等）
	阿賀まちづくりセンターエレベータ改修工事		呉市斎場駐車場土砂撤去業務
	安浦まちづくりセンター空調設備改修工事		天応西墓園土砂等撤去業務
	仁方まちづくりセンター空調設備改修工事		落石防護柵設置工事（蒲刈火葬場）
	災害時協力戸井共助利用支援事業		市宮吉浦墓地豪雨災害流出不明骨壺等整理業務
	LED防犯灯設置助成事業		斎場使用料の免除
	防犯カメラ設置補助事業		

担当課	防災・減災に資する事業の名称
商工振興課	起業家支援プロジェクト
	女性の創業支援
	リノベーションまちづくり
	にぎわい集客事業
	中小企業の人材育成支援
	企業立地被災施設等復旧助成
観光振興課	来てくれ店舗公募事業
	グリーンピアせとうち山腹水路設置工事
海事歴史科学館学芸課	グリーンピアせとうち法面崩壊対策業務
	海事歴史科学館非常用照明蓄電池更新
港湾漁港課	港湾海岸保全施設改良事業
	海岸保全施設整備事業
	港湾海岸保全施設等整備事業(県直轄事業負担金)
	漁港等改修事業
	漁港海岸整備事業(県直轄事業負担金)
	港湾施設改良事業
	港湾施設整備事業
	港湾改修事業(国直轄事業負担金)
	港湾施設等整備事業(県直轄事業負担金)
	漁港整備事業
	漁港施設整備事業(県直轄事業負担金)
	港湾施設管理運営事業
	港湾振興事務(阿賀マリノポリス地区新規航路誘致事業)
農林水産課	農業振興施設災害復旧事業
	里山林整備事業(防災・減災型)
農林土木課	農道災害復旧事業(単独)
	水路災害復旧事業(単独)
	ため池災害復旧事業(単独)
	農地災害復旧事業(単独)
	林道災害復旧事業(単独)
	農道災害復旧事業(公共)
	水路災害復旧事業(公共)
	ため池災害復旧事業(公共)
	農地災害復旧事業(公共)
	林道災害復旧事業(公共)
	ため池改良事業
	小規模崩壊地復旧事業
	農地海岸保全施設整備事業
	都市計画課
呉市立地適正化計画の作成	
大規模盛土造成地変動予測調査	
大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)	
建築指導課	狭あい道路整備事業
	呉市木造住宅耐震診断事業
	呉市木造住宅耐震改修・建替・除却助成金交付事業
	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進助成金交付事業
住宅政策課	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修設計助成
	呉市ブロック塀等安全確保助成金交付事業
	山の手アパート11号館耐震補強工事設計委託
	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事
	ブロック塀等撤去・フェンス設置工事
呉駅周辺事業推進室	危険建物除却促進事業
	災害公営住宅整備事業(天応大浜アパート)
	呉駅周辺地域総合開発事業
	街路新設改良事業(県直轄事業負担金)
	呉ポートピアパーク直流電源装置整備事業
土木維持課	土木総務課
	道路災害復旧事業(単独災害復旧)
	橋りょう災害復旧事業(単独災害復旧)
河川災害復旧事業(単独災害復旧)	

担当課	防災・減災に資する事業の名称	
土木維持課	道路災害復旧事業(公共災害復旧)	
	橋りょう災害復旧事業(公共災害復旧)	
	河川災害復旧事業(公共災害復旧)	
	河川維持補修事業(緊急浚渫推進事業)	
	河川改良事業(緊急自然災害防止対策事業)	
	道路舗装整備事業(緊急自然災害防止対策事業)	
土木整備課	道路整備事業	
	橋りょう整備事業	
	道路改良事業	
	橋りょう改良事業	
	天応西条3丁目7号線整備事業	
	焼山矢野線バイパス整備事業	
	沖友一周線整備事業	
	森要垣内線整備事業	
	原畑田屋線整備事業	
	道路改良事業(国直轄事業負担金)	
	道路橋りょう新設改良事業(県直轄事業負担金)	
	急傾斜地崩壊対策事業	
	急傾斜地崩壊対策事業(県直轄事業負担金)	
	一般公園改良事業	
	街区公園改良事業	
	横路1丁目白石線整備事業	
	中央二河町線整備事業	
	大新開吉松線整備事業	
	街路新設改良事業(県直轄事業負担金)	
	消防総務課	消防庁舎等整備事業
	消防総務課	消防団詰所等整備事業
消防団車両等整備事業		
消防団タブレット整備事業		
消防団被服貸与事業		
消防団活動事業		
警防課	消防車両整備事業	
	消防資機材整備事業	
	消防水利整備事業	
	消防通信指令施設管理事業	
予防課	応急手当等普及啓発活動の推進	
	防災センター管理運営事業	
上下水道総務課	住宅用火災警報器の取付支援事業	
	応急給水体制の強化	
水道建設課	応急給水体制の強化	
	水道施設の本復旧	
	水道施設の強靱化	
	水道バックアップ施設の整備	
浄水課	宮原浄水場自家発電設備修正設計業務	
下水建設課	下水道施設の強靱化	
下水建設課	下水道管さよの災害復旧工事	
学校施設課	トイレの洋式化	
	特別教室への空調設備整備	
	広小中学校腰壁改修工事	
	宮原小学校石擁壁改修工事	
	阿賀中学校スロープ改修工事	
	川尻中学校体育館床改修工事	
	宮原中学校雨水排水路整備工事	
	天応中学校の仮移転の解消(義務教育学校の整備)	
学校施設の耐震化整備		
ブロック塀解体撤去及びフェンス設置事業		
学校安全課	呉市防災教育研修会	
呉高等学校	特別教室への空調設置事業	

第4 監査対象事業一覧

監査対象に選定した72の事業について、個別の記載ページ、事業費の推移を一覧にしたものが次表である。(金額単位：千円。単位未満切捨)

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	事業費の推移 (千円)		
				R2 決算額	R3 決算額	R4 決算額
01	復興 総室	P. 33	(仮称)天応西条第2公園の整備に関するワークショップの開催	187	-	-
02		P. 35	平成30年7月豪雨災害呉市災害記録誌作成	2,697	-	-
03		P. 37	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼行事	218	201	230
04		P. 39	いなし広場整備	46	-	4,499
05	行政改革デジ タル推進第2課	P. 41	情報インフラ強靱化	-	-	14,365
06	危機 管理課	P. 43	防災対策事業	16,233	28,401	16,619
07		P. 49	防災訓練事業	-	719	3,126
08		P. 53	災害対策事業	66,806	9,102	11,196
09		P. 59	河川防災ステーション管理事業	472	3,380	889
10		P. 61	防災情報網管理事業	31,200	38,617	41,353
11		P. 65	防災情報網整備事業	11,297	-	-
12		P. 67	防災情報網改修事業	-	88,241	129,668
13	P. 69	防災情報システム管理事業	954	1,692	1,665	
14	管財課	P. 73	避難所危険ブロック塀撤去事業	8,180	2,797	20,628
15	地域 協働課	P. 77	昭和まちづくりセンター外壁改修工事	-	43,407	44,786
16		P. 79	まちづくりセンタートイレ・空調整備外	-	50,728	41,496
17	福祉保健課	P. 81	福祉の人材養成・就職情報提供事業	15,331	16,668	17,053
18	高齢者 支援課	P. 83	避難行動要支援者登録制度個別避難計画(高齢者分)の作成	11,503	11,503	16,903
19		P. 87	地域版EMIS実装モデル事業	-	202	-
20	障害福祉課	P. 89	避難行動要支援者登録制度個別避難計画(障害者分)の作成	11	9	4,166
21	こども 施設課	P. 91	認定こども園施設整備助成事業	-	-	66,663
22		P. 93	呉市皆実保育所耐震化事業(呉市皆実アパート1号棟)	-	-	17,680
23	港湾 漁港課	P. 95	港湾海岸保全施設改良事業	8,305	12,210	12,250
24		P. 97	漁港等改修事業	14,804	54,032	22,469
25		P. 99	港湾施設改良事業	56,511	169,322	91,260
26		P. 101	港湾施設整備事業	-	-	10,175
27		P. 103	港湾改修事業(国直轄事業負担金)	173,500	130,002	87,493
28		P. 105	港湾施設等整備事業(県直轄事業負担金)	3,333	20,133	43,397
29		P. 107	漁港整備事業	5,115	-	23,915
30		P. 109	漁港施設整備事業(県直轄事業負担金)	123,306	172,614	94,421
31		P. 111	港湾振興事務(阿賀マリノポリス地区新規航路誘致事業)	5,234	7,249	30,134
32	農林 土木課	P. 113	ため池改良事業	2,034	6,539	-
33		P. 115	小規模崩壊地復旧事業	41,082	59,884	101,581
34	都市計画課	P. 117	大規模盛土造成地変動予測調査(第二次スクリーニング)	-	-	15,056
35	建築 指導課	P. 119	狭あい道路整備事業	5,218	2,090	12,012
36		P. 123	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進助成金交付事業	4,840	7,990	55,987

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	事業費の推移（千円）		
				R2 決算額	R3 決算額	R4 決算額
37	住宅 政策課	P. 125	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事	-	4,994	40,522
38		P. 129	ブロック塀等撤去・フェンス設置工事	-	19,308	22,413
39		P. 131	危険建物除却促進事業	18,339	20,700	23,892
40	呉駅周辺 事業推進室	P. 133	呉駅周辺地域総合開発事業	15,602	5,157	17,094
41	土木企画室	P. 135	街路新設改良事業（県直轄事業負担金）	14,773	2,102	19,466
42	土木 維持課	P. 137	河川維持補修事業（緊急浚渫推進事業）	56,273	55,936	47,679
43		P. 139	河川改良事業（緊急自然災害防止対策事業）	117,616	540,410	155,833
44		P. 141	道路舗装整備事業（緊急自然災害防止対策事業）	-	22,686	89,491
45	土木 整備課	P. 143	道路整備事業	25,701	14,026	24,187
46		P. 145	橋りょう整備事業	60,052	44,216	31,942
47		P. 147	道路改良事業	92,462	164,344	226,872
48		P. 149	橋りょう改良事業	240,729	495,269	297,695
49		P. 151	焼山矢野線バイパス整備事業	26,118	113,114	92,718
50		P. 153	森要垣内線整備事業	-	-	65,379
51		P. 155	原畑田屋線整備事業	75,040	52,797	27,652
52		P. 157	急傾斜地崩壊対策事業	435,765	231,745	421,942
53		P. 159	急傾斜地崩壊対策事業（県直轄事業負担金）	13,453	22,357	40,220
54		P. 161	一般公園改良事業	-	63,629	82,896
55		P. 163	横路1丁目白石線整備事業	498,380	380,473	338,695
56		P. 165	中央二河町線整備事業	10,582	15,412	23,075
57		P. 167	大新開吉松線整備事業	220	102,413	58,504
58	消防総務課	P. 169	消防団車両等整備事業	35,167	50,122	49,952
59	警防課	P. 171	消防車両整備事業	117,763	199,375	99,965
60	予防課	P. 173	防災センター管理運営事業	7,676	8,489	7,822
61	水道 建設課	P. 177	応急給水体制の強化	184	11,668	17,430
62		P. 179	水道施設の強靱化	1,074,145	1,060,001	1,290,494
63		P. 183	水道バックアップ施設の整備	83,575	75,566	210,058
64	浄水課	P. 185	宮原浄水場自家発電設備修正設計業務	-	-	11,539
65	下水建設課 下水施設課	P. 187	下水道施設の強靱化	552,175	592,746	717,299
66	学校 施設課	P. 189	トイレの洋式化	-	22,660	36,091
67		P. 193	特別教室への空調設備整備	-	-	120,227
68		P. 195	川尻中学校体育館床改修工事	-	-	38,868
69		P. 197	宮原中学校雨水排水路整備工事	-	-	11,149
70		P. 199	天応中学校の仮移転の解消（義務教育学校の整備）	86,840	497,173	877,956
71		P. 201	学校施設の耐震化整備	262,891	1,258,456	1,419,183
72	呉高等学校	P. 205	特別教室への空調設置事業	5,445	-	15,111

第5 複数の監査対象事業に共通する事項

1 国からの補助金等について

- (1) 監査対象事業のうち、その事業の財源に関して国や県からの補助金等を受けているものが複数ある（通し番号：06、19、21、23～25、29、32～37、39、40、45～50、52、54～57、59、62、64、65、70、71）。
- (2) 用語の意味は、次のとおりである。
 - ア 補助金・・・特定の事務又は事業を補助するために国庫から交付される金銭である。
 - イ 交付金・・・特定の目的をもって交付される金銭を広く指す。計画に位置付けられた事業全体に対するものであり、計画内の事業間・年度間での流用がありうる。
 - ウ 負担金・・・国と自治体とが共同で行う事業について国が自らの負担部分に相当する金銭を支出するものである。

それぞれ、「補助率」、「交付率」等が各制度上で定められており、これは、当該事業の事業費のうち、当該補助金等を充てることのできる割合の上限を指す。

2 市債（地方債）について

- (1) 監査対象事業のうち、その事業の財源に関して市債（地方債）が発行されているものが複数ある（通し番号：04、05、12、14～16、21～25、27、28、30、32、33、37、40～44、47～59、61～72）。
- (2) 用語の意味は、次のとおりである。
 - ア 市債（地方債）・・・市（地方公共団体）が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

わかりやすくいえば市の負う借金であり、公共施設建設などで単年度の事業費が膨れ上がるところを複数の会計年度で平準化するという年度間の調整機能や、公共施設等によって便益を受ける将来世代と現役世代との公平分担を行う機能があるなどの点で有用である。公共施設建設等の大きな予算を必要とする事業を円滑に実施していくためには、県・国との協議を踏まえつつ、市債を活用することが必要となる。
 - イ 充当率・・・事業に係る経費のうち、市債をもってその財源とする部分の割合の上限を示す率である。
 - ウ 交付税措置率・・・起債した市債の返済の原資については一般財源から行うこととなるところ、起債のうちの一定の割合に相当する金額が交付税措置によって国から自治体へ交付される。この交付税措置の割合が交付税措置率である。交付税措置率が高いほど、実質的な自治体の返済負担は軽くなる。

3 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について

- (1) 監査対象事業のうち、市が請負、委託、購入等のために契約を締結する場合、競争入札や随意契約が行われている。
- (2) 用語の意味は、次のとおりである。
- ア 一般競争入札・・・市が入札に参加するために必要な資格要件などを定めた入札公告により広く入札参加者を求め、その中から最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方とする方法
- イ 指名競争入札・・・市が指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から選んだ事業者に指名する旨の通知を行い、その中から最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方とする方法
 (なお、受注を希望する者の中から入札参加に必要な条件を満たす参加者を指名し、その中から最も有利な条件で申込みをした者を契約の相手方とする「受注希望型指名競争入札」の方法もある。)
- ウ 随意契約・・・・・・競争入札によらずに任意に選定した特定の者を契約の相手方とする方法
- (3) これら入札や随意契約の手続・資格等については、呉市契約規則に定められている。契約課提供の図示資料により概要を示すと、次のとおりである。

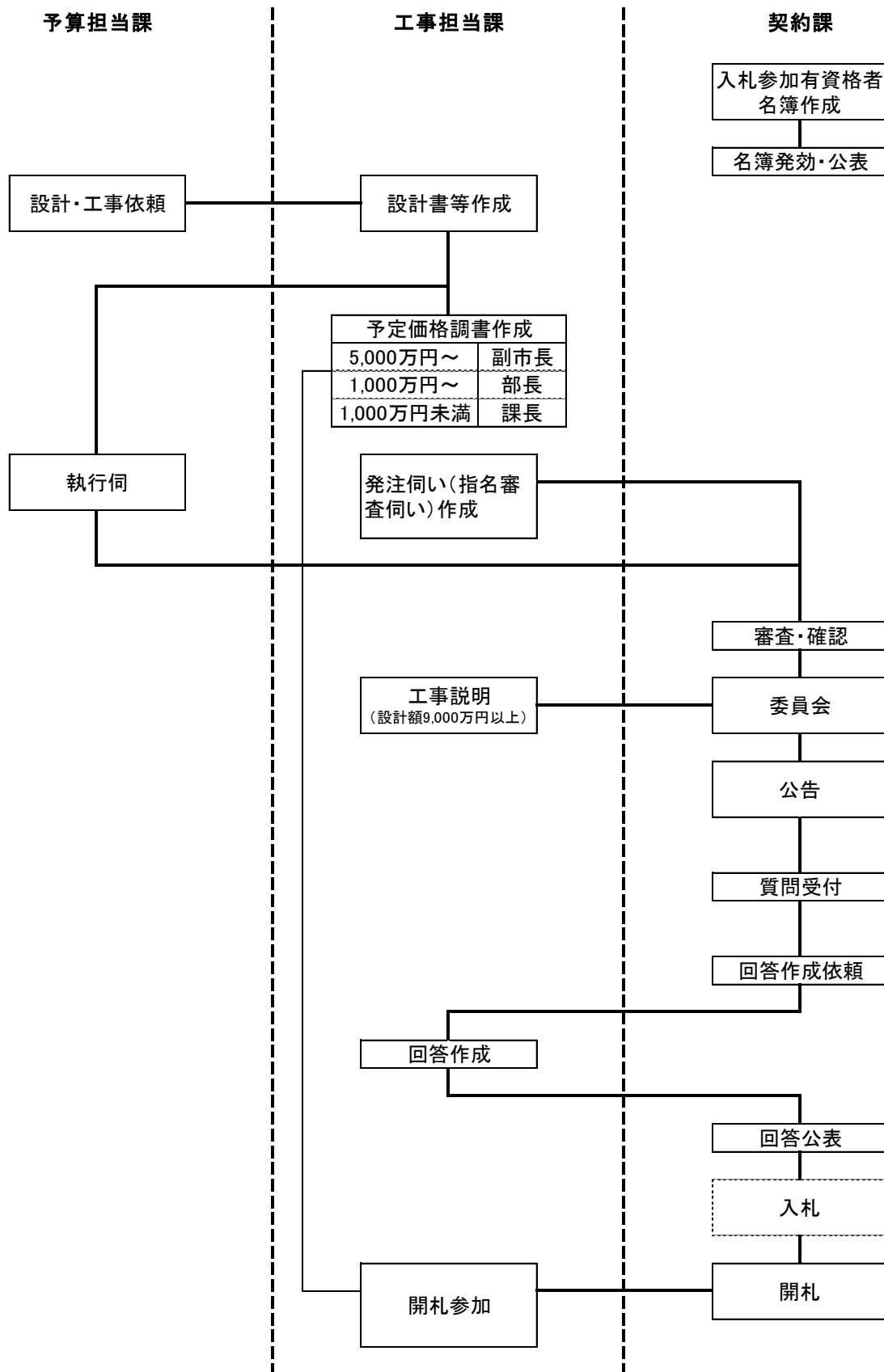
ア 契約区分等について（契約課提供資料を簡略化）

契約の種類	入札基準 (予定価格)	契約事務			
		入 札		見積り・随意契約	
工事	130万円超	契約課	一般	契約課	
建設コンサルタント	50万円超		一般・指名		
物 品	購入	契約課	受注	契約課 (HPで見積依頼)	
	製造請負(印刷を含む)		130万円超		受注
	売払い		30万円超	指名	担当課
	賃貸借・リース		40万円超	受注	
	物品修繕		50万円超	受注	
業務委託・修繕等 (工事請負に該当しないもの)	50万円超		指名		

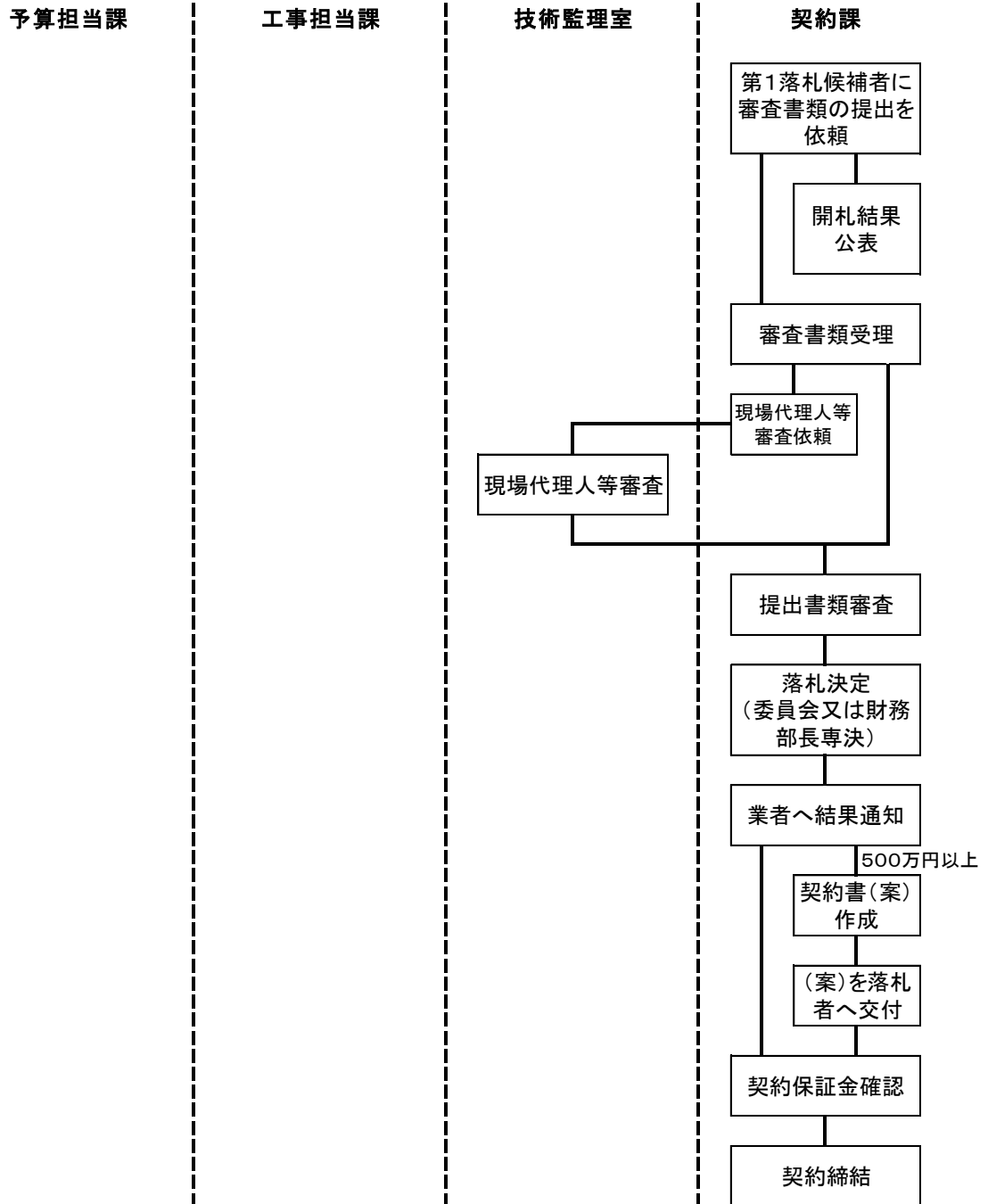
※「一般」…一般競争入札 「指名」…指名競争入札 「受注」…受注希望型指名競争入札

イ 工事契約事務フローチャート（工事・コンサル）（契約課提供資料を簡略化）

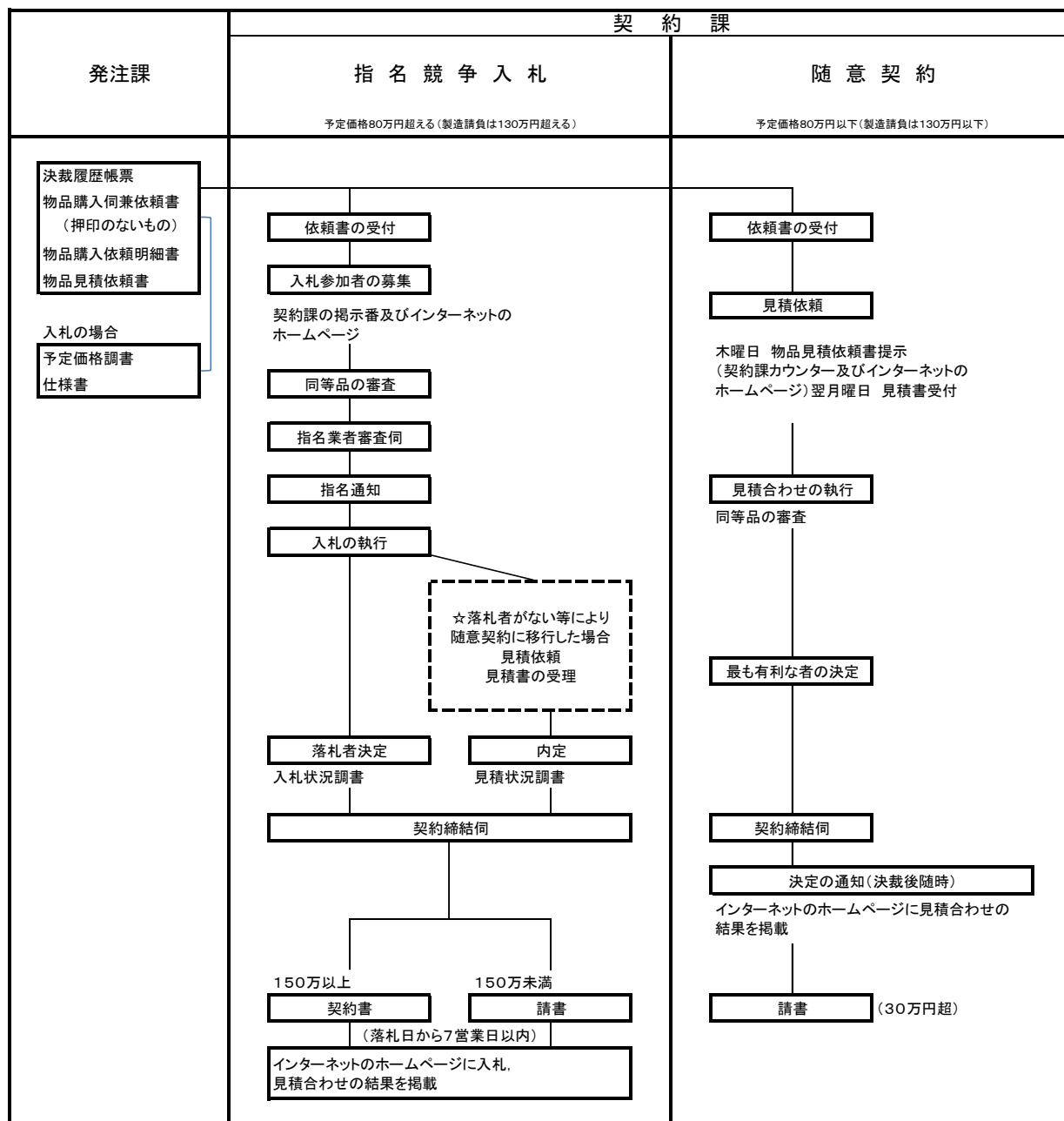
1 <執行決定～開札>



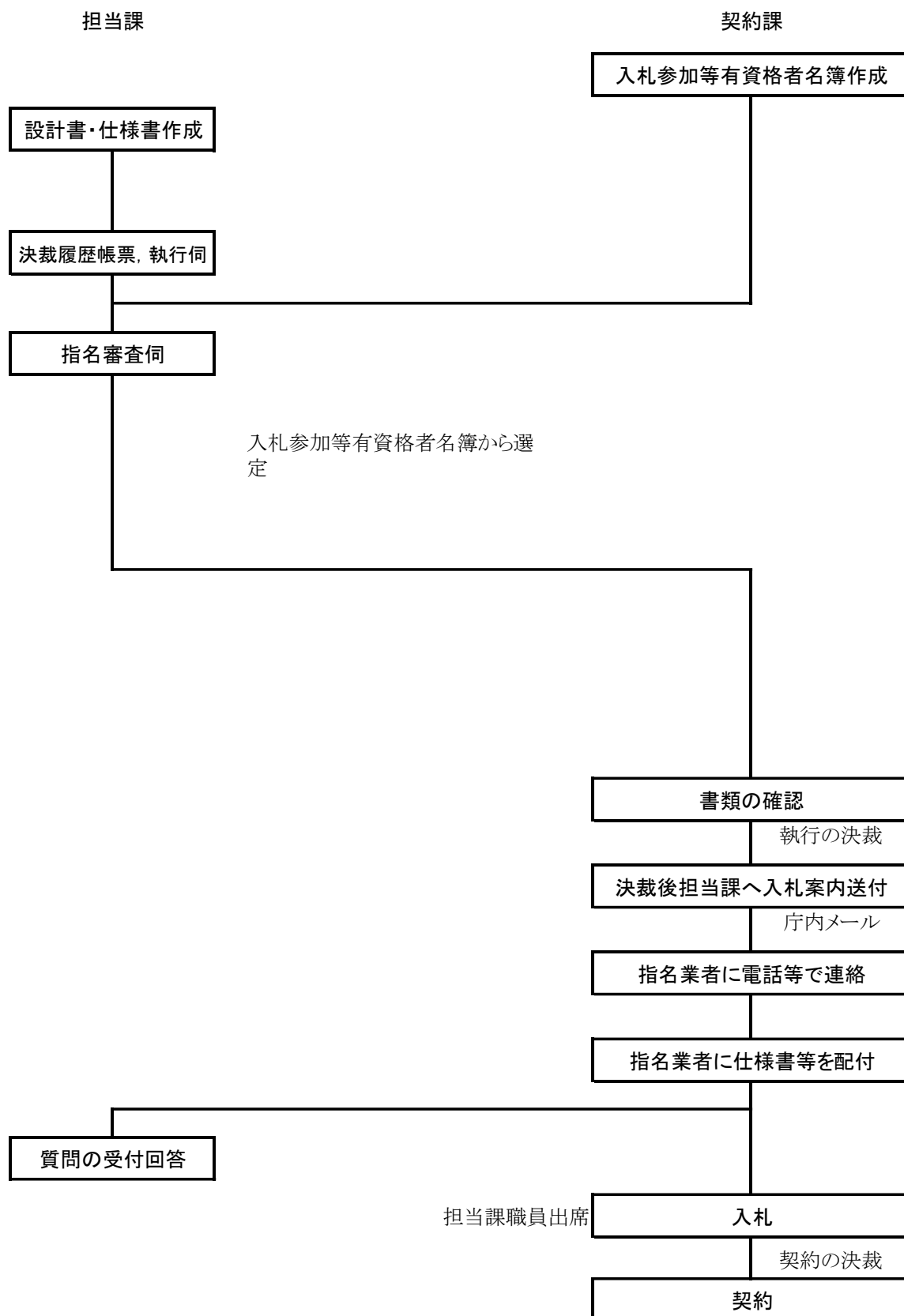
2 <落札～契約締結>



ウ 物品購入事務フローチャート（契約課提供資料を簡略化）



エ 入札事務フローチャート（業務委託、修繕等）（契約課提供資料を簡略化）



第3章 包括外部監査の結果

第1 本章の構成について

1 構成概要

第1 本章の構成について

(本ページ)

第2 72の事業に係る個別の監査結果

(P. 32～P. 206)

第3 備蓄物資等の現地視察による監査結果

(P. 207～P. 291)

2 備蓄物資等の現地視察について

危機管理課および復興総室のおこなう事業については、防災・減災との関連性が特に強いと考えられる。そこで、防災・減災に資する事業として回答のあった全ての担当事業を監査対象とした。

この危機管理課および復興総室の担当事業のうち、現地視察になじむと考えられる下表のものについて現地視察をおこなった。

通し番号	担当課	記載ページ (本章第2)	事業名	現地視察日
04	復興総室	P. 39	いなし広場整備	令和5年10月13日 (いなし広場現地視察)
06	危機管理課	P. 43	防災対策事業	令和5年10月14日 令和5年10月21日 令和5年10月28日 (いずれも防災リーダー養成講習参加)
07		P. 49	防災訓練事業	令和5年10月30日 (総合防災訓練視察)
08		P. 53	災害対策事業	令和5年10月5日 令和5年10月13日 令和5年10月26日 令和6年1月11日 (いずれも備蓄物資の現地視察)
09		P. 59	河川防災ステーション管理事業	令和5年10月13日 (黒瀬川河川防災ステーション視察)
60	予防課	P. 173	防災センター管理運営事業	令和5年10月18日 (呉市防災センター視察)

現地視察のなかでは、とりわけ災害対策事業（通し番号08・P.53）のうち、備蓄物資等の確保に関し、指摘すべき事項ないし意見を述べるべき事項が散見された。

そこで、災害対策事業のうち備蓄物資等の確保に関しては、個別の監査結果としての記載（本章第2・通し番号08・P.53）と重複する部分があるものの、備蓄物資等の現地視察について独立した節（本章第3）を設けて報告することとした。

第2 72の事業に係る個別の監査結果

次ページ以下において、基本的に1つの事業について見開きページを使用し、事業の概要欄において下記の項目を記載している（担当課において活動指標ないし成果指標を設定している場合には当該指標も記載している。）。

なお、事業によっては必要に応じてページ数を増やして記載を拡充しているものがある。

項目名	説明
通し番号	72の事業ごとに、便宜的に包括外部監査人が付番した番号である。
事業名	防災・減災に資する事業として担当課から回答された事業名である。
担当課	事業を所管する課（ないし室等）の名称である。 なお、令和4年度から令和5年度にかけて名称が変更されている場合には令和5年度の名称を記載した。 ・情報統計課 → 行政改革課との再編により、行政改革デジタル推進第2課 ・子育て施設課 → こども施設課
事業の目的	事業の目的として担当課から回答されたものを記載している。
関連計画等	事業の根拠となる法令や計画等ないし関連する法令や計画等を記載している。
主な事業内容	主な事業内容を記載している。
開始事業年度	事業を開始した年度であり、不明の場合は「-」を記入している。
終了予定年度	事業の終了予定年度（既に終了したものは終了年度）を記載している。終了予定のないものは「-」を記入している。
実施主体	実施主体について記載している。呉市が負担金を支出するものについては当該負担金が充てられる事業の実施主体を記載している。
実施形態	実施形態につき、次のとおり記載している。 ・直営……呉市が自ら実施するもの ・委託……業者に委託して実施するもの ・請負……業者に請け負わせて実施するもの ・補助金…呉市が補助金を交付するもの ・負担金…呉市が負担金を支出するもの
事業費の推移	令和2年度～令和4年度の事業費の推移につき、次のとおり記載している。 ・前年度からの繰越と現年とを区分して記載している。 ・予算現額は、当初予算に補正予算や流用による増減等を加えたものである。前年度からの繰越額を含まない。 ・不用額は、予算額と実際に支出した額の差額である。 ・予算執行率は、決算額を繰越計算書に係る繰越額又は予算現額で除した比率を記載している（小数点以下切捨）。 ※いずれも、数値が「0」の場合は「-」とし、小数点以下切捨で表記する。ただし、数値が「0」であることを強調するために「-」と表記しない場合や小数部分まで記載しているものがある。
事業費の内訳	令和2年度～令和4年度の事業費の内訳につき、次のとおり記載している。 ・支出内容…予算科目の「節」として担当課から回答されたもの ・金額……各支出内容（予算科目の「節」）に係る支出額 ※数値が「0」の場合は「-」で表記する。 ・補足説明…必要に応じて補足説明を記載している。
事業費の財源	基本的に令和4年度における事業費の財源を記載している。令和4年度に事業が行われていない場合には過去直近に行われた年度のものを記載している。 呉市の「一般財源」（市税、地方交付税など、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）のほか、国や県からの補助金等、市債等の財源を記載し、各割合（小数点以下切捨）等について記載している。

通し番号	事業名	担当課
01	(仮称) 天応西条第2公園の整備に関するワークショップの開催	復興総室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地域住民の意見を聞きながら具体的な整備内容を検討するため。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ2-5対応策②） ・第5次呉市長期総合計画（84ページ） ・呉市復興計画(地区計画)（12ページ） 		
主な事業内容	天応地区の復興地区計画に基づき、災害の記憶の継承や祈念の場、津波等からの避難場所としての機能も有する公園整備に係るワークショップを開催。		
開始事業年度	令和2年度	終了予定年度	令和2年度
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
	予算執行率(B)/(A)	-	-	-
現年	当初予算額	394,650円	-	-
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	452,287円	-	-
	決算額(E)	187,997円	-	-
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	264,290円	-	-
	予算執行率(E)/(D)	41%	-	-

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
報償費	100,000円	-	-	ファシリテーター謝礼
旅費	66,850円	-	-	ファシリテーター旅費
需用費	3,510円	-	-	参加者用飲み物
役務費	17,377円	-	-	郵便料
使用料及び賃借料	260円	-	-	有料道路通行料
合計	187,997円	-	-	

(4) 事業費の財源<令和2年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	187,997円	100%	
合計	187,997円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) ワークショップの実施について

呉市天応西条3丁目に位置する天応西条公園は、日頃から子どもたちの遊び場になるなど地域住民に親しまれた公園であったが、背戸の川上流に砂防ダムを整備するために必要な工事用道路用地として使用することになった。この工事用道路は砂防ダム完成後も市道として活用することから、代替となる公園の整備が求められることとなった。

呉市復興計画（地区計画）においては、この代替公園に関し、背戸の川上流の工事用道路の隣接地に、災害の記憶の継承や祈念の場、高潮・津波による災害が発生した場合の一時避難場所としての機能を有する公園として整備することとしている。

地元の自治会関係者や公募で選出したメンバー10名で構成するワークショップが全5回開催され、ファシリテーター役の東京大学復興デザイン研究体の協力を得ながら、「祈念の場にふさわしい整備内容」「防災公園として備えておきたい機能」「遊具エリアの整備内容」等について活発に意見が交わされるなど、『(仮称)天応西条第2公園』の機能について意見交換が行われた。

費用については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため全5回中4回をWeb開催としたため、ファシリテーターの旅費が不用となったことで低い予算執行率となった。



ワークショップの様子



公園整備予定箇所図（黄色点線）

(2) 評価

専門家（東京大学復興デザイン研究体）の適切な関与のもと、地域住民の意見も取り入れたうえで、他の市区町村の事例も踏まえた検討が低予算のもとで実施されていると評価できる。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
02	平成 30 年 7 月豪雨災害 呉市災害記録誌作成	復興総室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	豪雨災害の記憶を風化させることなく未来へ継承し、災害の教訓として活かしていくため。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑤） ・第 5 次呉市長期総合計画（84 ページ） ・呉市復興計画（51 ページ） 		
主な事業内容	平成 30 年 7 月豪雨災害の発災から概ね 1 年間の復旧の取組をまとめた記録誌の作成。		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	令和 2 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	5,000,000 円	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	5,000,000 円	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	5,000,000 円	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	2,697,482 円	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	2,302,518 円	-	-
予算執行率(B)/(A)	53%	-	-	
現年	当初予算額	-	-	-
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	-
	決算額(E)	-	-	-
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	-
	予算執行率(E)/(D)	-	-	-

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	2,618,000 円	-	-	印刷製本費
役務費	66,201 円	-	-	郵送料
使用料及び賃借料	13,281 円	-	-	新聞記事使用料
合計	2,697,482 円	-	-	

(4) 事業費の財源＜令和 2 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	2,697,482 円	100%	
合計	2,697,482 円	100%	

2 監査の方法

担当課に対するヒアリングを実施したほか、決裁資料、入札手続書類等の資料提供を受けて通査した。

3 監査結果

(1) 「平成 30 年 7 月豪雨災害 呉市災害記録誌」について

ア 概要

呉市を襲った平成 30 年 7 月豪雨災害の記憶を風化させることなく未来へ継承し、災害の教訓として活かしていくため、被害の状況やその際の災害対応など、当時の状況を整理し、災害の記録として取りまとめた記録誌である。

本文のページ数は 278 ページであり、製本部数は 1,000 部である。

印刷製本については、受注希望型指名競争入札により業者を選定している。

記録誌の内容に関して、当初は構成や編集デザインなどの全てを業務委託とする予定であったが、担当課職員が資料等の作成を行うことに変更したため、事業費の支出を抑えることができた。

イ 構成

章	概要
第 1 章 気象の概要と被害の状況	気象の概要、人的・物的な被害の状況
第 2 章 災害対策本部	災害体制の推移、活動など
第 3 章 避難の状況	避難所における被災者支援など
第 4 章 救出・救護・保健活動	消防局・消防団、医療機関等の活動など
第 5 章 被災者支援活動	生活衛生支援、罹災証明、住宅提供など
第 6 章 応急復旧対策	道路・河川等の復旧など
第 7 章 国・県・他団体からの支援	人的応援制度、呉市への応援職員の派遣
第 8 章 広がる支援の輪	くれ災害ボランティアセンターなど
第 9 章 復旧・復興に向けて	呉市災害復興本部の設置など
資料編	時系列表などの参考資料

ウ 配布先の概要

配布先	配布部数
国や県の関係機関、庁内各課等	221 部
小中学校等	225 部
商工会議所、自治会連合会等支援団体	310 部
呉市ホームページ	PDF データにて一般公開
予備	244 部
合計	1,000 部

(2) 評価

記録誌の内容は充実している。配布先についても問題なく、事業費の計上、入札手続等に特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
03	平成 30 年 7 月豪雨災害 犠牲者追悼行事	復興総室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	犠牲になられた方々を追悼し、大きな被害をもたらした豪雨災害の経験や記憶を時間の経過とともに風化させることなく次世代へ継承するため。		
関連計画等	・呉市復興計画（51 ページ）		
主な事業内容	平成 30 年 7 月豪雨災害で犠牲になられた方を追悼するための式典又は献花台の設置。		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	567,040 円	567,020 円	585,920 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	547,040 円	567,020 円	585,920 円
	決算額(E)	218,720 円	201,080 円	230,780 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	328,320 円	365,940 円	355,140 円
	予算執行率(E)/(D)	39%	35%	39%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	163,720 円	135,080 円	135,080 円	生花
使用料及び賃借料	55,000 円	66,000 円	95,700 円	祭壇等
合計	218,720 円	201,080 円	230,780 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	230,780 円	100%	
合計	230,780 円	100%	

2 監査の方法

担当課に対するヒアリングを実施したほか、決裁資料、契約書等の資料提供を受けて通査した。

3 監査結果

(1) 平成 30 年 7 月豪雨災害 犠牲者追悼行事について

ア 概要

平成 30 年 7 月豪雨災害の犠牲者追悼行事として、市役所本庁舎 1 階に献花台を設置し、市民による献花を行うものである。

献花用の生花を呉市が用意し、不特定多数の市民がこれを献花する。申込みは不要である。供え物については受け付けていない。

なお、防災行政無線、市ホームページ等において、当該行事の当日の正午に、それぞれの職場・家庭などにおいて、1 分間の黙とうを捧げるお願いをしている。

生花の購入及び祭壇等のレンタルについては、各年度に見積書を徴したうえで随意契約にて契約を締結している。

イ 令和 2 年度～令和 4 年度の日程、場所、参加人数

日程	場所	参加人数
令和 2 年 7 月 6 日 10:00～17:00	市役所本庁舎 1 階 新日本造機ホール	150 名
令和 3 年 7 月 6 日 10:00～17:00	同上	195 名
令和 4 年 7 月 6 日 10:00～17:00	同上	271 名

ウ 広報の状況

① 事前告知

各年度において、追悼行事の開催内容に関して、概ね 6 月の段階で市ホームページにおける事前告知を行っている。

② 報告

各年度において、追悼行事を実施したのち、同実施内容に関して、市ホームページ上で報告を掲載している。

(2) 評価

生花の購入及び祭壇等のレンタルについての随意契約の手続、その他事業費の計上等に特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
04	いなし広場整備	復興総室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平成 30 年 7 月豪雨の際に、道路が寸断され、避難ができなかった中畑・下垣内等の住民を含め、今後災害が発生した際に避難できる環境を整えるため。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・第 5 次呉市長期総合計画（84 ページ） ・呉市復興計画（地区計画）（30 ページ） 		
主な事業内容	安浦町中畑地区にある「いなし広場」を一時避難場所や災害の記憶を継承する場所等として整備。		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 5 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	394,650 円	-	33,700,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	394,650 円	-	33,700,000 円
	決算額(E)	46,061 円	-	4,499,400 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	27,943,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	348,589 円	-	1,257,600 円
	予算執行率(E)/(D)	11%	-	13%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
報償費	40,000 円	-	-	ファンリテーター謝礼
需用費	1,300 円	-	-	参加者用飲み物
役務費	4,761 円	-	-	郵送料
委託料	-	-	4,499,400 円	基本設計・実施設計業務等
合計	46,061 円	-	4,499,400 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	2,299,400 円	51%	
市債	2,200,000 円	48%	緊急防災・減災事業債
合計	4,499,400 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課に対するヒアリングを実施したほか、令和5年10月13日に監査人及び補助者による現地視察を行った。

3 監査結果

(1) 事業概要

ア ワークショップの実施について

従前から地域による美化活動などの取組がなされてきた「いなし広場」について、平常時には地域資源を活用する施設や災害の記憶を継承する場として活用し、災害時には一時避難所として活用するため整備すべく、地域住民の意見を聞くワークショップが実施された。

令和3年3月までに、ワークショップが2回開催され（第1回9名、第2回7名参加）、ファシリテーター役の東京大学復興デザイン研究体の協力を得ながら、いなし広場の機能などについて意見交換が行われた。



いなし広場の場所（ピンク色点線）



現地視察時（R5.10.13）

イ 基本設計及び実施設計について

上記ワークショップの内容を参考として、一時避難場所及び災害の記憶の継承場所として整備するための基本設計及び実施設計を行ったものである。

設計委託については、一般競争入札によって業者が選定されている。

なお、着工時期等については、次のとおりである。

- ・外構整備工事（いなしふれあい広場） R5.11.22 契約
- ・いなしふれあい広場トイレ外新築工事 R5.12.27 契約
- ・いなしふれあい広場トイレ外給排水その他設備工事 R6.1.31 契約
- ・いなしふれあい広場トイレ外電気設備工事 R6.2.27 契約

(2) 評価

ワークショップは、WEB 会議システムを活用し、専門家の適切な関与のもとで、地域住民の意見を踏まえた検討が低予算のもとで実施されていると評価できる。

基本設計及び実施設計に関する入札手続についても、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
05	情報インフラ強靱化	行政改革デジタル推進第2課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害により呉市の各市民センターへ整備している光ケーブルが断線され、庁内ネットワークの利用ができなくなった場合、民間の光回線へ切り替えることで業務の継続を目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 3-1 対応策③） ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1） ・呉市復興計画（40 ページ） 		
主な事業内容	災害等による市役所本庁舎と各市民センターなどの出先機関をつなぐ庁内ネットワークの通信障害に備えるため、21 の出先機関に新たに民間の光通信回線とネットワーク機器を設置する。このことで、既存回線と民間の光回線による庁内ネットワークの二重化を実施し、防災体制の強化を図るもの。		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和4年度
実施主体	呉市	実施形態	請負、直営

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	14,206,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	14,365,010円
	決算額(E)	-	-	14,365,010円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	-
	予算執行率(E)/(D)	-	-	100%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	-	-	5,587,560円	
備品購入費	-	-	8,777,450円	
合計	-	-	14,365,010円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	165,010円	1%	
市債	14,200,000円	98%	緊急防災・減災事業債
合計	14,365,010円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関する書類の通査、及び現地視察に際して市民センターに設置されたネットワーク機器を確認した。

3 監査結果

(1) 事業概要

平成 30 年 7 月豪雨災害時では、川尻越（仁方町と川尻町の境）などで土砂崩落が発生し、各公共施設間を結ぶ呉市地域イントラネットの光ケーブルが一部の区間で断線し、市役所本庁舎と市民センターとの庁内ネットワークが数日間通信不能となり、庁内の情報システムが利用できなくなったため、住民窓口業務等に支障が生じた。

そのため災害時や通信障害等においても、業務を継続し情報共有が途切れない庁内ネットワーク環境を構築するため地域拠点を選定した。

市役所本庁舎と各市民センターなど 21 の出先機関（阿賀市民センターを除く 16 市民センター、つばき会館、すこやかセンター、東保健センター、消防 2 施設（本局、東消防署））に新たに民間の光通信回線とネットワーク機器を設置することとした。

市民センター等には市役所本庁舎から発せられる情報の窓口としての対応が求められ、保健所と消防施設には災害時に機動的な対応が求められる。このことで、既存回線と民間の光回線による庁内ネットワークの二重化が図られ、情報インフラ面において防災体制が強化されることとなった。

各市民センターにおいて通常時はゲスト用 Wi-Fi の通信回線として利用することができ、災害による障害が発生した際は、庁内ネットワーク保守事業者または行政改革デジタル推進第 2 課の職員が市民センターへ赴き手動で仮想専用線 (VPN) に切り替えることで、市民センター職員が住民記録システムや国民健康保険システム等の業務システムの端末やプリンタなどにアクセスできるようになる。自動ではなく手動で行うのは、コストを抑え確実な切替えを担保するためである。設定変更により庁内 LANWi-Fi を利用できなくなるが、災害時での利用ニーズもあると予想されるため今後は同時利用ができるよう検討しているところである。

(2) 評価

調査表の確認、ヒアリング、資料の通査及び視察において、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
06	防災対策事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民の生命及び財産を災害から保護するための施策等を実施することを目的とする。また、自主防災組織や防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 16 条 1 項、国民保護法 39 条 3 項、津波防災地域づくりに関する法律 53 条 1 項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 8 条 3 項、水防法 15 条 3 項 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-7-5、予-14-1） 		
主な事業内容	市民の生命及び財産を災害から保護するため、各種災害ハザードマップの作成・配布や地域防災計画の修正、自主防災組織への活動助成や防災リーダーの育成等を行う。		
開始事業年度	平成 20 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託、補助金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	—	8,260,000 円	—
	繰越計算書における繰越額計(A)	—	8,260,000 円	—
	繰越明許費の繰越額(実額)	—	8,260,000 円	—
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	—	8,220,300 円	—
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	—	39,700 円	—
予算執行率(B)/(A)	—	99%	—	
現年	当初予算額	27,074,000 円	23,637,000 円	19,336,000 円
	補正予算額	—	—	—
	予算現額(D)	27,195,000 円	23,640,000 円	18,867,000 円
	決算額(E)	16,233,787 円	20,181,534 円	16,619,461 円
	次年度への繰越額(F)	8,260,000 円	—	—
	不用額(D)-(E)-(F)	2,701,213 円	3,458,466 円	2,247,539 円
予算執行率(E)/(D)	59%	85%	88%	

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
報酬	2,074,184 円	3,809,313 円	3,629,109 円	会計年度任用職員
職員手当等	229,764 円	704,818 円	680,364 円	会計年度任用職員
共済費	335,860 円	660,762 円	655,501 円	会計年度任用職員
報償費	18,670 円	22,060 円	26,770 円	防災リーダー養成
旅費	48,000 円	52,640 円	77,420 円	研修等
需用費	4,871,181 円	2,369,197 円	1,884,962 円	地域防災計画修正分印刷等
役務費	2,533,028 円	78,990 円	98,525 円	電信料、翻訳料
委託料	825,000 円	14,358,300 円	3,662,000 円	ハザードマップ印刷、保守管理、業務
備品購入費	36,100 円	949,754 円	273,810 円	防災リーダー人材育成用備品
負担金、補助金	5,262,000 円	5,396,000 円	5,631,000 円	自主防災組織補助金等
合計	16,233,787 円	28,401,834 円	16,619,461 円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	14,462,275 円	87%	
県から	140,000 円	0.8%	広島県防災リーダー養成事業補助金 補助率 1/2
その他	2,017,186 円	12%	広島県市町村振興協会助成金 助成率 1/2
合計	16,619,461 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

成果指標

指標名	自主防災組織活動カバー率			
目標値設定の理由・根拠	新規結成数を年間 3~4 団体として目標設定			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値		85.5%	86.3%	
達成値	85.7%	86.5%	87.0%	
達成率		101.1%	100.8%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) ハザードマップ作成等

ア 市民の生命及び財産を災害から保護するため、各災害別にハザードマップを作成している。

「土砂災害」、「洪水」、「高潮」、「津波」、「地震」、「ため池」、「土砂災害+洪水」、「土砂災害+洪水+高潮」に応じてそれぞれに対応したものが作成されている。また、日本語を含め6か国語に対応している。

国の中央防災会議や県の地域防災計画の変更に伴う変更等も検討している。

周知については、各戸配布、市ホームページでの公開、市民センターへの備置等を行っている。

紙面の形式によるもののみでなく、「呉市WEB版防災・ハザードマップ」も作成し、Web上で危険な箇所を確認できるように市ホームページで公開している。

「呉市WEB版防災・ハザードマップ」については、地図・航空写真の切り替えや、マップの拡大・縮小も可能である。

イ 「呉市WEB版防災・ハザードマップ」については、パソコンでもスマートフォンでも閲覧可能である。

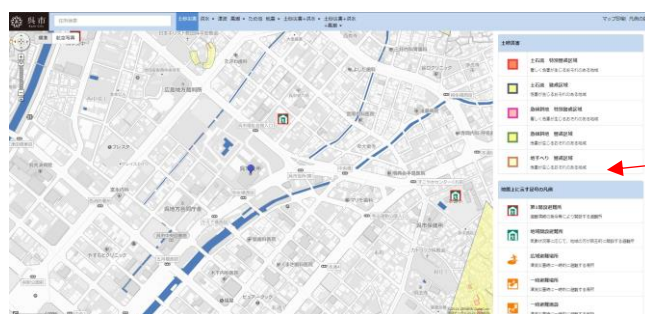
パソコンで閲覧した場合には凡例（地図上の何色の地域が何メートルの津波が予想される地域なのか等）が地図と同時に表示されるため読みやすい。

しかし、スマートフォンで閲覧した場合には凡例がメニューの最下部に表示

されるため、地図上に色付けされた色の示す意味が一見してわかりにくい。現状では、画面右上のメニューボタンをタップした後、最下部へスクロールして「凡例の説明」をタップすると凡例の説明画面へ移動することにより凡例を参照することになる。

スマートフォンによる情報収集の利便性に鑑みると、スマートフォンでの閲覧の際に地図の凡例を参照しやすくするように改善する（地図と同時に表示する、ワンタップで表示できるようにする、又はメニュー最上部に表示するなど）のが望ましい。

<パソコンでの表示>



凡例が地図と同時に表示されている。

<スマートフォンでの表示>



メニューを開いてから、最下部へスクロールし、「凡例の説明」をタップすると凡例の説明画面へ移動する。

【意見1】

「呉市 WEB 版防災・ハザードマップ」のスマートフォンでの閲覧について、地図の凡例を参照しやすくするように改善する（地図と同時に表示する、ワンタップで表示できるようにする、又はメニュー最上部に表示するなど）のが望ましい。

(2) 呉市地域防災計画の修正等

ア 呉市地域防災計画（P. 15）の修正を実施し、庁内及び関係機関に配布をしている。

イ 呉市地域防災計画に基づく事業の一覧表は作成されておらず、計画全体を見渡した進捗状況の管理・取りまとめを行う課はない。

また、「災害予防編」に記載されている各種対策等について、いずれの課が担

当すべきこととなるのかが一見して明らかでない。「資料編」には分掌事務に係る記載（災害復旧・復興編に関する災害復旧本部体制図、風水害応急対策編・震災応急対応編等に関する分掌事務の一覧）があるものの、資料編と各本編との対応する部分を照合・確認する作業が必要となる。

このように、計画に係る事業一覧が作成されておらず、事務分担が明確でない状況からすると、計画の実施に遺漏なく、管理が十全になされるかどうか、懸念を生じる。

また、事業内容の重複等の不経済（つまり、事業内容が重複することによる無駄）を生じる懸念もある。

実際に、本監査を実施している途中、本来であれば防災・減災に資する事業として挙げられるべき事業について、監査人に対する回答から漏れていた事業があったことが判明した（学校施設課が学校等に「救給カレー」を配備する事業。現地視察番号⑦（天応学園（体育館、教室））P. 249の現地視察時に判明。）。この点、災害対策事業（通し番号 08、P. 53）の備蓄物資等との兼ね合いで、必要量の調整検討の余地があったのではないと思われる。

計画に関する事業が遺漏なく十全に行われ、また、事業内容の重複による不経済を防ぐことを図るため、呉市地域防災計画については各本編にも担当課を明記する又は資料編の分掌事務一覧に本編の該当ページを明記するのが望ましい。

【意見 2】

呉市地域防災計画については各本編にも担当課を明記する又は資料編の分掌事務一覧に本編の該当ページを明記するのが望ましい。

ウ 目次について

「資料編」について、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に関する資料（津波に関する船舶対応表）が収録されている。

しかし、「資料編」の目次において「南海トラフ地震防災対策推進計画関係」が挙がっていないかった。

【意見 3】

呉市地域防災計画「資料編」目次に「南海トラフ地震防災対策推進計画関係」を追記するのが望ましい。

(3) 呉市防災リーダー養成等

ア 呉市防災リーダーとは、呉市独自の制度であり、呉市が実施する研修を修了若しくは他所定の条件を満たす者を、自主防災組織の活動の担い手として呉市長が認定するものである。なお、呉市防災リーダーといっても、災害時に特別の法的義務を負うものではない。また受講者に研修費等の負担はない。

同研修は、一回の研修が連続した土曜日の3日間（午前9時から午後4時30分まで）に分けて毎年度2回実施されている。なお、監査人も令和5年度の研

修に参加し、呉市防災リーダーの認定を受けた。

さらに、令和4年度から認定済みの呉市防災リーダーを対象とし、各地区の実情に応じて、防災に関する講話や指導のための知識及び技術を習得、並びに避難所の運営等を目的として、充実・強化研修を実施している。

<防災リーダーの認定証等> (写真は監査人が受講した際のもの)



イ 呉市防災リーダー制度の導入は、防災意識の高い者に対し、より高度な講習を受けてもらい、実践の機会を与えるものであり、高く評価できるものである。同制度は、呉市においても研修方法（実施の曜日や研修内容）が変化するなど試行中のものである。今後の研修の実施状況等により、制度をより改善させ、より広く市民が参加でき、防災意識の高揚につながることを期待する。

なお、心肺蘇生の練習用の人形について、古くなっており肺の部分が膨らむ機構に故障を生じているものが見受けられた。備品について故障のあるものについては修理ないし買替えをして訓練環境の充実を図るのが望ましい。

【意見4】

呉市防災リーダー養成等に関し、備品について故障のあるものについては修理ないし買替えをして訓練環境の充実を図るのが望ましい。

(4) 自主防災組織の強化・促進等

ア 概要

自主防災組織とは、地域住民が自主的に結成する防災組織である。呉市の自

主防災組織には、自治会やマンション管理組合がある（大多数は自治会である。）。

「自助」「共助」「公助」の連携を図るという防災の基本的な考え方の中で、国は、地域防災力の重要性を踏まえた上、自主防災組織の結成を促進しており、呉市も同様の方針を採用している。この方針に基づき担当課は、地元説明会を開催するなど自主防災組織の結成を図り、活動を支援している。

自主防災組織の活動助成として、防災訓練を行った組織や防災資機材を購入した組織に対して、補助金を交付している。交付した補助金は、非常用食料、土のう袋、発電機及びブルーシートなどの購入費として利用されている。

イ 成果指標について

(ア) 前記成果指標において、令和4年度には自主防災組織活動カバー率87%を達成したとされている。同%の計算方法は、「自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数」/「市内全世帯数」で計算されたものであり（同計算方法は総務省消防庁が示す計算式に基づく）、実際には自主防災組織として活動していない者も当該自主防災組織の活動範囲内であれば、自主防災組織活動をしているとの評価を受ける形となっている。

(イ) 担当課によれば、自主防災組織活動カバー率の計算方法は、各自治体によって様々であり、統一された計算方法はないとのことである。

呉市では、前記計算方法を採用し、各自主防災組織がカバーする地域の住民全員が当該自主防災組織として活動している計算となっている。一方、ある自治体では小学校区内に自主防災組織があるかという観点から、同区内に自主防災組織があれば同小学校区の住民全部を自主防災組織活動にてカバーされているとして計算するところもあるようである。

しかし、そもそも自主防災組織は、平常時には、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行い、災害時には、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、地域の災害危険箇所等の把握及び周知等を行うものである。このため、自主防災組織カバー率は、このような自主防災組織によって平時における災害への備え及び災害時における共助対象となる世帯がどの程度あるかを把握するものである。とすれば、自主防災組織として活動していない世帯を含めて計算することに疑問を感じざるを得ない。実態を正確に把握し、施策を講じるためには、自主防災組織カバー率については、従来の計算方法に加え、当該自主防災組織として実際に活動している世帯数に基づいて計算した率についても示すのが望ましい。

【意見5】

自主防災組織カバー率については、従来の計算方法に加え、当該自主防災組織として実際に活動している世帯数に基づいて計算した率についても示すのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
07	防災訓練事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災訓練の実施により、関係機関・団体等との連携を図り、災害発生時に迅速に対応する能力を身につけることで、被害を最小限に食い止めることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑤） ・災害対策基本法 48 条 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-15-1） 		
主な事業内容	関係機関と合同で総合的な防災訓練等を実施し、連携を強化する。		
開始事業年度	昭和 44 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市防災会議（総合防災訓練） 呉市（図上訓練）	実施形態	直営、委託（総合防災訓練） 委託（災害図上訓練）

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	2,679,000 円	4,248,000 円	4,076,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	1,850,000 円	1,701,000 円	3,320,000 円
	決算額(E)	0 円	719,400 円	3,126,020 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,850,000 円	981,600 円	193,980 円
	予算執行率(E)/(D)	0%	42%	94%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	-	-	37,320 円	お茶（総合防災訓練）
委託料	-	719,400 円	3,088,700 円	総合防災訓練、災害図上訓練
合計	-	719,400 円	3,126,020 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,126,020 円	100%	
合計	3,126,020 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 本事業について

令和2年度及び令和3年度の呉市総合防災訓練は、各関係機関が新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じた訓練を計画していたが、いずれの年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大したため、訓練を中止した。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、訓練規模を縮小し、高度救助隊による救出訓練、DMAT等医療機関による応急救護（トリアージ等）訓練、陸上自衛隊による防疫活動、保健所による新型コロナウイルス感染症患者の搬送車の展示を行った。なお、規模縮小により、市民による救出・避難・非常炊き出し及び緊急援助物資の搬送訓練等と各事業者、自主防災組織等による防災体験及び防災パネル等の展示コーナーは実施されていない。

災害図上訓練については、大規模災害時における適切な災害対応の習熟を図るためにブラインド形式（事前にシナリオを公開しない）で実施した。次々と付与される情報に対し、具体的な方策を検討し、対応計画やマニュアル等を体に覚え込ませるとともに、情報収集や意思決定のポイントを習得することを目的としたものである。

令和2年度までは、市の直営で災害図上訓練を企画・実施していたが、令和3年度からは、多くの訓練を手掛けている一般財団法人消防防災科学センターに委託し、近年の災害の特徴に対応した内容等で行う予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画途中で中止した。令和3年度の事業費は、最終的には中止となったものの、災害図上訓練の準備に要した費用である。

令和4年度も同センターへ委託し、地震を想定した発災直後の災害対策本部事務局の対応及び発災から数日後における受援訓練を実施した。

(2) 呉市総合防災訓練について

ア 呉市総合防災訓練は、災害対策基本法48条（防災訓練の実施義務）及び呉市地域防災計画に基づき、防災機関相互の連携体制の強化、自主防災組織の育成強化及び市民の防災意識の一層の高揚を図ることを目的としている。同訓練は、呉市防災会議（呉市が事務局となる会議であり、会長は呉市長である。）の主催で、呉市、自衛隊、医師会、消防局及び警察署等の各関係機関と合同で行う訓練である。令和4年度はコロナ禍による規模縮小により200名程度で実施されたものの、令和5年度は400名程度にて実施された。

呉市総合防災訓練において、当日の講評等を行われず、また反省及び振り返り等が記載された資料は存しない。

監査人及び監査補助者は、令和5年度に実施された呉市総合防災訓練を一般

席から見学した。

<訓練の様子> (R5.10.30 現地視察時)



イ 呉市総合防災訓練は、訓練参加機関である自衛隊、医師会、消防局及び警察署等が災害対応における互いの活動を確認することを目的とするものである。この訓練は、共同での訓練を通じ、災害時における各自の役割・連携方法の検討・確認に資し、さらに共同訓練を通じた信頼関係を災害時に役立てる観点からも有用な訓練であると思料する。また、同訓練を一般に公開することで、市民の防災意識高揚にも資するものと思料する（なお、監査人らが一般席から見たところ、訓練の一部は一般席からは消防車の停車位置のために観覧できない訓練があった。市民にも公開し、防災意識高揚を目的としていることからすれば、停車位置に留意するなど見せ方も考慮すべきであろう。）。

呉市総合防災訓練は、上記のとおり防災のために有用なものである。とすれば、訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点及び気づきなどを記録として訓練参加者以外の者や後任に対して引き継ぐ努力をすべきである。しかし、現在の呉市総合防災訓練では、訓練当日における専門家による講評もなく、また反省点や振り返り等を記載した資料がない状態である。これではせっかくの訓練における成果の引継ぎが極めて困難であろう。単なるパフォーマンスと評価さ

れないためにも、訓練成果を残すよう努めるのが望ましい。

【意見 6】

呉市総合防災訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点及び気づきなどを資料として残し、訓練参加者以外の者や後任に対して引き継ぐのが望ましい。

(3) 災害図上訓練について

令和4年度実施の災害図上訓練は、呉市災害対策本部事務局における職員の災害対応能力の向上及び呉市災害時受援計画の検証を目的として実施された。同訓練は、事前に災害シナリオを公開せず、ブラインド方式で問題を出し、市職員の対応の災害対応の習熟度を確認するものである。

同訓練は、呉市が災害図上訓練の実施を委託した一般財団法人消防防災科学センターの監督の下で行われており、訓練後に訓練の振り返りや一般財団法人消防防災科学センター担当者による講評も行われている。

通し番号	事業名	担当課
08	災害対策事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害が発生した際の市民の生命及び財産に及ぶ被害を最小限に抑えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-1 対応策①） ・災害対策基本法 49 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-12-1） 		
主な事業内容	災害が発生した際に対応するため備蓄物資等の確保などの施策を実施する。		
開始事業年度	平成 20 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	20,030,000 円	11,038,000 円	10,691,000 円
	補正予算額	44,600,000 円	-	-
	予算現額(D)	78,342,000 円	10,662,000 円	11,916,000 円
	決算額(E)	66,806,903 円	9,102,286 円	11,196,381 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	11,535,097 円	1,559,714 円	719,619 円
	予算執行率(E)/(D)	85%	85%	93%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	28,076,330 円	7,242,721 円	10,108,307 円	備蓄物資(※)、避難所物品等
役員費	1,941,810 円	1,859,565 円	644,080 円	避難所毛布クリーニング
備品購入費	36,788,763 円	-	443,994 円	防災備蓄(※)
合計	66,806,903 円	9,102,286 円	11,196,381 円	

※「備蓄物資」は、水や非常食などの食料や避難所等で使用する消耗品を示し、「防災備蓄」は、同消耗品以外の備品を示している。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	11,196,381 円	100%	
合計	11,196,381 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施し、備蓄物資等の保管場所を主とした一部の避難所及び一部の集中備蓄倉庫を視察した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 本事業について

呉市では、災害が発生した際に備え、平常時から食料、飲料水、粉ミルクや液体ミルクなどの食料品及び毛布、簡易トイレなどの生活用品を備蓄している。

食料については、7年保存の調理不要食を購入し、災害時に水が使えなくなった場合に備え、開封後そのまま食べることができるように配慮されている。飲料水については、500mlの10年保存水を購入・備蓄している。

毛布については、毎年使用分をクリーニングし、その後リパッケージしている。リパッケージ後は10年保存が可能である。毛布のリパッケージにて、使用済み毛布の廃棄費用・新規毛布の再配備費用の削減を行い、また、リユースにて環境にも配慮している。

また、プライバシー保護などを目的として、間仕切りテントやパーソナルテントを各避難所に備蓄しており、要配慮者や女性に配慮している。その他にもスポットクーラー、段ボールベッドやエアマットの備蓄、さらには新型コロナウイルスの感染症を含む感染症対策として、消毒液、マスクや非接触型体温計も備蓄している。

(2) 備蓄物資等及び保管場所についての定め

ア 呉市地域防災計画. 共通編. 災害予防編. 第12節「災害対策資機材等の備蓄体制の整備」では、以下のとおり定められている。

- ① 備蓄数量 地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに設定する。
- ② 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の三者が行うものとする。

- ・家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。
- ・市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分（食料については2食分）程度の備蓄に努める。
- ・県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、市対応後の1日分（食料については2食分）程度の備蓄に努める。
- ・市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

③ 備蓄方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。
物資の備蓄倉庫の整備に努める。

④ 保管場所

市は、庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、まちづくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める。また備蓄にあたっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

イ 第5次呉市長期総合計画 164 頁にて、備蓄目標は、備蓄食料数が令和7年度に 65,100 食、備蓄飲料水が令和7年度に 68,616ℓと定められている。

この点、担当課によれば、食料及び飲料水の備蓄目標数は、広島県地震被害想定調査で南海トラフ地震による避難者数は 29,548 人と想定されているところ、この 29,548 人と災害応急対策従事者 2,955 人（避難者数 10 人に対して 1 人として換算）の 1 日 2 食の備蓄及び飲料水が必要となると試算しており、以下の備蓄数を目標に備蓄することとであった。なお、以下の飲料水の備蓄目標は、備蓄飲料水が 10 年保存であることを踏まえ、目標備蓄飲料数到達以降は、当該年度に保存期間の終了により廃棄となるものを補う形で購入をすることを目的として、令和 10 年度までの達成目標となっている。

① 食料

$(29,548 \text{ 人} \times 2 \text{ 食}) + (2,955 \text{ 人} \times 2 \text{ 食}) = 65,006 \text{ 食}$

② 飲料水

$(29,548 \text{ 人} \times 30) + (2,955 \text{ 人} \times 30) = 97,5090$

ウ 広島県作成の災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（平成 29 年 1 月）によれば、発災から 1 日目は家庭・企業及び市にて準備した備蓄物資等、発災 2 日目は広島県の準備した備蓄物資等、発災 3 日目は県民・企業の備蓄物資等や協定企業等からの調達品を用いるべきこととされている。

(3) 保管場所

ア 呉市は、市役所本庁舎 2 階防災倉庫、新日本造機ホール、シンヨーオークアリーナ、IHI アリーナ呉、旧五番町小学校に多数の備蓄物資等を保管する他、呉市が指定している避難所のうち大雨の際に開設される第 1 開設避難所（地震の際のみ開設される第 1 開設避難場所を除く）を備蓄物資等の保管場所としている。呉市は、第 1 開設避難所ごとに市職員を担当者にしており、同担当者が担当避難所の備蓄物資等の保管場所及び数量等を確認している。

もっとも、担当課は、令和 4 年度までは備蓄施設における備蓄物資等の保管場所を把握するためのロケーション図や詳細な備蓄物資等の内容など各避難場所の運営状況について詳細を把握していなかった。担当課は、現在、第 1 開設避難所の施設概要、開設時の運営状況（避難者使用スペースや受付場所等）、備蓄物資等の保管場所等を記した平面図、避難所別在庫一覧表を 1 セットとした「避難所台帳」を作成中であり、令和 5 年度末の完成を目指している。

イ 呉市は、備蓄物資等に関し、大雨の際に開設させる第1開設避難所を保管場所とし、地震の際にのみ開設される第1開設避難所を保管場所としていない。この理由について、担当課は、平成30年豪雨災害を契機に、呉市では最も災害発生頻度の高い大雨による災害対策を優先しているためと説明する。そして、地震の際にのみ開設される第1開設避難所に物資が必要な状態となった場合には、近隣の大雨時に開設する避難所または集中保管場所に保管している備蓄物資等を搬送する予定とのことであった。

しかし、今後30年以内に70～80%の確率での発生が予想されている南海トラフ地震等の地震災害を念頭におけば、大雨災害のみを重視して備蓄物資等の保管場所を決定する現在の状況は妥当とは評価できない。災害時における交通の分断等を考慮すれば容易に備蓄物資等を搬送できない事態も想定される。少なくとも交通分断によって搬送の困難が想定される場所については、地震時のみに開設される第1開設避難場所にも備蓄物資等を備置しておくことが望ましい。

【意見7】

備蓄物資等の搬送の困難が想定される場所については、地震時のみに開設される第1開設避難場所にも備蓄物資等を備置しておくことが望ましい。

ウ 呉市は、市役所本庁舎2階防災倉庫、新日本造機ホール、シシンヨーオークアリーナ、IHIアリーナ呉、旧五番町小学校を集中保管場所として、同所にて多数の備蓄物資等を保管する。担当課は、同保管場所に備蓄された備蓄物資等は災害時に必要に応じて避難所に配布すると説明する。

呉市の有する備蓄物資等の内、液体ミルク及び粉ミルク（新日本造機ホールのみで備蓄）、乳児用オムツ（シシンヨーオークアリーナのみで備蓄）、子ども用オムツ（IHIアリーナ呉のみで備蓄）、成人用オムツ（シシンヨーオークアリーナ及びIHIアリーナ呉のみで備蓄）、生理用品（市役所本庁舎2階防災倉庫、シシンヨーオークアリーナ及びIHIアリーナ呉のみで備蓄）、並びに組立式トイレ及びトイレ袋（市役所本庁舎2階防災倉庫、シシンヨーオークアリーナ、IHIアリーナ呉及び旧五番町小学校のみで備蓄）は、集中保管場所でのみ備蓄されており、いずれの避難所にも備蓄がない。

しかし、上記備蓄物資等はいずれも災害時には直ちに必要となるものである。また、呉市地域防災計画では、前記の通り「指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、・・・備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する」旨を定めている。災害時に電気や水道が使用できない事態、容易に連絡ができない事態、道路状況が悪く容易に備蓄物資等を運搬できない事態を想定すれば、上記備蓄物資等は、各避難所にも一定数の備蓄が必要である。避難場所にて備蓄物資等の保管場所に制限があり、備蓄物資等を増加できない場合には呉市地域防災計画にも記載のとおり民間倉庫の利用をも検討すべきである。

【指摘 1】

呉市地域防災計画に則り、液体ミルク及び粉ミルク、乳児用オムツ、成人用オムツ、生理用品、組立式トイレ及びトイレ袋等の必需品は各避難所又はその近傍で地域完結できるよう備蓄すべきである。

(4) 要配慮者用の備蓄物資等

前記のとおり呉市地域防災計画. 共通編. 災害予防編. 第 12 節「災害対策資機材等の備蓄体制の整備」には、備蓄品の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する旨が定められている。

そして、市は、乳幼児用の備蓄物資等として、粉・液体ミルク、ほ乳瓶、乳児・子ども用オムツ及びおしり拭き等を備蓄している。また、市は、女性・妊産婦用の備蓄物資等として、生理用ナプキンを備蓄している。

しかし、上記の備蓄物資等のみにて乳幼児及び女性の必要最低限の需要を満たしているか疑問が残る。具体的には乳幼児用の備蓄物資等としては、授乳用ケープ、離乳食等は備蓄されていない。また女性・妊産婦用の備蓄物資等としては、防犯ブザー、おりものシート、サニタリーショーツ、女性用・妊産婦用下着及び母乳パッド等は備蓄されていない。

なお、現在、危機管理課には女性の正職員は存しない状態である。市においては、要配慮者への需要を考慮するために、担当課である危機管理課に女性を配置するなどの対応を検討することもあり得るが、この点は行政監査（部課等の組織、職員の配置等）にわたる事項であるため包括外部監査の対象とできない。

【意見 8】

要配慮者の需要を把握し、備蓄物資等の調達にあたって一層の配慮が望まれる。

(5) 現状の備蓄数量について

ア 食料及び飲料水の備蓄状況

担当課によれば、食料について、呉市は、令和 5 年 3 月 31 日時点にて 53,636 食（上記担当課目標 65,006 食の 82.5%）を備蓄し、また飲料水については、令和 5 年 3 月 31 日時点にて 36,576ℓ（上記担当課目標 97,509ℓの 37.5%）を備蓄している。

イ 各保管場所における備蓄物資等の管理状況

(ア) 令和 4 年度までの管理状況について

担当課によれば、令和 4 年度までは各避難場所の備蓄物資等について、一括購入時のデータを把握しているものの、食料などの消耗品についての使用状況・廃棄状況、その他の備蓄物資等の正確な保管状況等を把握していなかった。

(イ) 「避難所台帳」及び「在庫一覧表」について

現在、担当課は、令和 5 年度末までに在庫一覧表を含めた「避難所台帳」の完成を目指している。

「避難所台帳」は、第1開設避難所について、避難所ごとに、施設概要、開設時の運営状況（避難者使用スペースや受付場所等）、備蓄物資等の保管場所等を印した平面図、避難所別在庫一覧表をまとめたエクセルファイルである。

「避難所台帳」に付属する資料の中でも、特に避難所別在庫一覧表（以下「在庫一覧表」という。）については、備蓄物資等の場所、内容及び量、消費期限及び不足物の把握にとって必須のものであり、災害発生時及び平時の在庫確認において必要となる。

そのため、「避難所台帳」は早急に完成させなければならないものである。

なお、監査人が開示を受けた資料を確認すると、担当課は、遅くとも令和4年度には避難所担当の市職員に対し、備蓄物資等の確認を指示し、市担当者から備蓄物資等の保管場所及び数量等の情報収集を開始している。

【指摘2】

「避難所台帳」を速やかに完成すべきである。

監査人は、担当課から未完成との留保付きで在庫一覧表の提供を受け、現地視察による備蓄物資等の確認を行った。

その詳細は、「第3 備蓄物資等の視察による監査結果」(P.207)に記載のとおりである。

在庫一覧表が未完成であることを前提としても、改めて指摘すべき事項ないし意見を述べるべき事項が散見されたため、独立した節を設けて報告することとしたものである。

(ウ) 監査人は、吉浦まちづくりセンターでの現地視察に当たり、担当課から令和5年6月1日の在庫状況に係る「災害備蓄品 避難所別在庫一覧表」の開示を受けた。

しかし、監査人にて改めて同表のエクセルファイルでの開示を求めたところ、担当課から当該ファイルを紛失ないし誤消去しており、令和4年6月8日の在庫状況に係るものしか存しないとのことであった。

最新の在庫状況を確認した資料を紛失した状況に鑑みると、令和5年度未までの「避難所台帳」の作成も危ぶまれるといわざるを得ない。

【意見9】

備蓄物資等の保管状況をまとめた資料の保管方法及び編集方法について、担当課内で混乱がないように統一することが望まれる。

通し番号	事業名	担当課
09	河川防災ステーション管理事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	水防・復旧活動を迅速に行うことにより、市民の生命及び財産の被害を最小限に抑えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・災害対策基本法 8 条 2 項 11 号 ・呉市地域防災計画（共通編：予-11-1、風水害対策編：水-9-1、資料編：風震-3-3、水-9-1～3） 		
主な事業内容	水防・復旧の拠点として整備された水防センター施設の維持管理を行う。		
開始事業年度	平成 18 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	492,000 円	484,000 円	556,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	488,000 円	3,404,000 円	890,000 円
	決算額(E)	472,461 円	3,380,921 円	889,390 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	15,539 円	23,079 円	610 円
	予算執行率(E)/(D)	96%	99%	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	339,898 円	3,264,719 円	798,309 円	光熱水費、修繕料(黒瀬川河川防災ステーション)
役務費	45,418 円	34,541 円	14,521 円	火災保険料
委託料	72,600 円	73,260 円	76,560 円	保守管理(黒瀬川河川防災ステーション自家用電気工作物)
材料及び賃借料	14,545 円	8,401 円	-	NHK 放送受信料(黒瀬川河川防災ステーション)
合計	472,461 円	3,380,921 円	889,390 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	889,390 円	100%	
合計	889,390 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施し、黒瀬川河川防災ステーションを視察した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

河川防災ステーションや水防倉庫を維持管理し、市民の安全・安心を守るための事業である。

(1) 黒瀬川河川防災ステーション

洪水時における円滑かつ効率的な水防活動及び災害時の緊急復旧活動を行う拠点として、広島県の河川防災ステーション整備事業により、平成18年5月28日に供用が開始された。広島県所有の土地上に、呉市所有の建物が建築されており、広島県と呉市の共同で用いられている。

平常時においては、水防訓練、河川事業、水防活動のPRの場や地域のコミュニティ拠点として活用されている。

施設概要

① 所在地：呉市郷原町

② 敷地面積：約8,300 m² 建物延べ面積：311 m²

駐車場面積：4,140 m²

③ 建築構造：鉄骨造2階建

(1階) 水防倉庫(市・県)、ポンプ車庫、トイレ、玄関ホール

(2階) 災害対策室、待機室、休憩室、給湯室、変電・発電室

(2) 水防倉庫

次の施設において、水防資機材を保管している。

呉市には、宮原水防倉庫(宮原4丁目8-1・宮原小学校敷地内)、警固屋水防倉庫(警固屋6丁目・警固屋市民センター東側敷地内)、川尻水防倉庫(川尻町東1丁目1-21)、蒲刈水防倉庫(蒲刈町宮盛・蒲刈市民センター東側敷地内)及び黒瀬川河川防災ステーションが存する。

<概観等> (R5.10.13 現地視察時)



(3) 評価

倉庫内の整頓状況等、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
10	防災情報網管理事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害が発生するおそれや発生した場合の職員等の参集、地域住民への避難指示等の情報伝達、関係各機関との情報の伝達・連携を図り、迅速な初動体制をとることにより危機管理機能を強化し、被害を最小限に抑えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・ 災害対策基本法 56 条等 ・ 第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・ 呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、2、4） 		
主な事業内容	災害等が発生するおそれや発生した場合の防災関係機関、地域住民、各センター等への情報伝達の維持管理及び防災行政無線やその他の情報伝達機関の維持管理を行う。		
開始事業年度	平成 18 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負、委託、負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	32,600,000 円	39,569,000 円	42,267,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	32,600,000 円	39,569,000 円	42,267,000 円
	決算額(E)	31,200,547 円	38,617,211 円	41,353,388 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,399,453 円	951,789 円	913,612 円
	予算執行率(E)/(D)	95%	97%	97%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
旅費	-	4,640 円	9,280 円	無線講習
需用費	12,001,011 円	15,044,116 円	17,935,724 円	光熱水費、防災行政無線関係修繕
役務費	7,786,406 円	10,149,717 円	10,274,897 円	回線使用料等、一斉電話伝達サービス、防災情報等配信サービス、火災保険料
委託料	10,721,040 円	12,671,340 円	12,383,765 円	無線保守管理業務等
使用料及び賃借料	112,780 円	112,780 円	89,372 円	電柱添架料
負担金、補助及び交付金	579,310 円	634,618 円	660,350 円	広島県総合行政通信網管理、防災行政無線電波利用、無線講習負担金
合計	31,200,547 円	38,617,211 円	41,353,388 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	41,113,808 円	99%	
その他	239,580 円	0.5%	雑入
合計	41,353,388 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	一斉電話伝達サービス登録件数			
目標値設定の理由・根拠	1分間に可能な電話件数は300件となる。一斉電話伝達サービス開始から10分間に電話可能な件数は3,000件であるため、3,000件の登録を令和7年までの目標としている。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	3,000件	3,000件	3,000件	R元→R7 3,000件
達成値	791件	816件	825件	
達成率	26.3%	27.2%	27.5%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

災害等が発生するおそれ、または発生した場合の防災関係機関、地域住民及び各センター等への情報伝達ツールの維持管理、並びに防災行政無線やその他の情報伝達ツールの維持管理を行っている。具体的な業務内容は以下のとおりである。

○防災行政無線の維持管理

○防災行政無線テレホンサービス・・・電話にて、防災行政無線放送で放送した最新の内容を確認できるサービス。

○防災情報メール・・・・・・・・・・気象情報や、災害時の重要な防災情報を、市から携帯電話やパソコンへメールで伝達するサービス。令和5年8月29日現在にて、26,318件が登録されている。

○一斉電話伝達サービス・・・・・・・・・・携帯電話やメールが受信できない方や視覚障害がある方などを対象に、「避難情報」と「津波に関する情報」を、登録した固定電話へ音声で案内するサービス。登録を希望する市民から市役所にFAXしてもらうことで市が固定電話番号を登録している。

ア 防災行政無線の維持管理費用

呉市は、防災行政無線を、地域住民への避難指示等の情報伝達ツールとして、中心的なものと考えている。防災行政無線の適切な運用のためには、定期的な保守点検、バッテリー交換及び故障部分の修繕が必要となる。呉市では、5年ごとに地区を決めてバッテリー交換を行っている。

防災行政無線の保守管理費用について、呉市は、令和4年度に「呉市デジタル防災行政無線保守管理業務」（委託料約990万円）、「呉市防災行政無線倉橋地区外バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約630万円）、「呉市防災行政無線蒲刈地区バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約110万円）、「呉市防災行政無線安浦地区バッテリー修繕（内容はバッテリー交換）」（請負代金約380万円）、「J-ALERT等保守管理業務（J-ALERT受信機、防災行政無線操作卓、自動起動装置の保守管理を委託するもの）」（委託料約70万円）の委託費等を各支出しているところ、この契約相手は全て、防災行政無線のメーカーとの間の随意契約によるものである。

担当課は、随意契約の理由について、当該防災行政無線のメーカーでないと交換部品の調達や修理方法が困難、機器調整や動作確認等にメーカーの技術が必要な部分が多いとして、当該契約相手以外に履行できないためとしている。

イ その他の維持管理費用

呉市は、防災情報等配信サービス（委託料年間約320万円）、及び一斉電話伝達サービス運用業務（委託料年間約330万円）を、各システム構築業者に対し、随意契約にて委託している。

担当課は、随意契約の理由について、システムの開発業者以外の者が、保守管理を行うには、開発業者が所持するシステムの情報を入手する必要があるところ、この情報が開示されることはないことから、開発業者以外に保守管理を委託することが困難なためとする。

(2) 評価

ア 呉市契約規則等によれば、前記防災行政無線の保守管理及びバッテリー修繕（交換）は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきものである。

この点、担当課は、前記のとおり当該契約相手以外に履行できないものであるとして、例外的に随意契約が許容される契約であったと主張する。しかし、担当課は、このように主張する根拠資料を有していない。他市では、防災行政無線の保守管理やバッテリー交換の入札を実施している例もある。

担当課は、随意契約による場合には製造メーカーしか担当できないと安易に決めつけることなく、積極的に指名競争入札を検討すべきである。少なくとも、実際に他社ではできないか、製造メーカーと同業他社に確認することは必須と思量する。

【指摘3】

契約金額から呉市契約規則等によれば原則として入札手続が要求される場合、安易に随意契約を行うことなく、積極的に入札手続の可否を検討すべきである。また随意契約によらざるを得ない場合でも、このための根拠資料を取得すべきである。

イ 呉市契約規則等によれば、前記防災情報等配信サービス、及び一斉電話伝達サービス運用業務は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきも

のである。

この点、これらの業務の運用・保守管理には、開発業者が所持するシステム情報が必要と考えられ、システム開発業者でなければ委託できないという担当課の主張も理解できるところである。しかし、担当課は、システム開発業者以外が運用・保守管理できないという根拠資料を有していない。例外的なものとなる随意契約の適切性を担保するためには、実際に他社に委託できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料について確保すべきである。

上記アにおいて指摘したのと同様である。

通し番号	事業名	担当課
11	防災情報網整備事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民に迅速かつ的確な緊急情報等の伝達を行い、災害等による被害の低減を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 56 条等 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、2、4、6） 		
主な事業内容	防災行政無線の難聴地区に子局を増設するなど、広く情報が伝わるよう新たな伝達手段の導入を行う。		
開始事業年度	平成 18 年度以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	11,425,000 円	-	-
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	11,425,000 円	-	-
	決算額(E)	11,297,000 円	-	-
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	128,000 円	-	-
	予算執行率(E)/(D)	98%	-	-

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	11,104,500 円	-	-	一斉電話伝達サービス構築
備品購入費	192,500 円	-	-	灰ヶ峰中継局空調機器
合計	11,297,000 円	-	-	

(4) 事業費の財源<令和 2 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	11,297,000 円	100%	
合計	11,297,000 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業（防災情報網管理事業）は、防災情報網を整備し、市民に迅速かつ的確な緊急情報等の伝達を行い、災害等による被害の低減を図るものである。

防災情報網管理事業（通し番号 10）との違いは、防災情報網管理事業がすでに設置された防災情報網の管理する事業であるのに対し、本事業（防災情報網整備事業）は新たに防災情報網を整備する事業であるという点にある。

本事業によって、令和 2 年度に一斉電話伝達サービスが構築された。その後、新たな防災情報網設置計画はなく、現在まで本事業の動きはない。

(2) 一斉電話伝達サービス構築業務

ア 呉市は、令和 2 年 4 月、随意契約にて、一斉電話伝達サービス構築業務（委託料約 1,380 万円）を防災情報等配信システム業務の委託業者に発注した。

担当課は、随意契約の理由について、委託先業者が防災情報等配信システム業務を請け負っており、そのシステムのオプション機能のシステムを一斉電話伝達サービス構築業務においても利用するため、他の業者では委託業務をなしえないためとする。

イ 呉市契約規則等によれば、一斉電話伝達サービス構築業務は、その契約金額から原則として一般競争入札によるべきものである。

担当課は、前記のとおり防災情報等配信システムと関連付けて一斉電話伝達サービスを構築する必要があることから防災情報等配信システムの開発委託業者にしか発注できないと考え、当該業者と随意契約を締結した。この担当課の考えも理解できるところである。しかし、担当課は、防災情報等配信システムの開発委託業者以外の者が呉市の希望する一斉電話伝達サービスを構築できないという根拠資料を有していない。

例外的なものとなる随意契約の適切性を担保させるためには、実際に呉市が必要と考える一斉電話伝達サービスが他社に委託できないのか、慎重に確認すべきであったと思料する。

【意見 10】

原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。

通し番号	事業名	担当課
12	防災情報網改修事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民の防災行政無線の計画的な更新を行い、防災・減災に向けた体制の強化を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 56 条、無線設備規則 ・第 5 次呉市長期総合計画（83 ページ） ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、2、4） 		
主な事業内容	市内の防災行政無線機器の老朽化に伴い改修を行う。		
開始事業年度	令和 3 年度	終了予定年度	令和 4 年度
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	105,300,000 円	131,900,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	105,300,000 円	131,900,000 円
	決算額(E)	-	88,241,780 円	129,668,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	17,058,220 円	2,232,000 円
	予算執行率(E)/(D)	-	83%	98%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	6,841,780 円	7,568,000 円	防災行政無線施設川尻地区整備工事監理
工事請負費	-	81,400,000 円	122,100,000 円	防災行政無線施設川尻地区整備工事
合計	-	88,241,780 円	129,668,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	9,968,000 円	7%	
市債	119,700,000 円	92%	緊急防災・減災事業債
合計	129,668,000 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

防災行政無線の計画的な更新を行い、防災・減災に向けた体制の強化を図ることを目的とする。

川尻地区の防災行政無線設備について、施設の老朽化（平成 14 年度整備）及び電波法（新スプリアス規格）への対応を行うため、令和 3 年度及び令和 4 年度にかけて機器の更新を実施した。

なお、川尻地区の防災行政無線施設整備工事については、一般競争入札が実施されている。

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
13	防災情報システム管理事業	危機管理課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時に生じる、膨大な量の情報を、各対策部で入力・共有することにより、効率的な災害対応を行い、市民が安心・安全に生活できる環境の確保を目指す。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 47 条 1 項、51 条 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-6-1、風水害対策編：風-2-20、震災・大規模事故等対策編：震-2-17） 		
主な事業内容	平成 27 年度に導入した防災情報システムの維持管理を行う。		
開始事業年度	平成 27 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	960,000 円	1,715,000 円	1,704,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	960,000 円	1,715,000 円	1,704,000 円
	決算額(E)	954,786 円	1,692,677 円	1,665,220 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	5,214 円	22,323 円	38,780 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	98%	97%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	25,176 円	22,642 円	35,298 円	光熱水費
役務費	633,600 円	1,374,025 円	1,333,912 円	防災ライブカメラサービス、広島県地震情報ネットワーク
委託料	296,010 円	296,010 円	296,010 円	防災情報システム保守管理
合計	954,786 円	1,692,677 円	1,665,220 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	1,665,220 円	100%	
合計	1,665,220 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、防災情報システムを担当者に操作してもらってその内容を確認し、

本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 防災情報システム

防災情報システムとは、災害及び被害の内容とその対応、避難所の状況などの情報を、各対策部で入力・共有することで、効率的な災害の対応を行い、市民が安全・安心に生活できる環境の早期復旧を目指すため、平成 27 年度に導入したシステムである。市内 LAN に接続し、当該システムをインストールしたパソコンであれば、次の内容を登録・共有することが可能となっている。

【登録内容】

《 被災状況 》

建物や道路、河川等の被害場所（地番、地図、写真）や内容、その対応

《 気象・発令 》

気象情報、交通情報、災害体制や避難情報の発令

《 避難所 》

避難所ごとの開設・閉鎖日時、避難者の収容・退所日時や人数、名簿

【備考】

指定した期間ごとに被災状況や発令を時系列で記録することができるため、災害ごとに、遡って閲覧することが可能となっている。職員の名簿や、避難所のデータなどを、ユーザーによって更新することが可能なため、軽微なカスタマイズに対して、不要な時間や費用を要することがないものである。

防災情報システムは、呉市の市内 LAN にアクセスできれば利用できるため、呉市職員が市内にて利用するパソコン及び持ち出し用パソコンにて利用可能である。

担当課は、防災情報システムの利用方法に関する研修ビデオを市職員が閲覧可能な共有ライブラリーに格納しており、市職員はいつでも研修ビデオを利用して防災情報システムの利用方法を確認することが可能となっている。

防災情報システムは、平成 30 年豪雨災害時において、市内 LAN の切断によって使用できない状態となったものの、その後、行政改革デジタル推進第 2 課が令和 4 年度に実施した情報インフラ強靱化事業にて既存回線が切断された場合でも民間の光通信回線に切り替えができるようになっており、一層、災害時に使用可能な状態となっているとのことである。

(2) 防災ライブカメラサービス提供業務

ア 呉市は、二河川、黒瀬川及び中畑川に防災ライブカメラを設置し、河川の氾濫や増水の状況を監視し、避難判断の材料としている。

呉市は、この防災ライブカメラサービス提供業務を、同システム構築業者に対し、随意契約にて委託している（委託料年間約 60 万円）。

担当課は、随意契約の理由について、システムの開発業者以外の者が、保守

管理を行うには、開発業者が所持するシステムの情報を入手する必要があるところ、この情報が開示されることはないため、開発業者以外に保守管理を委託することが困難なためとする。

イ 呉市契約規則等によれば、防災ライブカメラサービス提供業務は、その契約金額から原則として指名競争入札によるべきものである。

この点、この業務の運用・保守管理には、開発業者が所持するシステム情報が必要と考えられ、システム開発業者でなければ委託できないという担当課の主張も理解できるところである。しかし、担当課は、システム開発業者以外が運用・保守管理できないという根拠資料を有していない。例外的なものとなる随意契約の適切性を担保させるためには、実際に他社に委託できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認することは必須と料する。

【意見 11】

原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。

(3) 広島県地震情報ネットワーク

広島県は、県内 10 か所に地震計を設置し、各市町村と地震情報を共有するネットワークを設置している。

呉市は、この広島県地震情報ネットワークの維持管理費のため、広島県に対して、年 60 万円程度の費用を負担している。同費用は、令和 2 年度までは防災対策事業の予算として計上されていたが、令和 3 年度からは防災情報システム管理事業で予算化することにされている。

通し番号	事業名	担当課
14	避難所危険ブロック塀撤去事業	管財課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地域防災計画に定められている避難所のうち、設置基準を満たさず、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去することで、危険性を取り除き、防災・減災対策を行う。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①）		
主な事業内容	呉市地域防災計画に定められている避難所のうち、設置基準を満たさず、倒壊のおそれがあるブロック塀を撤去する。		
開始事業年度	平成 30 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	3,200,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	3,200,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	3,200,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	2,797,300 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	402,700 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	87%	-	
現年	当初予算額	75,400,000 円	-	21,500,000 円
	補正予算額	△62,000,000 円	-	-
	予算現額(D)	13,400,000 円	-	21,500,000 円
	決算額(E)	8,180,700 円	-	20,628,300 円
	次年度への繰越額(F)	3,200,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	2,019,300 円	-	871,700 円
	予算執行率(E)/(D)	61%	-	95%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	1,588,400 円	-	-	
工事請負費	6,592,300 円	2,797,300 円	20,628,300 円	
合計	8,180,700 円	2,797,300 円	20,628,300 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	1,728,300 円	8%	緊急防災・減災事業債対象外分
市債	18,900,000 円	91%	緊急防災・減災事業債
合計	20,628,300 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

① 活動指標

指標名	危険ブロック塀の撤去			
目標値設定の理由・根拠	避難所に指定されている施設のうち、平成 30 年度に行ったブロック塀の一斉点検に基づく危険ブロック塀撤去施設数			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	19 施設	19 施設	19 施設	
達成値	4 施設	5 施設	8 施設	
達成率	21%	26%	42%	

② 成果指標

指標名	施設の機能強化			
目標値設定の理由・根拠				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	19 施設	19 施設	19 施設	
達成値	4 施設	5 施設	8 施設	
達成率	21%	26%	42%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

大阪府北部を襲った最大震度 6 弱の地震によって倒壊したブロック塀に挟まれ児童が犠牲となった平成 30 年 6 月の事案を受け、呉市においても平成 30 年度にブロック塀の一斉点検を行った。

そして、当該点検結果も踏まえて行政改革デジタル推進第 1 課が全庁で危険建物の優先順位をつけたものに基づき、順次、危険ブロックの撤去を行っている（令和 4 年度末時点で管財課所管対象建物（避難所に限る）：19 施設中 8 施設（42%）実施済み）。

事業実施においては、他課依頼の工事となるため、当該年度の対象箇所を土木整備課技師と現地調査を実施するとともに、場合によっては貸し付け相手方である地元自治会の意向も伺う（廃校は地元自治会に無償貸付けをしている場合が多いことから、施工後の形態がどのようなになるのか説明が必要であるため）。

そうした上で、土木整備課で工事の積算、入札、施工までを実施し、危険ブロックの撤去を行っている。

(2) 評価

当事業の事業費については、土木整備課に依頼して工事の積算、入札、施工まで実施する流れとなるところ、これら決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計

算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容に関しても、複数の担当課も関与して進めている事業であるところ、意思決定などの手続の流れについては、法規違反もなく、問題点は認められない。

もっとも、複数年度にわたって継続する当該事業全体でみた場合、緊急防災・減災事業債を財源として進めている以上、対象となる 19 施設について、同事業債の事業期間継続中に完了させることが望ましいといえる。

この視点でみると、同事業期間は延長されて令和 7 年度までの継続は決まっているものの、本件事業については完了年度が明確に確定されておらず、全体の進行管理まではできていない現状が認められる。

この原因としては、工事対象物は行政改革デジタル推進第 1 課が定めるとしても、決定後、管財課が境界問題などを確定したうえで、他課をとおして工事見積、発注をかけるという流れをとらざるを得ないという本事業の性質に対して、担当職員の負担が大きいことが考えられる。

本件事業において 19 施設をすべて完了させることを企図するのであれば、特に完了時期を確定し難い境界問題などにつき、専門士業への外部委託なども含めて並行して進めておくなど、早い段階から着手すべき部分を区分けして進めておくことも有益と考えられる。

【意見 12】

全体を並行して進行管理できるよう、専門士業への外部委託などの検討も含め、早い段階から着手すべき部分を区分けして進めておくことが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
15	昭和まちづくりセンター外壁改修工事	地域協働課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	昭和まちづくりセンター（昭和城市センターと一体）は第1開設避難所として指定されており、外壁を改修することで、避難所の生活環境の改善を図る。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-4対応策⑦）		
主な事業内容	昭和まちづくりセンターの外壁調査を実施したところ、多数の箇所では浮きを確認、剥離落下の危険性を示唆されたことから外壁改修を実施する。 R3：北・西面 R4：南・東面 緊防債充当		
開始事業年度	令和3年度	終了予定年度	令和4年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	55,700,000円	44,900,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	55,700,000円	44,900,000円
	決算額(E)	-	43,407,100円	44,786,500円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	12,292,900円	113,500円
	予算執行率(E)/(D)	-	77%	99%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
工事請負費	-	43,407,100円	44,786,500円	
合計	-	43,407,100円	44,786,500円	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	86,500円	0.1%	
市債	44,700,000円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	44,786,500円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

令和2年度に外壁外装材であるタイルが大きく落下する事態が発生し、応急処置後、業者が外壁調査を実施したところ、多数の箇所では浮きを確認、剥離落下の危険性が示唆された。

昭和まちづくりセンターは第1開設避難所に指定されており、台風や大雨等の災害発生時に市民が避難する施設になるが、避難者が通行する出入口や駐車場等に面したタイルが剥離落下する危険性があり、避難者の安全性を確保するために外壁改修を実施した。

改修方法は、既存のタイルを可能な限り全て撤去し、クラック等発生している箇所を補修後、全面に塗装を施工するもので、令和3年度に北面・西面（塔屋含む）、令和4年度に南面・東面を実施し、完了させた。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、令和2年度に外壁外装材であるタイルの落下が発生したことを契機に生じた改修事業であることも踏まえると、必要性に疑問はない。

応急措置自体は令和2年度に実施できたものであるが、大規模な修繕工事となると当年度予算では対応できず、営繕課の見積りを基礎として次年度以降で予算要求せざるを得ないため、令和3年度、令和4年度の事業となったことについても特段の問題点はない。

また、本件は全体として大規模な修繕となるため、他課と共同して進める事業となっているところ、設計、見積、入札（一般競争入札）、工事実施等の流れに関して、関連資料を精査したところ、入札形式も含めて特段の懸念点は見当たらなかった。

実際の工事に関しても、工事中に随時検査を行って、工程表に照らした進捗率も検査し、報告書を作成するなどしており、工事方法の検討、変更工事の可否などについても、都度必要な書面を作成して報告し、変更契約書を締結するなど、適正な手続のもとで実施されている。

通し番号	事業名	担当課
16	まちづくりセンタートイレ・空調整備外	地域協働課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	二川まちづくりセンター外 9 センターは第 1 開設避難所と指定されており、トイレ洋式化と空調整備を実施することで、避難所の生活環境の改善を図る。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-4 対応策⑦）		
主な事業内容	二川まちづくりセンター外 9 センターにおけるトイレ洋式化の修繕と空調設備を整備する。 R2～R4：設計委託、改修工事等 緊防債充当		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 4 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	154,000,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	154,000,000 円	53,212,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	154,000,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	53,212,000 円
	決算額(B)	-	50,728,700 円	41,496,400 円
	次年度への繰越額(C)	-	53,212,000 円	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	50,059,300 円	11,715,600 円
	予算執行率(B)/(A)	-	32%	77%
現年	当初予算額	0 円	-	-
	補正予算額	154,000,000 円	-	-
	予算現額(D)	154,000,000 円	-	-
	決算額(E)	0 円	-	-
	次年度への繰越額(F)	154,000,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	0 円	-	-
		予算執行率(E)/(D)	0%	-

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	-	17,629,700 円	32,211,300 円	
委託料	-	7,326,000 円	-	
工事請負費	-	-	3,565,100 円	
備品購入費	-	25,773,000 円	5,720,000 円	
合計	-	50,728,700 円	41,496,400 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	96,400 円	0.2%	
市債	41,400,000 円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	41,496,400 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

避難所に指定されているまちづくりセンター等のトイレ洋式化修繕（6 施設：二川・昭和・吉浦・阿賀・安浦・川尻まちづくりセンター）及び空調機購入（7 施設：二川・倉橋・安浦・川尻・仁方・豊浜まちづくりセンター、蒲刈市民センター）を実施するものである。

令和2年度に開始を予定していた事業であったが、改修箇所が多く、営繕課及び施工業者の業務を平準化する必要があり、年度中の完了が困難であったため、全事業分の予算を令和3年度へ繰り越した。

令和3年度においては、各施設のトイレ・空調設備改修設計委託を実施し、トイレ洋式化修繕（2 施設：安浦・川尻）及び空調機購入（6 施設：倉橋・安浦・川尻・仁方・豊浜・蒲刈）が完了した。

トイレ洋式化修繕（4 施設：二川・昭和・吉浦・阿賀）及び空調設備改修（二川）については、実施設計に時間を要したことや、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体不足により、必要な自動水栓及び温水洗浄便座、空調機器等がメーカーにも在庫がなく、実施業者に納品されるまで相当な時間を要するため、令和3年度中の期限では完了が困難となり、令和4年度へ繰り越した。

令和4年度では、トイレ洋式化修繕（4 施設：二川・昭和・吉浦・阿賀）及び空調設備改修（二川）を実施し、全ての整備が完了した。

(2) 評価

避難所の環境対策の観点から、トイレの洋式化率 50%を一つの目安として、また、空調に関しては経年劣化を考慮しながら使用、稼働率の高い部屋の空調改善を一つの指針として行っている。

同基準自体は明示の規程などに依るものではないが、特段不合理な点は認められない。

また、事業完了までの期間が予定よりも長引いた点も、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によって世界的な半導体不足が生じたことを原因とするものであり、問題点は認められない。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、問題点は検出されなかった。

もっとも、改修箇所の多さや各改修箇所の地理的要因により建物ごとの発注になってしまうことはやむを得ない側面はあるものの、全体的な防災対策、及び、経済性を考慮した場合、本件のような複数施設への同種工事实施の際には、同一機種、機材の一括導入による単価減額、一括請負による価格減額などの検討、打診を行うことも選択肢に入れることは有益と考えられる。

【意見 13】

同一機種、機材の一括導入による単価減額、一括請負による価格減額などの検討、打診を行うことが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
17	福祉の人材養成・就職情報提供事業	福祉保健課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市内の福祉分野の人材不足を解消し、福祉職・介護職への就業を促進する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-4 対応策①） ・呉市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（117、118 ページ） 		
主な事業内容	福祉分野の人材養成及び人材バンク事業を実施する。		
開始事業年度	平成 21 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	16,686,000 円	16,368,143 円	17,054,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	16,686,000 円	16,668,143 円	17,054,000 円
	決算額(E)	15,331,481 円	16,668,143 円	17,053,949 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,354,519 円	-	51 円
	予算執行率(E)/(D)	91%	100%	99%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	15,331,481 円	16,668,143 円	17,053,949 円	R4 年度の上昇は、テキスト代金値上がり等が理由。
合計	15,331,481 円	16,668,143 円	17,053,949 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	17,053,949 円	100%	
合計	17,053,949 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

- (1) 市内の福祉分野の人材不足を解消し、福祉職・介護職への就業を促進するため、福祉分野の人材養成及び人材バンク事業を実施し、もって人材不足で災害発生に

より、適切な介護ができないという事態を防ぐことを目的としている。

呉市は、本事業のため、以下の事業を呉市社会福祉協議会に委託している。

(ア) 福祉の人材養成事業

① 介護職員初任者研修（企画、広報、申請受付、連絡調整等）

② 介護職員実務者研修（企画、広報、申請受付、連絡調整等）

(イ) 人材バンク事業

① インターネットを活用した福祉職に関する求人、求職情報の提供

② 福祉職への就業にかかる相談事業

③ 求人情報誌の配布（月 1 回）

④ 福祉の職場説明会（呉市社協主催 1 回）

⑤ 福祉の体験事業の開催

⑥ 介護セミナー研修 等

(2) 福祉の人材養成事業・人材バンクについて

ア 呉市は、呉市社会福祉協議会に対し、呉市内の福祉施設等での介護業務への従事を希望する者を対象とする介護職員初任者研修（これから介護職員になろうとする者向けの研修）、及び呉市内在住または呉市内に勤務し、福祉施設等での就労経験のある者もしくは介護職員初任者研修修了者等を対象とする介護職員実務者研修の実施を委託し、受講料の一部を負担している。なお、初任者研修を受講した者が他市で就職をしたとしても、特段のペナルティは存しない。

介護職員初任者研修修了者は、呉市社会福祉協議会の運営する「くれ福祉人材バンク」（福祉専門の無料職業紹介所）に登録され、呉市内で希望の施設・事業所へ職業紹介・あっせんを受ける。

本事業の結果、令和 3 年度には介護職員初任者研修修了者 32 人のうち 27 人が、令和 4 年度には介護職員初任者研修修了者 38 人のうち 31 人が呉市内の福祉施設等に従事した。

イ 介護職員初任者研修修了者が呉市内の福祉施設等に就職している現状を考慮すれば、呉市が呉市社会福祉協議会に介護職員初任者研修及び人材バンク事業を委託した結果、上記呉市内の福祉施設従事者が増加したとも評価できる。

この点、担当課によれば、広島市や竹原市では初任者研修修了者が市内の福祉施設等に就業した場合には一定の補助金を支給する仕組みを採用しているようである。呉市で採用している仕組みはこれとは異なり、結果として他市にて就職した者に対しても一定の研修受講料を補助する形となっている。この呉市の方法は、研修受講希望者の呉市での研修受講の入り口を広げるものとも評価でき、一定の効果があるものと思料する。

しかし、本事業は平成 21 年度より開始されたものであるところ、平成 20 年度以前の福祉施設への就職者数を把握しておらず、事業実施以前と比較して事業効果を把握することができない。

事業効果を把握するためにも、事業以前の就職状況等を把握すべきものであったと思料する。

【意見 14】

事業効果の検証を容易にするために事業開始前の呉市内の福祉施設への就職者数等を調査しておくのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
18	避難行動要支援者登録制度 個別避難計画（高齢者分）の作成	高齢者支援課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	避難支援等関係者に、台帳及び個別避難計画を提供し情報共有するとともに、災害時の安否確認や避難支援に活用することで、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 49 条の 14 ・呉市地域防災計画（共通編：予-19-4） ・呉市高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画（106～108 ページ） 		
主な事業内容	避難行動要支援者について、本人の同意を得て台帳を作成し、また福祉専門職の参画による個別避難計画の作成を行い、地域の避難支援等関係者に情報提供する。		
開始事業年度	平成 29 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	11,504,000 円	11,504,000 円	16,197,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	11,504,000 円	11,504,000 円	17,228,000 円
	決算額(E)	11,503,800 円	11,503,800 円	16,903,298 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	200 円	200 円	324,702 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	99%	98%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	11,503,800 円	11,503,800 円	14,294,800 円	※1
報酬	-	-	1,753,152 円	会計年度任用職員 1 名
職員手当等	-	-	355,494 円	
共済費	-	-	354,786 円	
旅費	-	-	48,000 円	
需用費	-	-	18,950 円	
役務費	-	-	78,116 円	
合計	11,503,800 円	11,503,800 円	16,903,298 円	

※1 要援護者見守り支援事業（委託先：民生委員児童委員協議会）11,503,800 円（R2～R4）

避難行動支援者個別避難計画作成業務 2,296,000 円（R4：328 件@7 千円）

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	16,903,298 円	100%	※1
合計	16,903,298 円	100%	

※1 地方交付税 人口 10 万人 2 単位 (1 単位 100 万)

(5) 指標

活動指標

指標名	個別避難計画の作成			
目標値設定の理由・根拠	令和6年度末を目処に、個別避難計画作成対象者(令和4年度)のうち、危険区域(ハザードエリア)に居住する者の計画作成を完了する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	-	-	686 件	全対象者 1,286 人
達成値	-	-	261 件	作成完了者 488 人
達成率	-	-	38%	(作成率 37%)

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 避難行動要支援者登録制度について

ア 避難行動要支援者とは、主として高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者をいう。

イ 平成 25 年の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

呉市では、平成 29 年度から避難行動要支援者名簿対象者へ同意書を郵送し、避難支援者関係者に情報提供することに同意した者を避難行動要支援者台帳に登録している。

令和 3 年 5 月に同法が改正され、避難支援等実施者、避難場所・経路などを記載する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。併せて「避難行動支援に関する取組指針」も改定され、優先度の高い方から作成が完了するよう取り組むこととなっている。また本人の心身の状況や生活実態を把握しているケアマネジャー等の福祉専門職と連携すること等も示された。いつ、だれがどこへ逃げるのか、の行動支援を行うための登録制度である。

ウ 呉市では、令和 4 年度から居宅介護支援事業所及び相談支援事業所等を運営する法人と個別避難計画作成業務委託契約を締結し、個別避難計画作成に取り組んでいる。

避難行動要支援者名簿対象者であって避難支援等関係者へ個人情報の提供及

び個別避難計画作成に同意した者(避難行動要支援者登録台帳に登録された者)のうち、介護サービス利用者については高齢者支援課が、障害福祉サービスのみ利用者については障害福祉課が、それぞれ福祉専門職と連携している。

令和4年度の作成対象者のうち488名分の台帳が完成した。

エ 令和6年度末を目途に、個別避難計画作成対象者(令和4年度)のうち、危険区域(ハザードエリア)に居住する者の計画作成を完了させ、併せて、計画内容の修正及び更新並びに新規対象者の計画作成に着手することを目標としている。

オ 「呉市要支援者台帳登録調査書 兼 個別避難計画」の記載事項等は、次の記入見本のとおりである。

記入見本

呉市要支援者台帳登録調査書 兼 個別避難計画【新規・変更】

計画作成日：令和4年7月11日

要支援者情報	フリガナ	クレシ タロウ	性別	生年月日		
	氏名	呉市 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	大(昭)平(令) 11年1月11日 (86歳)		
	住所	〒737-8501 呉市中央4丁目1-6				
	連絡先	①自宅 25-3138	②FAX 22-8529	③携帯 090-1111-0000		
	同居家族の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 同居家族なし(ひとり暮らし) <input type="checkbox"/> 同居家族あり (人暮らし) <small>※同居家族がいる場合、代表者の氏名等を記入してください。</small> 代表者の氏名・続柄 (.)				
対象区分	<input type="checkbox"/> 介護保険 要介護認定者 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持者 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持者 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス(介護給付)を受けている難病患者 <input type="checkbox"/> 療育手帳所持者 <input type="checkbox"/> その他 ()					
住居情報	自宅の状況	<input type="checkbox"/> 一戸建て(平屋) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 鉄骨) <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て(2階建て以上) (<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 鉄骨) ・日中過ごす部屋 1 階 ・寝室 2 階 <input type="checkbox"/> アパート・マンション(居住している階 階) <input type="checkbox"/> 昭和56年以前の建物				
	ハザード情報	土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 警戒区域 <input type="checkbox"/> 特別警戒区域) <input type="checkbox"/> 非該当 浸水想定区域 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当				
緊急連絡先	④	フリガナ	アキ サツキ	続柄	娘	
		氏名	安芸 五月	電話	35-0011	住所
	⑤	フリガナ	クレシ ヤマト	続柄	息子	
		氏名	呉市 大和	電話	090-7777-888	住所
優先する連絡先	上記①～⑤の中から選んでください 第1 ③ 第2 ④ 第3 ⑤					
かかりつけ医療機関	医療機関名	天吉診療所		医師名	天吉さくら	
	住所	呉市吉浦町■■■■■		電話	25-8888	
特別な医療行為	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 人工透析(血液・腹膜) <input type="checkbox"/> 在宅酸素・人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 経管・経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> その他 ()					

※民生委員の方は、表面で調査終了です。(可能な範囲で裏面の記入にもご協力ください。)

※介護支援専門員・相談支援専門員の方は裏面に進み、個別避難計画を作成した後、同意確認欄に本人の署名をもらってください。

※避難先が指定避難所及び福祉避難所の場合に、避難時の配慮から避難支援者までを記入してください。

避難先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 親戚・知人の家など 場所 () 連絡先 ()				
	※避難先が自宅や親戚・知人の家以外は記入してください。				
避難時の配慮	<input type="checkbox"/> 避難所で生活できる <input type="checkbox"/> 介助があれば避難所で生活できる <input type="checkbox"/> 避難所で生活できない				
	<input checked="" type="checkbox"/> 避難所等				
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定避難所 (つばき会館) <input type="checkbox"/> 福祉避難所 () <input type="checkbox"/> 介護・福祉施設 (サービス利用)				
避難時の配慮	<input type="checkbox"/> 車いすが必要 <input type="checkbox"/> ストレッチャーが必要 <input type="checkbox"/> 聞こえない(聞こえにくい)				
	<input type="checkbox"/> 見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉などの理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない				
法遵等避難手段	<input checked="" type="checkbox"/> 声かけが必要 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	高齢者等避難になったら、隣の中央 支さんが声をかけ、つばき会館へ徒歩で避難する。 ※避難開始時期・経路・手段(徒歩・自家用車・介護タクシー等)を具体的に記入してください。				
避難支援者	※避難時の声かけや移動の補助などの支援をお願いする人を、登録してください。 ※支援をお願いする人には、支援等関係者に情報提供することについて、同意を得た人を記載してください。 ※登録した人は可能な範囲で支援するもので、法的な義務や責任を負うものではありません。				
	①	フリガナ	チュウオウ ササエ	自宅電話	25-XXXXX
		氏名	中央 支	携帯電話	080-2222-3333
		住所	呉市中央4丁目1-7	主な役割	声かけし一緒に避難所に行く
		関係	隣人	備考	
	②	フリガナ	ワシヨウ マモル	自宅電話	25-△△△△
		氏名	和庄 守	携帯電話	090-4444-5555
		住所	呉市中央4丁目1-5	主な役割	声かけし一緒に避難所に行く 娘に避難所へ行くことを電話する
関係		隣人	備考		
関係機関	調査日	令和 年 月 日			
	自治会名	呉市中央自治会	自治会 (<input checked="" type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入)		
	民生委員	見守 ころこ	電話番号		
	サービス計画 作成事業所	事業所名 介護支援専門員名 相談支援専門員名	裏面はここを記入 電話		
特記事項	避難所に行くときは、入れ歯と飲み薬を持って行く ※普段利用しているサービス事業者名、介助の内容、持ち出すべきもの(くすり等)があれば記入します。 ※避難支援協力者も被災する場合がありますので、避難支援を保证するものではありません。				
同意確認	令和 4 年 7 月 1 日 上記の記載内容について、計画作成者の専門職(氏名)から説明を受け、避難支援等関係者に対して情報提供することに同意します。				
	氏名(本人署名)	呉市 太郎	電話	25-3138	
	代筆者		続柄		
	※本人が署名できない場合は、代筆した方の氏名及び続柄を記入してください。				

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
19	地域版EMIS実装モデル事業	高齢者支援課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時に医療・介護・福祉機関の被災状況、稼働状況及び支援ニーズを把握し、適切な支援体制を迅速に行うことで、持続可能なケアサービスの提供体制を確保するため、平時から情報収集と連携体制の構築を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・介護保険法 115 条の 45 第 2 項 ・呉市高齢者福祉計画 第 8 期介護保険事業計画（106～108 ページ） 		
主な事業内容	情報共有システム「地域版 EMIS」の導入に向け、慶應義塾大学の支援を受けながら、呉市地域包括ケアシステム推進研修会（R3. 10. 28）や地域版 EMIS トライアル訓練（R3. 11. 18）を実施		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 3 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	202,500 円	-
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	202,500 円	-
	決算額(E)	-	202,500 円	-
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	-
	予算執行率(E)/(D)	-	100%	-

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
報償費	-	202,500 円	-	推進会議 150,000 円 研修会 52,500 円
合計	-	202,500 円	-	

(4) 事業費の財源＜令和 3 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	38,981 円	19%	
国から	77,963 円	38%	地域支援事業交付金
県から	38,981 円	19%	地域支援事業交付金
その他	46,575 円	23%	1号保険料
合計	202,500 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	平時から情報収集と連携体制を構築するための研修会及び訓練の開催			
目標値設定の理由・根拠	呉市地域版 EMIS 実装モデル事業推進プロジェクトチーム会議の開催 呉市地域包括ケアシステム推進研修会の開催 地域版 EMIS トライアル訓練の実施			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	-	4 回	-	会 議 2 回
達成値	-	4 回	-	研修会 1 回
達成率	-	100%	-	訓 練 1 回

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

在宅医療業務連携事業の一環で、情報共有システム「地域版 EMIS」（内閣府）の導入事業である。災害時に医療・介護・福祉機関の被災状況、稼働状況及び支援ニーズを把握し、適切な支援体制を迅速に行うことで、持続可能なケアサービスの提供体制を確保するため、平時から情報収集と連携体制を構築することを目的に、慶應義塾大学の支援を受けながら、呉市地域包括ケアシステム推進研修会（R3.10.28）や地域版 EMIS トライアル訓練（R3.11.18）を実施した。

一方で、厚生労働省が福祉施設等に対し「災害時情報共有システム」での報告を義務づけた。重複した報告を避けるため令和 3 年度をもって地域版 EMIS の導入及び当事業を中止することとなった。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
20	避難行動要支援者登録制度 個別避難計画（障害者分）の作成	障害福祉課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	避難支援等関係者に、台帳及び個別避難計画を提供し情報共有するとともに、災害時の安否確認や避難支援に活用することで、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策④） ・災害対策基本法 49 条の 14 ・呉市地域防災計画（共通編：予-19-4） ・第 5 次呉市障害者基本計画（100 ページ） 		
主な事業内容	避難行動要支援者について、本人の同意を得て台帳を作成し、また福祉専門職（相談支援専門員）の参画による個別避難計画の作成を行い、地域の避難支援等関係者に情報提供する。		
開始事業年度	平成 29 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	21,510 円	31,500 円	4,201,300 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	21,510 円	31,500 円	4,201,300 円
	決算額(E)	11,058 円	9,999 円	4,166,963 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	10,452 円	21,501 円	34,337 円
	予算執行率(E)/(D)	51%	31%	99%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
役務費	11,058 円	9,999 円	172,963 円	避難行動要支援者同意書 ・回収
委託料	-	-	3,994,000 円	※1
合計	11,058 円	9,999 円	4,166,963 円	

※1 ○システム改修 ①統合型 GIS システム改修業務（ハザードマップ空間照合）：2,101,000 円

②新福祉保健情報システム改修：990,000 円

○福祉専門職による個別避難計画作成支援業務：903,000 円

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	4,166,963 円	100%	
合計	4,166,963 円	100%	

(5) 指標

活動指標

指標名	個別避難計画の作成			
目標値設定の理由・根拠	令和6年度末を目処に、個別避難計画作成対象者（令和4年度）のうち、危険区域（ハザードエリア）に居住する者の計画作成を完了する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	-	-	686件	全対象者1,286人 作成完了者488人 (作成率37%)
達成値	-	-	261件	
達成率	-	-	38%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

避難行動要支援者とは、主として高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者をいう。平成25年の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。呉市では、平成29年度から避難行動要支援者名簿対象者へ同意書を郵送し、避難支援者関係者に情報提供することに同意した者を避難行動要支援者台帳に登載している。

令和3年5月に同法が改正され、避難支援等実施者、避難場所・経路などを記載する個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。併せて「避難行動支援に関する取組指針」も改定され、優先度の高い方から作成が完了するよう取り組むこととなっている。また本人の心身の状況や生活実態を把握しているケアマネジャー等の福祉専門職と連携すること等も示された。いつ、だれがどこへ逃げるのか、の避難支援を行うための登録制度である。

呉市では、令和4年度から居宅介護支援事業所及び相談支援事業所等を運営する法人と個別避難計画作成業務委託契約を締結し、避難行動要支援者名簿対象者であり、避難支援関係者等へ個人情報の提供及び個別避難計画作成に同意した者（避難行動要支援者登録台帳に登載された者）のうち、介護サービス利用者は高齢者支援課が、障害福祉サービスのみ利用者は障害福祉課が、それぞれ福祉専門職と連携し、個別避難計画作成に取り組んでいる。令和4年度の作成対象者のうち488名分の台帳が完成した。

令和6年度末を目処に、個別避難計画作成対象者（令和4年度）のうち、危険区域（ハザードエリア）に居住する者の計画作成を完了させ、併せて、計画内容の修正及び更新並びに新規対象者の計画作成に着手することを目処としている。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
21	認定こども園施設整備助成事業	こども施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	築40年を経過した至心幼稚園の老朽園舎を解体し、2、3号認定児童を受け入れられるよう幼保連携型認定こども園の基準に適合する園舎に建替える。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1対応策①） ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 各条項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-9） 		
主な事業内容	私立幼稚園から私立認定こども園への移行。 防災・減災に資する園舎建替工事、既設解体工事のほか、外構工事を施工する。 令和4・5年度債務負担行為		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和5年度
実施主体	呉市	実施形態	補助金、交付金

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	152,378,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	152,378,000円
	決算額(E)	-	-	66,663,000円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	85,715,000円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	43%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
負担金、補助金及び交付金	-	-	66,663,000円	
合計			66,663,000円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,866,000円	5%	
国から	30,216,000円	45%	保育所等整備交付金 交付率2/3
県から	21,781,000円	32%	認定こども園施設整備交付金 交付率1/2
市債	10,800,000円	16%	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
合計	66,663,000円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	—			
目標値設定の理由・根拠	老朽園舎を取り壊し、新園舎を建設する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	-	-	1件	令和4・5年度債務負担行為
達成値	-	-	-	R4年進捗率35%
達成率	-	-	35%	R5完了予定

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

私立幼稚園から私立幼保連携型認定こども園へ移行する施設に関し、同移行に要する工事費用等について助成する事業である。

学校教育法に基づく学校である【幼稚園】に対し、【幼保連携型認定こども園】は認定こども園法に基づく学校かつ児童福祉施設（保育所）としての法的位置付けを持つ単一の施設となる。

実施される工事は、既存園舎を解体のうえ、新園舎を建設するというものであり、幼稚園既存園舎がRC造の491.07㎡であるのに対し、新しく建築される幼保連携型認定こども園園舎はRC造の601.69㎡である。

令和4年度及び令和5年度の事業と想定しており、市債だけでなく各交付金、補助金をも財源とする事業となり、令和4年度の事業進捗率は35%である。

(2) 評価

本事業は、私立幼稚園から私立幼保連携型認定こども園へ移行するに際しての建設工事費や解体費用などの大規模改修にかかる費用に関する補助金交付事業となる。

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

本来であれば、国土強靱化計画等においては公共施設につき、耐震化などの改良を図るというものであるが、本件は民間の施設の改良となる。

もっとも、幼保連携型認定こども園は、多数の乳幼児を預かる学校かつ児童福祉施設として認可を受けた施設であり、国や県からの交付金のみならず、緊急防災・減災事業債の対象ともなる事業に該当し、その内容に問題点は検出されなかった。

令和4年度に関して、事業の進捗率が当初の想定よりも低いものであったため、予算額に比した決算額が低額となっているが、この点は申請者たる民間事業者側の事情となるため、呉市側の対応として特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
22	呉市皆実保育所耐震化事業（呉市営皆実アパート1号棟）	こども施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	呉市公共施設に関する個別施設計画において、現状維持に位置付けられており、既存建物を耐震化し、地震による建物崩壊を防止する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1対応策①） ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-9） ・呉市公共施設に関する個別施設計画（83ページ） 		
主な事業内容	市営住宅／公立保育所（1階部分）の複合建物につき、住宅政策課と共同で事業を実施。 防災・減災に資する耐震補強工事のほか、外壁改修、屋上防水工事等を施工する。 令和4・5年度債務負担行為		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和5年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	20,320,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	20,111,328円
	決算額(E)	-	-	17,680,282円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	2,431,046円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	87%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
工事請負費	-	-	17,680,282円	
合計	-	-	17,680,282円	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	2,480,282円	14%	
市債	10,600,000円	59%	緊急防災・減災事業債
市債	4,600,000円	26%	公共施設等適正管理推進事業債
合計	17,680,282円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	—			
目標値設定の理由・根拠	地震による建物の崩壊等から園児と職員の生命と財産を守るため、呉市皆実保育所の耐震化事業を実施する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	-	-	1件	令和4・5年度債務負担行為
達成値	-	-	-	
達成率	-	-	0%	R5年度完了予定

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

公立保育所について、昭和40年代から50年代に建てられた建物を中心に耐震化基準を満たしていない保育所が存在するため、防災の観点上、これらの建物の耐震化を図る必要がある。

公立保育所においては、全11か所のうち、耐震化基準を満たしていない建物が4か所あり、本事業はそのうちの一つに関する耐震化工事を行うものである。

対象物件の選定は、公立保育所だけでなく、行政改革デジタル推進第1課において改修を要する公有財産全体を集約検討したうえで、優先度に基づいて実施されている。

また、本事業の対象建物は、公立保育所だけでなく住宅部分も存在する複合型の建物であるため、事業化の段階で住宅政策課の意向や方針も踏まえて進めている。

なお、耐震化基準を満たしていない公立保育所に関しては、本件以外についても、いずれも住宅部分が存在する複合型の建物であるため、今後も住宅政策課との協議、情報共有を図りながら、もともと決まっていたルールのもとで、耐震化工事等の実施を目指して進めていくことになる。

(2) 評価

本事業は、公立保育所の耐震化にかかる事業であるところ、公有財産全体の情報を集約したうえで、防災の観点上、危険性の高いものから実施しているという流れであり、特段の懸念点は見当たらなかった。

併せて、人口の増減や地理的要因などから公立保育所の配置ないし規模等についてもあらためて検討されており、改修工事内容、規模に関しても、その必要性の検討に基づいている。

本来であれば、保育所という性質上、本事業対象物件以外の保育所等についても、耐震化工事などは速やかに行われるべきとも考えられるところであるが、本件物件も含めて、いずれも住宅複合型の保育所であるため、現に居住している住民の意向等を無視して進められるものではなく、前記公立保育所の配置検討内容も踏まえ、適宜実施せざるを得ない部分が大きいため、現在の事業の進め方について特段不合理な点は認められない。

また、当事業の事業費については決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
23	港湾海岸保全施設改良事業	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	港湾海岸保全施設の適正な維持管理により延命化を図り、利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・海岸法 2 条の 2、2 条の 3 ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-2） ・呉市海岸保全施設整備計画 		
主な事業内容	既存施設の長寿命化のための維持管理計画を策定し、港湾海岸保全施設の利便性向上及び既存施設の延命化のための改良を行う。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	600,000 円	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	558,000 円	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	558,000 円	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	558,000 円	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
	予算執行率(B)/(A)	100%	-	-
現年	当初予算額	8,700,000 円	12,300,000 円	5,700,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	8,700,000 円	12,300,000 円	12,251,000 円
	決算額(E)	7,747,000 円	12,210,000 円	12,250,700 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	953,000 円	90,000 円	300 円
	予算執行率(E)/(D)	89%	99%	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	8,305,000 円	12,210,000 円	12,250,700 円	
合計	8,305,000 円	12,210,000 円	12,250,700 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	5,820,200 円	47%	
国から	3,430,500 円	28%	海岸メンテナンス交付金 交付率 1/2
市債	3,000,000 円	24%	公共事業等債
合計	12,250,700 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

成果指標

指標名	高潮防護達成人口率			
目標値設定の理由・根拠	「ひろしま海岸防災プラン 2021」(広島県作成) (R3~R7)の目標値と同じ進捗率			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	76.7%	77.2%	77.6%	
達成値	76.7%	76.7%	76.7%	
達成率	100%	99.3%	98.8%	

※小数第2位以下切捨

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

背後に人口と物流・産業機能が集積している港湾海岸において、切迫性の高い南海トラフの地震等の地震・津波被害や、頻発する台風と地球温暖化に伴う海面上昇、施設の老朽化等に備えるため、防災・減災対策を行う事業である。

海岸保全施設における堤防・護岸等は、高度経済成長期から本格的な整備が開始されたことから、今後、建造年数が50年を経過した施設の割合が加速度的に高くなり、維持更新費用の増大が見込まれる。このため、維持管理費の縮減を図るため、施設点検を密にし、補修すべき箇所を早期に発見し、補修するという内容の長寿命化計画を策定し、維持管理に係る費用の縮減や平準化を目指している。

担当課が具体的に行っている本事業の内容は以下のとおりである。

令和2年度：海岸保全施設点検及び長寿命化計画策定（小用港・袋の内港）

呉港宝町西護岸調査設計

令和3年度：呉港宝町西護岸実施設計

海岸保全施設整備計画策定

令和4年度：呉港宝町西護岸地質調査

宝町地区高潮対策検討

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
24	漁港等改修事業	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	漁港海岸保全施設の適正な維持管理により延命化を図り、利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・海岸法 2 条の 2、2 条の 3 ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-2） ・呉市海岸保全施設整備計画 		
主な事業内容	既存施設の長寿命化のための維持管理計画を策定し、漁港海岸保全施設の利便性向上及び既存施設の延命化のための改良を行う。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	38,800,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	37,732,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	37,732,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	37,732,000 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	100%	-	
現年	当初予算額	54,000,000 円	4,300,000 円	47,000,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	54,000,000 円	16,300,000 円	47,000,000 円
	決算額(E)	14,804,900 円	16,300,000 円	22,469,436 円
	次年度への繰越額(F)	37,732,000 円	-	24,420,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	1,463,100 円	-	110,564 円
	予算執行率(E)/(D)	27%	100%	47%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	880,000 円	404,800 円	
工事請負費	14,804,900 円	53,152,000 円	22,064,636 円	
合計	14,804,900 円	54,032,000 円	22,469,436 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	508,018 円	2%	
国から	6,061,418 円	26%	水産物交付金 交付率 1/2
市債	15,900,000 円	70%	過疎対策事業債
合計	22,469,436 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

成果指標

指標名	高潮防護達成人口率			
目標値設定の理由・根拠	「ひろしま海岸防災プラン 2021」(広島県作成) (R3~R7)の目標値と同じ進捗率			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	76.9%	77.4%	77.8%	
達成値	76.9%	76.9%	76.9%	
達成率	100%	99.3%	98.8%	

※小数第2位以下切捨

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

背後に人口と物流・産業機能が集積している漁港海岸において、切迫性の高い南海トラフの地震等の地震・津波被害や、頻発する台風と地球温暖化に伴う海面上昇、施設の老朽化等に備えるため、防災・減災対策を推進する事業である。

海岸保全施設における堤防・護岸等は、高度経済成長期から本格的な整備が開始されたことから、今後、建造年数が50年を経過した施設の割合が加速度的に高くなり、維持更新費用の増大が見込まれる。このため、維持管理費の縮減を図るため、施設点検を密にし、補修すべき箇所を早期に発見し、補修するという内容の長寿命化計画を策定し、維持管理に係る費用の縮減や平準化を目指している。

担当課が具体的に行っている本事業の内容は以下のとおりである。

令和2年度：大地蔵漁港小学校前護岸補修工事

松島浮棧橋改修工事

令和3年度：田原北-2m物揚場防食対策工事

大地蔵漁港小学校前護岸補修工事

田原北-2m物揚場浚渫工事

大浜浮棧橋改修工事

内浦寺迫北浮棧橋改修工事

令和4年度：田原漁港肉厚測定業務

田原南-2m物揚場防食工事

斎島浮棧橋改修工事

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
25	港湾施設改良事業	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	港湾施設の適正な維持管理により延命化を図り、利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・港湾法 56 条の 2 の 2 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） 		
主な事業内容	既存施設の長寿命化のための維持管理計画を策定し、港湾施設の利便性向上及び既存施設の延命化のための改良を行う。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	78,560,000 円	23,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	57,489,000 円	14,000,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	57,489,000 円	14,000,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	57,489,000 円	14,000,000 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
	予算執行率(B)/(A)	-	100%	100%
現年	当初予算額	188,800,000 円	139,500,000 円	289,800,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	178,130,000 円	139,500,000 円	289,800,000 円
	決算額(E)	56,511,050 円	111,833,660 円	77,260,400 円
	次年度への繰越額(F)	57,489,000 円	14,000,000 円	212,505,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	64,129,950 円	13,666,340 円	34,600 円
	予算執行率(E)/(D)	31%	80%	26%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	9,460,000 円	-	26,956,600 円	
工事請負費	45,071,050 円	169,322,660 円	62,964,000 円	
備品購入費	1,980,000 円	-	-	
需用費	-	-	1,339,800 円	
合計	56,511,050 円	169,322,660 円	91,260,400 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	12,108,001 円	13%	
国から	30,752,399 円	33%	※1
市債	48,400,000 円	53%	公共事業等債
合計	91,260,400 円	100%	割合は小数部分も合計

※1 高度化補助：交付率 1/2、統合補助：交付率 1/3、改良費補助：交付率 1/3、防安交付金：交付率 1/3

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市の港湾施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始された。このため、今後、建設年数が50年近く経過した施設の割合が加速度的に高くなり、維持・更新費用の増大が見込まれている。担当課では、維持・更新費用の節減のため、港湾施設を適切に維持管理していく施策を行っている。

担当課が具体的に行っている本事業の内容は以下のとおりである。

令和2年度：川原石西埠頭係留施設測量設計業務

川原石西埠頭係留施設整備工事

川原石西埠頭岸壁防舷材補修工事

大和波止場施設遠隔監視システム

呉港阿賀沖航路浚渫工事

令和3年度：広多賀谷地区-5.5m岸壁エプロン改修工事

川原石臨港道路補修工事

宝町-5.5m岸壁防舷材補修工事

川原石西埠頭基盤整備工事

川原石西-7.5m岸壁車止め補修工事

川原石南埠頭岸壁防舷材補修工事

川原石西埠頭係留施設整備工事

令和4年度：呉中央栈橋ターミナルトイレ修繕

呉中央フェリー岸壁補強設計業務

呉中央フェリーシェルター設計業務

川原石直杭式栈橋補修設計業務

呉中央栈橋旅客乗降施設設計業務

広多賀谷地区-5.5m岸壁エプロン改修工事

川原石南-10m岸壁防舷材補修工事

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
26	港湾施設整備事業	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	港湾施設の適正な維持管理により延命化を図り、利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・港湾法 56 条の 2 の 2 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） 		
主な事業内容	既存施設の長寿命化のための維持管理計画を策定し、港湾施設の利便性向上及び既存施設の延命化のための改良を行う。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	10,800,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	10,175,000 円
	決算額(E)	-	-	10,175,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	-
	予算執行率(E)/(D)	-	-	100%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	-	10,175,000 円	
合計	-	-	10,175,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	10,175,000 円	100%	
合計	10,175,000 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市の港湾施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始された。このため、今後、建設年数が50年近く経過した施設の割合が加速度的に高くなり、維持・更新費用の増大が見込まれる。担当課は、港湾施設を適切に維持管理することで維持・更新費用を節減するための施策を行っている。

具体的には、本事業にて、令和4年度に港湾施設点検及び維持管理計画更新業務を行っている。

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
27	港湾改修事業（国直轄事業負担金）	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	効率的な港湾施設の改修・整備を行い、港湾施設の長寿命化等を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・港湾法 56 条の 2 の 2 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） 		
主な事業内容	国土交通省直轄事業により、岸壁等の港湾改修事業を実施するにあたり、港湾管理者（呉市）が事業費の一部を負担する。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	中国地方整備局	実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	100,000,000 円	75,000,000 円	50,000,000 円
	補正予算額	75,000,000 円	55,000,000 円	37,500,000 円
	予算現額(D)	175,000,000 円	130,003,000 円	87,500,000 円
	決算額(E)	173,500,000 円	130,002,792 円	87,493,611 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,500,000 円	208 円	6,389 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	99%	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金	173,500,000 円	130,002,792 円	87,493,611 円	
合計	173,500,000 円	130,002,792 円	87,493,611 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	5,033,611 円	5%	
市債	82,400,000 円	94%	公共事業等債
合計	87,433,611 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、中国地方整備局が行う港湾改修事業の呉市の負担金である。

令和2年度以降の負担金に係る事業は、以下のとおりである。

令和2年度：広埠頭岸壁(-4.5m)改修工事

令和3年度：広埠頭岸壁(-4.5m)改修工事

令和4年度：広埠頭岸壁(-4.5m)改修工事

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
28	港湾施設等整備事業(県直轄事業負担金)	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	港湾施設の利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・港湾法 56 条の 2 の 2 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） ・広島沿岸海岸保全基本計画 		
主な事業内容	県が実施する港湾施設の建設改良事業について、呉市が事業費の一部を負担する。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	広島県	実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前 年 度 か ら の 繰 越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	5,000,000 円	12,500,000 円	22,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	3,334,000 円	12,500,000 円	32,466,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	3,334,000 円	12,500,000 円	19,966,000 円
	事故繰越しの繰越額	—	—	12,500,000 円
	決算額(B)	3,333,333 円	—	32,466,000 円
	次年度への繰越額(C)	—	12,500,000 円	—
	不用額(A)-(B)-(C)	667 円	—	—
予算執行率(B)/(A)	99%	0%	100%	
現 年	当初予算額	28,500,000 円	26,300,000 円	24,000,000 円
	補正予算額	—	13,800,000 円	—
	予算現額(D)	28,500,000 円	40,100,000 円	26,929,000 円
	決算額(E)	0 円	20,133,333 円	10,931,184 円
	次年度への繰越額(F)	12,500,000 円	19,966,000 円	15,997,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	16,000,000 円	667 円	816 円
	予算執行率(E)/(D)	0%	50%	40%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金	3,333,333 円	20,133,333 円	43,397,184 円	
合計	3,333,333 円	20,133,333 円	43,397,184 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	18,297,184 円	42%	
市債	11,200,000 円	25%	公共事業等債
市債	13,900,000 円	32%	過疎対策事業債
合計	43,397,184 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、広島県が行う港湾工事の呉市の負担金である。

令和2年以降の負担金に係る事業は以下のとおりである。

令和2年度：港整備交付金（釣土田港）

港湾改良費（川尻港）

令和3年度：港整備交付金（釣土田港）

港湾改良費（川尻港・蒲刈港）

令和4年度：港整備交付金（釣土田港）

港湾改良費（川尻港・蒲刈港）

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
29	漁港整備事業	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	漁港施設の適切な維持補修を行い良好な施設の維持を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・漁港漁場整備法 26 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） 		
主な事業内容	呉市管理漁港、船だまりなど、老朽化した施設の補修・改修を行う。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	5,900,000 円	4,400,000 円	23,500,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	5,124,000 円	0 円	23,916,000 円
	決算額(E)	5,115,000 円	0 円	23,915,100 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	9,000 円	-	900 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	-	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

なお、当初予算額と予算現額との差異（令和 3 年度に予算現額・決算額が計上されていない等）の理由は、本事業として予定していた令和 3 年度の事業を漁港等改修事業に振り替えたことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	-	23,915,100 円	
工事請負費	5,115,000 円	-	-	
合計	5,115,000 円	-	23,915,100 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	17,315,100 円	72%	
国から	6,600,000 円	27%	水産物交付金 交付率 1/2
合計	23,915,100 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市の漁港施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始された。このため、今後、建設年数が50年近く経過した施設の割合が加速度的に高くなり、維持・更新費用の増大が見込まれる。担当課は、漁港施設を適切に維持管理することで維持・更新費用の節減するための施策を行っている。

担当課が具体的に行っている本事業の内容は以下のとおりである。

令和2年度：情島漁港浮棧橋碇けいチェーン補修工事

令和4年度：機能保全計画及び長寿命化計画更新業務（田原漁港他）

鹿島浮棧橋移設緊急業務

鹿島浮棧橋緊急補修業務

鹿島浮棧橋渡橋補修業務

鹿島浮棧橋防舷材設置緊急業務

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
30	漁港施設整備事業(県直轄事業負担金)	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	漁港施設の利便性・安全性の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・漁港漁場整備法 26 条 ・呉市地域防災計画（予-4-7） 		
主な事業内容	県が実施する港整備交付金事業、水産物供給基盤整備事業、及び漁港改良事業について、呉市が事業費の一部を負担する。		
開始事業年度	—	終了予定年度	—
実施主体	広島県	実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前 年 度 か ら の 繰 越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	159,900,000 円	96,000,000 円	115,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	106,533,000 円	100,898,000 円	76,323,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	106,533,000 円	88,388,000 円	76,323,000 円
	事故繰越しの繰越額	—	12,510,000 円	—
	決算額(B)	94,022,772 円	100,898,000 円	76,323,000 円
	次年度への繰越額(C)	12,510,000 円	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	228 円	—	—
予算執行率(B)/(A)	88%	100%	100%	
現 年	当初予算額	120,800,000 円	152,000,000 円	148,500,000 円
	補正予算額	—	—	—
	予算現額(D)	120,800,000 円	152,000,000 円	141,270,000 円
	決算額(E)	29,284,060 円	71,716,774 円	18,098,376 円
	次年度への繰越額(F)	88,388,000 円	76,323,000 円	64,715,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	3,127,940 円	3,960,226 円	58,456,624 円
	予算執行率(E)/(D)	24%	47%	12%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金	123,306,832 円	172,614,774 円	94,421,376 円	
合計	123,306,832 円	172,614,774 円	94,421,376 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	16,121,376 円	17%	
市債	29,600,000 円	31%	公共事業等債
市債	48,700,000 円	51%	過疎対策事業債
合計	94,421,376 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、広島県が行う漁港施設整備事業の呉市の負担金である。
令和2年以降の負担金に係る事業は以下のとおりである。

令和2年度：港整備交付金（音戸・倉橋）

地域水産物供給基盤整備（音戸・安浦・倉橋・豊島）

漁港改良費（倉橋・豊島）

令和3年度：港整備交付金（音戸・倉橋）

地域水産物供給基盤整備（倉橋・豊島）

漁港改良費（倉橋・豊島・音戸）

令和4年度：港整備交付金（音戸・倉橋・豊島）

地域水産物供給基盤整備（音戸・安浦・倉橋・豊島）

漁港改良費（倉橋・豊島・音戸）

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
31	港湾振興事務（阿賀マリノポリス地区新規航路誘致事業）	港湾漁港課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	中小企業を含めた幅広い荷主企業への安価で効率的な輸送体系の提供および、物流におけるリダンダンシーの確保による災害に強い物流網の構築。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 5-1 対応策③） ・港湾法 56 条の 2 の 2 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-7） 		
主な事業内容	呉港阿賀マリノポリス地区への内航定期航路誘致。		
開始事業年度	平成 26 年度	終了予定年度	令和 11 年度
実施主体	呉市・中国地方整備局	実施形態	委託、直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	1,600,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	1,575,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	1,575,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	1,575,000 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
	予算執行率(B)/(A)	-	100%	-
現年	当初予算額	8,200,000 円	5,440,000 円	200,000 円
	補正予算額	-	-	30,000,000 円
	予算現額(D)	8,400,000 円	5,674,000 円	30,200,000 円
	決算額(E)	5,234,000 円	5,674,000 円	30,134,000 円
	次年度への繰越額(F)	1,575,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	1,591,000 円	-	66,000 円
	予算執行率(E)/(D)	62%	100%	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
旅費等	240,000 円	-	69,900 円	
委託費	4,994,000 円	7,249,000 円	30,064,100 円	
合計	5,234,000 円	7,249,000 円	30,134,000 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	30,134,000 円	100%	
合計	30,134,000 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

物流の 2024 年問題を控え、モーダルシフトによる物流の効率化と安定した輸送体系の確保を実現するため、呉市は、阿賀マリノポリス地区において、大型 RORO 船（貨物を積んだトラックやトレーラーをそのまま運べる船）の受入に対応したターミナルの拡張・再編を目指している。

また、併せて災害時の緊急物資輸送拠点としての機能を強化することを目的としている。

上記目的のため、担当課が具体的に行っている本事業の内容は以下のとおりである。

令和 2 年度：呉港阿賀マノポリス地区港湾施設規模検討業務

令和 3 年度：呉港内航 RORO 船トライアル実施業務

令和 4 年度：呉港港湾計画一部変更に係る航行安全検討業務

呉港港湾計画変更（一部変更）業務

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
32	ため池改良事業	農林土木課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災・減災対策として、機能強化を目的とした改良工事を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-8） 		
主な事業内容	ため池について、機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るため、必要な改良工事を実施する。		
開始事業年度	令和2年	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	42,100,000円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	40,800,000円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	40,800,000円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	6,539,400円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	34,260,600円	-
予算執行率(B)/(A)	-	16%	-	
現年	当初予算額	53,400,000円	-	13,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	53,400,000円	-	13,000,000円
	決算額(E)	2,034,000円	-	0円
	次年度への繰越額(F)	40,800,000円	-	2,000,000円
	不用額(D)-(E)-(F)	10,566,000円	-	11,000,000円
	予算執行率(E)/(D)	3%	-	0%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	2,034,000円	3,620,000円	-	
工事請負費	-	2,919,400円	-	
合計	2,034,000円	6,539,400円	-	

(4) 事業費の財源<令和3年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,548,460円	54%	
県から	499,000円	7%	ため池整備事業交付金 交付率 10/10
市債	2,200,000円	33%	緊急自然災害防止対策 事業債
その他	291,940円	4%	個人負担金
合計	6,539,400円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

自然災害に対する備えや、二次災害の発生・拡大防止を目的とし、防災・減災対策として、ため池の機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るための必要な改良工事を実施するものである。

具体的には、ため池内に堆積した土砂の浚渫を行い貯留能力の向上や洪水吐等の改良工事を実施する。

主として広島県が指定した防災重点農業用ため池に関し、広島県が堤体の劣化状況や耐震性能、排水能力などについて詳細診断を行い、その健全度を3段階(A～C)で評価したのち、同結果が呉市に共有され、今後の対策について検討していくという流れとなる。

呉市においては、Cランク評価となったため池を対象として、廃止とするか、改良とするかなど対応策について、地権者、管理者等から意向の聞き取りを行い、その同意を取り付けたうえで、工事の設計、実施に移行することになる。

令和2年度に1件、令和3年度に1件完了したが、令和4年度は地権者の同意を得ることができなかったため、完了に至ったものがなかった。

(2) 評価

当事業の事業費については、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、ため池の機能維持、安全性の確保及び長寿命化を図るための必要な改良工事を実施するもので、防災・減災事業としての必要性は認められる。

対象地も、広島県が実施した調査結果などに基づいて検討されており、合理性が認められる。

もっとも、広島県が指定、評価した防災重点農業用ため池だけでも100か所以上存在するところ、事業開始時から令和4年度までの期間で、工事が完了した箇所は数か所にとどまっており、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の期限である令和12年までに、必要な対策が完了する見込みは低いといわざるを得ない状況にある。

この点、達成率の低さは呉市だけの問題ではなく全国的にみられる問題である。その大きな要因は、ため池自体が民間の所有地となっていることが多く、また、何人かの共有地となっていることも多いため、権利関係を確定させた上で地権者の同意を得ることが容易でないことにある。また、廃止の要望がある場合にはその検討も要することになる。

このようなやむを得ない事情があるといえるものの、少なくとも一定の活動指標・成果指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 15】

活動指標・成果指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
33	小規模崩壊地復旧事業	農林土木課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地の予防工事等を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-12） 		
主な事業内容	荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地について、土留工、法枠工等の防災施設を整備する。		
開始事業年度	令和元年以前	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	41,500,000 円	42,500,000 円	88,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	37,860,000 円	42,500,000 円	87,300,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	37,860,000 円	42,500,000 円	87,300,000 円
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	34,350,000 円	34,088,000 円	82,817,000 円
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	3,510,000 円	8,412,000 円	4,483,000 円
予算執行率(B)/(A)	90%	80%	94%	
現年	当初予算額	167,000,000 円	174,100,000 円	78,000,000 円
	補正予算額	△117,000,000 円	0 円	0 円
	予算現額(D)	50,000,000 円	174,100,000 円	78,000,000 円
	決算額(E)	6,732,000 円	25,796,000 円	18,764,000 円
	次年度への繰越額(F)	42,500,000 円	87,300,000 円	51,100,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	768,000 円	61,004,000 円	8,136,000 円
	予算執行率(E)/(D)	13%	14%	24%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	7,873,800 円	1,133,000 円	13,332,000 円	測量設計(15 か所)
工事請負費	32,924,100 円	57,366,000 円	84,781,500 円	工事(13 箇所)
需用費	276,000 円	957,800 円	2,340,200 円	消耗品費
使用料及び賃借料	8,100 円	427,200 円	1,127,300 円	使用料
合計	41,082,000 円	59,884,000 円	101,581,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	291,405 円	0.2%	
県から	46,912,500 円	46%	小規模崩壊地復旧事業補助金 交付率 1/2
市債	50,200,000 円	49%	緊急自然災害防止対策事業債
その他	4,177,095 円	4%	個人負担金
合計	101,581,000 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

崖地崩壊による災害を未然に防止するため、荒廃林地及び荒廃のおそれのある林地について、土留工、法枠工等の防災施設を整備するものである。

急傾斜地の対策事業の一環であり、自然林を対象とするもので、基本的には広島県の補助金を受けて実施するため、同県の予算編成による影響を受ける。

対象が民間地であるため、範囲や地権者の確定、地権者の同意取得などの前提作業を要する。

令和2年度は3か所、令和3年度は6か所、令和4年度は4か所の工事を完了させている。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、本事業は、崖地崩壊による災害を未然に防止するための対策事業であり、防災・減災事業としての必要性は認められる。

各年度の工事実績数は大きいものではなく、また、年度によって幅があるが、広島県からの補助金に依っている部分が大きく、広島県の予算の内容の影響を大きく受けるため、その点はやむを得ないものとする。

また、そもそも対象が民間地であって、本来は民間で対応されるべき自然林の補修という側面があるため、市の負担、管理も限定的とならざるを得ない。

もっとも、そうであるからこそ、事業対象地の選定においては、その危険性や崩壊時の被害予測などの総合判断を踏まえて優先性が判断されるべきものと考えられるが、これまでの経過においては対象地の選定に関する明確な基準が策定されていない。

また、一度実施された防災施設等にも経年劣化等が生じていくものであるため、過去に行った事業に関しても、適宜状態の見直しや修繕の必要性の検討を要する。

これらの事情については、現在、担当課においても必要性を認識して検討を行っていること自体は認められるが、これを進めて、適宜状態を確認するためのルール策定や危険性判断の基準、及び、これに基づく防災工事実施優先度の策定などに取り組むことが有益と考えられる。

【意見 16】

適宜状態を確認するためのルール策定や危険性判断の基準、及び、これに基づく防災工事実施優先度の策定を行い、予防工事等を要する対象地について危険性等を調査したうえで、優先度判断に取り組むことが有益と考えられる。

通し番号	事業名	担当課
34	大規模盛土造成地変動予測調査（第二次スクリーニング）	都市計画課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	新潟県中越地震などの大地震時に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出する被害が発生している。こういった被害を軽減するため、変動予測調査を行い、マップ等により住民への情報提供が図られるとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることを目的とする。 ・令和4年度決算見込額：大規模盛土造成地変動予測調査業務（第二次スクリーニング）		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①）		
主な事業内容	市内 42 箇所の大規模盛土造成地について、危険度の高い箇所より、その安全性を確認するため、ボーリング調査など現地での詳細調査を実施していく計画としており、令和4年度に2箇所を実施した。		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	-
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	20,500,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	20,500,000円
	決算額(E)	-	-	15,056,800円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	5,443,200円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	73%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	-	-	15,056,800円	調査（普通建設・補助）
合計	-	-	-	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	7,528,800円	50%	
国から	7,528,000円	49%	防災・安全社会資本整備交付金 交付率1/2
合計	15,056,800円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

新潟県中越地震など近年発生した大地震において、大規模盛土造成地での地滑りの変動（滑動崩落）の発生により、住宅が流出する被害が生じた。

これに基づき、将来の被害の軽減を図るため、全国的な事業として、「大規模盛土造成地マップ」を作成し、大規模盛土造成地の位置等について広く市民に情報提供するとともに、変動予測調査を実施して安全性の検証を行い、崩落の危険性のある大規模盛土造成地については滑動崩落防止工事に移行するなどの取り組みが進められている。

呉市では、平成 29 年度に第 1 次スクリーニングを実施し、市内に 42 箇所の大規模盛土造成地の存在を把握した。

令和 2 年度には第 2 次スクリーニング（計画）を作成し、優先度評価を行うことで、前記 42 箇所から、第 2 次スクリーニング（調査）を早期に実施すべき 14 箇所（ランク A）を抽出している。

また、令和 4 年度からは、このランク A に位置付けられた箇所より、年 2 箇所の計画で「第 2 次スクリーニング（調査）」を実施することとしている。

「第 2 次スクリーニング（調査）」の具体的な概要は以下のとおりである。

- ・機械ボーリングを用いた地質調査（地盤の強度や性質を把握するとともに地下水位の観測を行うもの）
- ・室内土質試験
- ・表面波探査（盛土の分布状況を把握するもの）

これらの調査データより、地盤の安定性などを総合的に解析。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

スクリーニングによる対象地の選定等は、国が定めた基準に基づいて実施されており、また、住民説明会や自治会の役員会、回覧板などを活用して周知し、周辺住民の理解のもとで進行されているなど、事業実施に関しても特段の懸念点は見当たらなかった。

防災の観点からは大規模盛土造成地はすべて調査すべきとの意見もあり得るところではあるが、人的、資金的な限度があるうえ、対象が民間地となることからすれば、盛土規制法の活用も視野に入れつつ、国の基準に基づいて迅速に対応すべきであり、かつ、それが可能な場所を選定して進めていくことには合理性が認められる。

また、呉市は、広島県内でもいち早く防災・安全社会資本整備交付金の活用に取り組んでおり、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
35	狭あい道路整備事業	建築指導課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	幅員 4m 未満の狭あいな道路を整備・拡幅し、その幅員と通行に支障のない形状を確保することにより、交通の安全性を高めるとともに、消防・救急車等緊急車両の進入・通過を容易にし、安全で良好な住環境を形成することを目的とする。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②）		
主な事業内容	幅員 4m 未満の狭あいな道路沿いにおける、建築基準法で建築できない道路中心から 2m の道路後退部分用地の寄付を受けて呉市が舗装等の工事を行い、整備後は市道として管理する事業である。		
開始事業年度	平成 13 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負、負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	14,742,000 円	15,702,000 円	16,102,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	14,742,000 円	15,702,000 円	16,102,000 円
	決算額(E)	5,218,380 円	2,090,020 円	12,012,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	9,523,620 円	13,611,980 円	4,090,000 円
	予算執行率(E)/(D)	35%	13%	74%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
工事請負費	2,337,500 円	1,518,000 円	11,363,000 円	
委託料	1,405,800 円	330,000 円	649,000 円	
報償費	1,475,080 円	242,020 円	-	
合計	5,218,380 円	2,090,020 円	12,012,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	6,655,000 円	55%	
国から	5,357,000 円	44%	社会資本整備総合交付金 交付率 1/2
合計	12,012,000 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

成果指標

指標名	指標名なし			
目標値設定の理由・根拠	指定路線全延長（両側）に対する達成率			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値				
達成値				
達成率	0.94%	0.95%	0.97%	(達成率は参考値) 指定路線全延長186,672m(両側)に対する達成率

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本来、住宅を建てる際には、建築基準法に基づき、原則4mの道路に接道しなければならない。

もっとも、市街地には狭い道路が多く、この要件を満たせない状況も多いことから、4m未満の道路であっても建築基準法42条2項に基づいて道路の中心から2mのセットバックを行うことにより、建築確認申請が出ているケースも多く存在する。

ここで設定されたいわゆる「みなし道路」を狭あい道路と扱っているが、当該セットバックした用地は、道路ではあるものの公衆用道路として土地所有者が整備することまで求められていない。

しかし、狭あい道路のなかには、市民の日常生活を支える生活道路としての性質を有するものも多く、防災上の観点からみても、市道として整備、管理することが適切なものも存在する。

そのため、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークが構成されるようにするために呉市が整備促進路線として指定した道路について、セットバック部分の用地の寄付を受け、市道として管理するために整備拡幅を実施するものである。

補助事業名は、国土交通省の社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の中の「狭あい道路整備等促進事業」であり、補助率は、測量分筆、工事費及び門、塀等の除去、移設、移設に対する助成金に係る費用が1/2となっている。

なお、本事業の担当課は、もともと都市計画課であったところ、令和2年度から建築指導課に変更された。

(2) 評価

当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業内容についても、市道として整備、管理することで道路利用に支障が生じるような事態を防ぐことができ、日照、通風等の居住環境を改善するとともに、緊急車両の通行、避難路の確保など防災対策をも兼ね備えた安全で良好な環境整備の促進につながるものであり、事業としての必要性は認められる。

もっとも、呉市が指定した整備促進路線（全長 186,672m（両側））全体との比較でみると、達成率は 1%程度という低い数値にとどまっており、近年中に必要な対策が完了する見込みは低いといわざるを得ない状況にある。

この点、達成率の低さは呉市だけの問題ではなく全国的にみられる問題である。その要因としては、対象地が民間の所有地となっており、本事業に基づく寄付受付や整備工事を実施するためには所有者の承諾が必要であることや、助成金に上限があり一定の金銭負担が生じることなどが挙げられる。

このようなやむを得ない事情があるといえるものの、本事業の担当課が都市計画課から建築指導課に変更されたことに鑑みると、民間の所有者との協議を進めるノウハウ等が蓄積されていないなどの事情も推察される。

成果指標のみならず、どのような活動を行うのかに関する活動指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

【意見 17】

どのような活動を行うのかに関する活動指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
36	呉市広域緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修促進助成金交付事業	建築指導課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	耐震性のない建物を、除却・建替・耐震改修等をおこなうことで、地震に対する建築物の安全性を確保し、安全で安心な街づくりを推進する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①） ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 3 条、6 条、11 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-6） ・呉市耐震改修促進計画（18～20 ページ） 		
主な事業内容	県及び市が「耐震改修促進計画」により指定した道路に面して建てられた建築物のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された耐震性がなく、地震により倒壊した場合、その前面道路の道路幅員の 1/2 を超えて塞ぐおそれがあるものが対象となり、耐震改修工事、建替工事及び除却工事を行う場合、その改修工事等の費用の一部を助成する事業である。		
開始事業年度	平成 30 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	補助金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	26,030,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	26,030,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	26,030,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	26,030,000 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	100%	
現年	当初予算額	41,500,000 円	45,842,000 円	107,366,000 円
	補正予算額	0 円	0 円	0 円
	予算現額(D)	41,500,000 円	45,842,000 円	107,366,000 円
	決算額(E)	4,840,000 円	7,990,000 円	29,957,000 円
	次年度への繰越額(F)	0 円	26,030,000 円	0 円
	不用額(D)-(E)-(F)	36,660,000 円	11,822,000 円	77,409,000 円
	予算執行率(E)/(D)	11%	17%	27%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金、補助及び交付金	4,840,000 円	7,990,000 円	55,987,000 円	
合計	4,840,000 円	7,990,000 円	55,987,000 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	12,725,000 円	22%	
国から	30,539,000 円	54%	社会資本整備総合交付金 交付率 2/5
県から	12,723,000 円	22%	建築物耐震対策緊急促進事業補助金 交付率 1/6
合計	55,987,000 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標
成果指標

指標名	耐震性のない建物を、除却・建替・耐震改修等			
目標値設定の理由・根拠				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	77棟	77棟	77棟	R7までに「おおむね解消」
達成値	20棟	22棟	27棟	
達成率	25%	28%	35%	

※分母となる対象建築物棟数は1棟が補助対象外になったことにより、対象建築物棟数は77棟に変更。

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

広島県が路線を指定した「広域緊急輸送道路」及び呉市が路線を指定した「避難路」に面して建てられた基準高さ以上の建築物のうち、地震によって倒壊した場合、当該道路の通行を妨げる「通行障害既存耐震不適格建築物」を、緊急輸送道路等沿道建築物という。

指定された広域緊急輸送道路及び避難路は、地震災害時には、避難や救援救急活動、救援物資の輸送等に使われる重要な道路であることから、当該建築物の耐震化政策は急務に推進すべき策として捉えられている。

そのため、本事業の対象となる建築物については耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告が義務付けられており、その診断結果に基づいて耐震改修工事、除却、建替え工事などの対応について協議、検討のうえ、助成金の交付を踏まえて、耐震化への早期着手を促すものである。

本事業の対象建築物は、県及び市が指定した道路（国道31号、国道185号、国道375号、クレアライン、東広島呉道路及びクレアライン出口から中央公園北側入口までの市道）に面して建てられた建築物のうち、耐震性がなく、地震により倒壊した場合に、その前面道路の道路幅員の1/2を超えて塞ぐおそれがある建築物で、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の建築物となる。

(2) 評価

当事業の事業費については、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

また、当該助成事業は、耐震診断が義務付けられた建物所有者に対する負担軽減を図る為の有効な施策であり、耐震化の必要性が高い建築物に関する耐震改修工事の早期着手を促すものとして、防災・減災事業としての必要性は認められる。

対象建築物についても、広島県の指定等に基づいて検討されており、合理性が認められる。

本事業の達成率がいまだ過半数を超えていないという点が懸念点ではあるが、広島県の指定道路との関係において、呉市における対象建築物が多いことが影響しているものであり、事業の遂行方法に懸念点は認められない。

令和7年度までに事業を完了させることを目標として進捗管理を行っているが、広島県の補助金制度が延長されるか否かによって事業の進め方も変わらざるを得ないため、同制度の扱いに関する動向に注視が必要である。

通し番号	事業名	担当課
37	皆実アパート1号棟耐震補強工事設計委託・耐震補強その他工事	住宅政策課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	防災・減災に資するため、市営住宅の耐震改修事業を実施する。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1対応策①）		
主な事業内容	市営皆実アパート1号棟の耐震改修事業を実施する。併せて、外壁と屋上の改修工事を実施する。 令和3年度：実施設計 令和4～5年度：工事 市営住宅、皆実保育所（建物の1階部分）の複合建物につき、こども施設課と共同で事業を実施。		
開始事業年度	令和3年度	終了予定年度	令和5年度
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	6,363,000円	49,600,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	6,363,000円	49,600,000円
	決算額(E)	-	4,994,323円	40,522,917円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	1,368,677円	9,077,083円
	予算執行率(E)/(D)	-	78%	81%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	-	4,994,323円	-	耐震補強工事設計委託
工事請負費	-	円	40,522,917円	耐震補強その他工事
合計	-	4,994,323円	40,522,917円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	147,917円	0.3%	
国から	14,975,000円	36%	社会資本整備総合交付金(防災・安全分)交付率9/20
市債	25,400,000円	62%	公営住宅建設事業債
合計	40,522,917円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

担当課は、平成 8・9 年度に、昭和 56 年以前の「旧耐震基準」（10 年に一度程発生することを想定した震度 5 程度の中規模地震に対し、倒壊あるいは崩壊しない）によって建築された市営住宅のうち、ラーメン構造（柱と梁で建物全体を支える構造。壁式構造（柱と梁の代わりに耐力壁で建物の荷重を支える構造）に比し耐震力が弱いとされている。）の片廊下型建物 21 棟の耐震診断を行った。結果は、耐震診断を実施した 21 棟全てが「倒壊または崩壊する危険性がある」B 判定であった。

担当課は、上記十分な耐震性がないと判定された市営住宅のうち、「呉市公共施設に関する個別施設計画」において「現状維持」とされている 5 棟について、地震による建物の崩壊等の被害から入居者の生命と財産を守るため、市営住宅の耐震化事業を実施している。

皆実アパート 1 号棟の耐震補強工事は、呉市営住宅としては初めての耐震化事業であり、併せて、老朽化が著しい外壁と屋上の改修工事を実施するものである。なお、建物の 1 階部分が皆実保育所となっており、市営住宅と保育所の複合建物につき、こども施設課と共同で事業を実施している。

(参考) 市営住宅耐震化事業スケジュール

市営住宅名	R3	R4	R5	R6	R7	備考
皆実アパート 1 号棟	設計	工事	工事			保育所併設
山の手アパート 11 号館		設計	工事			隣保館併設
山の手アパート 10 号館			設計	工事		
白岳アパート 1・2 号棟				設計	工事	コミュニティセンター併設

(2) 市営住宅の耐震診断について

ア 担当課は、耐震性に問題のあると考えられる昭和 56 年以前に旧耐震基準にて建築された市営住宅の内、ラーメン構造にて建築されたもののみを対象に耐震診断を行った。

イ 耐震診断結果の周知

耐震診断の結果、 I_s 値が 0.3 未満（大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の危険性が高い）となっている市営住宅も存する。

この耐震診断の結果に関し、公表されている資料として、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和 3 年 3 月）76 ページ等がある。同計画において各施設の概要を記載する表があり、その表の中で、「耐震診断」欄に「未」・「済」・空

欄の別が示され、「耐震補強」欄に「未」・空欄の別が示されている。表の読み方として、「耐震診断」欄が「済」になっているもののうち、「耐震補強」が空欄になっているものは耐震工事不要・「耐震補強」欄が「未」になっているものは耐震工事が必要、と理解することも不可能ではない。

しかし、耐震補強工事の要否について一見して理解可能とは言い難く、また、耐震診断の具体的内容（Is 値）も記載されていない。

耐震診断結果が明確に公表されているとは言い難く、また、当該市営住宅の住民への個別通知も行われていない状況である。

居住者自らがその居住する建物の耐震性を認識することは、災害時における避難行動の選択にも大きな影響を与えるものと考えられる。賃貸人である呉市としては、少なくとも居住者には耐震診断の結果をよりわかりやすく周知し、適切な認識をもってもらいたい。

【意見 18】

居住者には耐震診断の結果をよりわかりやすく周知し、適切な認識をもってもらいたい。

ウ 耐震診断の対象

上記担当課の耐震診断の判断は、有限の予算及び人員の中で耐震対策を行うための優先順位をつけるものであり、合理的なものと評価できる。

もっとも、市営住宅の中には、ラーメン構造ではないものの、昭和 56 年以前に旧耐震基準にて建築された市営住宅で、建物耐用年限（耐用年数）を超過した物件もある。単純に一律の基準にて耐震診断を行うばかりでなく、建物を個別に確認し、耐震診断の要否を判断するのが望ましいと思料する。

【意見 19】

一律の基準にて耐震診断を行う他に、建物を個別に確認し、耐震診断を要するか判断するのが望ましい。

(3) 耐震工事について

ア 担当課は、耐震性に問題のあった市営住宅のうち今後も現状維持にて使用する市営住宅 5 棟について耐震工事を行うこととしている。なお、耐震工事の順序については、行政改革デジタル推進第 1 課にて、公共施設に横断的に工事の必要性を点数化し決定している。

イ 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未満（大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊・崩壊の危険性が高い）となっている市営住宅もあるところ、上記 5 棟の他の建物は、将来的に解体予定であるため、耐震工事が予定されていない。もっとも、解体の実施時期は未定である。

【意見 20】

市営住宅の居住者の安全対策を考慮し、市営住宅居住者に対し、耐震診断結果及び市営住宅建物の解体予定時期を明らかにし、居住者が耐震診断結果を基に移転の是非を検討する機会を与えるのが望ましい。

通し番号	事業名	担当課
38	ブロック塀等撤去・フェンス設置工事	住宅政策課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地震発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去することで、人的被害の防止等を図る。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①）		
主な事業内容	市営住宅敷地内の道路沿い及び駐輪場にある安全性が確認できないブロック塀等を撤去し、新たにフェンスを設置する。		
開始事業年度	令和3年度	終了予定年度	未定
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	19,400,000円	23,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	19,400,000円	23,000,000円
	決算額(E)	-	19,308,300円	22,413,600円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	91,700円	586,400円
	予算執行率(E)/(D)	-	99%	97%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
需用費	-	808,500円	-	修繕料(百目田アパート)
工事請負費	-	18,499,800円	22,413,600円	
合計	-	19,308,300円	22,413,600円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	22,413,600円	100%	
合計	22,413,600円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、市営住宅敷地内の道路沿い及び駐輪場にある安全性が確認できないブロック塀等を撤去し、新たにフェンスを設置するものである。地震発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀等を撤去することで、人的被害の防止等を図ることを目的としている。

(各年度におけるブロック塀撤去・フェンス設置工事対象市営住宅)

令和3年度

公園アパート、宮原7丁目アパート、百目田アパート（駐輪場）

令和4年度

山の手アパート（3号館）、東二河アパート、小市アパート、
中新開アパート（広小学校側の一部）

令和5年度

前田住宅（レンガ塀）、中新開アパート（広小学校側残り、駐輪場の一部）

令和6年度

東浜アパート、桜ヶ丘住宅、山の手アパート（2・4・5・9号館駐輪場）、大新開
アパート（駐輪場）、広駅前アパート（駐輪場）、三坂地アパート、中新開アパ
ート（駐輪場残り）

(2) 工事するブロック塀の選択について

ブロック塀等撤去・フェンス設置工事の順序については、行政改革デジタル推進第1課及び財政課にて、公共施設を横断的に調査し、工事の必要性を点数化し決定している。

行政改革デジタル推進第1課は、予算を前提に毀損度及び通行人数等について現地調査及び聞き取りを行い、危険度を考慮して優先順位を点数化している。財政課、行政改革デジタル推進第1課による点数を前提に財源の観点から工事執行可能なものを決定している。

(3) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
39	危険建物除却促進事業	住宅政策課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	危険建物の倒壊等による近隣及び道路への危険防止を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①） ・第2次呉市空家等対策計画（37 ページ） 		
主な事業内容	危険建物と認定された空き家が対象 解体経費の30%上限30万円を助成		
開始事業年度	平成23年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	補助金

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	24,000,000円	21,000,000円	24,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	24,000,000円	21,000,000円	24,000,000円
	決算額(E)	18,339,000円	20,700,000円	23,892,000円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	5,661,000円	300,000円	108,000円
	予算執行率(E)/(D)	76%	98%	99%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
負担金、補助及び交付金	18,339,000円	20,700,000円	23,892,000円	
合計	18,339,000円	20,700,000円	23,892,000円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	11,946,000円	50%	
国から	11,946,000円	50%	空き家対策総合支援金補助率1/2
合計	23,892,000円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、市内に存する危険建物の倒壊等による近隣及び道路への危険防止のために、市の予算の範囲内で助成することにより、危険建物の除却を推進し、安全・安心な市民生活を確保することを目的としている。

① 対象建物

次の3項目の全ての要件を満たし、危険建物と認定された建物（以下「危険建物」という。）が対象建物となる。

- i 呉市内に存する空き家
- ii 戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅で居住のための建物（併用住宅は、居住部分の占める割合が1/2以上であること。）
- iii 「住宅の不良度判定基準」と「周辺への危険度判定」の基準の両方を満たした建物

② 補助対象者

次の要件のいずれか又は両方に該当する方であれば、呉市外に居住の方でも補助金の交付を受けることができる。

- i 危険建物の所有者又は法定相続人
- ii 危険建物が存在する土地の所有者又は法定相続人（建物の所有者等の同意を得た方）

③ 補助金の額

補助金交付対象事業に要する経費の30%、かつ、30万円以下（消費税を含む。）

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
40	呉駅周辺地域総合開発事業	呉駅周辺事業推進室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時における代替交通の発着場所の機能強化や情報発信機能の充実を図る。 新たに創出するデッキや複合施設などの空間を災害支援の活動拠点として活用できるよう防災機能整備や運用を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-5 対応策③） ・呉市地域防災計画（共通編：予-11-7） ・呉駅周辺地域総合開発基本計画（15～17 ページ） ・国道 31 号等呉駅交通ターミナル整備事業計画（22～26 ページ） 		
主な事業内容	災害に強い交通体系の構築と防災機能を備えた交通拠点の整備。		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	—
実施主体	国、民間、呉市	実施形態	国直轄、民営、直営（一般車送迎場整備及び複合施設への公益機能導入が呉市の直営。）

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	20,000,000 円	10,000,000 円	23,000,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	20,000,000 円	10,000,000 円	23,000,000 円
	決算額(E)	15,602,400 円	5,157,900 円	17,094,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	4,397,600 円	4,842,100 円	5,906,000 円
予算執行率(E)/(D)	78%	51%	74%	

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	15,602,400 円	5,157,900 円	17,094,000 円	呉駅周辺地域総合開発推進業務等
合計	15,602,400 円	5,157,900 円	17,094,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	5,594,000 円	32%	
国から	6,500,000 円	38%	都市構造再編集中事業交付金 交付率 1/2
市債	5,000,000 円	29%	公共事業等債
合計	17,094,000 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市は、呉駅周辺地域総合開発事業において、以下の対策を行い、災害時にも頼りになる防災対応型交通拠点の形成を目指している。

- ・ 呉駅交通ターミナルの2階デッキや複合施設など、平常時は憩いや賑わいの場として機能している空間を、災害時には、一時的な避難場所や帰宅困難者等の受入空間、災害支援の活動拠点等として活用できるよう、防災性能の向上を目指した機能整備や運用を図る。
- ・ 災害時に地域間・都市間を連絡する緊急輸送バス、緊急輸送船など代替交通の発着機能の強化や、デジタルサイネージ等を活用して災害情報や各種交通機関の運行情報、一時的な避難場所の情報提供等、災害時の情報発信等の拠点として利用できる機能を備える。
- ・ 休山新道や広島呉道路（クレアライン）の4車線化、呉平谷線（上二河～此原区間）等の整備促進など、国・県等と連携して進める幹線道路網の強化と併せ、災害時の交通ネットワークの拠点として機能する交通ターミナルを目指す。
- ・ 市民や地域関係団体、民間企業など多様な主体との連携により、呉駅周辺地域の防災力を高め、避難が長期化する場合を想定し、滞在施設や備蓄の確保等、複合施設の運営事業者を始めとする地域の民間事業者等と連携し、防災体制の強化を図る。

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
41	街路新設改良事業(県直轄事業負担金)	土木企画室

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・広島県建設事業負担金条例 1 条、2 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-3 ほか） ・広島県道路整備計画 2021（24、25 ページ） 		
主な事業内容	広島県が施工する街路整備事業（焼山押込線）に係る地元負担金。		
開始事業年度	平成 3 年度	終了予定年度	—
実施主体	広島県	実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	10,733,000 円	19,650,000 円	26,667,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	13,062,000 円	13,840,000 円	39,325,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	8,603,000 円	13,840,000 円	26,667,000 円
	事故繰越しの繰越額	4,459,000 円	—	12,658,000 円
	決算額(B)	13,060,584 円	1,182,000 円	19,217,982 円
	次年度への繰越額(C)	—	12,658,000 円	9,441,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	1,416 円	—	10,666,018 円
予算執行率(B)/(A)	99%	8%	48%	
現年	当初予算額	21,000,000 円	15,000,000 円	11,000,000 円
	補正予算額	—	12,667,000 円	14,000,000 円
	予算現額(D)	21,000,000 円	27,667,000 円	25,000,000 円
	決算額(E)	1,713,333 円	920,000 円	248,509 円
	次年度への繰越額(F)	13,840,000 円	26,667,000 円	24,339,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	5,446,667 円	80,000 円	412,491 円
	予算執行率(E)/(D)	8%	3%	0.9%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金、補助及び交付金	14,773,917 円	2,102,000 円	19,466,491 円	
合計	14,773,917 円	2,102,000 円	19,466,491 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	2,066,491 円	10%	
市債	17,400,000 円	89%	※1
合計	19,466,491 円	100%	割合は小数部分も合計

※1 公共事業等債：17,200,000 円、地方道路等整備事業債：200,000 円

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

当該事業は広島県の直轄事業として県が実施する街路事業等に対して、広島県建設事業負担金条例に基づき呉市が負担金を支出するものである。

平成3年から続く焼山押込線の改良工事であり、今後も土地取得など時間をかけて行う事業とのことである。

予算執行率が低いのは、呉市として予算を確保するも広島県の事業進捗に依存してしまうためである。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
42	河川維持補修事業（緊急浚渫推進事業）	土木維持課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	河川断面の安全度を確保し、市民の安全・安心な生活環境の向上を図ることを目的とする。		
関連計画等	・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①）		
主な事業内容	堆積土砂等により河川断面が阻害され、その安全度が十分といえない状態の河川に対して、計画的に浚渫工事を実施する。		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 6 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	134,000,000 円	129,500,000 円
	補正予算額	25,000,000 円	-	-
	予算現額(D)	56,300,000 円	134,000,000 円	129,500,000 円
	決算額(E)	56,273,426 円	55,936,870 円	47,679,282 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	26,574 円	78,063,130 円	81,820,718 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	41%	36%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	2,119,326 円	6,005,670 円	2,234,322 円	
工事請負費	54,154,100 円	49,931,200 円	45,444,960 円	
合計	56,273,426 円	55,936,870 円	47,679,282 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	79,282 円	0.1%	
市債	47,600,000 円	99%	緊急浚渫推進事業債
合計	47,679,282 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

河川内の堆積土砂は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ、浸水などの災害を助長するおそれがあり、河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)を行うことは、河川氾濫等の大規模な浸水被害等を防ぐのにあたって重要である。

国は、令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次いだことを踏まえ、自治体が「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)と連携しつつ、単独事業(令和2年度～令和6年度)として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業債」を創設した。

呉市においても、平成30年7月豪雨など近年の頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、河川の適切な機能を維持することが極めて重要となっている。

本事業は、「緊急浚渫推進事業債」を利用して、安全度が十分といえない状態の河川に対して浚渫工事を実施し、河川が本来持っている流下能力を確保・維持することで、浸水被害の軽減、市民の安全・安心な生活を確保することを目的とするものである。

(2) 評価

本事業は、大雨や地震などの自然災害において河川氾濫等の大規模な浸水被害等が生じている近年の状況に照らし、河川の適切な機能を維持するために、河川等の堆積土砂の撤去のため浚渫工事を行うものであり、防災・減災事業としての必要性は認められる。

加えて、本事業はその重要性に照らして、国による「緊急浚渫推進事業債」の対象となっている事業であり、その重要性も認められる。

ただし、達成率自体は、そこまで高いものとはいえない。

もっとも、浚渫工事自体が相当高額な費用を要するだけでなく、目視等による土砂の堆積状態等の確認は困難である性質上、堆積状態の調査費用の負担も避けられないうえ、いずれも相当の期間を要するものであることから、実施できる箇所、対象地については限定的とならざるを得ない。

また、土砂の堆積自体は日々発生しているものであるため、一度浚渫工事を行えば良いというものではなく、一定期間ごとに対応を求められることとならざるを得ないところ、河川の適切な機能維持の観点からすれば、一度により大量の土砂を浚渫するなどの対処も取り難い。

そのため、本事業については、各地区の担当職員からの情報集約を適切に行い、適宜の状況把握のもとで、適切な箇所、時期を見極めながら継続的に事業を進行させるしかなく、その点において、現状の事業内容に特段の懸念点は見当たらなかった。

また、当事業の事業費については決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
43	河川改良事業（緊急自然災害防止対策事業）	土木維持課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	河川の強靱化及び市民の安全・安心な生活環境の向上を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-1） ・呉市土木未来プラン（16、17 ページ） 		
主な事業内容	今後の災害発生予防・拡大防止のための機能強化に向けた事業を実施する。		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	令和7年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	167,722,000円	726,900,000円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	122,278,000円	697,900,000円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	122,278,000円	697,900,000円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	42,567,360円	508,862,267円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	79,710,640円	189,037,733円	-
予算執行率(B)/(A)	34%	72%	-	
現年	当初予算額	615,000,000円	32,000,000円	495,000,000円
	補正予算額	320,300,000円	-	-
	予算現額(D)	935,300,000円	32,000,000円	495,000,000円
	決算額(E)	75,048,815円	31,548,000円	155,833,273円
	次年度への繰越額(F)	697,900,000円	-	326,400,000円
	不用額(D)-(E)-(F)	162,351,185円	452,000円	12,766,727円
	予算執行率(E)/(D)	8%	98%	31%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
職員手当等	-	-	1,360,518円	
需用費	-	15,700円	1,000円	
役務費	726,000円	1,960,200円	669,200円	
委託料	81,125,660円	3,371,940円	21,408,600円	
工事請負費	33,436,920円	507,615,680円	126,189,300円	
公有財産購入費	2,327,595円	13,056,721円	740,778円	
補償金	-	14,390,026円	5,463,877円	
合計	117,616,175円	540,410,267円	155,833,273円	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	33,273円	0.02%	
市債	155,800,000円	99%	緊急自然災害防止対策事業債
合計	155,833,273円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

河川断面の不足等により溢水し地域に浸水被害をもたらしたのものや、県が新たに整備する砂防堰堤と一体的に改良が必要なもの、護岸が脆弱なものなど、治水機能の不足が懸念される河川において、河道の拡幅、護岸の改良等の抜本的な改修を行うことで河川の機能を強化し、今後起こり得る災害の発生予防・拡大防止を図るものである。

近年、災害が激甚化、頻発化する中、地方団体が単独で防災インフラの整備を実施できるよう、国において「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を推進するための「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたことも、本事業の背景である。

令和3年度からは対象事業及び事業費を大幅拡充した上で「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の期間を踏まえ、令和7年度までの期間に事業が延長された状況にある。

(2) 評価

本事業は、河川の抜本的な改修を行うものであるため、用地買収や設計委託等に加え、河川本体の工事也大掛かりで、費用規模も大きなものとなる。

もともと、事業内容としては、大雨、地震などの災害において被害を拡大させる河川氾濫、浸水被害を防ぐためのものであり、高い重要性が認められる。

また、財源についても緊急自然災害防止対策事業債が充てられており、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

事業の進行に関しても、用地買収やその前提となる権利関係の確定など、時間を要する部分があるとはいえ、当初に20河川の改良目標を立てたうえで、適宜地区担当職員の意見も加えつつ、部内会議によって進捗管理を行い、概ね想定範囲内の進行度合いとなっているようであり、特段の懸念点は見当たらなかった。

もともと、前述した用地買収やその前提となる権利関係の確定などに関しては、他の事業においても障害となっていることが多いなど、事業の進行においては今後も慎重になりつつ積極的な対応を求められることが想定されるため、外部の専門家への相談、委託なども含め、柔軟な活用方法の模索が有益であると考えられる。

通し番号	事業名	担当課
44	道路舗装整備事業（緊急自然災害防止対策事業）	土木維持課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市民の良好な生活環境の保全や物流ネットワークを維持することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・呉市土木未来プラン（12、13 ページ） 		
主な事業内容	舗装の劣化、損傷が確認された道路について、維持修繕費用の平準化を図りながら、計画的に道路舗装の修繕を行う。		
開始事業年度	令和 3 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	49,100,000 円	150,000,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	49,100,000 円	150,000,000 円
	決算額(E)	-	22,686,158 円	89,491,600 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	55,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	-	26,413,842 円	5,508,400 円
	予算執行率(E)/(D)	-	46%	59%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	-	14,824,700 円	
工事請負費	-	22,686,158 円	74,666,900 円	
合計	-	22,686,158 円	89,491,600 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	91,600 円	0.1%	
市債	89,400,000 円	99%	緊急自然災害防止対策事業債
合計	89,491,600 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

舗装の劣化により道路が機能低下・機能不全に陥ると、走行性の低下に伴う事故の発生や市民生活環境の悪化、経済・産業活動の停滞など、多くの影響を及ぼす可能性がある。安全で快適な道路環境を保持するため、将来にわたり維持修繕費用の平準化を図りながら、計画的に道路舗装の維持管理を行う必要がある。

このため、重要物流道路や緊急輸送道路など、重点的に道路の走行環境を保全していく路線を「重点管理路線」と位置付け、626 路線（約 292km）を選定し、現地調査を踏まえ舗装の劣化が著しい 100 路線（約 30km）について、令和 3 年度から令和 7 年度にかけてその舗装整備を実施していくものである。

近年、災害が激甚化、頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、国は令和 3 年度から「緊急自然災害防止対策事業債」の対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定）」の期間を踏まえ、事業期間を令和 7 年度まで延長したことも、本事業の背景となっている。

上記の大幅拡充により、道路防災も「緊急自然災害防止対策事業債」の対象となったことから、同事業債を財源として事業を実施している。

(2) 評価

道路の舗装整備は、道路機能の維持管理を図るものであるところ、災害時には、人の移動、物資の移動だけでなく、人命救助や災害被害の拡大防止につながる緊急車両の通行や復旧作業の遂行に至るまで、防災、減災において必要不可欠な事業と認められる。

そのため、本来であれば全路線について適宜舗装整備を行うことが望ましいとも考えられるが、当然、人員や予算の確保の観点から一定の制約は免れ得ないことからすれば、重点管理路線の選定や、対象地の程度によって優先度や工事の要否を検討することもやむを得ず、合理的であって、特段の懸念点は見当たらなかった。

もっとも、緊急自然災害防止対策事業債を財源として、少なくとも重点管理路線の舗装整備事業を加速化させることが求められている状況からすれば、引き続き、本事業の推進を図るとともに、並行して、目標値を設定したうえで進捗管理を行い、随時進捗状況の確認、共有が可能な状態を創出することが有益と考えられる。

通し番号	事業名	担当課
45	道路整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	適切に維持管理を実施することにより、災害発生時及び発生のおそれがある際に住民が安全に避難できるよう適切な管理を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・道路法 8 条 ・呉市地域防災計画（共通編：総-1-2 ほか） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	既存インフラの定期点検 (会計年度任用職員及び業者による点検)		
開始事業年度	令和 3 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	29,000,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	29,000,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	29,000,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	23,312,300 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	5,687,700 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	80%	-	
現年	当初予算額	78,898,000 円	46,358,000 円	55,485,000 円
	補正予算額	29,000,000 円	-	-
	(流用額)	9,494,000 円	△10,726,000 円	646,000 円
	予算現額(D)	117,392,000 円	35,632,000 円	56,131,000 円
	決算額(E)	85,754,321 円	34,930,651 円	56,130,160 円
	次年度への繰越額(F)	29,000,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	2,637,679 円	701,349 円	840 円
予算執行率(E)/(D)	73%	98%	99%	

※通し番号 45 及び 46 は、同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 2 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
報酬	5,085,600 円	4,540,800 円	5,114,400 円	会計年度職員(3 人)
職員手当等	695,032 円	1,084,002 円	1,044,188 円	
共済費	938,754 円	887,682 円	981,072 円	
旅費	180,000 円	160,000 円	132,000 円	
委託料	18,802,037 円	6,468,000 円	16,915,800 円	道路附属物点検委託
備品購入費	-	886,246 円	-	
合計	25,701,423 円	14,026,730 円	24,187,460 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	16,586,460 円	68%	
国から	7,601,000 円	31%	メンテナンス補助 交付率 5.5/10
合計	24,187,460 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

会計年度任用職員及び業者委託による道路附属物点検、トンネル点検等を実施する事業である。

トンネルや標識・カーブミラーなどの道路附属物に対しての定期点検が現状において当該事業で行われている。

道路附属物点検の点検周期は10年。市内を22地区に分けてローテーションで10年ごとに回れるようにしている。

会計年度任用職員は市職員OB（1年更新）で、一般点検を行う。一般ではない特殊な点検を外部へ業務委託している。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
46	橋りょう整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	適切に維持補修を実施することにより、災害発生時及び発生のおそれがある際に住民が安全に避難できるよう適切な管理を行う。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・道路法 16 条、同法施行規則 4 条の 5 の 6 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-6） ・呉市土木未来プラン（18、19 ページ） ・呉市橋りょう長寿命化修繕計画（改訂版） 		
主な事業内容	既存インフラの定期点検 (委託業者による点検)		
開始事業年度	平成 26 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	29,000,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	29,000,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	29,000,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	23,312,300 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	5,687,700 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	80%	-	
現年	当初予算額	78,898,000 円	46,358,000 円	55,485,000 円
	補正予算額	29,000,000 円	-	-
	(流用額)	9,494,000 円	△10,726,000 円	646,000 円
	予算現額(D)	117,392,000 円	35,632,000 円	56,131,000 円
	決算額(E)	85,754,321 円	34,930,651 円	56,130,160 円
	次年度への繰越額(F)	29,000,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	2,637,679 円	701,349 円	840 円
予算執行率(E)/(D)	73%	98%	99%	

※通し番号 45 及び 46 は、同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 2 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	60,052,898 円	44,216,221 円	31,942,700 円	コンサル業者(指名競争入札)
合計	60,052,898 円	44,216,221 円	31,942,700 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	5,084,000 円	15%	
国から	26,858,700 円	84%	メンテナンス補助 補助率 5.5/10
合計	31,942,700 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

市が管理する橋りょう（跨線橋、跨道橋を含む。）、横断歩道橋、トンネルの定期点検業務及び小規模橋りょう維持補修業務である。

橋りょう（跨線橋、跨道橋を含む。）、横断歩道橋、トンネルの定期点検、及び事業費が 50 万円以下の橋りょう維持補修を行う事業であり、いずれも外部への業務委託で行うため委託料のみ発生する。なお、50 万円超のものについては、橋りょう改良事業（通し番号 48）で行う。

橋梁定期点検状況（※出典：呉市橋りょう長寿命化修繕計画）



定期点検では、部材単位での健全を診断し 4 区分の判定を行う。

区 分		定 義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

健全度Ⅳの場合は早急に架替え・更新等の大規模補修対策を実施し、健全度Ⅱ及びⅢは、補修を検討・実施することになる。時の経過とともに健全度合いは悪化していくため定期点検による区分のアップデートが必要となる。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
47	道路改良事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。 (いなし広場への避難路である市道中畑5号も本事業に含まれる。)		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1対応策②） ・道路法1条、8条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-6） ・呉市土木未来プラン（24、25ページ） 		
主な事業内容	幹線市道の老朽箇所及び未改良路線の整備		
開始事業年度	不明	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	257,500,000円	591,500,000円	549,800,000円
	繰越計算書における繰越額計(A)	228,000,000円	529,564,000円	500,072,000円
	繰越明許費の繰越額(実額)	228,000,000円	529,564,000円	500,072,000円
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	217,179,808円	533,857,085円	471,397,608円
	次年度への繰越額(C)	—	—	11,388,000円
	不用額(A)-(B)-(C)	10,820,192円	△4,293,085円	17,286,392円
予算執行率(B)/(A)	95%	100.8%	94%	
現年	当初予算額	475,182,000円	555,367,000円	519,700,000円
	補正予算額	335,900,000円	187,900,000円	161,000,000円
	(流用額)	△77,001,000円	53,296,000円	△646,000円
	予算現額(D)	734,081,000円	796,563,000円	680,054,000円
	決算額(E)	217,170,876円	291,669,189円	239,010,380円
	次年度への繰越額(F)	529,564,000円	500,072,000円	452,688,000円
	不用額(D)-(E)-(F)	△12,653,876円	4,821,811円	△11,644,380円
予算執行率(E)/(D)	29%	36%	35%	

※通し番号47～51は、他の事業と同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから5事業の合計数値として整理。

※決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
需用費	—	35,000円	27,700円	
役務費	38,616円	792,000円	1,107,700円	
委託料	21,518,560円	22,784,300円	51,422,800円	
工事請負費	52,735,700円	91,586,000円	119,997,095円	
公有財産購入費	578,225円	47,870,055円	48,441,586円	
補償、補填及び賠償金	17,591,542円	1,277,297円	5,875,710円	
合計	92,462,643円	164,344,652円	226,872,591円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額（E）と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	28,868,591円	12%	
国から	104,004,000円	45%	防災安全交付金等 交付率1/2他
市債	94,000,000円	41%	公共事業等債他
合計	226,872,591円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

市内一円の市道における老朽箇所及び未改良路線の整備である。

主となる工事実施箇所は通学路に指定されている市道を改良している。いずれも地域住民の協力が得られなければ改良を進めることが難しい。

ある程度長期間に及ぶことが予定されている道路改良事業は、当該事業には含まれず個別事業として整理されている。

決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによるものである。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
48	橋りょう改良事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・ 道路法 16 条 ・ 呉市地域防災計画（共通編：予-4-6） ・ 呉市土木未来プラン（12、13 ページ） 		
主な事業内容	定期点検により、補修が必要とされた橋りょうの補修。		
開始事業年度	不明	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	257,500,000 円	591,500,000 円	549,800,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	217,179,808 円	533,857,085 円	471,397,608 円
	次年度への繰越額(C)	—	—	11,388,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	10,820,192 円	△4,293,085 円	17,286,392 円
予算執行率(B)/(A)	95%	100%	94%	
現年	当初予算額	475,182,000 円	555,367,000 円	519,700,000 円
	補正予算額	335,900,000 円	187,900,000 円	161,000,000 円
	(流用額)	△77,001,000 円	53,296,000 円	△646,000 円
	予算現額(D)	734,081,000 円	796,563,000 円	680,054,000 円
	決算額(E)	217,170,876 円	291,669,189 円	239,010,380 円
	次年度への繰越額(F)	529,564,000 円	500,072,000 円	452,688,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	△12,653,876 円	4,821,811 円	△11,644,380 円
予算執行率(E)/(D)	29%	36%	35%	

※通し番号 47～51 は、他の事業と同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 5 事業の合計数値として整理。

※決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	35,632,300 円	71,865,200 円	38,349,300 円	
工事請負費	205,097,500 円	423,404,500 円	259,345,700 円	
合計	240,729,800 円	495,269,700 円	297,695,000 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額（E）と異なる。

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	9,642,000 円	3%	
国から	163,653,000 円	54%	道路メンテナンス補助 交付率 5.5/10
市債	124,400,000 円	41%	公共事業等債他
合計	297,695,000 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

老朽化した橋りょう（跨線橋、跨道橋を含む。）、横断歩道橋、トンネルの耐震化及び補修を実施する事業である。

事業費が50万円以上の橋りょう（跨線橋、跨道橋を含む。）、横断歩道橋、トンネルの補修が該当する。大規模修繕を見据えての補修、耐震化も併せて行っている。

点検による判定のうち、状況の悪いものから優先して行っている。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
49	焼山矢野線バイパス整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・道路法 8 条 ・呉市地域防災計画（共通編：総-1-2 ほか） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	昭和地区と広島市矢野地区を連絡する道路を整備する。		
開始事業年度	平成 8 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	257,500,000 円	591,500,000 円	549,800,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	217,179,808 円	533,857,085 円	471,397,608 円
	次年度への繰越額(C)	—	—	11,388,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	10,820,192 円	△4,293,085 円	17,286,392 円
予算執行率(B)/(A)	95%	100%	94%	
現年	当初予算額	475,182,000 円	555,367,000 円	519,700,000 円
	補正予算額	335,900,000 円	187,900,000 円	161,000,000 円
	(流用額)	△77,001,000 円	53,296,000 円	△646,000 円
	予算現額(D)	734,081,000 円	796,563,000 円	680,054,000 円
	決算額(E)	217,170,876 円	291,669,189 円	239,010,380 円
	次年度への繰越額(F)	529,564,000 円	500,072,000 円	452,688,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	△12,653,876 円	4,821,811 円	△11,644,380 円
予算執行率(E)/(D)	29%	36%	35%	

※通し番号 47～51 は、他の事業と同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 5 事業の合計数値として整理。

※決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	10,000 円	21,600 円	13,000 円	
役務費	88,000 円	176,000 円	176,000 円	
委託料	11,413,600 円	10,964,800 円	20,647,000 円	
工事請負費	—	—	55,463,684 円	
公有財産購入費	10,143,039 円	35,655,582 円	13,146,195 円	
補償、補填及び賠償金	4,463,602 円	66,296,853 円	3,272,502 円	
合計	26,118,241 円	113,114,835 円	92,718,381 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額（E）と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,243,381円	3%	
国から	50,775,000円	54%	交通安全対策補助 交付率 5.5/10
市債	38,700,000円	41%	公共事業等債
合計	92,718,381円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

通し番号 48~50 は道路法における道路で、都市計画法に基づく都市計画決定によらない、既存道路を地元要望等に基づいて整備するものである。土地所有者をはじめとする関係者の理解と協力が不可欠であることから、時間のかかる事業となることもある。

通し番号 48 は昭和地区と広島市矢野地区を連絡する道路を整備する事業である。

道路整備により、車や歩行者が快適・安全に通行できるようになるほか、防災の観点では、避難路や複数経路による物資輸送、救急搬送などの輸送の確保が期待できるとされている。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
50	森要垣内線整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・道路法 8 条 ・呉市地域防災計画（共通編：総-1-2 ほか） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	川尻地区の地区内において狭あい道路を整備する。		
開始事業年度	令和 3 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	257,500,000 円	591,500,000 円	549,800,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	217,179,808 円	533,857,085 円	471,397,608 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	11,388,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	10,820,192 円	△4,293,085 円	17,286,392 円
予算執行率(B)/(A)	95%	100%	94%	
現年	当初予算額	475,182,000 円	555,367,000 円	519,700,000 円
	補正予算額	335,900,000 円	187,900,000 円	161,000,000 円
	(流用額)	△77,001,000 円	53,296,000 円	△646,000 円
	予算現額(D)	734,081,000 円	796,563,000 円	680,054,000 円
	決算額(E)	217,170,876 円	291,669,189 円	239,010,380 円
	次年度への繰越額(F)	529,564,000 円	500,072,000 円	452,688,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	△12,653,876 円	4,821,811 円	△11,644,380 円
予算執行率(E)/(D)	29%	36%	35%	

※通し番号 47～51 は、他の事業と同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 5 事業の合計数値として整理。

※決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	-	-	18,400 円	
役務費	-	-	221,100 円	
委託料	-	-	9,326,350 円	
公有財産購入費	-	-	21,678,560 円	
補償、補填及び賠償金	-	-	34,224,706 円	
合計	-	-	65,469,116 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額（E）と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	10,685,116 円	16%	
国から	30,184,000 円	46%	防災安全交付金 交付率 5.5/10
市債	24,600,000 円	37%	過疎対策事業債他
合計	65,469,116 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

川尻地区における生活道路、通学路を整備するものである。

現在の道路は狭あい、一方通行となっており、また、河川へ張り出して設けられており、豪雨時に溢水する危険もあることから、歩行者の安全や車両交通の円滑化のため、道路予定地内の家屋移転の後、2車線の道路として整備する。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
51	原畑田屋線整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における円滑な車両通行を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・道路法 8 条 ・呉市地域防災計画（共通編：総-1-2 ほか） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	県道矢野安浦線と国道 185 号との交通ネットワークを確立し、市中心部へのアクセス道路を整備する。		
開始事業年度	平成 15 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	257,500,000 円	591,500,000 円	549,800,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	228,000,000 円	529,564,000 円	500,072,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	217,179,808 円	533,857,085 円	471,397,608 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	11,388,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	10,820,192 円	△4,293,085 円	17,286,392 円
予算執行率(B)/(A)	95%	100%	94%	
現年	当初予算額	475,182,000 円	555,367,000 円	519,700,000 円
	補正予算額	335,900,000 円	187,900,000 円	161,000,000 円
	(流用額)	△77,001,000 円	53,296,000 円	△646,000 円
	予算現額(D)	734,081,000 円	796,563,000 円	680,054,000 円
	決算額(E)	217,170,876 円	291,669,189 円	239,010,380 円
	次年度への繰越額(F)	529,564,000 円	500,072,000 円	452,688,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	△12,653,876 円	4,821,811 円	△11,644,380 円
予算執行率(E)/(D)	29%	36%	35%	

※通し番号 47～51 は、他の事業と同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 5 事業の合計数値として整理。

※決算額が予算額（繰越額）を上回っている場合や、不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
消耗品費	900,000 円	-	-	
役務費	228,800 円	-	-	
委託料	803,000 円	-	-	
工事請負費	73,108,200 円	44,628,100 円	27,652,900 円	
補償、補填及び賠償金	-	8,168,987 円	-	
合計	75,040,000 円	52,797,087 円	27,652,900 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額（E）と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	1,452,900 円	5%	
市債	26,200,000 円	94%	合併特例債
合計	27,652,900 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

主要地方道矢野安浦線と原畑地区を結ぶ道路の整備事業である。幅員が狭小で、緊急車両は他の路線を迂回している状況であることから実施する。

地域間交通の円滑化を目的に、道路整備事業としてできるところまで終了している。しかし、未だ調整が必要な地権者が存在し当初計画どおりの完成には至っていないため、事業としては継続中の事業として扱っている状態である。

(2) 評価

地権者との調整については定期的に状況変化を確認しているとのことであるが、その他調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
52	急傾斜地崩壊対策事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	急傾斜地の崩壊による災害を未然に防ぎ、住民の生命を保護する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 9 条 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-12） ・呉市土木未来プラン（16、17 ページ） 		
主な事業内容	市内に存在する急傾斜危険箇所崩壊対策施設を整備する。		
開始事業年度	不明	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	76,000,000 円	22,750,000 円	185,418,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	81,515,000 円	39,504,000 円	198,405,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	75,482,000 円	22,750,000 円	184,505,000 円
	事故繰越しの繰越額	6,033,000 円	16,754,000 円	13,900,000 円
	決算額(B)	64,453,508 円	17,826,386 円	184,273,456 円
	次年度への繰越額(C)	16,754,000 円	13,900,000 円	4,083,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	307,492 円	7,777,614 円	10,048,544 円
予算執行率(B)/(A)	79%	45%	92%	
現年	当初予算額	405,750,000 円	400,400,000 円	374,250,000 円
	補正予算額	—	12,250,000 円	—
	(流用額)	6,000,000 円	10,058,000 円	—
	予算現額(D)	411,750,000 円	422,708,000 円	374,250,000 円
	決算額(E)	384,765,092 円	236,276,346 円	277,890,391 円
	次年度への繰越額(F)	22,750,000 円	184,505,000 円	97,294,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	4,234,908 円	1,926,654 円	△934,391 円
予算執行率(E)/(D)	93%	55%	74%	

※通し番号 52 及び 53 は事業主体が異なるが、事業内容が同一であることから 2 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	26,319,132 円	27,062,420 円	14,331,658 円	
工事請負費	409,260,500 円	204,682,700 円	405,500,700 円	
備品購入費	—	—	990,000 円	
補償、補填及び賠償金	185,460 円	—	1,120,622 円	
合計	435,765,092 円	231,745,120 円	421,942,980 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(B+E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	12,681,980 円	3%	
県から	194,761,000 円	46%	急傾斜地崩壊対策事業補助 交付率 1/2
市債	214,500,000 円	50%	緊急自然災害防止対策事業債他
合計	421,942,980 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

急傾斜地の崩壊による災害を未然に防ぐため、崩壊防止施設を新設及び改築するものである。

急傾斜地は傾斜度が30度以上ある土地のことをいい、高さ5m以上の斜面で、gによって被害が生じると想定される区域内に人家5戸以上ある民地を急傾斜地崩壊危険箇所としている。急傾斜地崩壊危険箇所のうち防災上緊急度の高い箇所を県が急傾斜地危険区域として指定しており、呉市内では760カ所（令和4年4月1日現在）が指定されている。

急傾斜地崩壊危険区域指定状況

引用：広島県地域防災計画附属資料

区分	指定区域数 ()内は指定回数	戸数(戸)	面積(a)
呉市	760(1,178)	15,989	49,010.92
内 旧呉市	586(958)	12,675	38,262.62
内 旧音戸町	39(52)	682	2,134.50
内 旧下倉橋町	36(41)	624	2,141.20
内 旧下蒲刈町	6(7)	176	259.16
内 旧蒲刈町	20(23)	310	1,177.71
内 旧安浦町	25(30)	382	2,151.48
内 旧川尻町	8(12)	268	661.54
内 旧豊浜町	24(35)	499	1,058.75
内 旧豊町	16(20)	373	1,163.96

※ 呉市及び川尻町にまたがる区域あり（柳迫地区）

当事業は、急傾斜地崩壊危険箇所に行う崩壊対策で、市が急傾斜地を無償で借地して法枠工や落石防護柵などの崩壊防止施設の設置工事を行うものである。

降雨等による崖崩れから市民の生命を保護するため、基本的には、土地所有者をはじめとする関係者からの要望により、区域の指定、測量を行ったうえで工事が施工される。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の調査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
53	急傾斜地崩壊対策事業(県直轄事業負担金)	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	急傾斜地の崩壊による災害を未然に防ぎ、住民の生命を保護する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-3 対応策①） ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 12 条 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-2-12） ・呉市土木未来プラン（16、17 ページ） 		
主な事業内容	広島県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金。		
開始事業年度	不明	終了予定年度	—
実施主体	広島県	実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	76,000,000 円	22,750,000 円	185,418,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	81,515,000 円	39,504,000 円	198,405,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	75,482,000 円	22,750,000 円	184,505,000 円
	事故繰越しの繰越額	6,033,000 円	16,754,000 円	13,900,000 円
	決算額(B)	64,453,508 円	17,826,386 円	184,273,456 円
	次年度への繰越額(C)	16,754,000 円	13,900,000 円	4,083,000 円
	不用額(A)-(B)-(C)	307,492 円	7,777,614 円	10,048,544 円
予算執行率(B)/(A)	79%	45%	92%	
現年	当初予算額	405,750,000 円	400,400,000 円	374,250,000 円
	補正予算額	—	12,250,000 円	—
	(流用額)	6,000,000 円	10,058,000 円	—
	予算現額(D)	411,750,000 円	422,708,000 円	374,250,000 円
	決算額(E)	384,765,092 円	236,276,346 円	277,890,391 円
	次年度への繰越額(F)	22,750,000 円	184,505,000 円	97,294,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	4,234,908 円	1,926,654 円	△934,391 円
予算執行率(E)/(D)	93%	55%	74%	

※通し番号 52 及び 53 は事業主体が異なるが、事業内容が同一であることから 2 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
負担金、補助及び交付金	13,453,508 円	22,357,612 円	40,220,867 円	地元負担金
合計	13,453,508 円	22,357,612 円	40,220,867 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(B+E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	4,120,867 円	10%	
市債	36,100,000 円	89%	公共事業等債
合計	40,220,867 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

急傾斜地の崩壊による災害を未然に防ぐため、広島県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に対する地元負担金として呉市がその一部を支出するものである。

急傾斜地のうち、傾斜高さ 10m以上の斜面があり、崖崩れによって被害が生じる区域内に人家 10 戸以上ある斜面が対象となる。

呉市は住民から申請を受け、県へ送付する。県条例によって呉市は負担金のうち 5 分の 1 から 40 分の 1 を負担する。その後の窓口は県となるので、市としては負担金額を予算措置し、県の請求がある都度支出を行っている。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
54	一般公園改良事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	広域避難場所としての機能を有する中央公園を再整備し、防災機能の向上を図る。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-5 対応策②） ・都市公園法 1 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-3） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	中央公園を再整備する。		
開始事業年度	平成 28 年度	終了予定年度	令和 9 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	58,000,000 円	62,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	58,000,000 円	58,400,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	58,000,000 円	58,400,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	57,001,600 円	58,375,000 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	998,400 円	25,000 円
予算執行率(B)/(A)	-	98%	99%	
現年	当初予算額	40,000,000 円	65,000,000 円	70,000,000 円
	補正予算額	25,000,000 円	-	60,000,000 円
	(流用額)	-	-	-
	予算現額(D)	65,000,000 円	65,000,000 円	130,000,000 円
	決算額(E)	0 円	6,627,522 円	24,521,440 円
	次年度への繰越額(F)	58,000,000 円	58,400,000 円	105,478,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	7,000,000 円	△27,522 円	560 円
予算執行率(E)/(D)	0%	10%	18%	

※令和 3 年度の現年予算不用額がマイナスになっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行っている。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	32,841,600 円	-	
工事請負費	-	30,320,522 円	82,896,440 円	
負担金、補助及び交付金	-	467,000 円	-	
合計	-	63,629,122 円	82,896,440 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(B+E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	4,148,440 円	5%	
国から	41,448,000 円	49%	防災安全交付金 交付率 5/10
市債	37,300,000 円	44%	公共事業等債
合計	82,896,440 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

災害時等における中央公園の防災機能を強化させるための事業である。

現在、整備を行っている範囲は市役所本庁舎と IHI アリーナ呉（呉市体育館）の間に位置する。

呉市では、呉市地域防災計画に定める避難計画に基づき、中央公園を大規模災害（地震・大火災の場合）における広域避難場所に指定し、地震発生直後において、住民は自宅や職場にいたることが危険であると判断された場合、安全の確保がされるまでの避難先とした。

また、中央公園は、市役所本庁舎、IHI アリーナ呉と一体的に防災中枢拠点に位置付けられ、市役所本庁舎を中心として市の中核的な防災活動を担うこととしている。

この事業は、これまでの公園機能に加え、広域避難場所としての機能を向上させるとともに、災害発生時において緊急車両等の駐車や物資置き場など多目的にも使用可能となるなど、市役所本庁舎や IHI アリーナ呉と連携した防災中枢拠点としての機能強化を図るため、防災公園として再整備を行うものである。

現年の予算執行率が低いのは、工事期間が次年度に及び、その工事費が繰越されるためであり、令和3年度の現年予算不用額がマイナスとなっているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行っているためである。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
55	横路1丁目白石線整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、火災発生時の延焼防止、更には災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・都市計画法 11 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-3） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	広地区において主要な生活道路を整備する。		
開始事業年度	平成 28 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	113,932,000 円	373,900,000 円	257,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	113,273,000 円	183,839,855 円	218,836,504 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	1,000 円	20,145 円	1,277,496 円
予算執行率(B)/(A)	99%	99%	99%	
現年	当初予算額	437,300,000 円	295,031,000 円	257,400,000 円
	補正予算額	149,190,000 円	244,000,000 円	275,000,000 円
	(流用額)	-	-	-
	予算現額(D)	586,490,000 円	539,031,000 円	532,400,000 円
	決算額(E)	395,909,802 円	314,459,527 円	201,439,354 円
	次年度への繰越額(F)	183,860,000 円	220,114,000 円	330,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	6,720,198 円	4,457,473 円	960,646 円
予算執行率(E)/(D)	67%	58%	37%	

※通し番号 55～57 は、同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 3 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	44,600 円	82,000 円	66,800 円	
役務費	1,103,300 円	220,000 円	88,000 円	
委託料	12,813,900 円	1,496,000 円	16,955,400 円	
工事請負費	円	38,726,490 円	64,141,440 円	
公有財産購入費	293,177,541 円	243,030,807 円	223,557,598 円	
補償・補填及び賠償金	191,241,461 円	96,918,538 円	33,886,541 円	
合計	498,380,802 円	380,473,835 円	338,695,779 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(B+E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	47,578,779 円	14%	
国から	185,917,000 円	54%	防災安全交付金 交付率 5.5/10
市債	105,200,000 円	31%	公共事業等債
合計	338,695,779 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

都市計画法に基づき、広地区における横路と白石を東西に結ぶ都市計画道路の整備事業である。

この都市計画道路は、市の都市計画審議会の審議を経て決定されたものであり、行政が強制権をもって立退き要求や土地収用することのできる事業である。ただし、土地収用手続きの際には、県の収用委員会に諮ることが必要となる。



(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
56	中央二河町線整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	緊急輸送道路である本路線を整備することにより、災害時の物資等の輸送路を確保する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・都市計画法 11 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-3、予-2-10） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	平成 30 年 7 月豪雨災害を受け、広島呉道路の 4 車線化工事が進められており、呉市側のアクセス道路である本路線を整備する。		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	113,932,000 円	373,900,000 円	257,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	113,273,000 円	183,839,855 円	218,836,504 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	1,000 円	20,145 円	1,277,496 円
予算執行率(B)/(A)	99%	99%	99%	
現年	当初予算額	437,300,000 円	295,031,000 円	257,400,000 円
	補正予算額	149,190,000 円	244,000,000 円	275,000,000 円
	(流用額)	-	-	-
	予算現額(D)	586,490,000 円	539,031,000 円	532,400,000 円
	決算額(E)	395,909,802 円	314,459,527 円	201,439,354 円
	次年度への繰越額(F)	183,860,000 円	220,114,000 円	330,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	6,720,198 円	4,457,473 円	960,646 円
予算執行率(E)/(D)	67%	58%	37%	

※通し番号 55～57 は、同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 3 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	10,582,000 円	15,412,100 円	23,075,200 円	
合計	10,582,000 円	15,412,100 円	23,075,200 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記(2)「事業費の推移」に記載の決算額(B+E)と異なる。

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	1,054,200 円	4%	
国から	11,721,000 円	50%	社会資本整備総合交付金 交付率 5/10 等
市債	10,300,000 円	44%	公共事業等債
合計	23,075,200 円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

現状2車線である広島呉道路（クエアライン）の4車線化に伴い、呉 IC へ接続する都市計画道路（中央二河町線）を拡幅するとともに無電柱化する事業である。

無電柱化は、「防災」「安全・快適」「景観」の観点から推進されている。

中央二河町線は緊急輸送道路として、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である。

災害時に電柱が倒れ物資輸送が出来なくなる事態を防ぐため、電柱を撤去し電線類を地中化する。

ただ、電気・通信事業者等との協議も必要となり、調整には時間を要する。

○無電柱化は、「①防災」、「②安全・快適」、「③景観」の観点から推進



(※出典：国土交通省 HP)

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の調査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
57	大新開吉松線整備事業	土木整備課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平常時における車両・歩行者の安全を確保するとともに、災害時等の避難を容易にすることにより、市民の安全・安心に寄与する。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策②） ・都市計画法 11 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-3） ・呉市土木未来プラン（24、25 ページ） 		
主な事業内容	都市計画道路である横路 4 丁目白石線と横路 1 丁目白石線を結ぶ路線の整備。		
開始事業年度	平成 24 年度	終了予定年度	令和 5 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	113,932,000 円	373,900,000 円	257,000,000 円
	繰越計算書における繰越額計(A)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	113,274,000 円	183,860,000 円	220,114,000 円
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	113,273,000 円	183,839,855 円	218,836,504 円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	1,000 円	20,145 円	1,277,496 円
予算執行率(B)/(A)	99%	99%	99%	
現年	当初予算額	437,300,000 円	295,031,000 円	257,400,000 円
	補正予算額	149,190,000 円	244,000,000 円	275,000,000 円
	(流用額)	-	-	-
	予算現額(D)	586,490,000 円	539,031,000 円	532,400,000 円
	決算額(E)	395,909,802 円	314,459,527 円	201,439,354 円
	次年度への繰越額(F)	183,860,000 円	220,114,000 円	330,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	6,720,198 円	4,457,473 円	960,646 円
予算執行率(E)/(D)	67%	58%	37%	

※通し番号 55～57 は、同一の国庫補助事業として予算執行・管理を行っていることから 3 事業の合計数値として整理。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	-	2,000 円	5,000 円	
役務費	88,000 円	44,000 円	-	
委託料	-	-	374,000 円	
工事請負費	-	98,827,520 円	56,473,780 円	
公有財産購入費	-	2,879,154 円	-	
補償、補填及び賠償金	132,000 円	660,773 円	1,652,099 円	
合計	220,000 円	102,413,447 円	58,504,879 円	

※決算額は本事業単独で集計可能であるため上記②「事業費の推移」に記載の決算額（B+E）と異なる。

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,160,879 円	5%	
国から	31,944,000 円	54%	防災安全交付金 交付率 5.5/10
市債	23,400,000 円	39%	公共事業等債
合計	58,504,879 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリング及び当事業に関する書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

都市計画法に基づき、広地区における大新開と吉松を南北に結ぶ都市計画道路の整備事業である。道路拡幅及び歩道整備により安全安心な道路環境の向上を図る。

※ 通し番号 55 横路 1 丁目白石線整備事業と同様に、広駅前地区における都市計画道路の整備事業である。

現年度の予算執行率が低いのは、本事業が国の補正予算を活用し実施していることから街路工事の実施期間が翌年度に及ぶためである。前年からの繰越における予算執行率は 99%となっている。

(2) 評価

調査票の確認及び担当課へのヒアリング、当事業に関する書類の通査において特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
58	消防団車両等整備事業	消防総務課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	消防車両等の更新整備を行うことにより、市内における非常備消防力の均衡と災害対応力の強化を図ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑥） ・消防組織法 6 条、呉市消防団本部処務規則 2 条 8 号 ・呉市地域防災計画（共通編：予-3-3） ・消防団車両更新基準（1、2 ページ） 		
主な事業内容	20 年以上経過した小型動力ポンプ付積載車 7 台を更新整備する。 令和 2 年度：7 台 令和 3 年度：7 台 令和 4 年度：7 台		
開始事業年度	昭和 22 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	36,463,000 円	57,414,000 円	47,783,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	35,437,000 円	57,414,000 円	50,083,000 円
	決算額(E)	35,167,880 円	50,122,340 円	49,952,360 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	269,120 円	7,291,660 円	130,640 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	87%	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
役務費	117,680 円	682,940 円	142,360 円	※1
備品購入費	34,914,000 円	49,357,000 円	49,673,800 円	
公課費	136,200 円	82,400 円	136,200 円	
合計	35,167,880 円	50,122,340 円	49,952,360 円	

※1 R3 年度は(公財) 日本消防協会から防災学習・災害活動車の寄贈を受け役務費が増額

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	452,360 円	0.9%	
市債	49,500,000 円	99%	※1
合計	49,952,360 円	100%	割合は小数部分も合計

※1 緊急防災・減災事業債 34,900,000 円、過疎対策事業債 14,600,000 円

(5) 指標

① 活動指標

指標名	国土強靱化地域計画及び消防団車両更新基準に基づき、消防団車両の整備を実施する。			
目標値設定の理由・根拠	国土強靱化地域計画では、令和元年度から令和5年度までの5年間で35台更新整備する計画としている。消防団車両更新基準に基づき、車両対応限度及び積載ポンプの性能低下、使用頻度等を考慮し、20年を更新基準としており、計画的に車両を更新整備する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	7台	7台	7台	
達成値	7台	7台	7台	
達成率	100%	100%	100%	

② 成果指標

指標名	国土強靱化地域計画及び消防団車両更新基準に基づき、消防団車両の整備を実施する。			
目標値設定の理由・根拠	国土強靱化地域計画では、令和元年度から令和5年度までの5年間で35台更新整備する計画としている。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	35台	35台	35台	
達成値	14台	21台	28台	
達成率	40%	60%	80%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市消防団において保有している小型動力ポンプ付積載車につき、買い替えによる更新整備を行う事業であり、各年度7台を更新整備することとしている。

呉市消防団は5方面隊13地区隊34分団で構成されており、火災だけでなく、地震や風水害等の大規模災害即時の対応や、地域に密着したきめ細かな予防活動、行方不明者の捜索活動など幅広い分野において活動している。

令和5年4月1日現在で小型動力ポンプ付普通積載車107台、小型動力ポンプ付軽積載車28台及びその他本部の車両4台の計139台を保有しており、国土強靱化地域計画及び平成22年11月15日に策定した消防団車両更新基準に基づき更新しているものである。

国土強靱化地域計画では、令和元年度から令和5年度までに5年間で35台更新する計画としており、消防団車両更新基準では、車両耐用限度及び積載ポンプの性能低下、使用頻度等を考慮し、小型動力ポンプ付積載車は20年を更新基準としている。

その他の車両も消防団用緊急自動車として登録しており、緊急出動車両としての車両耐用限度を考慮し、更新基準を20年としているが、車両の使用目的により、走行距離、頻度が異なるため、その老朽及び損傷程度により更新時期を提示することとしている。

(2) 評価

消防団は、市町村における非常備の消防機関であるが、災害が生じた際には、火災に対する消火活動だけでなく、捜索活動や緊急対応など、呉市消防団及び緊急出動自動車に求められる役割は大きいと見られるため、同自動車について活動に支障が生じない状態に適切に整備され、老朽及び損傷程度に応じた適切な買い替えが必要と考えられることからすれば、事業内容の必要性、相当性が認められる。

また、当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
59	消防車両整備事業	警防課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	呉市消防局車両更新基準に基づき、老朽化した消防車両を更新し、適正な消防力を維持し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑥） ・消防組織法 4 条 2 項 14 号、消防力の整備指針 ・呉市地域防災計画（共通編：予-3-2~3） ・呉市消防機械器具管理要綱 9 条 		
主な事業内容	車両更新計画に基づき、車両更新を行う。 令和 2 年度：5 台 令和 3 年度：4 台 令和 4 年度：7 台		
開始事業年度	昭和 22 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市（消防局）	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	121,205,000 円	210,940,000 円	104,244,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	121,205,000 円	209,596,000 円	101,644,000 円
	決算額(E)	117,763,790 円	199,375,090 円	99,965,920 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	3,441,210 円	10,220,910 円	1,678,080 円
	予算執行率(E)/(D)	97%	95%	98%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	34,210,000 円	-	-	令和 3 年度から消防活動費での支出
役務費	126,390 円	107,190 円	150,920 円	
備品購入費	83,262,300 円	199,105,500 円	99,671,000 円	
公課費	165,100 円	162,400 円	144,000 円	
合計	117,763,790 円	199,375,090 円	99,965,920 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	47,396,420 円	47%	
県から	17,869,500 円	17%	広島県石油貯蔵施設立地対策等補助金
市債	34,700,000 円	34%	施設整備事業債
合計	99,965,920 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

① 活動指標

指標名	消防車両の更新			
目標値設定の理由・根拠	呉市消防機械器具管理規程第34条に基づき、呉市消防機械器具管理要綱第9条で車両更新基準を定め、当該基準に基づき車両更新を行う。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	5件	4件	7件	
達成値	5件	4件	7件	
達成率	100%	100%	100%	

② 成果指標

指標名	車両更新を行い、適正な消防力が維持された。			
目標値設定の理由・根拠	消防車両全台数の維持を基準として判定する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	71件	72件	73件	
達成値	71件	72件	73件	
達成率	100%	100%	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市消防局において保有している消防車両につき、買い替えによる更新整備を行う事業である。

呉市消防局は、1本部2本署2分署10出張所で構成しており、消防署、分署及び出張所には、消防ポンプ自動車や化学車、救助工作車、救急車など計73台（令和5年4月現在）の多種多様な車両を配備しており、火災・救急・救助などに対処している。

消防車両の配備は、消防組織法及び消防力の整備指針を根拠法令とし、市民の生命・身体・財産を火災等の災害から保護するため、呉市の実情に最も適した配備となるように行っている。

消防車両の更新基準は、呉市消防機械器具管理規程及び呉市消防機械器具管理要綱で、車両の種類ごとに車両更新基準を定めている。

加えて、更新基準に満たない車両でも、走行距離や修理回数等も勘案しながら車両更新を計画し、適正な消防力の維持に努めている。

(2) 評価

災害が生じた際には、火災に対する消火活動だけでなく、捜索活動や緊急対応など、呉市消防局及び緊急出動自動車に求められる役割は極めて大きいため、同自動車について活動に支障が生じない状態に適切に整備され、老朽及び損傷程度に応じた適切な買い替えが必要と考えられることからすれば、事業内容の必要性、相当性が認められる。

呉市の実情に最も適した配置や整備の指針については、各関連課の協議を経たうえで市議会での承認を得るという流れになるため、恣意的な運用とはされていない。

また、当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、費用自体は高額になっているものの、入札や発注過程に関して特段の問題は見当たらず、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
60	防災センター管理運営事業	予防課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	自治会や自主防災会などを通じて、防災意識の高揚を図り、組織的な防災活動ができる体制を確立することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策⑤） ・呉市防災センター条例 2 条 ・呉市地域防災計画（共通編：予-16-1） 		
主な事業内容	防災センターにおいて、防災に関する資料作成及び体験装置の展示並びに講話等を実施する。		
開始事業年度	昭和 60 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	7,811,000 円	8,609,000 円	8,387,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	7,811,000 円	8,609,000 円	8,387,000 円
	決算額(E)	7,676,994 円	8,489,008 円	7,822,941 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	134,006 円	119,992 円	564,059 円
	予算執行率(E)/(D)	98%	98%	93%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
報酬	5,317,200 円	5,288,400 円	5,242,800 円	
職員手当等	726,684 円	998,743 円	830,130 円	
共済費	1,001,410 円	1,108,077 円	1,042,101 円	
旅費	168,000 円	360,000 円	204,000 円	
需用費	399,350 円	327,320 円	414,410 円	
委託料	-	310,970 円	-	展示備品保守点検 (2年に1回実施)
備品購入費	64,350 円	95,498 円	89,500 円	
合計	7,676,994 円	8,489,008 円	7,822,941 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	7,822,941 円	100%	
合計	7,822,941 円	100%	

(5) 指標

① 活動指標

指標名	市民に対する防火防災に関する展示や指導			
目標値設定の理由・根拠	呉市防災センター条例第2条に基づき、防火防災に関する資料や展示品、地震や暴風豪雨などの体験型の装置を常設し、入館者に対して防火防災に関する指導などを実施する。			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	6,000人	6,000人	6,000人	
達成値	1,490人	2,006人	3,450人	
達成率	24%	33%	57%	新型コロナウイルス感染症対策のため入館受付中止期間あり

② 成果指標

指標名	市民の防火防災意識の啓発を図った。			
目標値設定の理由・根拠				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	6,000人	6,000人	6,000人	
達成値	1,490人	2,006人	3,450人	
達成率	24%	33%	57%	新型コロナウイルス感染症対策のため入館受付中止期間あり

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。加えて、令和5年10月18日に現地視察を行った。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市防災センター（以下、「防災センター」という。）は、呉市防災センター条例に基づいて設置されている施設であり、市民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るために昭和60年12月に設置された。

防災センターでは、前記呉市防災センター条例に基づき、防火防災に関する資料や展示品、地震や暴風豪雨などの体験型の装置を常設しており、入館者に対して防火防災に関する指導や講習会などを実施している。

また、このような防災センターの事業に対応するため、再任用職員3名と会計年度任用職員1名が配置されている。

新型コロナウイルス感染症予防措置をとる令和元年度以前は、年間約5,000人以上の入館者で推移している状態であったが、令和2年度から令和4年度までは、前記予防措置に関連して入館受付を中止していた期間の影響もあり、年度平均約2,300人となっている。

防災センターでは、個人での入館受付もしているものの、多くの入館受付は保育園や幼稚園、学校、事業所など団体が占めている状況にある。

近年では、市内の民間事業所に勤務する外国人にも、通訳を介して、防火防災

についての研修も行っており、令和3年度からは、消防職員と協力して普通救命講習や応急救護講習なども実施している。

<防災センターの様子> (※R5.10.18 現地視察時)



(2) 評価

市民の防災意識の向上だけでなく、防災に関する知識や技術向上を図るためには、過去実際に生じた災害に関する知識、実績を実際に目で見ることや、防災技術や災害時に使用される機材を実際に体験することが重要と考えられるため、これに即する防災センターの運営事業の必要性が認められる。

また、呉市の防災センターにおいては、震度に応じた地震の揺れの体験施設や、豪雨・暴風のデジタル体験施設なども常備しており、講学にとどまらない防災意識の向上に資すると考えられる。

現況においては団体での入館受付が多いが、前述のような体験施設を効率的に活用するためには、団体を複数のグループに分けて順次体験、講習を行うことが必要であるところ、これに対応するためには複数の職員が必要と認められる。

当事業の事業費について決裁資料等についても確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

そのため、防災センターの運営態様自体に特段の問題はないものと考えられるが、防災センターのもともとの趣旨目的に照らすと、利用人数は低迷していると評価せざるを得ない。

また、昭和 60 年 12 月に設置され築後 40 年弱の期間が経過しているため、老朽化も指摘せざるを得ず、館内の防災知識に関する設備についても、年月の経過により近年の建築構造に適さないものもあるうえ、修繕も困難になってきており、これらの実態が、入館料が無料であり、JR 新広駅の目のまえという好立地にも関わらず、利用人数が低迷している理由の一つといえる。

近年、日本の各地において大規模災害が発生して甚大な被害が生じ、市民の防災意識も高まりをみせていることからすれば、近時の災害における教訓、実績に即した防災知識を涵養するとともに、より実践的な体験学習ができる機会を広く市民に提供することが重要と考えられる。

そのため、これに資する施設、設備、及び、講習教材の更新を行うとともに、イベントの企画や SNS などを通じた市民への広報活動を拡大させるため、更新計画の策定や市民への周知方法の検討を図っていくことも必要であると考えられる。

【意見 21】

近時の災害における教訓、実績に即した防災知識を涵養するための講習教材の更新や、より実践的な体験学習ができる設備への更新、老朽施設の更新を行うとともに、イベントの企画や SNS などを通じた市民への広報活動を拡大させるため更新計画の策定や市民への周知方法の検討を図っていくことも必要であると考えられる。

通し番号	事業名	担当課
61	応急給水体制の強化	水道建設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	発災時における応急給水体制の強化。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-1 対応策①） ・呉市地域防災計画（風水害対策編：風-7-5～6、震災・大規模事故等対策編：震-7-5～6） ・呉市上下水道ビジョン後期経営計画（39 ページ） ・呉市復興計画（41 ページ） 		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・給水拠点に速やかに給水を行うため、給水栓及び補水栓を設置 ・応急給水栓（組立式）の購入 		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	令和6年度 (メンテナンスは継続必要)
実施主体	呉市	実施形態	請負、購入

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	12,000,000円	17,000,000円
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	11,311,300円	16,313,000円
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	688,700円	687,000円
予算執行率(B)/(A)	-	94%	95%	
現年	当初予算額	12,185,000円	18,374,000円	1,936,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	12,185,000円	18,374,000円	1,936,000円
	決算額(E)	184,140円	356,840円	1,117,000円
	次年度への繰越額(F)	12,000,000円	17,000,000円	-
	不用額(D)-(E)-(F)	860円	1,017,160円	819,000円
	予算執行率(E)/(D)	1%	1%	57%

※繰越については議決不要（公営企業会計）のため、繰越明許費に係る議決額（上限額）は「-」と表記する。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
請負費	-	11,311,300円	17,430,000円	
固定資産購入費	184,140円	356,840円	-	
合計	184,140円	11,668,140円	17,430,000円	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
市債	1,000,000円	5%	水道事業債
その他	16,430,000円	94%	呉市上下水道局の自己財源
合計	17,430,000円	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、以下の整備を行い、応急給水体制を強化するものである。

① 緊急時給水栓の整備

大規模断水時の効果的な給水手法の一つとして、断水時に断水していない地域の水を有効活用することを目的として、配水池水系の境界付近の市民センターや公園など、住民が利用しやすい場所において、下記設置計画記載のとおり24時間利用可能な緊急時給水栓を整備する。

担当課によれば、下記設置計画の順序は、災害等によって断水が発生した場合の影響人口（給水対象人口及び補水対象人口）を基礎として決定したとのことであった。

【設置計画】

R3年度 阿賀中央公園（R2年度から繰越） 事業費：11,311千円

R4年度 海岸4丁目公園、アレイからすこじま駐車場、音戸市民センター、大浦崎公園（R3年度から繰越） 事業費：16,313千円

川尻港（R5年度から前倒し） 事業費：1,117千円

R5年度予定 辰川会館、安登公園 予算額：17,600千円

② R6年度計画 昭和市民センター、郷原市民センター 計画額：16,500千円

③ 効率的な応急給水のための資機材の整備

緊急用給水栓セット R2 1セット 184千円

R3 2セット 357千円

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
62	水道施設の強靱化	水道建設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	「水道施設の計画的な改築更新事業」と併せた水道施設の耐震化の推進。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-1 対応策③） ・国土強靱化基本法 8 条 1 項 3 号 ・水道法 22 条の 4 第 1 項 ・呉市地域防災計画（共通編：予-12-1） ・呉市上下水道ビジョン後期経営計画（14 ページ） ・呉市復興計画（41 ページ） 		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な更新による施設の耐震化 ・新設及び更新時に、耐震性、耐久性に優れたダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管を使用し管路の耐震化を推進 		
開始事業年度	令和元年度	終了予定年度	－
実施主体	呉市、広島県	実施形態	請負、負担金

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	－	－	－
	繰越計算書における繰越額計(A)	73,325,000 円	165,500,000 円	96,000,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	－	－	－
	事故繰越しの繰越額	－	－	－
	決算額(B)	70,593,551 円	162,296,200 円	95,598,410 円
	次年度への繰越額(C)	－	－	－
	不用額(A)-(B)-(C)	2,731,449 円	3,203,800 円	401,590 円
予算執行率(B)/(A)	96%	98%	99%	
現年	当初予算額	1,391,967,000 円	1,480,122,000 円	1,546,980,000 円
	補正予算額	△158,000,000 円	△400,000,000 円	△120,000,000 円
	予算現額(D)	1,233,967,000 円	1,080,122,000 円	1,426,980,000 円
	決算額(E)	1,003,551,930 円	897,704,921 円	1,194,896,358 円
	次年度への繰越額(F)	165,500,000 円	96,000,000 円	161,000,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	64,915,070 円	86,417,079 円	71,083,642 円
	予算執行率(E)/(D)	81%	83%	83%

※繰越については議決不要（公営企業会計）のため、繰越明許費に係る議決額（上限額）は「－」と表記する。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
請負費	1,058,645,000 円	956,070,720 円	1,290,494,768 円	
負担金	15,500,481 円	103,930,401 円	－	
合計	1,074,145,481 円	1,060,001,121 円	1,290,494,768 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	8,800,000 円	0.6%	
国から	235,782,000 円	18%	生活基盤施設耐震化等 交付金 交付率 1/3、1/4
市債	886,500,000 円	68%	水道事業債
その他	159,412,768 円	12%	呉市上下水道局の自己 財源
合計	1,290,494,768 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	管路更新計画の進捗率			
目標値設定の理由・根拠	老朽管路を対象にした管路更新計画（H26～R5）を着実に実施し、老朽管を解消するための目標値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	12,541m	11,599m	12,919m	10か年計画目標 135,000m
達成値	10,650m	11,323m	10,827m	H26～R4実績 106,692m
達成率	84%	97%	83%	R4未達成率 79%

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、老朽化した施設及び管路について、計画的な改築更新、耐震化等により施設の強靱化を図ることを目的とした事業である。

宮原浄水場では、土砂災害等の対策にも十分配慮した施設の強靱化を図るとともに、現状の2つの系統から受電できる設備に加え、大規模停電を想定し、停電時に必要な電力を確保するための非常用の自家発電設備を整備する事業を行っている。なお、宮原浄水場自家発電設備設計業務は令和4年度に水道建設課から浄水課に引き継がれている。

具体的な事業内容は、以下のとおりである。

- 管路更新計画に基づく管路更新（耐震化）
R2～R4年度 管路更新延長：L=32,800m 事業費：3,054,233千円
- 施設の耐震化
R3～R4年度 赤向坂調整池築造 事業費：179,442千円
R4～R5年度 藤脇配水池耐震補強 事業費：89,550千円
- 土砂災害対策の実施
R4年度 南穏渡配水池外防護壁設置 事業費：6,763千円
- 停電対策の実施
R4～R7年度 宮原浄水場自家発電設備の整備 概算事業費：611,539千円
- 広島県・呉市共同施設の防災対策
R2～R3年度 事業費：119,431千円

(2) 管路更新について

担当課は、管の布設場所にかかわらず、漏水のおそれのある管種を優先的に更新対象とする管路更新計画を立て、それに基づく管路更新工事を行っている。

現在の更新対象となっている管路は、昭和 44 年以前に整備した口径 75mm 以上の無ライニング铸铁管（呉市設定の更新基準年数は 40 年）及び口径 75mm 以上のビニル管（継手の規格改正前の管。呉市設定の更新基準年数は 40 年）による管路を老朽管路として、铸铁管を耐久性に優れたダクタイル铸铁管（呉市設定の更新基準年数は 100 年）へ、ビニル管を耐久性に優れたポリエチレン管（呉市設定の更新基準年数は 100 年）への管路更新を行っている。

なお、上記現在の更新対象管路は既に更新基準年数を超過しており、次期更新計画（令和 6 年度以降）の対象となるダクタイル铸铁管（耐震継手以外、呉市設定の更新基準年数は 60 年。）及び塩化ビニル管（継手の規格改正後、呉市設定の更新基準年数は 50 年）においても既に更新基準年数を超過したものがある。このため、大規模災害を想定すれば、早急な更新工事が必要である。もともと、担当課によれば、工事人員及び予算を考慮すれば、年間 12.5 km の管路更新が限界とのことであった。

(3) 施設更新について

土木施設及び建築施設（呉市設定の更新基準年数は 70 年）に関しては、経過年数、重要度及び老朽度を考慮し、優先順位の高いものから更新している。

令和 4 年度に完成した赤向坂調整池は、更新基準年数には達していないものの、事故時等に対応可能な調整池容量を確保するため、計画を前倒して更新したものである。

令和 5 年度施工中の藤脇配水池耐震補強は、耐震診断調査により耐震性が低い結果を踏まえ、耐震化を進めているとのことであった。

(4) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
63	水道バックアップ施設の整備	水道建設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	断水範囲の縮小に向けた管路の整備。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 2-1 対応策③） ・呉市地域防災計画（共通編：予-12-1） ・呉市上下水道ビジョン後期経営計画（39 ページ） ・呉市復興計画（41 ページ） 		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に異なる水系と相合融通できるように連絡管を整備。 ・緊急時に断水となる地区を減少できるよう、送水ルートを整備。 		
開始事業年度	令和 2 年度	終了予定年度	令和 4 年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	83,575,000 円	85,338,000 円	210,058,300 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	83,575,000 円	85,338,000 円	210,058,300 円
	決算額(E)	83,575,000 円	75,566,000 円	210,058,300 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	9,772,000 円	-
	予算執行率(E)/(D)	100%	88%	100%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
請負費	83,575,000 円	75,566,000 円	210,058,300 円	
合計	83,575,000 円	75,566,000 円	210,058,300 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
市債	189,600,000 円	90%	水道事業債
その他	20,458,300 円	9%	呉市上下水道局の自己財源
合計	210,058,300 円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

活動指標

指標名	川尻地区送水管（バックアップ）整備進捗率			
目標値設定の理由・根拠	平成 30 年 7 月豪雨災害により断水が長期化した経験を教訓に、早期に送水ルート強化を図る。			
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	補足説明
目標値	737m	1,080m	1,874m	3 か年計画目標 3,691m
達成値	739m	1,028m	1,924m	R2～R4 年度実績 3,691m
達成率	100.2%	95%	102%	R4 末達成率 100%

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、平成 30 年 7 月豪雨災害により断水が長期化した経験を教訓として、水道施設が被災した場合に、各水系間で水を融通して断水範囲を縮小できるバックアップ施設等の検討を行い、実施効果の高い箇所の施設整備を実施するものである。

具体的に整備したバックアップ施設は以下のとおりである。

① 広石内地区の連絡管整備

広石内地区は、平成 30 年 7 月豪雨災害にて、国道 375 号線上段原橋の全損に伴い配水管が破損し、郷原方面から配水される区域が長期間断水となった。この対応として宮原浄水場から配水される区域の管路から連絡管を整備し、非常時に水を融通できる範囲を広げた。

R2 年度 石内 3 丁目配水管布設 φ100 L=54.0m 事業費：8,743 千円

② 透析医療機関への連絡管整備

透析医療機関の断水への影響を極力無くすよう、連絡管の整備を図った。

R3 年度 阿賀北 5 丁目（青山病院前）配水管布設 φ100 L=18.0m

事業費：3,829 千円

③ 川尻地区の主要配水管整備

川尻地区への給水は、山側の柳迫第 1 ポンプ所経由の給水区域が 9 割を占めているため、比較的风险の少ない海岸沿いの主要配水管を整備（管口径を拡大して更新）することで、給水区域を拡大した。

R2～R4 年度 川尻地区送水管布設 φ250 外 L=3,691.2m

事業費：360,456 千円

(2) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
64	宮原浄水場自家発電設備修正設計業務	浄水課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	自家発電設備を整備することで、停電が発生して浄水場の機能が停止し、水道の供給停止につながることを防ぐ。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 3-1 対応策①） ・国土強靱化基本法 8 条 1 項 3 号 ・水道法 22 条の 4 第 1 項 ・呉市上下水道ビジョン後期経営計画（16 ページ） 		
主な事業内容	呉市宮原浄水場の自家発電設備を令和 5・6・7 年度で整備するための設計業務。		
開始事業年度	令和 4 年度	終了予定年度	令和 7 年度
実施主体	呉市	実施形態	委託

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	12,000,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	12,000,000 円
	決算額(E)	-	-	11,539,000 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	461,000 円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	96%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	-	-	11,539,000 円	
合計	-	-	11,539,000 円	

(4) 事業費の財源<令和 4 年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	3,900,000 円	33%	
国から	2,884,000 円	24%	生活基盤施設耐震化等 交付金 交付率 1/4
市債	3,900,000 円	33%	水道事業債
その他	855,000 円	7%	呉市上下水道局の自己 財源
合計	11,539,000 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

本事業は、呉市所有の唯一の浄水場である「呉市宮原浄水場」には、現在2つの系統から受電できる設備に加え、大規模停電を想定し、非常用の自家発電設備を整備する計画を遂行するための設計を行うものである。なお、本事業は、令和4年度に水道建設課から引き継いだ事業である。

平成27年度実施の「宮原浄水場管理棟建設工事実施設計業務」において、呉市宮原浄水場の最大給水量に基づき浄水場施設能力 82,000 m³/日を賄う自家発電設備の築造について検討・設計が行われた。なお、担当課によれば、当時は、最大給水量を基準として施設設計を行うのが一般的とされていたようである。

もっとも、同設計に基づくものでは、後に制度化された国庫補助申請制度の対象とならなかった（国庫補助対象となれば、水道施設機能維持整備費の4分の1について補助を受けることができる。）。また、平成30年豪雨災害の被災復旧工事等のため、宮原浄水場自家発電設備工事の発注が遅れていたところ、この時間経過によって市内の配水量にも変化があった。すなわち、平成27年度に最大配水量 62,000 m³/日（平均は 52,000 m³/日）であったものが、令和2年度には最大配水量 56,000 m³/日（平均は 45,000 m³/日）に低下していた（原因は、人口減及び節水によると考えられるとのことである。）。

このため、担当課は、本事業を国庫補助対象とするため、また配水量の減少を考慮し、平均配水量を基礎に計算し、自家発電設備で賄う対象水量を 45,000 m³/日としてダウンサイジングすることにした。

担当課によれば、発電機設備を平均給水量にて計算しても、きめ細かな送水ポンプ操作を行いながら運転管理を行うことで送水量の増量調整が可能であり、非常時における給水に特段の問題はないとのことであった。また宮原浄水場は、呉市宮原浄水場と広島県水道広域連合企業団宮原浄水場で運営しているところ、両施設は相互融通が可能であることから、増量調整も可能であって平均給水量による電気容量の発電機設備にて問題はないとのことであった。

費用的には、ダウンサイジングによって追加設計費用（11,539,000円）を要したものの、この追加費用についてはダウンサイジングされた自家発電設備工事費の減額（およそ 57,000,000円（税抜き）。令和3年度調べ。）によって十分カバーできるものであった。さらに補助金をも考慮すれば、呉市にとって十分有利なものであった。

(2) 評価

前記自家発電設備のダウンサイジングは、市の費用負担を十分に考慮しており、妥当と考えられる。

その他にも、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
65	下水道施設の強靱化	下水建設課・ 下水施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	施設の耐震化等による強靱化の推進。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-2 対応策①） ・下水道法 3 条 1 項、7 条の 3 ・呉市地域防災計画（共通編：予-4-5） ・呉市公共下水道事業計画 		
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策（雨水整備）の推進 ・下水道施設の計画的な改築更新 ・施設の耐震化の推進 		
開始事業年度	昭和 33 年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	委託、請負

(2) 事業費の推移

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	—	—	—
	繰越計算書における繰越額計(A)	466,900,000 円	390,697,000 円	359,700,000 円
	繰越明許費の繰越額(実額)	—	—	—
	事故繰越しの繰越額	—	—	—
	決算額(B)	427,495,680 円	329,023,700 円	351,328,400 円
	次年度への繰越額(C)	—	—	—
	不用額(A)-(B)-(C)	39,404,320 円	61,673,300 円	8,371,600 円
予算執行率(B)/(A)	91%	84%	97%	
現年	当初予算額	544,676,000 円	448,930,000 円	800,180,000 円
	補正予算額	△18,800,000 円	178,300,000 円	△195,964,000 円
	予算現額(D)	525,876,000 円	627,230,000 円	604,216,000 円
	決算額(E)	124,679,460 円	263,722,360 円	365,970,831 円
	次年度への繰越額(F)	390,697,000 円	359,700,000 円	208,510,000 円
	不用額(D)-(E)-(F)	10,499,540 円	3,807,640 円	29,735,169 円
予算執行率(E)/(D)	23%	42%	60%	

※繰越については議決不要（公営企業会計）のため、繰越明許費に係る議決額（上限額）は「—」と表記する。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
委託料	84,091,700 円	48,902,700 円	47,678,400 円	
工事請負費	468,083,440 円	543,062,300 円	669,259,800 円	
補償金	0 円	781,060 円	361,031 円	南隠渡ポンプ場※
合計	552,175,140 円	592,746,060 円	717,299,231 円	

※補償金は、南隠渡ポンプ場工事の際、同施設の付近の建物にひびが入ったため（担当課は掘削工事に起因する不可抗力によるものと考えている。）、同損傷を補償したものである。

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	79,817,531 円	11%	
国から	287,722,300 円	40%	防災・安全交付金ほか 交付率 1/2
市債	349,423,746 円	48%	下水道事業債
その他	335,654 円	0.04%	受益者分担金
合計	717,299,231 円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、本事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

本事業は、下水道施設における計画的な改築更新を実施するとともに、耐震化及び雨水整備を進め、下水道施設の機能確保を図るものである。

(1) 下水道施設の改築更新

呉市は、昭和 33 年に下水道事業に着手したことから老朽化が進んだ下水道施設を多く保有している。もっとも、改築更新にかけられる事業費も人員も限られることから、効率的・効果的な改築計画を行うため呉市公共下水道のストックマネジメント計画（令和元年度～令和 5 年度）を策定し、同計画に基づく改築更新を行っている。

(2) 施設の耐震化の推進

呉市は、現在、処理場・ポンプ場を建設する際に、土木構築物は平成 9 年、建築構造物は昭和 56 年の各耐震基準に基づき設計・施工している。もっとも、同年以前の既設構造物は耐震性が担保されていない。担当課は、土木構造物（特に基礎）の耐震対策が実質的に困難であることから、基本的に再構築時に施設全体を耐震構造とすることで耐震化を進めている。令和 4 年度末現在にて、耐震化済みの施設は、処理場にて 4 施設（全体 9 施設の約 44%）、ポンプ場は 5 施設（全体 29 施設の約 17%）となっている。

また、既設コンクリート管については、更新時期に合わせ、可とう性のある材質を用いるなどの工法により耐震化を進めている。令和 4 年度末現在にて、耐震化済みの管路は 387.8 km（全体 1245.2 km の約 31.1%）となっている。

(3) 浸水対策（雨水整備）の推進

下水道事業における浸水対策（雨水整備）は、都市に降った雨が河川等に排水できずに発生する「内水氾濫」に対して、河川に放流するための管きよやポンプ等の整備を実施するものである。

呉市では、現在、JR 広駅を中心とした広東地区（広第 2 排水区）において、順次整備を進めているところである。

令和 4 年度末現在にて、雨水整備率は 600.3ha（全体 1560.2ha の約 38.4%）となっている。

(4) 評価

特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
66	トイレの洋式化	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となることから、避難所としての不便さを解消することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-4対応策⑦） ・呉市地域防災計画（共通編：予-19-5） ・小学校施設整備指針（29ページ）、中学校施設整備指針（31ページ） 		
主な事業内容	和式便器を洋式便器に変更する改修工事を行う。		
開始事業年度	令和3年度	終了予定年度	令和7年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	29,000,000円	70,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	29,000,000円	70,000,000円
	決算額(E)	-	22,660,000円	36,091,000円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	6,340,000円	33,909,000円
	予算執行率(E)/(D)	-	78%	51%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
修繕料	-	22,660,000円	-	改修
委託料	-	-	36,091,000円	設計
合計	-	22,660,000円	36,091,000円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	91,000円	0.2%	
市債	36,000,000円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	36,091,000円	100%	割合は小数部分も合計

(5) 指標

成果指標

指標名	小・中学校トイレの洋式化率			
目標値設定の理由・根拠				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	—%	37.0%	37.8%	洋式トイレ数/トイレ総数
達成値	33.7	37.0%	37.8%	
達成率	—%	100%	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

近年、市民の各家庭においては、生活様式の変化により洋式トイレが主流となっているが、昭和50年代に多く建設された学校については、主として和式トイレが設置されている。

また、本市における小中学校のトイレの洋式化率は、全国や広島県と比較して低い状況にある。

教育施設としての通常利用だけでなく、避難所として多くの公立小中学校、体育館等が指定されていることからすれば、災害時には一般市民も利用することとなる。

これらの事情に基づき、呉市においては、公立小中学校施設について計画的にトイレ改修による洋式化を行っており、令和7年度末には洋式化率が91.4%以上になることを目指す。

令和3年度は、災害時に地域住民の指定避難所になる体育館(37校)のトイレ(57基)の洋式化を行った。

令和4年度は、体育館以外の校舎にあるトイレを洋式化するための設計(17校、258基)を行った。

洋式化の基本的な考え方は、原則、1階は和式トイレ1基を残し洋式化、2階以上は全て洋式化するというものである。

なお、校舎等の建替や大規模な改修工事を行う場合は、全て洋式化する。

[参考] 公立小中学校のトイレ洋式化率(令和2年9月1日現在)

全国 57.0% 広島県 51.4% 呉市 32.5%

(2) 評価

トイレの和式、洋式に関しては、必ずしも洋式が上位であるとの関係にはないものと考えられるが、生活様式の変化に伴って一般家庭では洋式トイレが主流と

なっていることは事実である。

そうすると、強いストレスを感じながらの生活となる避難所生活において、不慣れなトイレの使用によってストレスを増加させることは可能な限り避けるべきであり、特に高齢化率の高い呉市においては高齢者の利用の便益も考慮する必要がある。

また、本事業に関しては、市議会での意見も踏まえて和式トイレも一定程度残すような内容で進めているなど、実態に即した内容となっており、事業内容について特段の懸念点は見当たらなかった。

事業の進め方に関しても、避難所としての利用率が高くなることが想定される体育館から開始し、その後、公立小中学校のトイレについて、地域に偏りがでないように振り分けつつ進めている。

洋式化に伴って設計業務が必要となったのは、改修金額の算定基礎となるほか、配管の配置や個室の数に変更になる場合があることから実施されたものであり、問題点は見当たらない。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
67	特別教室への空調設備整備	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となることから、避難所としての快適な環境を確保することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-4対応策⑦） ・学校保健安全法6条1項 ・災害対策基本法86条の6 ・呉市地域防災計画（共通編：予-7-10～14） ・呉市立学校施設長寿命化計画（9、17、39ページ） 		
主な事業内容	家庭科室や音楽室などの特別教室へ空調設備を設置する。		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和5年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	152,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	152,000,000円
	決算額(E)	-	-	120,227,800円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	31,772,200円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	79%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	-	-	120,227,800円	設計
合計	-	-	120,227,800円	

(4) 事業費の財源＜令和4年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	4,327,800円	3%	
市債	115,900,000円	96%	※1
合計	120,227,800円	100%	割合は小数部分も合計

※1 公共施設等適正管理推進事業債
過疎対策事業債
緊急防災・減災事業債

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市における学校施設の空調設備は、児童生徒等の熱中症対策として、平成30年度末までに「普通教室」への設置はすべて完了したものの、「特別教室」への設置率は、全国や広島県と比較して低い状況にある。

また、公立小中学校においては、平成8～10年度に設置した職員室、保健室、図書室等の既存設備が経年により劣化しているため、更新が必要となっている。

災害対策の側面からみても、公立小中学校が避難所として利用された際には、プライバシーの観点等から「特別教室」などの「普通教室以外の部屋」が開放される傾向にあることから、熱中症等の二次被害を防止するためには、これら「特別教室」等の空調設備を整える必要がある。

そのため、特別教室のうち、利用頻度の高い理科室、音楽室、図工室、技術室、家庭科室、美術室への新設、及び職員室、校長室、保健室、図書室の既存設備を更新することで、熱中症対策や感染症の拡大防止対策などに資する環境を整えることを図るものである。

令和4年度は、空調設備の設置に係る設計業務を委託（55校、545室）した。

[参考] 公立小中学校の特別教室への空調設置率（令和4年9月1日現在）

全国	61.4%	広島県	46.5%	呉市	28.2%
----	-------	-----	-------	----	-------

(2) 評価

地球温暖化による影響か近年は夏の著しい気温上昇や期間の長期化の傾向があり、熱中症による死亡者の数も増加傾向にある。

特に災害時における避難生活においては、自由に他の施設等に移動することも困難であることが多く、長期間にわたって空調設備が無い施設内での生活を強いられることは、場合によっては生命、身体に危険を生じさせかねない。

また、公立小中学校を避難施設としてみた場合、一般市民に対して普通教室を開放することは、児童・生徒の私物等があることなども考慮すればプライバシー等の観点から困難にならざるを得ない部分があることも確かである。

避難所機能に着目するのであれば、本来は体育館が高い優先度を有するとも考えられるが、体育館の空調整備は天井材や壁材の交換などを要することや、その規模の大きさから、高額な費用負担が生じるものであるから、まずは特別教室等の空調設備から整えていくという本事業の内容にも合理性がある。

これらの事情からすれば、本事業については、その必要性が認められる。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
68	川尻中学校体育館床改修工事	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となることから、その安全性を確保することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①） ・災害対策基本法 86 条の 6 ・呉市地域防災計画（共通編：予-19-1） 		
主な事業内容	床板の剥離が広範囲に及んでいるため、全面的な改修工事を行う。		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和4年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	28,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	38,869,000円
	決算額(E)	-	-	38,868,500円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	500円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	99%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
工事請負費	-	-	38,868,500円	
合計	-	-	38,868,500円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	68,500円	0.1%	
市債	38,800,000円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	38,868,500円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市の川尻中学校の体育館は、昭和 52 年度に竣工し、建築後 42 年が経過している体育館であり、第 1 開設避難所に指定されている。

経年による劣化により、体育館内のアリーナの床板が剥離していたため、当初はテープで補修していたが、これにより使用中にケガをした生徒も出た。

そのため、あらためて状態を調査したところ、床板の剥離が広範囲に及んでいることが発覚したため、アリーナ全面（1,053 ㎡）の床板の上に長尺シートを張るという内容の改修を行うことで、施設の安全性を確保した。

(2) 評価

体育館の床材の破損について補修することは、通常使用における生徒の安全を確保することのほか、第 1 開設避難所として災害時に避難所使用が予定されていることからすれば、避難してきた一般市民の安全を確保するためにも必要な事業である。

補修方法としても、体育館の床材自体の張り替えには非常に高額な費用がかかることなども考慮したうえで、必要かつ相当な範囲での補修として長尺シートを選択したものである。

また、併せて当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
69	宮原中学校雨水排水路整備工事	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となることから、その安全性を確保することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-1対応策①） ・災害対策基本法86条の6 ・呉市地域防災計画（共通編：予-19-1） 		
主な事業内容	正門周辺が降雨により水没するため、排水路の整備工事を行う。		
開始事業年度	令和4年度	終了予定年度	令和4年度
実施主体	呉市	実施形態	請負

(2) 事業費の推移

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	8,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	-	-	11,150,000円
	決算額(E)	-	-	11,149,600円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	-	-	400円
	予算執行率(E)/(D)	-	-	99%

※当初予算額と予算現額との差異は流用による増減を含む。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
工事請負費	-	-	11,149,600円	
合計	-	-	11,149,600円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	49,600円	0.4%	
市債	11,100,000円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	11,149,600円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を調査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉市の宮原中学校は、第1開設避難所に指定されている。

同中学校の正門周辺の校内通路は、通常時には生徒や教職員が利用するほか、災害発生時には避難路となるが、もともと降雨により冠水することが多かった。

施設としての安全性を確保するため、校内通路部分の排水機能強化を目的として、雨水排水路を新設（延長 51.7m）するとともに、これに接続する既存水路を改修（延長 37m）したものである。

(2) 評価

校内通路を安全に使用できるようにすることは、通常使用における生徒、職員の安全を確保することのほか、第1開設避難所として避難所開設時に避難所使用が予定されていることからすれば、避難してきた一般市民の安全を確保するためにも必要な事業である。

近年の豪雨による災害の多発化などを考慮すれば、通路が降雨により冠水する状態を放置することは、安全確保の観点からは避けるべきであるところ、校内通路など施設構造自体の改修などには高額な費用負担が生じることや将来的な機能維持の観点も考慮すれば、雨水排水路の新設工事は補修方法としても相当と認められる。

また、併せて当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
70	天応中学校の仮移転の解消（義務教育学校の整備）	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	平成 30 年 7 月豪雨により天応小学校に仮移転した天応中学校について、小学校と中学校を一体化した義務教育学校（呉市立天応学園）として、令和 5 年 4 月に開校することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①） ・ 呉市復興計画（40 ページ） 		
主な事業内容	天応小学校敷地内に、新しい体育館、特別教室及び合同職員室を建設し、既存体育館の解体撤去を行う。		
開始事業年度	平成 30 年度	終了予定年度	令和 4 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	87,200,000 円	492,450,000 円	893,952,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	87,200,000 円	492,450,000 円	893,952,000 円
	決算額(E)	86,840,600 円	497,173,873 円	877,956,911 円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	359,400 円	△4,723,873 円	15,995,089 円
	予算執行率(E)/(D)	99%	100.9%	98%

※決算額が予算額を上回っているのは、当該年度にその他の補助事業と事業費の調整を行ったことによる。

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	-	5,932,300 円	21,280,021 円	給食消耗品等
役務費	-	-	159,500 円	ピアノ移設
委託料	86,840,600 円	23,479,573 円	46,179,452 円	設計等
使用料及び賃借料	-	-	6,220 円	有料道路通行料
工事請負費	-	467,762,000 円	766,908,800 円	建設工事等
備品購入費	-	-	43,422,918 円	特別教室等備品
合計	86,840,600 円	497,173,873 円	877,956,911 円	

(4) 事業費の財源＜令和 4 年度＞

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	209,008,911 円	23%	
国から	143,648,000 円	16%	※1
市債	525,300,000 円	59%	学校教育施設等整備事業債
合計	877,856,911 円	100%	割合は小数部分も合計

※1 公立学校施設整備費負担金 負担率 1/2、学校施設環境改善交付金 交付率 1/2

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

平成 30 年 7 月豪雨によって、天応中学校は、校舎・体育館など主要建物に被害はなかったものの、運動場に大量の土砂が流入し、学校運営が困難になったため、天応小学校の敷地内に仮移転することとなった。

しかしながら、体育館や特別教室を小学校と共用するなど、生徒にとって十分な教育環境とはいえない状況であったため、仮移転状態を解消するため、天応地区住民によるワークショップと天応小中学校の P T A が実施したアンケート結果などを踏まえ、仮移転先の天応小学校に、天応中学校と一体化した呉市初の義務教育学校（小中一貫校）を開校することが決定した。

天応小学校の運動場敷地内に避難所としての機能も備えた新しい体育館棟（1 階：特別教室、2 階：体育館、3 階：備蓄倉庫）と、小学校・中学校の合同職員室棟を建設し、小学校の既存体育館を解体撤去することで、令和 5 年 4 月に天応学園の開校を迎えた。

[年度別の主な取組]

令和 2 年度 校舎等建設工事に係る設計

令和 3 年度 校舎等建設工事（1 年目）

令和 4 年度 校舎等建設工事（2 年目）

既存体育館解体撤去工事

(2) 評価

平成 30 年豪雨災害によって被害を受けた天応中学校に関し、学校運営、生徒の教育確保の観点から、天応小学校の敷地内に仮移転していたものであるが、あくまで仮移転の状態であるから、充実した教育環境の確保のためには仮移転の解消をどのように行うかが課題であった。

この点について、平成 30 年豪雨災害をふくめ、近年全国各地で増加している大規模自然災害の存在やその態様を考慮し、災害対策の面や災害時の避難所活用の面なども考慮したうえで、地域住民によるワークショップなど多数の意見に基づいて、呉市初の義務教育学校の開設に至ったものであり、事業内容の必要性は認められる。

本事業は、呉市における平成 30 年豪雨災害からの復興に関する一連の事業のうちの一つではあるが、細分化された部分ごとに事業化されており、事業化の過程に特段の問題点は見当たらない。

また、当事業の事業費について決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
71	学校施設の耐震化整備	学校施設課

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所となることから、その安全性を確保することを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土強靱化地域計画（リスクシナリオ 1-1 対応策①） ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 14 条 1 項 1 号 ・ 呉市地域防災計画（共通編：予-4-4） ・ 学校施設耐震化推進指針 		
主な事業内容	耐震化未完了の建物について、耐震性を確保するため、建替や耐震補強を行う。		
開始事業年度	平成 13 年度	終了予定年度	令和 9 年度
実施主体	呉市	実施形態	直営、請負

(2) 事業費の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	13,400,000 円	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	13,400,000 円	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	13,400,000 円	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	13,332,000 円	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	68,000 円	-
予算執行率(B)/(A)	-	99%	-	
現年	当初予算額	567,900,000 円	1,414,671,000 円	1,620,495,000 円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	567,900,000 円	1,414,671,000 円	1,620,495,000 円
	決算額(E)	262,891,067 円	1,258,456,896 円	1,419,183,032 円
	次年度への繰越額(F)	13,332,000 円	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	291,676,933 円	156,214,104 円	201,311,968 円
	予算執行率(E)/(D)	46%	88%	87%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
需用費	936,320 円	8,605,223 円	21,629,753 円	消耗品等
役務費	226,301 円	-	-	ピアノ移設
委託料	18,140,980 円	23,759,810 円	125,426,565 円	設計等
使用料及び賃借料	-	111,622,040 円	99,405,900 円	仮設校舎賃借料等
工事請負費	243,587,466 円	1,112,940,040 円	1,100,052,360 円	建設工事等
備品購入費	-	1,259,383 円	72,367,754 円	特別教室等備品
補償、補填及び賠償金	-	270,400 円	300,700 円	工損
合計	262,891,067 円	1,258,456,896 円	1,419,183,032 円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	302,598,032円	21%	
国から	308,185,000円	21%	※1
市債	808,400,000円	56%	学校教育施設等整備事業値
合計	1,419,183,032円	100%	割合は小数部分も合計

※1 公立学校施設整備費負担金 負担率 1/2、学校施設環境改善交付金 交付率 1/2、1/3

(5) 指標

成果指標

指標名	耐震化率			
目標値設定の理由・根拠				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	補足説明
目標値	96.6%	97.8%	98.3%	耐震棟数/全体棟数
達成値	96.6%	97.8%	98.3%	
達成率	100%	100%	100%	

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となることから、災害時においても避難所としての施設機能を維持したうえで、その安全性を確保することが不可欠であり、地震発生時に命を守る十分な耐震性を備えていることが求められるため、耐震化工事を行って耐震性の確保を目指すものである。

令和2年度から令和4年度においては、耐震化未完了の建物について、次のとおり耐震化の取組を進めた。

[年度別の主な取組]

- 令和2年度
 - 横路小学校仮設校舎建設
 - 和庄中学校仮設校舎建設
 - 安浦中学校体育館建設（1年目）
- 令和3年度
 - 横路小学校仮設既存校舎解体撤去工事、新校舎建設工事（1年目）
 - 和庄中学校仮設既存校舎解体撤去工事、新校舎建設工事（1年目）
 - 安浦中学校体育館建設（2年目）
- 令和4年度
 - 横路小学校校舎建設工事（2年目）
 - 坪内小学校耐震補強工事設計
 - 宮原小学校校舎建設工事設計
 - 港町小学校校舎建設工事設計

和庄小学校校舎建設工事（2年目）

安浦中学校既存体育館解体撤去工事

令和5年4月1日現在、耐震性が確保できていない建物が3校4棟が残存するのみであり、耐震化率は、98.3%となっている。

(2) 評価

避難所として指定されている学校施設について、地震等の自然災害発生時に避難所自体の安全性が確保されていなければ、避難所としての機能が維持できないばかりか、避難してきた市民の安全が確保できないのであるから、同施設の耐震化事業についてはその必要性が認められる。

そのうえで、無駄な耐震化工事を行わないために、呉市内の公立小中学校の統廃合の検討を先行させ、廃校予定がない学校施設について、危険度が大きいと診断された施設から順次耐震化工事を実施してきたものである。

児童・生徒数の減少などに対応するため、施設の建替えなどが生じる際には、耐震化工事に合わせて、施設の減築なども行っているなど、実態に合わせた事業内容となっている。

また、施設の修繕等の進捗、完了状況は、避難所の機能と関係する事実であることから、危機管理課からの照会に回答することで報告、情報共有している。

避難所としての性質に着目した場合は、耐震化工事に合わせて施設機能の拡大や充実化を図ることも考えられるが、学校施設としては文科省が定めた児童・生徒数と施設規模の基準を満たすことが必要となるため、一定の制約のもとでの対応となることもやむを得ないと考えられる。

当事業の事業費について決裁資料等の確認も行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

通し番号	事業名	担当課
72	特別教室への空調設置事業	呉高等学校

1 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害に備え第2開設避難所としての環境を整備し、避難者の健康を守り、避難者の生活環境を整えることを目的とする。		
関連計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化地域計画（リスクシナリオ1-4対応策⑦） ・学校保健安全法6条1項 ・災害対策基本法86条の6 ・呉市地域防災計画（共通編：予-7-10～14） ・呉市立学校施設長寿命化計画（9、17、39ページ） 		
主な事業内容	呉高等学校の特別教室に、空調設備を整備する。		
開始事業年度	令和2年度	終了予定年度	—
実施主体	呉市	実施形態	直営

(2) 事業費の推移

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度からの繰越	繰越明許費に係る議決額(上限額)	-	-	-
	繰越計算書における繰越額計(A)	-	-	-
	繰越明許費の繰越額(実額)	-	-	-
	事故繰越しの繰越額	-	-	-
	決算額(B)	-	-	-
	次年度への繰越額(C)	-	-	-
	不用額(A)-(B)-(C)	-	-	-
予算執行率(B)/(A)	-	-	-	
現年	当初予算額	-	-	22,000,000円
	補正予算額	-	-	-
	予算現額(D)	19,990,000円	-	22,000,000円
	決算額(E)	5,445,000円	-	15,111,800円
	次年度への繰越額(F)	-	-	-
	不用額(D)-(E)-(F)	14,545,000円	-	6,888,200円
	予算執行率(E)/(D)	27%	-	68%

(3) 事業費の内訳

支出内容	金額			補足説明
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
備品購入費	5,445,000円	-	15,111,800円	
合計	5,445,000円	-	15,111,800円	

(4) 事業費の財源<令和4年度>

財源区分	金額	割合	補足説明
一般財源	11,800円	0.07%	
市債	15,100,000円	99%	緊急防災・減災事業債
合計	15,111,800円	100%	割合は小数部分も合計

2 監査の方法

担当課から事業詳細調査票を入手するとともに、担当課に対するヒアリングを実施した。また、当事業に関し必要に応じて提示を受けた書類を通査した。

3 監査結果

(1) 事業概要

呉高等学校は、人口約 14,000 人の阿賀地区に位置し、呉市地域防災計画において最大収容人数 1,120 人の第 2 開設避難所となっている。

災害が発生した場合、約 14,000 人の住民のうち、約 9,000 人が隣接する阿賀小学校、阿賀中学校と呉高等学校に分散して避難することが想定されており、避難者の受け入れ体制を整える必要がある。特に夏期や冬期の避難者の生活環境を整えるために、空調の整備を行ったのが本事業である。

(2) 評価

地球温暖化による影響が近年は夏の著しい気温上昇や期間の長期化の傾向があり、熱中症による死亡者の数も増加傾向にある。

特に災害時における避難生活においては、自由に他の施設等に移動することも困難であることが多く、長期間にわたって空調設備が無い施設内での生活を強いられることは、場合によっては生命、身体に危険を生じさせかねない。

また、避難施設としてみた場合、一般市民に対して普通教室を開放することは、生徒の私物等があることなども考慮すればプライバシー等の観点から困難にならざるを得ない部分があることも確かである。

避難所機能に着目するのであれば、本来は体育館が高い優先度を有するとも考えられるが、体育館の空調整備は天井材や壁材の交換などを要することや、その規模の大きさから、高額な費用負担が生じるものであるから、まずは特別教室等の空調設備から整えていくという本事業の内容にも合理性がある。

これらの事情からすれば、本事業については、その必要性が認められる。

当事業の事業費についても、決裁資料等の確認を行ったが、支出額の計算及び計上について、特段の懸念点は見当たらなかった。

第3 備蓄物資等の視察による監査結果

1 視察場所の選定について

(1) 備蓄物資等のある場所

危機管理課の担当する「災害対策事業」（通し番号 08・P.53）は、災害が発生した際に対応するため備蓄物資等の確保などの施策を実施するものである。

保管場所については、呉市地域防災計画において、「庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、まちづくりセンター等にも可能な限り備蓄するよう努める」とされている（共通編：予-12-2）。

この「避難所」には下記の区分がある（地域防災計画 共通編：予-7-10）ところ、現在、実際に備蓄物資等があるのは、「大雨開設」の「第1開設避難所」である。

区分		用途	主な指定場所等
避難所	第1開設避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。 ※大雨（洪水、土砂）時に開設する避難所と、地震時に開設する避難所がある。	まちづくりセンター、小学校、中学校など
	第2開設避難所	・地震や風水害などの災害により市内の広範囲で甚大な被害が発生するなど、第1開設避難所だけでは避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	高等学校、大学など
	地域開設避難所	・地震や風水害などの災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、自治会等の地域で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する建物。	自治会館、集会所など
	福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する建物。	老人福祉施設、障害者支援施設など

(2) 選定した視察場所について

大雨開設の第1開設避難所は市内73か所にあるところ、特定の地域に偏ることのないよう考慮して、次の①～⑰の17か所の施設を視察場所に選定した。

また、集中保管場所のうち、市役所本庁舎及びその近辺に所在する⑱～⑳の3か所の備蓄倉庫についても視察場所に選定した。

現地視察 番号	個別 ページ	地区 名	施設名	所在地	収容 人数
①	P. 225	中央 地区	片山中学校（体育館、教室）	東片山町 13-5	580
②	P. 229	中央 地区	明立小学校（体育館、教室）	伏原 2 丁目 6-38	750
③	P. 233	吉浦 地区	吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町 1 丁目 7-23	180
④	P. 237	警固屋 地区	警固屋中学校（体育館、教室）	警固屋 7 丁目 4-1	570
⑤	P. 241	広地区 (西部)	広まちづくりセンター	広古新開 2 丁目 1-3	1,160
⑥	P. 245	広地区 (南部)	広南中学校（体育館、教室）	広長浜 4 丁目 1-9	520
⑦	P. 249	天応 地区	天応学園（体育館、教室）	天応大浜 2 丁目 1-64	858
⑧	P. 253	昭和 地区	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野 39-2	120
⑨	P. 257	下蒲刈 地区	下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島 1730	190
⑩	P. 259	川尻 地区	川尻まちづくりセンター	川尻町東 1 丁目 1-21	990
⑪	P. 263	音戸 地区	早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬 2 丁目 53-1	140
⑫	P. 267	倉橋 地区	農業技術拠点センター	倉橋町 894	110
⑬	P. 269	倉橋 地区	倉橋東センター	倉橋町 11959-25	90
⑭	P. 271	蒲刈 地区	蒲刈小学校（体育館、教室）	蒲刈町向 771	300
⑮	P. 273	安浦 地区	安登小学校（体育館、教室）	安浦町安登西 5 丁目 7-19	680
⑯	P. 277	豊浜 地区	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島 3959-1	100
⑰	P. 279	豊 地区	豊小学校（体育館、教室）	豊町久比 2411-1	700
⑱	P. 281	—	市役所本庁舎 2 階 防災倉庫	中央 4-1-6	—
⑲	P. 285	—	新日本造機ホール（くれ絆ホール）	中央 4-1-6	—
⑳	P. 287	—	IHI アリーナ呉（呉市体育館）	中央 4-1-1	—

2 視察結果の概要

前ページの①～⑳の各施設について、チェックした概要は次のとおりである。

No.	チェック項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳
施錠管理																				
1	鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっているか	○	○	×	△	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△	○	△	△	△	○
備蓄物資等の保管場所の状況																				
3	保管場所の外観や中の様子に、浸水した跡や破損などはないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	保管場所は、頭をぶつける、つまづくなど、安全性に問題はないか	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	夏場に常温保存の食品を保管することが心配になるほど暑くなる懸念はないか	△	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	△
備蓄物資等の状況																				
7	備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	×
8	備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整理されているか）	△	△	×	×	○	○	×	×	△	△	×	×	○	○	△	×	×	×	○
9	備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか	○	△	○	×	△	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	×	○	○
10	避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）は、出しやすい位置にあるか	○	×	○	△	×	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	-	-	-
11	保管場所のロケーション図が保管場所に備置されているか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12	在庫一覧表（リスト）が保管場所に備置されているか	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
13	備蓄物資等のうち、水及び食料は、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか	○	○	×	○	○	○	×	○	○	△	○	○	○	△	○	×	○	×	×
14	備蓄物資等のうち、水及び食料以外のものは、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか	△	△	×	×	×	△	×	×	×	×	△	×	△	△	△	×	×	×	×
15	賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか	○	○	×	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○
16	備蓄物資等の入っている箱など、中に何があるのか、わかりやすくなっているか	△	×	△	×	×	○	△	×	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
17	食料は賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいようになっているか	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
18	箱の破れや汚れが目につくものはないか	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
19	劣化（さび、カビ、埃、汚れ）している物は発見されなかったか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

※ ○：問題なし △：要検討（No. 13・14は簿外品のある場合を含む） ×：問題あり -：避難所でないため非該当

3 各チェック項目について

(1) 鍵の管理者、鍵の保管方法に問題はないか

ア 備蓄物資等のある避難所の保管場所の鍵は、基本的に、当該施設の管理者及び避難所担当市職員が保有している。

施設ごとに作成中の「避難所台帳」(P. 57。令和5年度末までに完成予定。)には、スペアキーを保有する市職員の氏名などが記載されている。また、マスターキー・個別キーの有無についても記載されている。

避難所担当市職員においてどのように鍵を保管するのかについては、特にルールがなく、各避難所担当市職員の裁量に委ねられている。

イ 鍵の管理、保管方法について具体的な問題は検出されなかった。

もっとも、鍵の保管方法については各避難所担当市職員個人の完全な裁量に委ねられているため、鍵の保管について、携帯するのか、自宅に置くのか、庁舎等の勤務場所に置くのかなどについては個々人によって異なり得る状況である。

携帯の場合には紛失リスクが高まるし、自宅保管の場合にも具体的な保管方法(自宅のどこに保管するかなど)によっては不適切な場合があり得るし、勤務場所保管の場合ではそもそも個人が管理することの意味が希薄となる。

平時における施設の防犯とも関係する点であるため、鍵の保管方法について一定のルール(携帯の是非、貴重品と同様の管理、定期的な紛失の有無の確認など)を設けるのが望ましい。

【意見 22】

備蓄物資等の保管場所に関し、鍵の保管方法について一定のルール(携帯の是非、貴重品と同様の管理、定期的な紛失の有無の確認など)を設けるのが望ましい。

(2) 備蓄物資等の保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになって いるか

保管場所については、ほとんどが一つの施設建物内の一室が選定されている。多くは施錠可能な部屋であり、常時施錠されている場所が多いが、必ずしもそうではない。

ア 常時の施錠が容易である場所について

(ア) 次の視察場所については、施錠可能な場所であるところ、常時の施錠がなされているか懸念される状況があった。

・現地視察番号③(吉浦まちづくりセンター) P. 233

担当者からは、水防倉庫の外部ドアを施錠している旨の回答を得たが、監査人らが調査している最中、施錠されていなかった外部ドアを経て他の職員が水防倉庫に入室してきた。

(イ) この状況に鑑みると施錠管理に不安があるといわざるを得ない。常時の施錠に差し支えがない場所については、施錠管理を徹底すべきである。

【指摘 4】

保管場所に関し、常時の施錠に差し支えがない場所については、施錠管理を徹底すべきである。

イ 常時の施錠が容易でない場所について

(ア) 常時施錠されているわけではない場所の例として、次のものが挙げられる。

・現地視察番号⑨（下蒲刈農村環境改善センター）P. 257

備蓄物資等は施設内の和室に置かれており、和室出入口が襖であるため、錠自体がない。和室出入口付近には「関係者以外立ち入り禁止」の掲示がある。もっとも、施設自体の出入口は施錠可能である。また、施設出入口近くに事務室があり、施設に出入りする者があれば職員が気づくことが可能である。

・現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））P. 271

図書室内の机の下に備蓄物資等が置かれており、室内に職員が常在しているため、盗難のおそれは低い。生徒等が図書室を利用する時間帯には当然施錠されていない。

・現地視察番号⑱（市役所本庁舎 2 階 防災倉庫）P. 281

2つの倉庫のうち、「防災倉庫 1」は常時施錠されているものの、「防災倉庫 2」は職員の出入りが日常的にあるため施錠されていない。

(イ) 保管場所の施錠管理については、備蓄物資等の盗難を防止するために常時施錠されていることが理想的である。

しかし、他方で施設自体の設備・利用状況に照らして常時の施錠が現実的でない場合もあり得る。

結局のところ、施設ごとに盗難の可能性や施設の具体的状況等を勘案・検討すべきこととなるが、少なくとも常時の施錠が現実的でなく、かつ、職員が常在しない場所については「関係者以外立入禁止」等の掲示をするなどして盗難の可能性を抑える工夫を検討するのが望ましい。

【意見 23】

保管場所のうち、常時の施錠が現実的でなく、かつ、職員が常在しない場所については「関係者以外立入禁止」等の掲示をするなどして盗難の可能性を抑える工夫を検討するのが望ましい。

(3) 保管場所の外観や中の様子に、浸水した跡や破損などはないか

問題のある施設は見当たらなかった。

(4) 保管場所は、汚れや埃など、衛生面に問題はないか

ア 現地視察番号①（片山中学校（体育館、教室））（P. 225）について、窓から日光が差し込み、飲料水の入った段ボール箱に日光が当たり続けている状況があ

った。

イ 食料・飲料等の置き場所については、具体的なルールが設けられていないところ、置き場所によって傷み・変質・劣化が早まることが懸念される。

傷み・変質・劣化しやすい物品については、特に具体的な置き場所について配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 24】

備蓄物資等に関し、傷み・変質・劣化しやすい物品については、特に具体的な置き場所について配慮するルールを設けるのが望ましい。

(5) 保管場所は、頭をぶつける、つまづくなど、安全性に問題はないか

ア 視察した場所について、次の状況があった。

- ・現地視察番号①（片山中学校（体育館、教室））P. 225

呉市の備蓄物資等ではないが、自治会が保管している水 198 ケースが入り口付近から奥まで高く積みあげられていた。地震が発生した場合、規模にもよるが崩れるおそれがあると感じられた。また、重量物を高く積み上げていると、地震の場合でなくとも、運び出しや通行の際に荷崩れを起こす可能性が高まる。

- ・現地視察番号③（吉浦まちづくりセンター）P. 233

潰された段ボール箱が床に投げられている状態であり、備蓄物資等の倉庫における足場としては適切とは評価できない。

- ・現地視察番号⑦（天応学園（体育館、教室））P. 249

出入口近くの棚の上部には長物が棚からはみ出す形で置かれていたところがあり、通行の際に頭部と接触する安全上の懸念が生じる。

イ 保管場所の安全性に関しては、施設建物の構造等によるもののみならず、整頓の状況によっては安全性に懸念を生じることもあり得る。

後述の「(8) 備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）」とも関連するところ、施設建物の構造等のみならず、備蓄物資等の置き方による安全性の懸念を生じないよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 25】

施設建物の構造等のみならず、備蓄物資等の置き方による安全性の懸念を生じないよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

(6) 夏場に常温保存の食品を保管することが心配になるほど暑くなる懸念はないか

ア 一般的に、倉庫については夏場の室温が 40℃を超える場合も考えられる。

保管場所が、備蓄物資等について推奨される保管温度を超えない場所であるかどうかを確認しておく必要がある。

イ この点、危機管理課の回答によれば、個別の保管場所ごとに夏場の室温の確認は実施されていないとのことであった。

個別の保管場所ごとに夏場を含めた室内の温湿度を確認した上、備蓄物資等

について推奨されている保管温度・湿度を超えるものではないか否か、確認するのが望ましい。

【意見 26】

個別の保管場所ごとに夏場を含めた室内の温湿度を確認した上、備蓄物資等について推奨されている保管温度・湿度を超えるものではないか否か、確認するのが望ましい。

(7) 備蓄物資等は、整頓されているか（一見して整っているか）

ア 在庫の整頓に関し、明示的なルールは定められていない。

もっとも、各視察場所については、その多くの場所において、在庫一覧表に記載された備蓄物資等のほか、防災・減災に係る簿外品や防災・減災とは無関係の物品（学校用備品等）が保管されていた。在庫一覧表記載の備蓄物資等について概ね保管場所内の一角に集めた形で置かれており、他の備品等と紛れないように配慮されていることがうかがわれた。

ただし、特に整頓の状況について懸念が感じられた場所として、次のものが挙げられる。

- ・現地視察番号⑧（昭和東まちづくりセンター） P. 253

備蓄物資等のほとんどは部屋の一角にある程度まとまって置いてある状況ではある。しかし、室内のみならず、通路や浴室まで所狭しと様々な物品が置かれている。呉市合併前から置かれていると思われる相当古い物、他団体や個人の所有物と思われる物が多数ある。明らかに古く、かつ、不要と思われる物品もある。空箱の段ボール箱も複数ある。災害と無関係な物品との区別は一見して明確でない。

- ・現地視察番号⑰（豊小学校（体育館、教室）） P. 279

保管場所には、棚等はなく、備蓄物資等の入った段ボール箱等を積み上げている状態であり、一見して何がどこにあるか判然としない状況であった。

- ・現地視察番号⑳（IHI アリーナ呉（呉市体育館）） P. 287

大量の備蓄物資等のある集中保管場所であるところ、倉庫内には、棚等は一切なく、備蓄物資等が段ボール箱に入ったまま（段ボール箱に入らないスコップやブルーシート及び一輪車等はそのまま）積み上げられている状態である。

イ 防災・減災用の物品であるのか、それ以外の物品（学校の備品等）であるのかを一見して区別できるようにしておかなければ、災害時の不便は勿論、混同使用や紛失のおそれが高まると考えられる。

また、防災・減災用の物品の中でも、市が必要最低限のものとして備置している物品と、自治会等の他団体が備置している物品とが一見して区別できなければ、やはり混同使用や紛失のおそれが高まることが考えられる。

さらに、在庫確認の実施に当たっても、市管理の備蓄物資等であることが一

見してわからなければ、無駄な時間を要し、数え違い等を生じるおそれも高まる。

少なくとも、市管理の備蓄物資等であることが一見してわかるような整頓のルールを設けて整頓すべきである。たとえば、共通した整理棚を設けたり、段ボール箱等に共通した目印（色紙や蛍光テープ）を貼り付けたりするといった工夫が考えられる。

【意見 27】

備蓄物資等に関し、市管理の備蓄物資等であることが一見してわかるような整頓のルールを設けて整頓するのが望ましい。

なお、備蓄物資等そのものの整頓とは少し異なるものの、保管場所の部屋自体についても、その部屋に備蓄物資等が備置されていることをわかりやすく表示している視察場所があった（現地視察番号②（明立小学校（体育館、教室）P. 229 においては、部屋の扉に「防災関連倉庫」、「学校行事倉庫」と倉庫別に区別を明示する表示をしている。）。）

混同使用等を避け、また、備蓄物資等のある場所を周知しておくこと等との関係で有益な工夫であると考えられるため、他の場所でも行うことを検討するのが望ましい。

【意見 28】

保管場所の部屋自体について、その部屋に備蓄物資等が備置されていることをわかりやすく扉等に表示することを検討するのが望ましい。

以上のほか、自治会等の他団体が保管する物品についても、市管理の備蓄物資等と同じ室内に保管されていることから市の管理外のものとして無視するのは適切でない。他団体の物品であってもその整頓状況や賞味期限等に問題が発見されることもありうるため、市から他団体に対して情報提供や注意喚起をすることも考えられる。

加えて、多くの保管場所において、以前使用された残置物を含め、いずれの所有物であるかが判然としない簿外品の存在を確認した。簿外品についても、放置することにより、スペースの無駄、衛生上の問題、在庫確認時の混同誤認等の弊害を生じる可能性がある。たとえば、現地視察番号⑮（安登小学校（体育館、教室）P. 273 においては、簿外品のマスクについて箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着した物が避難所開設ボックス内に入っているのが確認された（後記⑲においても述べている。）。）

保管場所における他団体保管の物品や簿外品の取扱いについて、どのような配慮を行うべきかのルールを設けておくのが望ましい。

【意見 29】

保管場所における他団体保管の物品や簿外品の取扱いについて、どのような配慮を行うべきかのルールを設けておくのが望ましい。

(8) 備蓄物資等は、整理されているか（順序や並べ方が整序されているか）

ア 備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的なルールは設けられていない。

ほとんどの視察場所においては、概ね室内の一角にある程度まとめて置かれていたものの、段ボール箱について必ずしも箱の中の内容物がわかりやすい向きで置かれていなかったり、備蓄物資等の一部が他と異なる位置に置かれていたりするという例（たとえば、現地視察番号⑧（昭和まちづくりセンター）P. 253では、一度開封使用された形跡のあるエアベッドが他の物資とは離れた位置の床に置かれていた。おそらく未開封のものと区別する意図があったのではないかと推察される。）があった。

イ 整理については、全く工夫や配慮が見受けられないというわけではないが、個人レベルでの工夫に頼る場合にはかえって混乱を生じる可能性もある。たとえば、前記のように開封済みの物の置き場所を変えるという配慮によって、かえって配置した者以外の者が見つけにくくなるということもありうる。後述のロケーション図の不存在にも関連しているといえる。

備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的な整理のルールを設けることが望ましい。

【意見 30】

備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的な整理のルールを設けることが望ましい。

(9) 備蓄物資等の出し入れがしやすいように、出入口や通路のスペースが確保できているか

ア 備蓄物資等の置き方についてはルールが設けられておらず、出入口や通路スペースをどのように確保するかについても各施設管理者の裁量に委ねられている。

懸念のあった視察場所は、前記「2 視察結果の概要」（P. 209）に記載のとおりである。

イ 前述の整理整頓ルールが設けられていないことにも関連している事項である。保管場所の整頓について、出入口や通路のスペースが確保できるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 31】

保管場所の整頓について、出入口や通路のスペースが確保できるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

なお、保管場所から重量物を搬出する際には台車を利用すると便利である。

この点、基本的には施設の備品として既にある台車を利用することになると考えられるところ、念のため、新たに台車を配置することの可否について、施設ご

とに確認しておくのが望ましい。

【意見 32】

保管場所に関し、新たに台車を配置することの要否について、施設ごとに確認しておくのが望ましい。

(10) 避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）は、出しやすい位置にあるか

ア 避難所開設ボックスとは、次のような半透明のプラスチック収納ケースである。
＜避難所開設ボックスの外観＞



市職員向けの「避難所開設等に関する説明資料」によれば、避難所開設ボックスの中身は、次のとおりとされている。

- ・軍手
- ・PPロープ
- ・タオル
- ・特設公衆電話
- ・フラットファイル
- ・避難所運営ガイド
- ・ハザードマップ
- ・Wi-Fi 掲示ポスター など

避難所開設ボックスについては、避難所開設時にすぐに必要な物であり、出しやすい位置にあるべきものである。

この点、懸念のあった視察場所は、前記「2 視察結果の概要」(P.209)に記載のとおりである。

イ 前述の整理整頓ルールが設けられていないことにも関連している事項である。

備蓄物資等の整理に関し、避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）が出しやすい位置に置かれるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

【意見 33】

備蓄物資等の整理に関し、避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）が出しやすい位置に置かれるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。

また、避難所開設ボックスの中身に関し、各施設によって相当のばらつきがあるように見受けられた。

たとえば、マニュアルや外国人向けの資料等が入っているボックスもあれば入っていないボックスもあるといった状況があった。おそらく、マニュアル等の資料は普段読むことができるようにするため事務室等に置くなどしたことが原因ではないかと推測される。しかし、ボックス外で保管した場合紛失等の危険が高まり、避難所開設時に直ちに読むことができないなどのおそれもありうる。普段読むための資料は別に印刷しておき、あくまでボックス内には必要資料等がそろっているようにしておくのが望ましいと思料する。

後述のロケーション図や在庫一覧表の紙資料の備置を含め、避難所開設ボックス内には必要資料等がそろっている状態にしておくのが望ましい。

【意見 34】

避難所開設ボックス内には必要資料等がそろっている状態にしておくのが望ましい。

なお、避難所開設時の掲出物（「避難所」「受付」等が大きく記載されたラミネート加工済みの紙）が備えられている避難所（現地視察番号⑩（川尻まちづくりセンター）P.259）もあり、他の施設においても参考になる工夫であると思料する。

【意見 35】

避難所開設時の掲出物（「避難所」「受付」等が大きく記載されたラミネート加工済みの紙など）をあらかじめ準備しておくのが望ましい。

(11) 保管場所のロケーション図が保管場所に備置されているか

ア 施設ごとに作成中の「避難所台帳」（P.57。令和5年度末までに完成予定。）には、建物のどこに避難者が使用する部屋があるのかを記載した平面図はあるものの、備蓄物資等の保管場所（倉庫）がどこにあるのかを記載した平面図はない。

また、ロケーション図（室内のどの位置に何が置かれているかについて記載された図）については、そもそも作成されていない。

イ 備蓄物資等について、具体的に室内のどこに置かれているかがわからなければ、避難所開設時の使用に不便を生じることは勿論、平時の在庫確認にも無駄な時間を要し、数え違い等を生じるおそれが高まる。

現地視察においても、在庫一覧表と現品を照合するに当たって探し回る必要があるなど、確認が容易でない場所が多くあった。

したがって、保管場所について、ロケーション図を作成するのが望ましい。また、災害発生時には停電等も予想されるため、最新のものについて印刷した紙資料を保管場所に備置するのが望ましい。

【意見 36】

保管場所に関し、ロケーション図を作成し、最新のものを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。

12) 在庫一覧表（リスト）が保管場所に備置されているか

ア 「避難所台帳」（P. 57。令和5年度末までに完成予定。）について作成中であるところ、これに付属する在庫一覧表についても作成されている途中である。正確には、一応、一通りの在庫一覧表は作成されており、最新のものとしては未完成、という状況である。

在庫一覧表を紙資料として備置するルールは設けられておらず、視察場所のうち1か所のみ（現地視察番号⑤（広まちづくりセンター）P. 241）に在庫一覧表の備置が確認されたのみであった。

イ 在庫一覧表が現地になれば、避難所開設時の使用に不便を生じることは明らかである。

したがって、最新の在庫一覧表が早急に完成されなければならない（この点は既に述べた「避難所台帳」の完成に関する指摘に含まれる。）。

また、災害発生時には停電等も予想されるため、最新のものについて印刷した紙資料を保管場所に備置するのが望ましい。

【意見 37】

保管場所に関し、在庫一覧表の最新のものを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。

13) 備蓄物資等のうち、水及び食料は、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか

ア 前記「2 視察結果の概要」（P. 209）に記載のとおり、視察場所において、在庫一覧表と現品との不一致があった。

イ 前記のとおり、「避難所台帳」（P. 57）及び在庫一覧表は最新のものについて作成中ないし未完成の状況である。

水及び食料について、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

【指摘 5】

水及び食料について、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

14 備蓄物資等のうち、水及び食料以外のものは、在庫一覧表の内容・数量と一致しているか

ア 前記「2 視察結果の概要」(P. 209)に記載のとおり、多くの視察場所において、在庫一覧表と現品との不一致があった。

イ 上記(13)と同様、「避難所台帳」(P. 57)及び在庫一覧表が作成中・未完成であるために資料と実態とに齟齬を生じている。

食料以外の資機材についても、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

【指摘 6】

水及び食料以外の備蓄物資等についても、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。

なお、マスク、ウェットティッシュ等について、明らかに開封されて一部が消費されている物についても、在庫一覧表上は「1箱」等と記載されているものが見受けられた。

在庫一覧表への記載はできるだけ正確を期すべきであることから、開封済みの物については、たとえば「開封済み半分程度消費」等の記載を行うなど、開封済みの消耗品について、在庫一覧表へのより正確な記載方法を検討するのが望ましい。

【意見 38】

開封済みの消耗品について、在庫一覧表へのより正確な記載方法を検討するのが望ましい。

15 賞味期限や使用期限が切れているものは発見されなかったか

ア 賞味期限や使用期限が切れているものが発見された場所は、次のとおりである。

- ・現地視察番号③(吉浦まちづくりセンター) P. 233

簿外品について賞味期限切れのマジックライス保存食白飯段ボール1箱があった。

- ・現地視察番号⑤(広まちづくりセンター) P. 241

簿外品について賞味期限切れの飲料水6箱、ジュース2箱、お茶6箱があった。

- ・現地視察番号⑨(下蒲刈農村環境改善センター) P. 257

在庫一覧表上のクラッカー2箱について賞味期限切れであった(在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ)。

- ・現地視察番号⑩(川尻まちづくりセンター) P. 259

在庫一覧表に品名記載はあるが数量記載のないアルファ米について賞味期限切れのものが1箱あり、在庫一覧表上の青菜ご飯1箱について賞味期限切れであった(在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ)。

- ・現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））P.271
簿外品について災害備蓄用クラッカー1箱があった。
- ・現地視察番号⑱（市役所本庁舎2階 備蓄倉庫）P.281
在庫一覧表上のオストメイト装具その他の品目について使用期限切れのものがあつた（在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ。）。
- ・現地視察番号⑳（IHI アリーナ呉（呉市体育館））P.287
在庫一覧表上の飲料水はいずれも賞味期限切れであつた（在庫一覧表でも現品でも賞味期限切れ）。簿外品の飲料水についても賞味期限切れのものがあつた。

イ 在庫一覧表上に期限切れのものが残存していること自体適切な管理とはいえない。

また、在庫一覧表上に記載のあるものか簿外品であるかを問わず、賞味期限の切れた現品が存在していると、これが誤って避難者に提供されるおそれもある。

保管場所に賞味期限や使用期限が切れた備蓄物資等が置かれたままにならないよう管理を徹底すべきである。

【指摘 7】

保管場所に賞味期限や使用期限が切れた備蓄物資等が置かれたままにならないよう管理を徹底すべきである。

このような期限切れの備蓄物資等が残置されている主な原因は、廃棄のタイミングや廃棄方法の判断に関するルール、不足物の補充のタイミングや要否の判断に関するルールが不十分であることが考えられる。

現在、廃棄のルールについて、明文化されているといえるものは、危機管理課作成に係る「過去の避難所開設等に関する説明の主な質疑応答（令和5年5月）」と題する文書のみである。同書の「Q42」によると、次の通り記載されている。

「Q42 備蓄食料品が賞味期限間近のもの、期限切れの対応について教えてください。

A 賞味期限が切れたものについては、危機管理課に連絡の上で各避難所において処分していただいて構いません（賞味期限が切れたものを市民に配ることはやめてください）。

また、賞味期限が近いもの（10月までに切れるもの等）については、危機管理課に相談してください（個別に対応します）。」

まず、廃棄のルールについては質疑応答集の一部に記載されているのみという点で、ルールの明文化として十分とはいえない。

また、廃棄について「避難所において処分していただいて構いません」という表現であり、残置の危険性がある。

さらに、賞味期限が近いもの（10月までに切れるもの等）について各施設管

理者が自発的に相談する形になっているところ、そもそも入庫時点で賞味期限等を参考として廃棄時期を設定し、これを在庫一覧表に記載することが可能なはずである。また、10月以降に切れるものについての扱いも不明確である。

担当課においては自治会の防災訓練の際に期限間近の物を譲渡するなどの有益な処分を行っているとのことである。廃棄前の有効利用を含め、適切な処分ないし廃棄の徹底をするためのルールを明文化すべきである。

【指摘 8】

備蓄物資等の適切な処分ないし廃棄を徹底するためのルールを明文化すべきである。

不足物の補充のタイミングや要否の判断に関するルールはなく、毛布について年に1回使った分をクリーニングして補充しているという程度である。

廃棄のルールとともに、備蓄物資等の適切な補充を行うためのルールを明文化すべきである。

なお、通常業務への流用は原則的に禁止されるべきと思料する（【指摘 11】P.223）。もっとも、廃棄前の有効利用（防災訓練をする団体への譲渡等）はあり得るところである。この点、いわゆるローリングストック的な考え方を参考として、有効利用と補充による循環的な備蓄方法を検討することもあり得よう。

【指摘 9】

備蓄物資等の適切な補充を行うためのルールを設けるべきである。

10 備蓄物資等の入っている箱など、中に何があるのか、わかりやすくなっているか

ア 備蓄物資等の入った箱については、内容物や賞味期限等が箱自体に印字されているものも多数あるが、印字されているもの以外の内容物が箱の中に入れているもの（発電機の箱の中にエンジンオイルが同梱されているなど）もあった。また、箱の印字と在庫一覧表の記載品名が完全には一致していないものがあった。

イ 避難所開設時の発見のみならず、在庫確認の際にも混乱を生じることがありうることから、段ボール箱にもともと印字されている表示に頼るのではなく、品目や賞味期限を改めて見やすく表示する紙を貼付するなどの工夫をするのが望ましい。

なお、そのような紙を貼付する場合、在庫一覧表の各品目に付番した番号と同じ番号を記載するなどしておけば、在庫一覧表と現品との照合が容易になると考えられる。

【意見 39】

段ボール箱にもともと印字されている表示に頼るのではなく、品目や賞味期限を改めて見やすく表示する紙を貼付するなどの工夫をするのが望ましい。

17) 食料は賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいようになっているか

ア 前記「2 視察結果の概要」(P. 209)に記載のとおり、多くの視察場所において、検討を要する(一応、賞味期限について新しいものと古いものを分ける又は混在しないように置いているものの、一見してどちらから使用すればよいか必ずしも明らかでないものを含む。)

イ 前述の整頓整理のルールが設けられていないことと関連している事項である。

食料について、賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいよう配慮するルール(置き場所、箱への表示等)を設けるのが望ましい。

【意見 40】

食料について、賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいよう配慮するルール(置き場所、箱への表示等)を設けるのが望ましい。

18) 箱の破れや汚れが目につくものはないか

ほとんどの視察場所において内容物の品質に影響があると認められるほどの箱の破れや汚れがあるものは見当たらなかった。

1か所(現地視察番号⑥(広南中学校(体育館、教室)P. 245)のみ、避難所開設ボックスのフタが破損したまま使用されていた。

避難所開設ボックスのフタ(プラスチック製)が損傷している点について、新しい物に買い替える等の対応をすることが望ましい。

19) 劣化(さび、カビ、埃、汚れ)している物は発見されなかったか

ア 次のものが発見された。

- ・現地視察番号⑮(安登小学校(体育館、教室)P. 273)

在庫一覧表に挙げられているマスクとは別の簿外品のマスクについて、開封済みであり、かつ、箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着していたものがあった。

イ 中に入っているマスク自体はおそらく未使用であり、汚れも見られなかったが、箱のフタの状況からすると使用は避けるべきと思われる。

おそらく使いかけのマスクを有効活用できるだろうという考えで一緒に保管されていた簿外品であるとみられる。

一緒に保管されることで他の物への衛生的な悪影響が波及することも懸念される。備蓄物資等は勿論、備蓄物資等以外の簿外品についても衛生面に配慮した保管を徹底すべきである。

開封済みとなった消耗品の残り物については、未開封のものに比べて劣化や変質の可能性が高まると考えられるため、衛生面や消費期限等を考慮した取扱いのルールを設けておくのが望ましい。

【指摘 10】

備蓄物資等は勿論、備蓄物資等以外の簿外品についても、特に衛生面については適切な保管がなされているかについて確認すべきである。

【意見 41】

開封済みとなった消耗品の残り物の取扱いについて、衛生面や消費期限等を考慮した取扱いのルールを設けておくのが望ましい。

20) その他発見された問題点について

ア 避難所開設時のものとして備えられているにもかかわらず、通常業務での使用のために流用されている物品があった。たとえば、次のものである。

- ・現地視察番号⑧（昭和まちづくりセンター）P. 253

体温計について箱だけが倉庫内にあり、本体は倉庫とは別の事務室内で発見された（通常業務で使用していた体温計が壊れたため、備蓄物資等の体温計を通常業務に使用したと推測される。）

通常業務への流用を許してしまうと、紛失や数え間違いの危険性を高めることとなり、適切な管理とはいえない。

備蓄物資等に関し、通常業務への流用を原則的に禁止することについて検討し、その内容を職員に周知すべきである。

【指摘 11】

備蓄物資等に関し、通常業務への流用を原則的に禁止することについて検討し、その内容を職員に周知すべきである。

イ 過去の避難者の個人情報に記載された避難者台帳の紙が、倉庫内に残置されていた例があった。

- ・現地視察番号⑥（広南中学校（体育館、教室））P. 245

避難所開設ボックスの中に過去の災害時のものと思われる避難者一覧表が入っていた。

- ・現地視察番号⑨（下蒲刈農村環境改善センター）P. 257

避難所開設ボックス内に、過去に避難された方の住所及び氏名が記載された避難者リストが残されていた。

- ・現地視察番号⑭（蒲刈小学校（体育館、教室））P. 271

避難所開設ボックス内に、雑然と書類が入っており、その書類には避難者の住所、氏名及び健康状態が記載された健康状態チェックシート、並びに避難者の住所、氏名及び電話番号等が記載された避難者一覧表があった。

個人情報について、市は個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための安全管理措置を講じなければならない（個人情報の保護に関する法律 66 条）。

避難所開設ボックス内に個人情報に記載されたリストを入れたままにすることは、個人情報保護のための安全管理措置が講じられていると評価できない。

リスト原本をどこで誰が保管するかについてのルールが設けられていないことから上記の問題を生じたものと考えられる。

避難所で作成される文書等に関し、個人情報を含むものについて保管等の取扱いのルールを設け、適切に管理すべきである。

【指摘 12】

避難所で作成される文書等に関し、個人情報を含むものについて保管等の取扱いのルールを設け、適切に管理すべきである。

4 視察結果の詳細

次ページ以下において、基本的に視察場所ごとに見開きページで記載している。

第1開設避難所（①～⑰）については、まず在庫一覧表との整合を記載し、次にその他問題の見つかった事項等を記載している。在庫一覧表との整合等については、在庫一覧表の右端に「監査結果」の欄を追加し、監査結果を記載している。

集中保管場所（⑱～⑳）については、「避難所台帳」はなく、第1開設避難所の在庫一覧表とは異なる形式の一覧表が作成されており、これを最初に記載している（ただし、当該施設における備蓄数量のない品目については行を削除した。）。当該一覧表の右端に「監査結果」の欄を追加し、監査結果を記載している。続いてその他問題の見つかった事項等を記載している。

なお、視察場所によって必要に応じてページ数を増やして記載を拡充しているものがある。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
①	中央地区	片山中学校（体育館、教室）	東片山町 13-5	580	R5. 10. 13	山田、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		片山中学校		年度末在庫状況						監査結果
【保管場所】		中央校舎 1階倉庫		チェック日		数量		備考		
種別	品名	規格	賞味期限等		ロット		数		単位	
			年	月	数	単位				
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年2月、数量は一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	5	箱	120	本	一致	
生活用品	懐中電気ラジオ							個	1個保管あり	
生活用品	ゴム手袋							個	2個保管あり	
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚	数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式						台	1台保管あり	
生活用品	カセットボンベ							本	24本保管あり	
生活用品	発電機用のオイル							本	1本保管あり	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット	数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個	数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚	数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚	数量一致	
生活用品	レモン石けん						2	個	数量一致	
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml					2	本	数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本	数量一致	
生活用品	除菌ウエットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚	数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本	数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本	数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					1	個	数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個	数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着	数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚	数量一致	
生活用品	弾性ストッキング						1	枚	数量一致	
生活用品	レインジャケット						5	枚	数量一致	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚	数量一致	

その他に、エアーマット1、ベンリー間仕切りⅡ2、段ボール間仕切り1、毛布7、噴霧器1、LEDスタンド1

1 保管場所の状況等

(1) 概況

保管場所は新築の中央校舎の階段下にある「物置」である。在庫一覧表には「中央校舎1階倉庫」と記載されているが、扉には「物置」と表示されている。



<物置内>



(2) 高く積み上げられた水

呉市の備蓄物資等ではないが、自治会が保管している水 198 ケースが入り口付近から奥まで高く積みあげられていた。地震が発生した場合、規模にもよるが崩れるおそれがあると感じられた。

また、重量物を高く積み上げていると、地震の場合でなくとも、運び出しや通行の際に荷崩れを起こす可能性が高まる。

賞味期限は 2024 年 11 月と印字されていた。

賞味期限も近づいており自治会とも情報を共有すべきである。

(3) 避難所別在庫チェック表の残置について

作成途中と思われる『災害備蓄品 避難所別在庫チェック表』が備蓄物資等の上に置かれたままになっていた。

期限までに提出されていないということであり、担当者にとって当該業務の重要性の理解、管理者としてルールの周知が徹底されていないことがうかがえる。

2 在庫について

(1) 食料品の保管位置について

物置の奥に窓が据えつけられている。換気など空気の入れ替えには適しているが、日光が差し込んでおりこの付近に食料品を置いていると、食料品が傷みやすくなるのではと危惧される。

窓付近には、日光が当たっても比較的影響のないものを置く、といった工夫が必要であると思われる。



水の入った段ボール箱に日光が当たり続けている。

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限とされているが、実際には同年4月であった。レトルトパン（ミルクブレッド）の賞味期限についてリストでは2027年1月とされているが、実際には同年2月であった。

在庫一覧表上の賞味期限よりも実際の賞味期限の方が短い場合の方は弊害が大きく、あえて余裕をもった記載がなされたとも考えられるが、正確かつ適切な管理のあり方としては、まずは在庫一覧表上と実態との一致を期すべきである。

(3) 段ボール箱に記載された賞味期限について

リストに記載された賞味期限と段ボール箱を照合するにあたり、記載面が表に向いていないため、保存食や水の入った段ボール箱の向きをそろえる作業を行った。

棚卸を行う際にも、向きがバラバラであると作業の効率性が阻害され、品質管理のうえでも、賞味期限を十分に確認しないまま期限切れのものを保管し続けてしまうといったリスクが考えられる。

段ボール箱の置き方の向きにも配慮すべきである。

(4) 簿外品について

在庫一覧表上に数量が記載されていないが、実際には保管されているものがあった。

発電機や発電機用のオイル、カセットボンベ24本のほか、簿外品として、エアベッドや段ボール間仕切り、毛布、噴霧器、LEDスタンド、ラジオなどがあつた。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
②	中央地区	明立小学校（体育館、教室）	伏原2丁目6-38	750	R5.10.13	山田、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		明立小学校		年度末在庫状況						監査結果
【保管場所】		体育館 3階女子更衣室		チェック日		数量		備考		
種別	品名	規格	賞味期限等		ロット		数量			
			年	月	数	単位	数	単位		
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食		賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食		賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食		賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルトパン(チョコレート)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食		賞味期限2027年2月、数量は一致
食料	レトルトパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食		賞味期限2027年2月、数量は一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	6	箱	144	本		一致
生活用品	コードロール(20m)							個		1個保管あり
生活用品	呉市指定ボランティア袋							4枚		数量一致
生活用品	ハルショウライフ電池式ランタン							1個	防滴マルチランタンラジオ	数量一致
生活用品	発電機							1基	まちづくり協議会のソーラー発電機	数量一致
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚		数量一致
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式						1台		数量一致
生活用品	カセットボンベ						36	本		数量一致
生活用品	発電機用のオイル							1本		数量一致
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り						2セット		数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)						1個		数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚		数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚		数量一致
生活用品	レモン石けん							2個		数量一致
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml						2本		数量一致
生活用品	リセツシュ除菌	1本370ml						2本		数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml						2本		数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml						2本		数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml						2本		数量一致
生活用品	除菌ウエットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚		数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						2本		数量一致
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml						1本		数量一致
生活用品	体温計	非接触型						1個		数量一致
生活用品	フェイスシールド							8個		数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2着		数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	90	枚		数量一致
生活用品	弾性ストッキング							1枚		数量一致
生活用品	レインジャケット							5枚		数量一致
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚		数量一致
生活用品	ゴム手袋	L						2双		数量一致

1 保管場所の状況等

保管場所は体育館の「防災関連倉庫」である。在庫一覧表には「体育館 3 階女子更衣室」と記載されているが、正確には「体育館 3 階防災関連倉庫」である。

3 階には扉が 2 つ並んでおり、右側が「防災関連倉庫」である。左扉は「学校行事倉庫」のステッカーが貼られており分かりやすい。



< 倉庫内 >



2 在庫について

(1) 避難所開設ボックスの有無

他では置かれている避難所開設ボックスが見当たらなかった。

避難所開設ボックスは、避難所を開設するにあたって避難所配置職員が確認するための避難所マニュアルや特設公衆電話専用の電話機、ビニールロープ、土嚢袋、軍手などが入った「避難所開設ボックス」と書かれたビニールケースのことである。



※天応学園に保管されている避難所開設ボックス

避難所開設ボックスを置くか置かないのかの基準は不明であるが、市職員のために一律備え置くべきものであると考えます。

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフについて、在庫一覧表では2027年1月が賞味期限とされているが、実際には同年4月であった。レトルトパン（チョコレート）、レトルトパン（ミルクブレッド）の賞味期限について在庫一覧表では2027年1月とされているが、実際には同年2月だった。

在庫一覧表上の賞味期限よりも実際の賞味期限の方が短い場合の方は弊害が大きく、あえて余裕をもった記載がなされたとも考えられるが、正確かつ適切な管理のあり方としては、まずは在庫一覧表上と実態との一致を期すべきである。

(3) 段ボール箱に記載された賞味期限について

在庫一覧表に記載された賞味期限と段ボール箱を照合するにあたり、記載面が表に向いていないため、保存食や水の入った段ボール箱の向きをそろえる作業を行った。

棚卸を行う際にも、向きがバラバラだと作業の効率性が阻害され、品質管理のうえでも、賞味期限を見落とし、期限切れのものを保管し続けてしまうといったリスクが考えられる。

段ボール箱の置き方の向きにも配慮すべきである。

(4) 無地の段ボール箱

危機管理課が管理する備蓄物資等ではないとのことであったが、無地の段ボール箱が保管されていた。防災関連倉庫に保管されているものであるため防災関連のものであるが、箱を取り出して内容を確認した。無地の段ボール箱であったり、資源節約のため段ボール箱に印字されているものと違うもの入れたりする場合には、リストを貼るなどして、中に何がどれだけ入っているのかを明らかにするようすべきである。

(5) 簿外品について

在庫一覧表上に数量が記載されていないが、実際にはコードロール 1 個が保管されていた。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
③	吉浦地区	吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町1丁目7-23	180	R5.10.13	山田、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		吉浦まちづくりセンター										
【保管場所】		1階倉庫										
種別	品名	規格	賞味期限等 年 月	年度末在庫状況								監査結果
				チェック日		R5 . 6 . 1		数量		備考		
				ロット	数	単位	数	単位				
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	2	箱	100	食				賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	2	箱	100	食				賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	2	箱	100	食				賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食				一致	
食料	レトルトパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食				0個。確認できず	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030 1	6	箱	144	本				一致	
生活用品	オストメイト器具(尿路用)	1箱10枚入り			1	箱	10	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケア1U				1	箱	5	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	オストメイト器具(尿路用)	1箱5枚入り			1	箱	5	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケア1Uc28mm				2	箱	20	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	オストメイト器具(消化器用)	1箱10枚入り			2	箱	10	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケア1TD20mm				2	箱	10	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	オストメイト器具(消火器用)	1箱5枚入り			2	箱	10	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケア1TD45mm						1	本			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	ウエハー状皮膚保護剤	1箱10本入り									0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケアソフトウエハーリング30				1	箱	10	枚			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	セルケアソフトウエハースティック				1	箱	10	本			0枚。確認できず。使用期限切れ廃棄	
生活用品	エコガーゼ	1箱300枚入り			2	箱	600	枚			0枚。確認できず	
生活用品	ブルーシート	3.6×5.4				箱	20	枚			24枚保管あり	
生活用品	ブルーシート					箱	7	枚			数量一致	
生活用品	土のう袋					袋	1,200	枚			1,600枚保管あり	
生活用品	スコップ(角型)						25	個			数量一致	
生活用品	スコップ(剣先型)						18	個			数量一致	
生活用品	ナイロンロープ	1巻100m			3	巻	300	m			1巻300m	
生活用品	懐中電灯						3	個			数量一致	
生活用品	懐中電氣ラジオ							個			1個保管あり	
生活用品	発電機	G2000A					1	基			数量一致	
生活用品	燃料携行缶	20ℓ, 5ℓ					2	缶	各1缶(20ℓ, 5ℓ)		数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットポンベ式					1	台	EU9iGB		数量一致	
生活用品	カセットポンベ						24	本			数量一致	
生活用品	発電機用のオイル						1	本			数量一致	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					6	セット			数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					2	個			数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			3	個	600	枚			数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			4	箱	200	枚			数量一致	
生活用品	レモン石けん						4	個			数量一致	
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml					4	本			数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					4	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					4	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					4	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					4	本			数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り						枚			2袋保管あり	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					4	本			数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					2	本			3本保管あり	
生活用品	体温計	非接触型					2	個			数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個			数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着			数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚			数量一致	
生活用品	弾性ストッキング						1	枚			数量一致	
生活用品	レインジャケット						5	枚			数量一致	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚			数量一致	

その他に、マスク50枚×60箱、毛布7、エアベッド4、LEDスタンド1、緊急用車載セット1、ポリ袋10枚×2、ゴム手袋4、ナイロンヤッケ1、ガムテープ1

1 保管場所の状況

(1) 概況

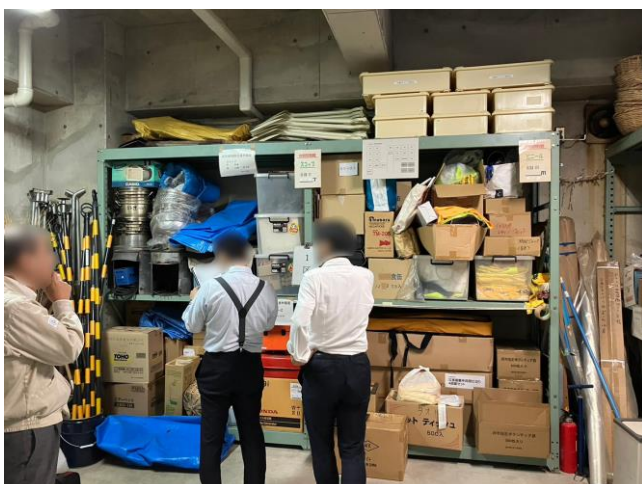
吉浦まちづくりセンターの備蓄物資等の保管場所は、①1階会議室奥の倉庫及び②1階水防倉庫内となっている。水防倉庫には、外部のドアから直接入出庫が可能である。また内部からは同センター事務室及び湯沸室を経て入出庫が可能である。

水防倉庫の棚について、棚から飛び出すように長物が置かれている箇所があり、頭をぶつける懸念があった。

<1階会議室奥>



<1階水防倉庫>



(2) 施錠状況

同センター担当者からは、水防倉庫の外部ドアを施錠している旨の回答を得たが、監査人らが調査している最中、施錠されていなかった外部ドアを経て他の職員が水防倉庫に入室してきた。

この状況に鑑みると施錠管理に不安がある。吉浦まちづくりセンターは、水防倉庫の外部ドアについて適切な管理ルールを徹底すべきである。

(3) ロケーション図

保管場所が2か所に分かれているため、倉庫内の各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図の有用性が高いと考えられるが、いずれの倉庫にもロケーション図はなかった。

2 在庫について

(1) 保管場所の適否

① 1階会議室奥の倉庫

1階会議室奥の倉庫は、避難所開設ボックスを含むクリア収納ボックス3個が保管されていた。避難所開設ボックス以外の収納ボックス内には、マスク、ビニール手袋、ペーパータオル、ブルーシート、キッチンハイター及び除菌スプレー等が保管されていた。

② 水防倉庫内

水防倉庫には、備蓄物資等の他にも、車いす、盆踊り用の物資（吉浦自治会の管理物資と考えられる。）、潰された段ボール箱（廃棄前の物と考えられる。）、「もえるゴミ」と記載されたポリバケツ等が置かれていた。潰された段ボール箱は床に投げられている状態であり、備蓄物資等の倉庫における足場としては適切とは評価できない。

水防倉庫には、備蓄食料、備蓄飲料水、スコップ、ブルーシート、土のう袋及び発電機等が保管されている。水防倉庫内は、特段汚損されている状態でないため、食料品等を保管することに特段支障があると評価できる状態ではないものの、「もえるゴミ」を入れたポリバケツ等の同一空間で保管することに若干の違和感を覚える。現時点では特段問題ないとするものの、将来的にゴミの関係で不衛生な状態となる可能性も考慮すれば食料及び飲料水については保管場所をせめて会議室奥の倉庫とした方が望ましいと史料する。

(2) 賞味期限切れ食料

水防倉庫内には、担当課管理の在庫一覧表（在庫確認日：令和5（2023）年6月1日）に記載のある調理不要のレトルト食品と同じ場所に、2022年7月を賞味期限とする「マジックライス保存食白飯」50袋入りの段ボール箱1個が存した。

避難所開設時に誤って賞味期限切れの食料を提供することがないように、賞味期限

切れの食料は廃棄すべきである。

(3) 賞味期限の管理不良

在庫一覧表には、備蓄物資等の食料の賞味期限は全て 2027 年 1 月との記載があった。しかし、カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフの賞味期限は 2027 年 4 月であった。

賞味期限管理のためにも在庫一覧表には、正確な賞味期限を記載すべきである。

(4) オストメイト用装具

担当課管理の在庫一覧表（在庫確認日：令和 5 年 6 月 1 日）には、オストメイト装具等のオストメイト用の備蓄物資等が保管されている旨の記載がある。しかし、監査人らが確認した際には、オストメイト用の備蓄物資等は一切保管されていなかった。なお、吉浦まちづくりセンターの職員もオストメイト用の備蓄物資等を見たことがないと発言していた。

在庫一覧表上のオストメイト用の備蓄物資等が存しない事態は、備蓄物資等の管理の杜撰さを示すとともに、要配慮者への配慮不足を示すものであり、早急に改善すべきである。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
④	警固屋地区	警固屋中学校（体育館、教室）	警固屋7丁目4-1	570	R5.10.26	山田、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		警固屋中学校										
【保管場所】		体育館倉庫										
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況							監査結果
			年	月	チェック日		R4.6.4		備考			
					ロット	数量	数量	単位				
数	単位	数	単位									
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	3	箱	72	本			一致	
生活用品	段ボールベッド							1	個		数量一致	
生活用品	土のう袋(1t)	1セット5枚				袋			枚		5枚確認	
生活用品	ナイロンロープ	1巻100m				巻			m		1巻保管あり	
生活用品	懐中電気ラジオ								個		1個保管あり	
生活用品	軍手								個		4双保管あり	
生活用品	ゴム手袋								個		1双保管あり	
生活用品	呉市指定ボランティア袋								枚		4枚保管あり	
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚			数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式						1	台		数量一致	
生活用品	カセットボンベ							24	本		数量一致	
生活用品	発電機用のオイル							1	本		数量一致	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り						2	セット		数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)						1	個		数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚			数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚			数量一致	
生活用品	レモン石けん							2	個		0個。確認できず	
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml						2	本		0本。確認できず	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml						2	本		0本。確認できず	
生活用品	キッチンハイター	(本体400ml)						2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター	(詰め替え用400ml)						2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター	(本体600ml)						2	本		数量一致	
生活用品	除菌ウエットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚			数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						2	本		数量一致	
生活用品	ヒビコール(手指消毒液)	1本1,000ml						1	本		0本。確認できず	
生活用品	体温計	非接触型						1	個		数量一致	
生活用品	フェイスシールド							8	個		数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2	着		数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚			数量一致	
生活用品	弾性ストッキング					個		1	枚		数量一致	
生活用品	レインジャケット					個		5	枚		数量一致	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚			数量一致	
生活用品	消毒							1	個		ジアムバー。数量一致	
生活用品	噴霧器							1	個		数量一致	
生活用品	ダルマ							1	個		延長コード。数量一致	
生活用品	LEDライト							1	個		数量一致	
生活用品	ペープ							1	個		数量一致	
生活用品	フマキラー							1	個		数量一致	

その他に、カッター1、セロテープ1、防災用灯1、ウィンドブレーカー1、タオル11、ガムテープ1、単2電池4、毛布4

1 保管場所の状況等

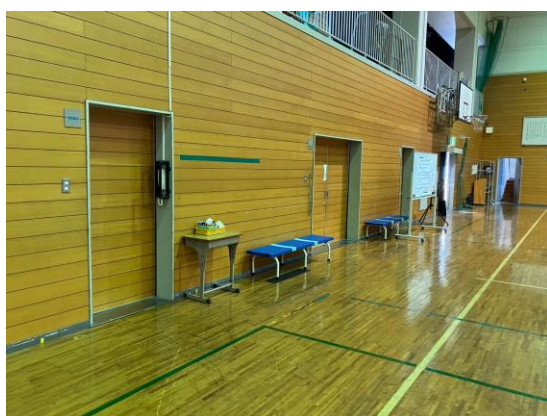
保管場所は、体育館の器具庫である。在庫一覧表は「体育館倉庫」と記載されているが、正確には「器具庫」である。

器具庫の両脇には更衣室がある。近年は更衣室を使用していない施設も多く、他の施設のように備蓄物資等を棚のある更衣室へ保管する方法も考えられるが、校長へのヒアリングによると、①当該体育館の更衣室は（鍵穴はあるが）鍵がかからない、②緊急用電話回線が更衣室にはなく倉庫にある、との理由により現状は器具庫を保管庫としているとのことである。

< 体育館外観 >



< 扉 >



バスケットボールや体操マットなどと一緒に保管されており、これらの用具で直ちには取り出せない状況にあるので、何を優先させるかを個別に検討すべきである。

<器具庫内>



2 在庫一覧表について

(1) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん、コーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限とされているが、実際には同年4月であった。

在庫一覧表上の賞味期限よりも実際の賞味期限の方が短い場合の方は弊害が大きく、あえて余裕をもった記載がなされたとも考えられるが、正確かつ適切な管理のあり方としては、まずは在庫一覧表上と実態との一致を期すべきである。

(2) 在庫一覧表の記載について

在庫一覧表に品名は上がっているが数量の記載がなく、実際にも備蓄されていない物品がいくつもある。

このような品名のみが挙げられている物品について、必要であるにも関わらず不足している状態であるのか、それとも過去に存在したものが消費ないし廃棄されて品名欄だけが残存したものであるのか、一見して不明である。

少なくとも必要不可欠なものとして備蓄すべき物品の品名・数量については在庫一覧表上でも明確にしておくのが望ましい。

(3) 簿外品について

在庫一覧表上に数量が記載されていないが、実際には保管されているものがあった。

簿外品としては、土嚢袋やラジオ、毛布などがあった。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑤	広地区(西部)	広まちづくりセンター	広古新開2丁目1-3	1,160	R5.10.13	山田、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫チェック表

【避難所名】		広まちづくりセンター											
【保管場所】		屋外倉庫, 6階音楽室											
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況								監査結果
			年	月	チェック日		ロット		数量		備考		
					数	単位	数	単位	数	単位			
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	3	箱	150	食					賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	3	箱	150	食					賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	3	箱	150	食					賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルトパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食					賞味期限2027年2月、数量は一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	10	箱	240	本					一致
生活用品	オストメイト器具(尿路用)セルケア1U	1箱10枚入り			1	箱	10	枚					数量一致。使用期限2023年12月
生活用品	オストメイト器具(尿路用)セルケア1Uc28mm	1箱5枚入り			1	箱	5	枚					数量一致。使用期限2023年12月
生活用品	オストメイト器具(消化器用)	1箱10枚入り			2	箱	20	枚					数量一致。使用期限2024年1月
生活用品	オストメイト器具(消火器用)	1箱5枚入り			2	箱	10	枚					数量一致。使用期限2023年10月
生活用品	ベースト状皮膚保護剤							本					1本保管あり。使用期限2024年1月
生活用品	セルケアソフトウエハーリング30				1	箱	10	枚					数量一致。使用期限2023年12月
生活用品	セルケアソフトウエハースティック				1	箱	10	本					数量一致。使用期限2023年12月
生活用品	リムーバー剥離剤				1	箱	50	枚					数量一致。使用期限2023年10月
生活用品	消臭潤滑剤							1	本				数量一致。使用期限2023年10月
生活用品	泡洗浄剤							4	本				数量一致
生活用品	ハサミ							1	本				数量一致
生活用品	エコガーゼ	1箱300枚入り			4	箱	1,200	枚					数量一致
生活用品	懐中電灯							3	個				0個。確認できず。支所に多数あり
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式							台				1台保管あり
生活用品	カセットボンベ								本				28本保管あり
生活用品	発電機用のオイル								本				1本保管あり
生活用品	1本保管あり+B300:N319	4部屋セット間仕切り						7	セット				数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)						2	個				4個保管あり
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			4	個	800	枚					数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り			4	箱	200	枚					10箱保管あり
生活用品	レモン石けん							4	個				数量一致
生活用品	マウスブローウォッシュ	1本30ml						4	本				数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml						4	本				9本保管あり
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml						4	本				数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml						4	本				数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml						4	本				数量一致
生活用品	除菌ウエットシート	1袋100枚入り			2	袋	200	枚					数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						4	本				2本
生活用品	ヒビソール(手指消毒液)	1本1,000ml						2	本				7本
生活用品	体温計	非接触型						2	個				3個
生活用品	フェイスシールド							8	個				数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2	着				数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚					数量一致
生活用品	弾性ストッキング							1	枚				数量一致
生活用品	レインジャケット							5	枚				数量一致
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚					数量一致

その他に、アルコール消毒12本×30箱+開封済1箱、ハンドソープ15本、スプレーボトル500ml×12本×2箱、ハンドタオル200枚×10袋、ペーパータオル200枚×4、除菌ウエットシート1,000本×5箱等

1 保管場所の状況

(1) 概況

広まちづくりセンターの備蓄物資等の保管場所は、6階音楽室倉庫である。なお、真空パックされた毛布の一部は和室倉庫に備置されており、懐中電灯は1階事務室に備置されている。なお、在庫一覧表には、保管場所に「屋外倉庫」の記載があるが、屋外倉庫に備蓄物資等はないとのことであった。

6階音楽室倉庫及び和室倉庫は、常時換気も可能であるものの、換気扇は作動していなかった。

<6階音楽室倉庫>



<和室倉庫（毛布）>



<1階事務室（懐中電灯）>



(2) ロケーション図

保管場所が3か所に分かれているため、倉庫内の各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図の有用性が高いと考えられるが、いずれの倉庫にもロケーション図はなかった。

2 在庫について

(1) 賞味期限の管理不良

在庫一覧表には、備蓄物資等の食料の賞味期限は全て2027年1月と記載されていた。

しかし、カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフの賞味期限は2027年4月であった。またレトルトパン(ミルクブレッド)の賞味期限は2027年2月であった。

賞味期限管理のためにも在庫一覧表には、正確な賞味期限を記載すべきである。

(2) 保管方法

ア 備蓄物資等と災害とは関係のない物との区別について

6階音楽室倉庫には、広まちづくり推進協議会管理のドラムセット等の音楽にて使用する物も保管されていた。

これらは音楽室倉庫内において、備蓄物資等とは別の棚・別の場所に保管されていたため、備蓄物資等ではないことが明確に判断できた。

しかし、同倉庫内には、在庫一覧表に記載されているもの以外に、飲料水9箱(賞味期限は内3箱は2026年6月、内6箱は2023年12月)、24本入りジュース2箱(賞味期限は2020年7月)、24本入りお茶6箱(賞味期限は2020年7月)、災害備蓄用毛布4箱、アルコール消毒液30箱、手指アルコール消毒液30箱、器具消毒用スプレーボトル2箱、除菌ウエットシート1000本入り5箱等多数の物品が保管されていた。これらの物資は、全て備蓄物資等が備置されていたのと同じ場所に保管されていた。

これらについては備蓄物資等であれば在庫一覧表に記載すべきであるし、また備蓄物資等でなければ、混同を避けるため(災害用のものが平時に消費されて凶らずも不足を生じるという事態を避けるため)、保管する棚を分けたり、災害用か否かを明示したりするなどの配慮をすべきである。

イ 整頓等について

狭い倉庫内に多数の段ボール箱で備蓄物資等が保管されているため、備蓄物資等が倉庫内の棚に収まらず、棚の前の通路の床にも段ボール箱が積み上げられている状態であった(棚の備蓄物資等を取り出すために通路の段ボール箱を移動させる必要があった。)。この状態は、地震などの災害時に段ボール箱が倒れ、備蓄物資等を容易に取り出しにくい状態を生じさせることにつながるもの

であり、解消すべきである。

ウ 廃棄について

特に賞味期限切れの飲料等は廃棄すべきである。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑥	広地区(南部)	広南中学校 (体育館、教室)	広長浜 4 丁目 1-9	520	R5.10.13	山田、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		広南中学校		年度末在庫状況						監査結果
【保管場所】		3階柔道場準備室/体育館		R5.6.2						
種別	品名	規格	賞味期限等		チェック日		数量		備考	
			年	月	ロット	数	単位	数		
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	体育館(中)	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	3	箱	150	食	体育館(中)	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	体育館(中)	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルパン(チョコレート)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	柔道準備室	賞味期限2027年2月、数量は一致
食料	レトルパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	柔道準備室	一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	4	箱	96	本	体育館(中)	一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	3	箱	72	本	柔道準備室	一致
生活用品	虫よけベープ						1	個		柔道場準備室、数量一致
生活用品	フマキラスプレー缶						1	缶		柔道場準備室、数量一致
生活用品	ゴム手袋						2	セット		柔道場準備室、数量一致
生活用品	呉市指定ボランティア袋	600					6	枚		柔道場準備室、数量一致
生活用品	エアーマット(エアーマット)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚		体育館、数量一致
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式			1	箱	1	台		体育館、数量一致
生活用品	カセットボンベ						24	本		体育館、数量一致
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット		体育館、数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個		体育館、数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	395	枚		体育館、数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り			3	箱	145	枚		体育館、数量一致
生活用品	レモン石けん						2	個		体育館、数量一致
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚		体育館、数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本		体育館、数量一致
生活用品	ヒビコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本		体育館、数量一致
生活用品	体温計	非接触型					1	個		体育館、数量一致
生活用品	フェイスシールド						7	個		体育館、数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着		体育館、数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	90	枚		体育館、数量一致
生活用品	弾性ストッキング						1	枚		体育館、数量一致
生活用品	レインジャケット						5	枚		体育館、数量一致
生活用品	使い捨て手袋				1	個	90	枚		柔道場準備室、数量一致
生活用品	ナイロンブルゾン(赤色)						1	着		柔道場準備室、数量一致
生活用品	ワンタッチパーテーション						2	箱		柔道場準備室、数量一致
生活用品	暖段まじきり						5	箱		柔道場準備室、数量一致
生活用品	LEDスタンドライト						1	箱		柔道場準備室、数量一致
生活用品	防滴ランタンラジオ						1	個		柔道場準備室、数量一致
生活用品	肩掛け式噴霧器						1	個		柔道場準備室、数量一致
生活用品	ジームーバ酸化水	10ℓ					1	個		柔道場準備室、数量一致
生活用品	毛布				10	箱	100	枚	体育館(中)8箱、(小)2箱	数量一致
生活用品	エアーマット				3	箱	12	枚		体育館、数量一致

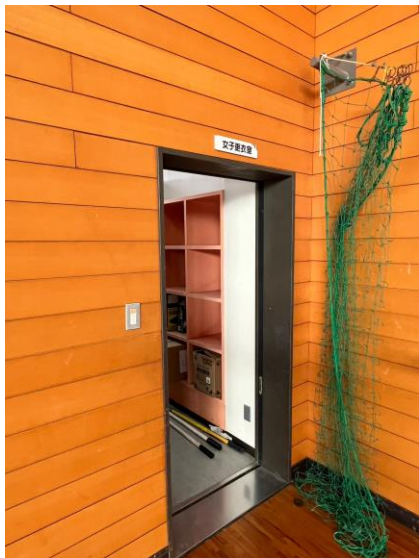
その他に、別のエアーマット2、避難用スリッパ多数、オイル1

1 保管場所の状況等

(1) 概況

保管場所は、体育館の「女子更衣室」及び校舎の「準備室」とそれぞれ表記された部屋である。もともとは、女子更衣室ないし柔道場の準備室として使用されていたとのことであるが、現在は備蓄物資等の保管庫として使われている。

<女子更衣室>



<準備室>

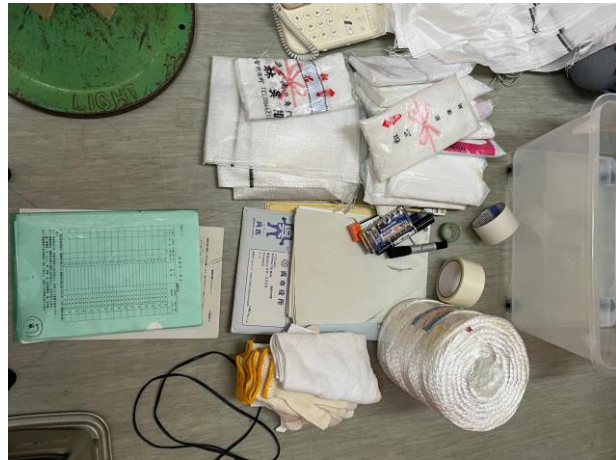


(2) 体育館

体育館には避難所開設ボックスや調理不要食、飲料水、毛布、エアーマット等が保管されていた。避難所開設ボックスのフタが破損しており、個人名や連絡先等が記載された避難者一覧表が提出されることなくそのまま保管されていた。

<室内>





(3) 準備室
＜室内＞



準備室にはレトルトパンや飲料水等が保管されていた。備え付けのガラス引き戸には、備蓄物資等の内容と所轄名（呉市役所、学校等）が記載された案内シートが貼られている。

どこに何が保管されているのかが一目で分かり、視察した避難所の中では最も参考となる整理方法であると感じられた。

2 在庫一覧表について

(1) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

在庫一覧表には、備蓄物資等の食料の賞味期限は全て2027年1月と記載されていた。しかし、カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフの賞味期限は2027年4月であった。またレトルトパン（チョコレート）の賞味期限は2027年2月であった。

賞味期限管理のためにも在庫一覧表には、正確な賞味期限を記載すべきである。

(2) 簿外品について

在庫一覧表には記載されていないが、避難所用スリッパと雑巾が体育館に保管されていた。ただ、在庫一覧表に記載されるほどのものではないと考えられる。

床板の体育館ではスリッパが保管されているに越したことはなく、雑巾については水洗いされている旨のメモと一緒に添えられており、真新しいタオルを使うほどでもない状況で次回も必要になることがあるだろうと、前回の避難者もしくは避難所担当市職員が残置したものと推察される。



避難所用スリッパがクリアケースに納められている。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑦	天応地区	天応学園（体育館、教室）	天応大浜2丁目1-64	858	R5.10.5	原、山田、山岡、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		天応学園									
【保管場所】		体育館 3階備蓄倉庫									
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況						監査結果
			年	月	チェック日		数量		備考		
					数	単位	数	単位			
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	3階備蓄倉庫	賞味期限2027年4月。数量一致	
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2030	9	6	箱	300	食	3階備蓄倉庫	1箱は賞味期限2027年4月。数量一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2030	9	6	箱	300	食	3階備蓄倉庫	1箱は賞味期限2027年4月。数量一致	
食料	レトルトパン(チョコレート)	1箱50食入	2030	9	5	箱	250	食	3階備蓄倉庫	数量一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2030	9	6	箱	300	食	3階備蓄倉庫	数量一致	
食料	レトルトパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2030	9	5	箱	250	食	3階備蓄倉庫	数量一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2034	8	158	箱	72	本	3階備蓄倉庫	143箱のみ。3箱の期限が2030年1月	
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			3	箱	25	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台	3階備蓄倉庫	数量一致。発見困難な位置	
生活用品	カセットボンベ						24	本	3階備蓄倉庫	数量一致。発見困難な位置	
生活用品	発電機用のオイル							本	3階備蓄倉庫	数量なしだが他所では発電機とセット	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚	3階備蓄倉庫	数量一致。	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	レモン石けん						0	個	3階備蓄倉庫	2個の在庫あり	
生活用品	マウスブレードウォッシュ	1本30ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り			1	袋	90	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	ヒビソール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					1	個	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚	3階備蓄倉庫	90枚入	
生活用品	弾性ストッキング						1	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	レインジャケット						5	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	ワンタッチパーテーション						2	個	3階備蓄倉庫	数量一致	
生活用品	LEDスタンドライト						1	個	3階備蓄倉庫	数量一致	

その他に、フマキラー1、ゴム手袋2、マルチランタンラジオ1、アスクルペーパータオル1(在庫一覧表に記載と別種のペーパータオル)、ワイプ1、段ボール間仕切り1、真空パック毛布10枚入り18箱+5枚、多数の段ボール(段ボールベッドと思われる)

1 保管場所の状況

(1) 天応学園の備蓄物資等の保管場所は、体育館2階の「備蓄倉庫2」である。

同備蓄倉庫には、備蓄物資等の他にも、天応学園保有の折りたたみ机、ストーブ、給食用非常食、軍手、ゼッケン及びテレビモニター等も備置されていた。

備蓄物資等は、備蓄物資等をいれた段ボール箱を床に置く、または棚に備置する形で保管されていた。

備蓄倉庫では、常時換気扇が作動しており、換気が行われていた。

<建物概観>



<備蓄倉庫扉>



<倉庫内>



なお、出入口近くの棚の上部には長物が棚からはみ出す形で置かれていたところがある。通路自体は広いので大きな問題とまではいえないものの、視察の際に誤って頭をぶつけた者がいた。通行の際に頭部と接触する安全上の懸念が生じる。

(2) ロケーション図

倉庫内の各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図はなかった。

特に、発電機及びカセットボンベについては直ちに発見できず、積み重ねられた段ボール箱の後ろに隠れる形で置かれていたため、発見が容易でなかった。



段ボール箱の後ろに隠れて
発電機及びカセットボンベ
が置かれていたため、発見
が容易でなかった。

2 在庫について

(1) 賞味期限の管理不良等

カレーピラフの賞味期限は、在庫一覧表では2027年1月と記載されていたが、実際には2027年4月であった。また五目ごはん及びコーンピラフの賞味期限は、在庫一覧表では各6箱ともに2030年9月と記載されていたが、各6箱の内各1箱は賞味期限が2027年4月であった。

また飲料水は、在庫一覧表では158箱（1箱500ml 24本入り）あり、その賞味期限が2034年8月と記載されていた。しかし、実際には飲料水は143箱（1箱500ml 24本入り）しか備蓄がなく、また内3箱の賞味期限が2030年1月であった。

(2) 在庫一覧表に記載のない在庫

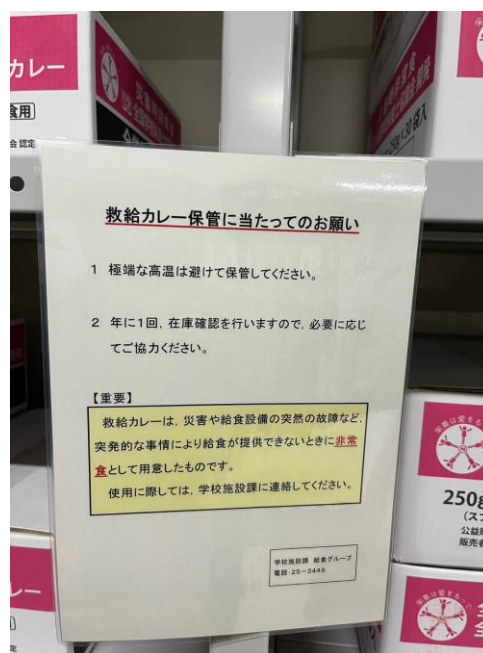
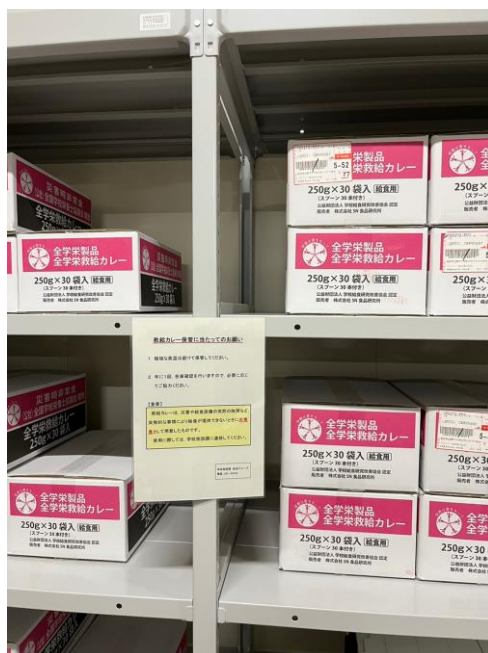
ア 備蓄倉庫には、在庫一覧表には記載のない災害備蓄用毛布18箱、段ボール間仕切り、段ボールベッド用の多数の段ボール箱（何個の段ボールベッドになるのか不明）が備蓄されていた。

災害時において、備蓄物資等を必要な避難所に運搬する必要が生じることを考慮すれば、どの避難所にどれだけの備蓄物資等が保管されているかを明確に把握しておくことは重要である。担当課においては、備蓄物資等を過不足なく

正確に在庫一覧表に記載すべきである。

イ 在庫一覧表に記載のないものとして、備蓄倉庫内に「救給カレー」の備蓄を発見した。

これは、学校施設課が学校等に配備する事業において備蓄されたものであるところ、その用途は「災害や給食設備の突発的な故障など、突発的な事情により給食が提供できないときに非常食として用意したもの」と表示されている。



本来であれば防災・減災に資する事業としての挙げられるべき事業に係るものであるが、監査人に対する回答から漏れていたものであったことが判明した。この点、災害対策事業（通し番号 08、P. 53）の備蓄物資等との兼ね合いで、必要量の調整検討の余地があったのではないと思われる。

この点、事業内容の重複等の不経済（つまり、事業内容が重複することによる無駄）を避けるための呉市地域防災計画における担当課の明記に関し、通し番号 6「防災対策事業」の「(2) 地域防災計画の修正等」の【意見 2】(P. 46)に記載している。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑧	昭和地区	昭和東まちづくりセンター	苗代町字八幡野 39-2	120	R5.10.13	原、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫チェック表

【避難所名】		昭和東まちづくりセンター									
【保管場所】		和室									
種別	品名	規格	賞味期限等 年 月		年度末在庫状況						監査結果
					チェック日		R5.6.1				
					ロット		数量		備考		
数	単位	数	単位								
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食			賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルトパン(チョコレート)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年2月、数量は一致
食料	レトルトパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年2月、数量は一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	4	箱	96	本			一致
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台			数量一致
生活用品	カセットボンベ	3本セット					8	組	24	本	数量一致
生活用品	発電機用のオイル										1本あり。封入していて分かりにくい
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット			数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個			数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り					2	個	400	枚	数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り					2	箱	100	枚	数量一致
生活用品	レモン石けん						2	個			数量一致
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml					2	本			数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本			数量一致
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り					1	袋	100	枚	数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本			数量一致
生活用品	ビブスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本			数量一致
生活用品	体温計	非接触型					1	個			数量一致。通常使用に流用
生活用品	フェイスシールド						8	個			数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着			0着。確認できず
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り					1	個	100	枚	数量一致
生活用品	弾性ストッキング							個	1	枚	数量一致
生活用品	レインジャケット							個	5	枚	数量一致
生活用品	使い捨て手袋						1	個	50	枚	数量一致
生活用品	エアーマット	1箱4枚入り	ABD-1N		2	箱	8	枚			数量一致
生活用品	ワンタッチパーテーション	WT-180C						2	個		数量一致
生活用品	毛布								38	枚	39枚

その他に、肩掛け式噴霧器1個、ジアムオーバー10ℓ1個、LEDスタンドライト2箱(2個入)、避難所パーラ5箱、電気ドラム30m1箱

1 保管場所の状況等

(1) 概況

もともと宿直用であったと思われる部屋（玄関、台所、居室、浴室等がある。）が倉庫として使用されている。

(2) 整理・整頓について

室内のみならず、通路や浴室まで所狭しと様々な物品が置かれている。呉市合併前から置かれていると思われる相当古い物、他団体や個人の所有物と思われる物が多数ある。明らかに古く、かつ、不要と思われる物品もある。空箱の段ボール箱も複数ある。災害と無関係な物品との区別は一見して明確でない。

備蓄物資等のほとんどは部屋の一角にある程度まとまって置いてある状況である。

<備蓄物資等のある一画>



(3) 通路について

物が通路部分まで置かれており、通路が狭く、奥の物を取ろうとする場合は、物の中に分け入るような形になる。

必要な物を運び出しにくいだけでなく、体や物をぶつけるなどの安全性の懸念もある。

(4) その他

部屋に物置特有の若干の臭気があるが、衛生上の問題があると感じられるほど

ではない。

過去の避難者名簿について、倉庫（元宿泊室）ではなく、まちづくりセンター事務室にファイリング保管されている。

避難所開設ボックスの中には、「受付」「避難所」などの掲出用の紙は備えられていない。

2 在庫一覧表について

(1) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフについて、在庫一覧表上は賞味期限 2027 年 1 月となっているが、実際には同年 4 月であった。

レトルトパン（チョコ）とレトルトパン（ミルクブレッド）については在庫一覧表上の賞味期限は 2027 年 1 月となっているが、実際には同年 2 月であった。

(2) 発見に難のあった物

ア 発電機用オイルは当初見つからなかったものの、発電機の箱の中に同梱されていた。

イ エアーベッドについては、その一部（一度開封使用された形跡のあるもの）が、居室の隣の台所の床に置かれていた。



エアーマット
(開封使用の形跡あり)
(台所の床)

ウ 体温計については箱だけが倉庫において発見された。本体を探したところ、居室（倉庫）とは別の事務室内で発見した。通常業務で使用していた体温計が壊れたため、備蓄物資等の体温計を通常業務に使用したようである。



体温計の空き箱
(居室内)

エ 「ガウン2着」については発見できなかった。

(3) 簿外品

ペーパータオル・マスクについては、在庫一覧表に記載はないが倉庫内で発見された。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑨	下蒲刈地区	下蒲刈農村環境改善センター	下蒲刈町下島 1730	190	R5.10.26	原、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫チェック表

【避難所名】		下蒲刈農村環境改善センター									
【保管場所】		1階和室									
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況						監査結果
			年	月	チェック日		R5.6.9		備考		
					ロット	数量	数量	単位			
数	単位	数	単位								
食料	クラッカー	1箱70食入	2023	4	2	箱	35	食			2022年3月賞味期限切れ、数量一致
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	21	本			一致
生活用品	呉市指定ボランティア袋							枚			10枚保管あり
生活用品	カセットボンベ	1セット3本入			8	セット	24	本			数量一致
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット			数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個			数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚			数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚			数量一致
生活用品	レモン石けん						2	個			数量一致
生活用品	マウスブレーウォッシュ	1本30ml					2	本			数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本			数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本			数量一致
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚			数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本			数量一致
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本			数量一致
生活用品	体温計	非接触型					1	個			数量一致
生活用品	フェイスシールド						8	個			数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着			数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚			数量一致
生活用品	弾性ストッキング						1	枚			数量一致
生活用品	レインジャケット						5	枚			数量一致
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚			数量一致
生活用品	ドラムコード電源						1	個			数量一致
生活用品	パーテーション						2	個			0個。確認できず
生活用品	毛布						42	枚			数量一致
生活用品	LEDランタン	LWT-5					1	個			数量一致
生活用品	ラジオ						1	個			数量一致

その他に、ゴム手袋2、どこでもペープ1、噴霧器1、ジアムバー1

1 保管場所の状況

- (1) 下蒲刈農村環境改善センターの備蓄物資等の保管場所は、和室内の床の間及び押入れである。



和室には施錠はされておらず、一見、誰もが進入できそうな場所にある。もともと同センター担当者によれば、来館者は同センター入り口事務室前を通過することになるため、無断で和室に進入することはできないとのことであった。ただ、同センター内には来館者が自由に利用できる図書室もあるところ、市職員の目がどこまで来館者に行き届いているのか懸念が生じる。

2 在庫について

- (1) 賞味期限の管理不良

カレーピラフの賞味期限は、在庫一覧表には2027年1月と記載されていたが、実際には2027年4月であった。

また同保管場所には、在庫一覧表に記載のない災害備蓄用クラッカー35食×2缶入り1箱（賞味期限は2022年3月9日）が備置されていた。

- (2) 数量管理

在庫一覧表に記載の備蓄物資等の内容及び数量は、パーテーションが存しなかった他は全て一致した。

- (3) 記入済み避難者リスト

保管場所に備置されていた避難所開設ボックス内に、ファイリングされた避難者リストが綴られていたところ、同リストには過去に避難された方の住所及び氏名が記載されていた。

避難者リストに記載の内容は個人情報であるところ、市は個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための安全管理措置を講じなければならない（個人情報の保護に関する法律66条）。避難所における避難所開設ボックスに個人情報が記載されたリストを入れたままにすることは、個人情報保護のための安全管理措置が講じられていると評価できない。

避難所から個人情報が記載されたリストは撤去すべきである。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑩	川尻地区	川尻まちづくりセンター	川尻町東1丁目1-21	990	R5.10.13	原、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫チェック表

【避難所名】		川尻まちづくりセンター								監査結果
【保管場所】		和室(あけび)		年度末在庫状況						
種別	品名	規格	賞味期限等 年 月	チェック日		数量		備考		
				ロット		数	単位			
				数	単位					
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食		賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食		賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食		賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルトパン(チョコレート)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食		賞味期限2027年2月、数量は一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食		一致	
食料	アルファ米(白飯)	1箱50食入	2022 7		箱		食		賞味期限切れ、1箱あり	
食料	青菜ご飯	1箱50食入り	2023 5	1	箱	35	食		賞味期限切れ、数量は一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030 1	2	箱	49	本		一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り			箱		本			
飲料	北アルプス保存水	500ml1箱24本入り	2022 8		箱		本			
飲料	財宝の5年間安心して飲める水	500ml1箱24本入り	2023 1		箱		本			
飲料	純天然アルカリ保存水	500ml1箱24本入り	2023 11		箱		本			
飲料	森の水だより	2,000ml1箱6本入り			箱		本			
飲料	長期保存水5年	2,000ml1箱7本入り	2023 10		箱		本			
飲料	志布志の天然水	2,000ml1箱8本入り	2023 7		箱		本			
飲料	山梨の天然水	2,000ml1箱9本入り	2023 10		箱		本			
飲料	霧島湧水	2,000ml1箱10本入り	2023 1		箱		本			
生活用品	オストメイト器具(尿路用)セルケア1U	1箱10枚入り			箱		枚		ストーマ器具等として段ボール保管(開封は行わず)	
生活用品	オストメイト器具(尿路用)セルケア1Uc28mm	1箱5枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	オストメイト器具(尿路用)セルケア1Uc32mm	1箱5枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	オストメイト器具(消化器用)	1箱10枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	オストメイト器具(消火器用)	1箱5枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	オストメイト器具(消化器用)	1箱5枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	オストメイト器具(消化器用)	1箱5枚入り			箱		枚		〃	
生活用品	ブルーシート	5.4×7.2			箱	20	枚		6枚。駐車場直結の別倉庫で保管。	
生活用品	ブルーシート	3.6×5.4			箱	30	枚		15枚。駐車場直結の別倉庫で保管。	
生活用品	土のう袋				13	袋	2,600	枚	数量一致。駐車場直結の別倉庫で保管。	
生活用品	杭						100	個	数量一致。駐車場直結の別倉庫で保管。	
生活用品	コードローラー(30m)						1	個	数量一致	

種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況					監査結果		
					チェック日		数量				備考	
					年	月	ロット		数			単位
							数	単位				
生活用品	懐中電気ラジオ							1	個		0個、確認できず。	
生活用品	発電機	GA-260602						1	基		歩いて数分の旧支所にて保管とのこと。	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式									1台保管あり	
生活用品	カセットボンベ	1本250g				8	箱	24	本		数量一致	
生活用品	発電機用のオイル										1本保管あり	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り						4	セット		数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)						2	個		数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り				3	個	600	枚		数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り				7	箱	350	枚		数量一致	
生活用品	レモン石けん							2	個		数量一致	
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml						4	本		数量一致	
生活用品	リセツシュ除菌	1本370ml						4	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml						4	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml						4	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml						4	本		数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り				2	袋	200	枚		数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						4	本		数量一致	
生活用品	体温計	非接触型						2	個		数量一致	
生活用品	フェイスシールド							8	個		数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2	着		数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り				1	個	100	枚		数量一致	
生活用品	弾性ストッキング							1	枚		数量一致	
生活用品	レインジャケット							5	枚		数量一致	
生活用品	使い捨て手袋					1	個	50	枚		数量一致	
生活用品	ジアムーバ酸化水	10ℓ						1	個		数量一致	
生活用品	ワンタッチパーテーション	WT-180C						2	個		数量一致	
生活用品	ハンドタオル	1箱200枚入り				4	箱	800	枚		数量一致	
生活用品	災害用備蓄毛布	1箱10枚入り						47	枚		6箱保管あり	
生活用品	肩掛け式噴霧器	N-5P						1	個		数量一致	
生活用品	LEDスタンドライト	LWT-5000ST						2	個		数量一致	
生活用品	除菌用活性次亜水	1本500ml						5	本		数量一致	
生活用品	除菌ジェル	1本500ml						5	本		数量一致	
生活用品	エアベッド	ABD-IN						4	枚		数量一致	

その他に、避難所用パーテーション6、清拭タオル21、全身清拭濡れタオル1

1 保管場所の状況等

(1) 保管場所

川尻まちづくりセンターにおいては、1階にある広間を備蓄物資等の保管場所として使用している。

広い通路を介して、給湯室、エレベーター等に通じており、一般避難者の収容が可能な2階、3階の広間等への物資搬入も容易となっている。

従来、貸広間として使用していたこともあり、施錠管理、空調設備等に問題はない。



(2) ロケーション図

備蓄物資等がそれぞれの位置に保管されているかを示すロケーション図は存在しなかった。

2 在庫について

(1) 備蓄物資等の配置について

備蓄物資等の保管状態に関しては、特段の問題点は見当たらなかったものの、各備蓄物資等が雑然と積み上げられている状態であり、避難所を開設して避難者の受け入れが生じた際に必要な物資をすぐに取り出すことができる状態になっているとはいえない。

この点については、多少は各避難所の保管状況や施設構造による点もあるかもしれないが、一般的には統一的な基準等を示すことは有益であり、少なくとも各備蓄物資等がそれぞれの位置に保管されているかを示すロケーション図を作成することが有用であると考えられる。

その際、賞味期限のある食料品や使用期限のある物品などに関しては、賞味期限ないし使用期限が一見して明らかになるような位置にて保管することが望ましいと考えられる。

なお、避難所開設ボックスは存在するものの、掲出物（「避難所」「受付」のラミネート）については別途紙袋に収納されて置かれていた。

この対応自体は、迅速な開設対応を意識したものとして問題があるような性質のものではないが、自治体の性質上、各避難所の対応を行う職員は随時変動する可能性が高く、可能な限り統一的なルールに基づいて運用されることが望ましいと考えられる。

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限等とされているが、実際には同年4月が賞味期限であった。レトルトパン（チョコ）の賞味期限についてリストでは2027年1月とされているが、実際には同年2月であった。

(3) 廃棄物資の処分方法について

賞味期限切れの食料品等については、ステージ上の手前の方へまとめておいてあるなど分けられているように見受けられた。

しかしながら、賞味期限切れなどによって廃棄対象となるべき物資について、その処分の方法に関する統一的な運用基準が設定、周知されていないため、各保管場所において対処できないまま残置されている。

本保管場所では物資保管のスペースが広いために対処保留のまま保管できているが、保管スペースに余裕がない保管場所においては備蓄物資等の管理に支障が出ることとなり、その影響により、各保管場所の独断による対処方法がとられていることも想定されるため、賞味期限ないし使用期限の管理、及び、期限を経過した物資の処分方法などに関して、統一的な運用基準を設定し、周知すべきと考えられる。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
①	音戸地区	早瀬パブリックセンター	音戸町早瀬2丁目53-1	140	R5.10.26	山田、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		早瀬パブリックセンター										
【保管場所】		ホール控室										
種別	品名	規格	賞味期限等 年 月	年度末在庫状況								監査結果
				チェック日		数量		備考	2023.6.2			
				ロット		数	単位		数	単位		
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食				賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食				賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027 1	1	箱	50	食				一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030 1	2	箱	48	本				一致	
生活用品	段ボールベッド						個				4個保管あり	
生活用品	コードロール(20m)						個				1個保管あり	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					台				1台保管あり	
生活用品	カセットボンベ						本				18本保管あり	
生活用品	発電機用のオイル						本				1本保管あり	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					1	セット			数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個			数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り				1	個	400	枚		数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り				2	箱	100	枚		数量一致	
生活用品	レモン石けん						2	個			数量一致	
生活用品	マウスブレーウォッシュ	1本30ml					2	本			数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター	1本400ml					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター	(詰め替え用400ml)					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター	1本600ml					2	本			数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り				1	袋	100	枚		数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本			数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					2	本			数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					0	個			数量一致	
生活用品	フェイスシールド						9	個			数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着			数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り				1	個	100	枚		数量一致	
生活用品	弾性ストッキング						個	1	枚		数量一致	
生活用品	レインジャケット						個	5	枚		数量一致	
生活用品	使い捨て手袋					1	個	50	枚		数量一致	
生活用品	ハンドソープ					2					数量一致	
生活用品	ボランティア袋					2					数量一致	
生活用品	手袋(ビニール)L					2					数量一致	
生活用品	防滴マルチランタンラジオ					1					数量一致	
生活用品	活性次亜水					1					数量一致	
生活用品	簡易組み立てトイレ					1					数量一致	
生活用品	トイレセット					1					数量一致	

その他に、ワンタッチパーテーション2、段ボールパーテーション5、噴霧器1、ジァムバー1、どこでもペープ1、LEDスタンド2、毛布2等

1 保管場所の状況

(1) 保管場所

早瀬パブリックセンターの備蓄物資等の保管場所は、①ホール控室及び②駐車場側倉庫内となっている。

ホール控室は、一定の広さ（長さ）はあるものの、ホールの通常利用に使用するための椅子や長机などと一緒に保管されており、備蓄物資等以外の他の備品との混在もみられ、この点は駐車場側倉庫についても同様である。

ホール控室、駐車場側倉庫は特段の段差等はなく、搬出搬入には支障がないものと認められ、駐車場側倉庫は外部にも通じている。



(2) ロケーション図

各備蓄物資等がそれぞれどの位置に保管されているかを示すロケーション図は存在しなかった。

2 在庫について

(1) 各備蓄物資等の配置について

備蓄物資等の保管状態に関しては、換気等も行われており、特段の問題点は見当たらなかったものの、各備蓄物資等が雑然と積み上げられているうえ、備蓄物資等以外の他の備品と混在して置かれている状態にある。

また、2 つある保管場所のうち、どちらに何を置くかについても特段の基準があるわけではなく、何がどこにあるのか、そもそも備蓄物資等なのかそれ以外の備品なのか、施設管理者において即座に判断できない状態にあった。

この状態は、避難所を開設して避難者の受け入れが生じた際に必要な物資をすぐに取り出すことができる状態になっているとはいいがたい。

もっとも、保管場所の施設管理者側としては、保管するための十分なスペースがないにもかかわらず、備蓄物資等が何度かに分けて送られてきたために分けて保管せざるを得なかった、また、賞味期限が間近に迫っているものもあるが、これほどのように扱えばよいのか分からない、などといった懸念点を有していた。

また、施設管理者は高齢であり、備蓄物資等を含めた保管場所の整理には若い人材が必要であるとの見解も示された。

この点については、各避難所の保管状況や施設構造の違いがあるとはいえ、一般的に統一的な基準等を示すことが有益であり、少なくとも各備蓄物資等がそれぞれの位置に保管されているかを示すロケーション図を作成することが有用であると考えられる。

その際、賞味期限のある食料品や使用期限のある物資などに関しては、各期限が一見して明らかになるような位置にて保管することが望ましいと考えられる。

また、そもそも、「何のために、何を備蓄しておくのか」といった指針が定められていないため、施設管理者においても何に使用する物資か判然としないものもあり、避難所開設時における適切な使用が期待し難い状況といわざるを得ない。

一般に、備蓄物資等は大量発注による一括納品したものを各保管場所に配置することが多いところ、このような備蓄物資等については外箱などから一見して何の物資かが判別しづらいことが多く、発注者でなければ実際の活用方法が分かりにくいということも考えられる。

そのため、発注担当者において、何のための物資でどのように活用するものであるか、を明確にしたうえで、各保管場所に周知することが必要である。

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、コーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限等とされているが、実際には同年4月が賞味期限であった。

(3) 廃棄物資の処分方法について

前述のとおり、本保管場所の施設管理者からは、賞味期限切れの食料品等の処分方法が分からないとの懸念点が示されている。

これは、賞味期限切れなどによって廃棄対象となるべき物資について、その処分の方法に関する統一的な運用基準が設定、周知されていないため、各保管場所において対処できないまま残置されていることを示している。

現在の状況においては、保管スペースに余裕がない保管場所においては必要な備蓄物資等の管理に支障が出ることとなり、その影響により、各保管場所の独断による対処方法がとられていることも想定されるため、賞味期限、使用期限の管理、及び、期限経過物資の処分方法などに関して、統一的な運用基準を設定し、周知すべきと考えられる。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑫	倉橋地区	農業技術拠点センター	倉橋町 894	110	R5.10.26	山田、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		農業技術拠点センター										
【保管場所】		1階倉庫										
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況							監査結果
			年	月	チェック日		R4.6.4				備考	
					ロット	数量	数	単位	数	単位		
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食				賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食				一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	24	本				一致
生活用品	懐中電気ラジオ							個				1個保管あり
生活用品	ゴム手袋							個				2個保管あり
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台				数量一致
生活用品	カセットボンベ						12	本				24本保管あり
生活用品	発電機用のオイル							本				1本保管あり
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					1	セット				数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個				数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り				2	個	400	枚			数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り				2	箱	100	枚			数量一致
生活用品	レモン石けん							2	個			数量一致
生活用品	マウススプレーウオッシュ	1本30ml					2	本				数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本				数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本				数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本				数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本				数量一致
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り				1	袋	100	枚			数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						2	本			数量一致
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml						1	本			半分減っている
生活用品	体温計	非接触型						1	個			数量一致
生活用品	フェイスシールド							8	個			数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2	着			数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り				1	個	100	枚			数量一致
生活用品	弾性ストッキング							個	1	枚		0枚。確認できず
生活用品	レインジャケット							個	5	枚		数量一致
生活用品	使い捨て手袋					1	個	50	枚			数量一致
生活用品												数量一致

その他に、ウィンドブレーカー1、噴霧器1、LEDスタンド1

1 保管場所の状況

- (1) 農業技術拠点センターは、現在、日常的には使用されていない施設であり、備蓄物資等は、1階の事務室や倉庫、2階の資料室など、空いている場所にいくつか分けて保管されている。

1階の建物出入り口にはスロープが付いているほか、建物内にはエレベーターがあり、搬出搬入には支障がないものと認められる。

ただ、施設周辺道路や駐車場は狭く、大型の車の出入りは難しい面がある。



- (2) ロケーション図

各備蓄物資等がそれぞれどの位置に保管されているかを示すロケーション図は存在しなかった。

2 在庫について

- (1) 各備蓄物資等の配置について

備蓄物資等の保管状態自体には特段の問題点は見当たらなかったものの、前述のとおり、各備蓄物資等が複数の場所に保管されているところ、専用の保管部屋があるわけではなく、備蓄物資等以外の施設備品と混在して、空いたスペースに雑然と積み上げられている状態にある。

また、複数ある保管場所のうち、どこに何を置くかについても特段の基準があるわけではなく、何がどこにあるのか、そもそも備蓄物資等なのかそれ以外の備品なのか、施設管理者においてもすぐには分からない状態にあった。

この状態は、避難所を開設して避難者の受け入れが生じた際に必要な物資をすぐに取り出すことができる状態になっているとはいえない。

避難所開設時にすぐに使われる物資については、すぐに取り出せるよう玄関口スペースにクリアボックスで保管されているなど工夫はされているが、避難所開設ボックスは見当たらなかった。

備蓄物資等の保管場所の基準については、各避難所の保管状況や施設構造の違いがあるとはいえ、一般的に統一的な基準等を示すことは有益であり、少なくとも各備蓄物資等がそれぞれどの位置に保管されているかを示すロケーション図を作成することが有用であると考えられる。

その際、賞味期限のある食料品や使用期限のある物資などに関しては、各期限が一見して明らかになるような位置にて保管されることが望ましいと考えられる。

- (2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

コーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限等とされているが、実際には同年4月が賞味期限であった。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑬	倉橋地区	倉橋東センター	倉橋町 11959-25	90	R5.10.26	山田、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		倉橋東センター		年度末在庫状況						監査結果
【保管場所】		ホール東側会議室		賞味期限等		チェック日		数量		
種別	品名	規格	年	月	ロット		備考	数量		
					数	単位		数	単位	
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年4月、数量は一致	
食料	レトルパン(ミルクブレッド)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年2月、数量は一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	24	本	一致	
生活用品	段ボールベッド							個	5個保管あり	
生活用品	コードロール(20m)							個	1個保管あり	
生活用品	ハルショウライフ電池式ランタン						1	個	マルチランタンラジオ 数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台	数量一致	
生活用品	カセットボンベ	1セット3本				8	セット	24	本	数量一致
生活用品	発電機用のオイル							本	1本保管あり	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					1	セット	数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個	数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り				2	個	400	枚	数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り				2	箱	100	枚	数量一致
生活用品	レモン石けん						2	個	数量一致	
生活用品	マウスブレーウォッシュ	1本30ml					2	本	数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本	数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本	数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り				1	袋	100	枚	数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本	数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本	数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					1	個	数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個	数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着	数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り				1	個	100	枚	数量一致
生活用品	弾性ストッキング						個	1	枚	数量一致
生活用品	レインジャケット						個	5	枚	数量一致
生活用品	使い捨て手袋					1	個	50	枚	数量一致

その他に、ワンタッチパーテーション1、エアベッド2、毛布4、LEDスタンド1、噴霧器1、ジューサー1

1 保管場所の状況

倉橋東センターの備蓄物資等の保管場所は、1階の倉庫（控室）となっており、物資がまとめて保管されている。保管スペース自体も広いほか、避難所内収容場所となりうる大広間の横にあるため搬出搬入は容易である。



2 在庫について

(1) 各備蓄物資等の配置について

備蓄物資等の保管状態に関しては、特段の問題点は見当たらなかったものの、各備蓄物資等が雑然と積み上げられている状態であり、特に配置に関するルールもなく、避難所を開設して避難者の受け入れが生じた際に必要な物資をすぐに取り出すことができる状態になっているとはいいがたい。

この点については、多少は各避難所の保管状況や施設構造による点もあるかもしれないが、一般的には統一的な基準等を示すことは有益であり、少なくとも各備蓄物資等がそれぞれどの位置に保管されているかを示すロケーション図を作成することが有用であると考えられる。

その際、賞味期限のある食料品や使用期限のある物資などに関しては、同各期限が一見して明らかになるような位置にて保管することが望ましいと考えられる。

もっとも、一番手前に避難所開設ボックスが分かりやすく置かれているため、迅速な開設対応を意識したものとしては工夫されているといえる。

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、レトルトパンについて、リストでは2027年1月が賞味期限等とされているが、実際にはそれぞれ同年4月、同年2月が賞味期限であった。

(3) 在庫管理について

前述のとおり、備蓄物資等はまとめて保管されており、その在庫管理自体には特段の支障はないものといえる。

もっとも、在庫管理の前提となるリスト自体に載っていない災害関連品も複数あるため、その取り扱いについて施設管理者が判断し難い点が認められる。

そもそも呉市所有の備蓄物資等であるのかなどを含め、その管理主体を明確にしたうえで、あらためて在庫の整理を行い、将来に向けて継続的な在庫管理ができるように整理すべきである。

また、併せて、在庫管理の結果に基づいてどのような対処が行われるのか、賞味期限切れなど廃棄対象となるべき物資はどのように処分されるのか、など、備蓄物資等の管理の方法に関する統一的な運用指針、基準が設定、周知されていないため、同指針、基準を設定し、周知すべきと考えられる。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑭	蒲刈地区	蒲刈小学校（体育館、教室）	蒲刈町向 771	300	R5.10.26	原、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		蒲刈小学校								監査結果		
【保管場所】		校舎2階図書室										
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況							
			年	月	チェック日		数量		備考			
					ロット	数	単位	数		単位		
食料	クラッカー	1箱70食入	2023	4							1箱保管あり	
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	4	1	箱	50	食			一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	24	本			一致	
生活用品	土のう袋							袋			15枚保管あり	
生活用品	コードロール(20m)										1個保管あり	
生活用品	ライトスタンド										1個保管あり	
生活用品	懐中電気ラジオ										1個保管あり	
生活用品	軍手										2双保管あり	
生活用品	呉市指定ボランティア袋										10枚程度保管あり	
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚			数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式						1	台		数量一致	
生活用品	カセットボンベ							24	本		数量一致	
生活用品	発電機用のオイル							1	本		数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)						1	個		数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り					2	個	400	枚	数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り					2	箱	100	枚	計3箱あり	
生活用品	レモン石けん							2	個		数量一致	
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml						2	本		数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml						2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml						2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml						2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml						2	本		数量一致	
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り					1	袋	100	枚	数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml						2	本		数量一致	
生活用品	ヒビコール(手指消毒液)	1本1,000ml						1	本		数量一致	
生活用品	体温計	非接触型						1	個		数量一致	
生活用品	フェイスシールド							8	個		数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)							2	着		数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り					1	個	4	枚	90枚入1個	
生活用品	弾性ストッキング							1	個	1	枚	数量一致
生活用品	レインジャケット							5	枚		数量一致	
生活用品	使い捨て手袋						1	個	50	枚	数量一致	
生活用品	毛布							20	枚	(中学校:60枚)	23枚あり	
生活用品	エアベッド							8	枚		数量一致	

その他に、ジャケットPGA1、フィットゴム手袋1、避難開設BOX、噴霧器1、ジಾಮーバー1

1 保管場所の状況

- (1) 蒲刈小学校の備蓄物資等の保管場所は、理科教室及び図書室である。

理科教室には、エアベッド及びポータブル発電機が備置されており、それ以外の備蓄物資等は図書室に保管されている。

図書室では、入口近くの新刊案内の机の下及び横に備置されている。

<図書室>



<理科教室>



- (2) ロケーション図

各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図はなかった。

2 在庫について

- (1) 在庫一覧表について

在庫一覧表に記載の備蓄物資等及びその数量に間違いはなく、また賞味期限についても記載間違いはなかった。

もっとも、在庫一覧表に記載の備蓄物資等の他に、在庫一覧表に記載のない災害備蓄用クラッカー35食×2缶入り1箱（賞味期限は2023年4月4日）、防滴マルチランタンラジオ、肩掛型噴霧器等が備置されていた。

- (2) 記入済み避難者一覧表等

保管場所に備置されていた避難所開設ボックス内に、雑然と書類が入っており、その書類には避難者の住所、氏名及び健康状態が記載された健康状態チェックシート、並びに避難者の住所、氏名及び電話番号等が記載された避難者一覧表があった。

避難所における避難所開設ボックスに個人情報記載された避難者一覧表等を入れたままにすることは、個人情報保護のための安全管理措置が講じられていると評価できない。避難所から個人情報記載された書類は撤去すべきである。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑮	安浦地区	安登小学校（体育館、教室）	安浦町安登西5丁目7-19	680	R5.10.13	原、加藤

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		安登小学校							
【保管場所】		体育館ミーティングルーム							
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況				監査結果
			年	月	チェック日		数量	備考	
					ロット				
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	2	箱	100	食	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	五目ごはん(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年4月、数量は一致
食料	レトルトパン(チョコレート)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食	賞味期限2027年2月、数量は一致
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	3	箱	72	本	一致
生活用品	コードロール(20m)							個	1個保管あり
生活用品	懐中電気ラジオ							個	1個保管あり
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚	数量一致
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台	数量一致
生活用品	カセットボンベ						24	本	数量一致
生活用品	発電機用のオイル						1	本	数量一致
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット	数量一致
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個	数量一致
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚	数量一致
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚	数量一致
生活用品	レモン石けん						2	個	数量一致
生活用品	マウススプレーウォッシュ	1本30ml					2	本	数量一致
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本	数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本	数量一致
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本	数量一致
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本	数量一致
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚	数量一致
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本	数量一致
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本	数量一致
生活用品	体温計	非接触型					1	個	数量一致
生活用品	フェイスシールド						8	個	数量一致
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着	数量一致
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚	数量一致
生活用品	弾性ストッキング						1	枚	数量一致
生活用品	レインジャケット						5	枚	数量一致
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚	数量一致

その他に、避難所用パーテーション5、ワンタッチパーテーション2、エアーマット3、毛布7、トイレトーパー1、噴霧器1、ジューサー1

1 保管場所の状況等

(1) 概況

現場は体育館ステージ横の倉庫である。シャワー室と流し台が室内にあるところ、あまり使用されていないように見受けられる。

備蓄物資等以外の学校の備品として、学校で使用するスピーカー2つ、照明器具1つ、石油ストーブ2つが置かれていたが、その程度であるため混在や整理整頓の面で問題があるというほどではない。

排水溝から上がってくると思われる下水様の臭気が室内に漂っている。臭気はあるものの、温度・湿度や埃の堆積など衛生面での問題は顕著には感じられなかった。

<倉庫内>



(2) 過去に作成された避難者リストについて

避難者リスト（過去に作成されたもの）が倉庫内の収納ケースに入れられたままになっていた。

個人情報の記載された書類であり、保管方法として不適切であると考えられる。収集や廃棄についてルールを決めておくべきである。

2 在庫について

(1) 汚損のある箱に入ったマスクについて

在庫一覧表に挙げられているマスクとは別の簿外品のマスクについて、開封済

みであり、かつ、箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着していたものがあった。

中に入っているマスク自体はおそらく未使用であり、汚れも見られなかったが、箱のフタの状況からすると使用は避けるべきと思われる。

おそらく使いかけのマスクを有効活用できるであろうという考えで一緒に保管されていた簿外品であるとみられる。

開封済みとなった消耗品の残り物の取扱いや、簿外品の取扱いについてルールを定めておく必要があると思われる。



簿外品のマスクについて、箱のフタの表と裏にカビ様の汚れが付着

(2) 在庫一覧表に記載された賞味期限との不一致

カレーピラフ、五目ごはん及びコーンピラフについて、リストでは2027年1月が賞味期限とされているが、実際には同年4月であった。レトルトパン(チョコ)の賞味期限についてリストでは2027年1月とされているが、実際には同年2月だった。

在庫一覧表上の賞味期限よりも実際の賞味期限の方が短い場合の方が弊害が大きく、あえて余裕をもった記載がなされたとも考えられるが、正確かつ適切な管理のあり方としては、まずは在庫一覧表上と実態との一致を期すべきである。

(3) 在庫一覧表の記載について

在庫一覧表に品名は上がっているが数量の記載がなく、実際にも備蓄されていない物がいくつもある。

このような品名のみが挙げられている物品について、必要であるにも関わらず不足している状態であるのか、それとも過去に存在したものが消費ないし廃棄されて品名欄だけが残存したものであるのか、一見して不明である。

少なくとも必要不可欠なものとして備蓄すべき物品の品名・数量については在庫一覧表上でも明確にしておくのが望ましい。

(4) 物品数量について

除菌ウェットシート1袋100枚については、一応あったものの開封された形跡

があるため若干数量が減っているのではないかと見受けられた。

(5) 簿外品について

収納ケースは在庫一覧表上1個とされているが、実際には2個存在した。

マスクについては在庫一覧表上2箱とあるが、実際には未開封の2個と開封済みの1箱があった。

その他の簿外品として、トイレハイター、キッチンゴム手袋(厚手)、ウィンドブレーカー、タオル、軍手などがあった。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑬	豊浜地区	豊浜まちづくりセンター豊島分館	豊浜町大字豊島 3959-1	100	R5.10.26	原、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫チェック表

【避難所名】		豊浜まちづくりセンター 豊島分館									
【保管場所】		和室									
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況						監査結果
			年	月	チェック日		R5.5.29		備考		
					ロット	数量	数量	単位			
数	単位	数	単位								
食料	カレーピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食		一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食		一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	24	本		数量20本	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					2	セット		数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個		数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚		数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚		数量一致	
生活用品	レモン石けん							個			
生活用品	マウススプレーウオッシュ	1本30ml					2	本		数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本		数量3本	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本		数量4本	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本		数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					0	本			
生活用品	除菌ウェットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚		在庫なし	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本		数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本		数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					1	個		数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個		数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着		数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚		在庫なし	
生活用品	弾性ストッキング						1	枚		在庫なし	
生活用品	レインジャケット						5	枚		数量10枚	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚		数量一致	

その他に、フィットゴム手袋2、ボランティアゴミ袋10、ペットケアシート1、ウェットシート2、毛布38。避難所開設BOXなし。

1 保管場所の状況等

現場は「保健相談室」であり、部屋の入口には「関係者以外立入禁止」の張り紙が貼られている。

備蓄物資等は押入れに置かれており、押入れのふすまは取り外されている。

<入口>



<押入れの状況>



2 在庫について

ウエットティッシュについて、在庫一覧表の数量に足りないのではないかと職員に尋ねたところ、事務所にあったウエットティッシュを持ってこられ、在庫一覧表上の物品ではないかと提示されたが、在庫一覧表上の物品とは別種のウエットティッシュであると見受けられた（一袋当たりの枚数に齟齬あり）。

仮に、在庫一覧表上の品でないとするれば在庫一覧表と実態との不一致があることとなるし、反対に在庫一覧表の品であったとしても保管場所が不適切ということになる。

現地視察 番号	地区名	施設名	所在地	収容 人数	視察日	視察者
⑰	豊 地区	豊小学校（体育館、教室）	豊町久比 2411-1	700	R5.10.26	原、山岡

災害備蓄品 避難所別在庫一覧表

【避難所名】		豊小学校										
【保管場所】		体育館器具庫2										
種別	品名	規格	賞味期限等		年度末在庫状況							監査結果
			年	月	チェック日		R4.6.4		備考			
					ロット	数量	数量	単位				
数	単位	数	単位									
食料	コーンピラフ(調理不要食)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			一致	
食料	レトルトパン(ブルーベリー)	1箱50食入	2027	1	1	箱	50	食			一致	
飲料	保存期限10年	500ml1箱24本入り	2030	1	1	箱	24	本			一致	
生活用品	エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り、ポンプ付			1	箱	25	枚			数量一致	
生活用品	発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式					1	台			数量一致	
生活用品	カセットボンベ						24	本			数量一致	
生活用品	発電機用のオイル						1	本			数量一致	
生活用品	4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り					1	セット			数量一致	
生活用品	収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)					1	個			数量一致	
生活用品	ペーパータオル	1個200枚入り			2	個	400	枚			数量一致	
生活用品	マスク	1箱50枚入り			2	箱	100	枚			数量一致	
生活用品	レモン石けん						2	個			数量一致	
生活用品	マウスブレーウオッシュ	1本30ml					2	本			数量一致	
生活用品	リセッシュ除菌	1本370ml					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml					2	本			数量一致	
生活用品	キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml					2	本			数量一致	
生活用品	除菌ウエットシート	1袋100枚入り			1	袋	100	枚			数量一致	
生活用品	アルコールハンドジェル	1本500ml					2	本			数量一致	
生活用品	ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml					1	本			数量一致	
生活用品	体温計	非接触型					1	個			数量一致	
生活用品	フェイスシールド						8	個			数量一致	
生活用品	ガウン(感染防護衣)						2	着			数量一致	
生活用品	BOS袋(ゴミ袋)	1個100枚入り			1	個	100	枚			数量90枚	
生活用品	弾性ストッキング					個	1	枚			数量一致	
生活用品	レインジャケット					個	5	枚			数量一致	
生活用品	使い捨て手袋				1	個	50	枚			数量一致	

その他に、ラジオ付マルチランタン1、フィットゴム手袋2、ボランティアゴミ袋10、PGAジャケット1、噴霧器1、エアムーバー1、エアベッド2、スタンドライト1、アコーディオンブース5、毛布40

1 保管場所の状況

豊小学校の備蓄物資等の保管場所は、体育館内のミーティングルームである。

同ミーティングは、豊小学校の倉庫として活用されており、備蓄物資等の他にもストーブ、掃除機及び机等が備置されている。

同校校長によれば、体育館には施錠するものの、ミーティングルームは通常施錠していないとのことであった。もっとも、監査人らの現地調査時において、ミーティングルームも施錠されていた。



2 在庫について

(1) 在庫一覧表との不整合

コーンピラフの賞味期限は、在庫一覧表に 2027 年 1 月と記載されていたものの、実際には 2027 年 4 月であった。

ゴミ袋は、在庫一覧表に 100 枚入りと記載されていたものが、90 枚入りであった。

在庫一覧表に記載の備蓄物資等の他に、在庫一覧表に記載のない防滴マルチランタンラジオ、肩掛型噴霧器、アコーディオンブース、備蓄用タオル、災害備蓄用毛布等が備置されていた。

(2) 整理状況

保管場所には、棚等はなく、備蓄物資等の入った段ボール箱等を積み上げている状態であり、一見して何がどこにあるか判然としない状況であった。また保管場所には、備蓄物資等のみならずストーブなども備置されているため、通路が確保されておらず、倉庫の奥に行くには物品をよけながら通る必要がある。

地震等によって積上げた段ボール箱が倒れる可能性を考慮すれば、早急に備蓄物資等の整理を行うべきであろう。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑮	-	市役所本庁舎 2階 防災倉庫	中央 4-1-6	-	R6.1.11	原、山田、山岡、加藤

<食料>

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度	賞味期限or 消費期限		市役所本庁舎2F 防災倉庫1				市役所本庁舎2F 防災倉庫2				監査結果	
			年	月	ロット	数量	ロット	数量	ロット	数量				
クラッカー	1箱70食入り		2023	4	1箱	70食								確認できなかった。
レトルパン(ブルーベリー)	1箱50食入り		2027	1	1箱	41食								確認できなかった。
アルファ米(青菜ごはん)	1箱50食入り		2023	5	6箱	300食								確認できなかった。
アルファ米(梅じゃこごはん)	1箱50食入り		2023	5	6箱	300食								確認できなかった。
アルファ米(エビピラフ)	1箱50食入り		2023	5	1箱	50食								確認できなかった。
クッキー(卵・小麦・乳製品不使用)	1箱24食入り		2023	7	3箱	62食								確認できなかった。

<飲料>

品名	内容量	規格	購入 ※月未記入 →年度	賞味期限or 消費期限		市役所本庁舎2F 防災倉庫1				市役所本庁舎2F 防災倉庫2				監査結果
				年	月	ロット	数量	ロット	数量	ロット	数量			
森の水だより	2000ml											6本		確認できなかった。

<生活・資機材>

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度	賞味期限or 消費期限		市役所本庁舎2F 防災倉庫1				市役所本庁舎2F 防災倉庫2				監査結果	
			年	月	ロット	数量	ロット	数量	ロット	数量				
オストメイト器具(尿路用)セルケア1U	1箱10枚入り		2021	11					5箱	50枚			消費期限切れ。数量不一致(保管は4箱40枚)	
オストメイト器具(尿路用)セルケア1Uc28mm	1箱5枚入り		2021	11					5箱	25枚			消費期限切れ(なお消費期限は2021年12月であった。)。数量一致	
オストメイト器具(尿路用)セルケア1Uc32mm	1箱5枚入り		2021	12					5箱	25枚			消費期限切れ。数量一致	
オストメイト器具(消化器用)セルケア1TD20m	1箱10枚入り		2022	1					5箱	50枚			消費期限切れ。数量不一致(保管は4箱40枚)	
オストメイト器具(消化器用)セルケア1TDc32	1箱5枚入り		2021	12					5箱	25枚			消費期限切れ。数量一致	
オストメイト器具(消化器用)セルケア1TDc36	1箱5枚入り		2021	12					5箱	25枚			消費期限切れ。数量一致	
ウエハー状皮膚保護剤	1箱10本入り		2021	12					5箱	50本			消費期限切れ。数量一致	
ベースト状皮膚保護剤			2021	12						5本			消費期限切れ。数量一致	
ベースト状皮膚保護剤			2024	1						1本			在庫確認	
ストーマ用器具除去用剥離剤	1箱50枚入り		2021	10					5箱	50本			消費期限切れ(5箱は2021年10月、1箱は2023年10月)。数量不一致(6箱300本)	
セルケアソフトウエハーリング30			2023	1					1箱	10枚			消費期限は2023年12月、数量一致	
セルケアソフトウエハースティック			2023	1					1箱	10本			一致	
リムーバー剥離剤			2023	12					1箱	50枚			消費期限は2023年10月、数量一致	
消臭溜滑剤										1本			一致	
油洗滑剤										6本			一致	
ハサミ										2本			3本の在庫確認	
エコガーゼ	1箱300枚入り								6箱	1,800枚			一致	
生理用品									4箱	3,158個			確認できなかった。	
折りたたみトイレ										5個			4個しか確認できなかった。	
簡易トイレ(エルディメイト)										73個			確認できなかった。	
ワンタッチトイレ										11個			確認できなかった。	
トイレ処理袋										20枚			確認できなかった。	
携帯トイレ(フチマルくん)										58個			確認できなかった。	
エマージェンシキルトトイレ(コクヨの組立式トイレ)	1箱100袋入り		2031	1					1箱	100枚			確認できなかった。	
おしりナップ	1袋480枚入り									30袋	2,400枚			確認できなかった。
段ボールベッド										8個				7個しか確認できなかった。
パーソナルテント											14個			8個しか確認できなかった。
トイレ用ペーパー											259ロール			166ロールしか確認できなかった。
ブルーシート	5.4×7.2										20枚			合計9枚しか確認できなかった。 雑然と置かれており、サイズを確認できなかった。
ブルーシート	3.6×5.4										6枚			
ブルーシート	3.6×3.6										2枚			
ブルーシート	1.7×2.6										9枚			
ブルーシート	1.7×2.7										7枚			
ブルーシート	1.8×2.6										4枚			
ブルーシート	1.8×1.8										20枚			
ブルーシート	1.7×1.7										3枚			
土のう袋	1セット400枚										15袋	6,000枚		
土のう袋(麻)	1袋5枚入り										4袋	20枚		100枚を確認した。
PPロープ(100m)	1巻100m										7巻	700m		一致
コードロープ(20m)											9個			確認できなかった。
懐中電灯											19個			一致
ハロゲンライト											2個			一致
懐中電気ラジオ											178個			124個しか確認できなかった。
ポリタンク											5個			一致
メガホン											1個			一致
カッパ(ヤッケ)LL											4個			確認できなかった。
カッパ(ヤッケ)L											6個			確認できなかった。
カッパ(ズボン)LL											6個			確認できなかった。
カッパ(ズボン)L											6個			確認できなかった。
発電機											2基			一致。ただし、1基は他の物品に隠れた場所に置かれており、容易に見えなかった。
燃料携行缶											3缶			1缶しか確認できなかった。
空間除菌剤クレベリン	1箱30本入り										2箱	60本		一致。

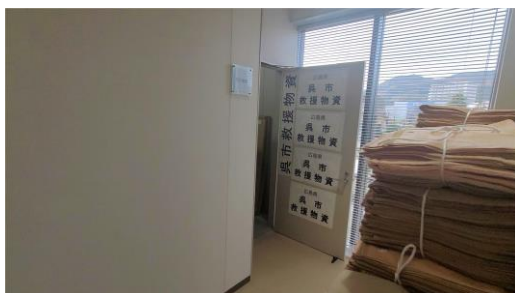
1 保管場所の状況

(1) 保管場所

市役所本庁舎2階の「防災倉庫1」及び「防災倉庫2」があり、危機管理課横の廊下を挟んだ向かいに設置されている。

防災倉庫1には、備蓄物資等の他に危機管理課が過去に作成した文書類が多く保管されており、防災倉庫2には、備蓄物資等の他にハザードマップ等が保管されている。

<防災倉庫1>



<防災倉庫2>



(2) 施錠状況

防災倉庫1は施錠されているものの、防災倉庫2は職員の出入りが多いことから施錠されていないことが多いとのことである。

(3) ロケーション図

各防災倉庫内の各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図はなかった。

2 在庫について

(1) 食料

在庫一覧表によれば、防災倉庫にはクラッカー70食入り1箱（賞味期限2023年4月）、レトルトパン（チョコレート50食入り）1箱（賞味期限2027年1月）、アルファ米（青菜ごはん）1箱50食入り6箱（賞味期限2023年5月）、アルファ米（梅じゃこごはん）1箱50食入り6箱（賞味期限2023年5月）、アルファ米（エビピラフ）1箱50食入り1箱（賞味期限2023年5月）及びクッキー1箱24食入り3箱（賞味期限2023年7月）が保管されている旨の記載がある。

しかし、監査人の調査日（令和6（2024）年1月11日）には、いずれの食料も防災倉庫に備蓄されていなかった。

(2) 飲料水

在庫一覧表によれば、防災倉庫には、森の水だより6本（賞味期限の記載なし）が保管されている旨の記載がある。

しかし、監査人の調査日（令和6（2024）年1月11日）には、防災倉庫に飲料水は全く保管されていなかった。

(3) 粉ミルク

在庫一覧表には記載がないものの、防災倉庫には、粉ミルク（1箱8缶入り）5箱（賞味期限2024年2月）が備置されていた。

在庫一覧表によれば、同粉ミルクは新日本造機ホール（くれ絆ホール）に保管されている旨の記載があったが、新日本造機ホールに同粉ミルクの備置がなかったため、記載場所のミスと料する。

(4) オストメイト装具

オストメイト装具には使用期限があるところ、備蓄物資等とされているオストメイト装具は、ほぼ全ての使用期限が切れている状態であった。なお、担当課によれば、近日中に新たなオストメイト装具が届く予定とのことであった。

オストメイトの使用期限は、在庫一覧表に記載されていた。にもかかわらず、担当課は、使用期限までの備蓄物資等の入れ替えを行っていない。この状況は、担当課において、在庫一覧表を十分に活用できていないと評価せざるを得ない。担当課においては、使用期限が迫ってきた場合の対応方法を決めておくべきである。

また、在庫一覧表上のオストメイト用の備蓄物資等のほとんどの使用期限が切れている状態は、備蓄物資等の管理の杜撰さを示すとともに、要配慮者への配慮不足を示すものであり、早急に改善すべきである。

3 整頓・整理の状況について

棚にラベルが貼られていたが、ラベルの表示と置かれている物とが一致していない箇所が散見された。

現地視察 番号	地区名	施設名	所在地	収容 人数	視察日	視察者
①9	—	新日本造機ホール（くれ絆ホール）	中央 4-1-6	—	R6.1.11	原、山田、 山岡、加藤

<食料>

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度		賞味期限or 消費期限		新日本造機ホール (くれ絆ホール)				監査結果
		年	月	年	月	ロット		数量		
						数	単位	数	単位	
粉ミルク	1箱8缶入り・バラ	2023	12	2024	11	4	箱	36	缶	賞味期限は、2024年11月が12箱、2024年12月が24箱であった。
粉ミルク(アレルギー対応)	バラ	2023	12	2025	7	0	箱	4	缶	一致
液体ミルク	1箱24缶入り	2023	9	2025	2	36	箱	864	缶	賞味期限は2024年12月が3箱、2025年1月が33箱であった。

<生活用品・資機材等>

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度		賞味期限or 消費期限		新日本造機ホール (くれ絆ホール)				監査結果
		年	月	年	月	ロット		数量		
						数	単位	数	単位	
成人用紙オムツ(Sサイズ)	1袋24枚入	2023	11			13	袋	312	枚	一致
成人用紙オムツ(Mサイズ)	1袋22枚入	2023	11			14	袋	308	枚	一致
成人用紙オムツ(Lサイズ)	1袋20枚入	2023	11			15	袋	300	枚	一致
ほ乳瓶(240ml)								160	個	50個を確認した。
ほ乳瓶(100ml)								50	個	200個を確認した。
簡易トイレ(エルディメイト)										93個を確認した。
ワンタッチトイレ										3セット入り8箱を確認した。
ポータブルトイレ用排泄物処理袋	1箱120枚入り									ポータブルトイレ20枚入り1袋を確認した。
携帯トイレ(プチマルくん)										100個確認した。
エマジェンケミカルトイレ(ココヨの組立式トイレ)	1箱100袋入り			2031	1					100袋を確認した。
段ボールベッド								10	個	天板のみ17枚確認した。
コードロール(20m)								8	個	確認できなかった。
バルーンライト								1	個	2個確認した。
ライトスタンド								2	個	一致
テレビ								7	台	5台確認した。

上記の他、多数の災害備蓄用毛布(段ボールに記載された日付は、平成31年3月6箱、令和2年8月3箱、同年12月9箱、令和3年10月48箱、令和4年2月35箱、時期不明の毛布17枚)保管されていた。

1 保管場所の状況

(1) 保管場所

新日本造機ホール 2階横の防災倉庫である。

(2) 施錠状況

防災倉庫は施錠されていた。



2 在庫について

(1) 保管場所の適否

防災倉庫は日光が当たらず、常時換気扇が作動している状態であり、保管場所として適しているものと思料する。

(2) 賞味期限の管理不良

防災倉庫には、粉ミルク及び液体ミルクが備蓄されていた。粉ミルク及び液体ミルクは、令和5年9月及び同年12月に納入されたものであり、監査人が担当課から受領していた在庫一覧表（2023年3月1日時点）と異なっていた。このため、監査人は、再度、担当課から在庫一覧表（2023年12月1日時点）を受領した。在庫一覧表（2023年12月1日時点）と粉ミルク及び液体ミルクの備蓄在庫数量は一致したものの、賞味期限については、同在庫一覧表と異なっていた。

担当課は、賞味期限管理のため、備蓄在庫の賞味期限を在庫一覧表に適切に記載し、管理を徹底すべきである。

(3) 在庫一覧表に記載のない備蓄物資等

防災倉庫には、多数の災害備蓄用毛布（段ボール箱に記載された日付は、平成31年3月6箱、令和2年8月3箱、同年12月9箱、令和3年10月48箱、令和4年2月35箱、時期不明の毛布17枚）保管されていた。また、防災倉庫には、簡易トイレが多数保管されていた。

もともと、これらの災害備蓄用毛布及び簡易トイレは、在庫一覧表（2023年3月1日時点、2023年12月1日時点のいずれにも）に全く記載がない。防災倉庫の備蓄物資等は、各避難所の要望に応じて各避難所に運搬するためのものである。在庫一覧表に、災害備蓄用毛布及び簡易トイレの記載がなければ、災害時に運搬対象として把握することが困難となる可能性を想定すれば、普段から適切な在庫管理が要求されるものと思料する。

災害備蓄用毛布及び簡易トイレについて、在庫一覧表に適切に記載すべきである。

(4) 備蓄数量の不一致

ほ乳瓶、コードロール及びテレビについて、在庫一覧表と数量が一致しなかった。

また、段ボールベッドについては、天板のみが17枚備蓄されており、その他の部材が備蓄されていなかった。この点は、在庫一覧表と実際の備蓄物資等の数量のみならず、段ボールベッドの部材が分散管理されていることを疑わせるものであり、災害時において、搬送の困難さを感じさせる。段ボールベッドについては、段ボールベッドを構成する部材を一体管理すべきである。

現地視察番号	地区名	施設名	所在地	収容人数	視察日	視察者
⑳	-	IHI アリーナ呉 (呉市体育館)	中央 4-1-1	-	R6.1.11	原、山田、山岡、加藤

<飲料>

品名	内容量	規格	購入 ※月未記入 →年度		賞味期限or 消費期限		IHIアリーナ呉 (呉市体育館)				監査結果
			年	月	年	月	ロット		数量		
純天然アルカリ保存水	500ml	1箱24本入り			2023	11	8	箱	192	本	消費期限切れ。一致
長期保存水5年	2,000ml	1箱6本入り			2023	10	9	箱	54	本	賞味期限切れ。3箱しか確認できなかった。
志布志の天然水	2,000ml	1箱6本入り			2023	7	11	箱	66	本	賞味期限切れ。賞味期限は2023年7月が5箱、2023年8月が4箱。数量も9箱しか確認できなかった。
山梨の天然水	2,000ml	1箱6本入り			2023	10	9	箱	54	本	確認できなかった。

上記の他、日本の水(賞味期限は2020年5月で賞味期限切れ)20箱(2,000ml×6本)、及び高賀の森水(賞味期限は2026年7月)10箱(1,000ml×12本)確認した。

<生活・資機材>

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度		賞味期限or 消費期限		IHIアリーナ呉 (呉市体育館)				監査結果		
		年	月	年	月	ロット		数量				
子ども用おむつ(乳児用)									90	枚	雑然とした管理であり、種類及び数量を確認できなかった。	
子ども用おむつ(ビッグ)									1,030	枚		
子ども用おむつ(L)									935	枚		
子ども用おむつ(L(男子))									132	枚		
子ども用おむつ(L(女子))									176	枚		
子ども用オムツ(M)									1,068	枚		
子ども用オムツ(S)									62	枚		
成人用紙オムツ(Mサイズ)									180	枚		
成人用紙オムツ(Lサイズ)									167	枚		
成人用オムツ(M~L)									30	枚		
成人用オムツ(L~LL)									16	枚		
成人用薄型パンツ(S)								3	袋	54		枚
成人用薄型パンツ(M)								3	袋	48		枚
成人用尿パッド								3	箱	381		枚
生理用品		2022	2					216	袋	4,752		枚
生理用品								24	箱	14,184	個	
折りたたみトイレチェアー											1個確認した。	
スケルトントイレ								3	箱		4箱確認した。	
災害レジャートイレ	1箱10個入り							9	箱	90	個	89個しか確認できなかった。
インスタントトイレ								1	箱	50	セット	一致
簡易トイレ オ・サンポレット										5	台	一致
BOXトイレ										5	セット	一致
非常用簡易トイレ	1箱14個入り							3	箱	42	個	一致
簡易組み立てトイレ YK-1	1箱5個入り							3	箱	15	個	一致
エマージェンシカルトイレ(コクヨの組立式トイレ)	1箱100袋入り			2023	3						240箱を確認した。	
便収納セット	1箱40枚入り							2	箱	80	枚	確認できなかった。
ペナリー袋	1箱300枚入り							2	箱	600	枚	一致
サンタクリーンワンスケア(トイレ袋)	1箱20枚入り							10	セット	200	枚	確認できなかった。
災害用トイレマイベツ	1箱200個入り							6	箱	1,200	個	一致
ニューペナリー袋	1箱100個入り							10	箱	1,000	個	8箱しか確認できなかった。
便収納袋	1箱60枚入り							12	箱	720	枚	一致
除菌アルコールウエットシート	1箱30個入り							36	箱	1,080	枚	ウエットシート20枚入り48箱を確認した。
ウエットタオル	1箱20枚入り							1	箱	20	枚	
ベイズリーフェイスシート	1箱120枚入り							10	箱	1,200	枚	
清拭タオル	1箱16枚入り							23	箱	368	枚	
からだ拭き	1箱「30個×16パック」							1	箱	480	個	目算で記載相当数確認。
からだ拭き								13	袋	401	枚	
手・口ふき								5	袋	400	枚	
ウエットタオル	1袋15枚入り							2	袋	30	枚	
ポディーペーパー	1袋30枚入り							7	袋	210	枚	
赤ちゃんおしりふき								3	袋	240	個	
おしりナップ	1袋480枚入り							4	袋	1,920	枚	
おしり拭き	1箱1,600枚入り							1	箱	1,600	枚	目算で記載相当数確認。
おしり拭き								188	袋	17,140	枚	
からだ拭き								20	袋	2,890	枚	目算で記載相当数確認。
ウエットティッシュ	1箱「60枚入り×32袋」							2	箱	3,840	枚	
ウエットティッシュ	1箱「60枚入り×17袋」							1	箱	1,020	枚	目算で記載相当数確認。
ウエットティッシュ(詰め替え用)	1袋60枚入り							10	袋	600	枚	
段ボールベッド										40	個	一致
防塵マスク										188	枚	目算で記載相当数を超過。
使い捨て防塵マスク								1	箱	120	枚	
N95マスク										224	枚	

※雑然としており、確認しきれなかった物や目算となった物がある。

品名	規格	購入 ※月未記入 →年度		賞味期限or 消費期限		IHIアリーナ呉 (呉市体育館)				監査結果	
		年	月	年	月	ロット		数量			
						数	単位	数	単位		
バスタオル	1箱15枚入り					24	箱	360	枚	雑然とした管理であり、内容物を確認できていないものの、タオル入りの段ボール166箱を確認した。	
バスタオル(中古)	1箱15枚入り					2	箱	30	枚		
ハンドタオルふきん(中古)	1箱80枚入り					1	箱	80	枚		
ハンドタオルふきん	1箱80枚入り					5	箱	400	枚		
タオル(中古)	1箱80枚入り					17	箱	1,360	枚		
タオル	1箱100枚入り					50	箱	5,000	枚		
タオル	1箱250枚入り					2	箱	500	枚		
タオル	1箱200枚入り					12	箱	2,400	枚		
箱ティッシュ								688	箱		目算で記載相当数確認。
ポケットティッシュ								100	袋		一致
トイレトペーパー								2,976	ロール	一致	
キッチンペーパー								1,840	枚	一致	
トイレ消臭スプレー	1箱24本入り					1	箱	24	本	一致	
トイレ消臭スプレー	1箱18本入り					1	箱	18	本	一致	
ティスボ歯ブラシ	1箱1,200本入り					2	箱	2,400	本		
歯ブラシ								2,078	本	目算で記載相当数確認。	
歯磨きシート	1箱480個入り					16	箱	7,680	個	一致	
歯磨きシート	1箱1,080個入り					45	箱	48,600	個	目算で記載相当数確認。	
マウスウォッシュ								153	個	目算で記載相当数確認。	
薬用ハンドソープ	1箱24本入り					1	箱	24	本		
ハンドソープ								5	本		
消毒液						2	箱				
空間除菌剤クレベリン	1箱30本入り					4	箱	120	本		
手指消毒剤	1箱10本入り					3	箱	30	本		
手指消毒剤								72	本		
ドライシャンプー								660	個	648個を確認した。	
シャンプー						4	箱	72	個		
携帯用虫除け	1箱16個入り					6	箱	96	個	どこでもベープ27個は確認	
蚊取り線香								30	個	27箱(30巻入)を確認。	
スキンベープ						1	箱	20	本		
フマキラーA						2	箱	60	本		
寝具6点セット						17	箱			一致	
寝具3点セット						10	箱			一致	
冷感パットシート						3	箱	31	枚	一致	
シーツカバー								21	枚	一致	
かけ布団カバー								21	枚	一致	
枕カバー								9	枚	一致	
マットレス						1	箱	4	枚	一致	
イワタニカセットガス	1箱「3本入り16パック」					3	箱	144	本	一致	
キャブテンスタッグカセットガス	1箱「3本入り16パック」					1	箱	48	本	一致	
カセットコンロ								61	個	32個しか確認できなかった。	
冷却パック								737	個	目算で記載相当数確認。	
ヒヤロン冷却パック	1箱「12個入り×88箱」					7	箱	7,392	個		
ブルーシート	10.0×10.0							10	枚	一致	
ブルーシート	3.6×5.4							12	枚	11枚しか確認できなかった。	
土のう袋(1t)	1セット5枚					27	セット	135	枚	21セットしか確認できなかった。	
スコップ(角型)								550	本	目算で記載相当数は確認できるものの、雑然としている。	
スコップ(剣先型)								70	本		
てみ								60	個		
一輪車								3	台	3台あるも、1台に荷台なし。	
軍手								3,648	個	目算3,360双を確認。	
ケブラ手袋								200	個		
ゴム手袋						3	箱	340	個		
軽半長靴	26.5cm							4	足	目算で記載相当数は確認できるものの、雑然としている。	
軽半長靴	26.0cm							48	足		
軽半長靴	25.5cm							26	足		
軽半長靴	25.0cm							9	足		
軽半長靴	23.0cm							1	足		
軽半長靴	22.5cm							3	足		
アコーディオンカーテン								12	台	10台入り6箱及び6台を確認した。	
間仕切り用パイプ(太)								22	本	一致	
間仕切り用パイプ(細)								40	本	一致	
間仕切り用パイプ(短・細)								20	本	10本しか確認できなかった。	
間仕切り用カーテン布								20	枚	一致	
日赤安眠セット								16	セット	一致	
脱脂綿								28	個	一致	
ウエットボトルティッシュ								42	個	一致	
ちりととり								10	個	30個確認した。	
化粧ほうき								17	個	一致	
組み立て式モップ								68	本		
デッキブラシ								60	本	78本を確認した	
バケツ								191	個		
高圧洗浄機								5	機	一致	

※雑然としており、確認しきれなかった物や目算となった物がある。

品名	規格	購入 ※月未記入 一年度		賞味期限or 消費期限		IHIアリーナ呉 (呉市体育館)		監査結果
		年	月	年	月	ロット 数	数量 単位	
バックスタンド冷蔵庫用の水入れ	1箱100個入り					10	1,000	個
スポットクーラー	45×45×高120cm						4	台
リビング扇風機							4	機
扇風機(ヤマゼン)							3	機
スティッククリーナー(掃除機)							2	機
スリムタワーファン							4	機
エアーマルチプライアー							4	機
サランラップ							41	巻
アルミホイール							22	巻
半袖Tシャツ							160	枚
呉市指定ボランティア袋							1,450	枚
ハルショウライフ電池式ランタン							3	個
消毒液	1箱20本入り					36	箱	720
エアーマット(エアーマット暖)	1箱25枚入り, ポンプ付	2020				1	箱	169
エアーマット(県配布)	1箱26枚入り, ポンプ付	2021				2	箱	170
発電機(ホンダ エネポ)	カセットボンベ式	2020						2
カセットボンベ		2020						48
発電機用のオイル		2020						2
4部屋セット間仕切り	4部屋セット間仕切り	2020						5
収納ケース	(以下のコロナグッズを収納)	2020						7
ペーパータオル	1個200枚入り	2020				14	個	2,800
マスク	1箱50枚入り	2020				14	箱	700
レモン石けん		2020						102
マウススプレーウォッシュ	1本30ml	2020						14
リセッシュ除菌	1本370ml	2020						14
キッチンハイター(本体400ml)	1本400ml	2020						14
キッチンハイター(詰め替え用400ml)	1本400ml	2020						14
キッチンハイター(本体600ml)	1本600ml	2020						14
除菌ウェットシート	1袋100枚入り	2020				7	袋	700
アルコールハンドジェル	1本500ml	2020						14
ヒビスコール(手指消毒液)	1本1,000ml	2020						7

※雑然としており、確認しきれなかった物や目算となった物がある。

1 保管場所の状況

(1) 保管場所

IHI アリーナ呉(呉市体育館)脇の倉庫である。同倉庫は、体育館建物内で独立しており、同体育館の他の施設と内部連絡通路等はない。

倉庫内に換気扇等はなく、換気には倉庫一面に設置されている窓を開ける必要があるところ、倉庫の窓が閉め切られていた。特段、保管場所の問題点は見当たらなかった。

保管場所には、備蓄物資等の他にも呉市主催の大会等にて使用される看板、プラカード等が保管されている。

(2) 施錠状況

倉庫は施錠されていた。

(3) ロケーション図

倉庫内の各備蓄物資等がどこにあるかを示すロケーション図はなかった。





2 在庫について

(1) 保管状況

大量の備蓄物資等のある集中保管場所であるところ、倉庫内には、棚等は一切なく、備蓄物資等が段ボール箱に入ったまま（段ボール箱に入らないスコップやブルーシート及び一輪車等はそのまま）積み上げられている状態である。一応、飲料水、衣類、段ボールベッド、スコップ等はまとまって一定の場所に置かれているものの、段ボール箱が何重にも渡って積み上げられているため、どこに何があるか一目でわかりにくい状態である。このため、監査人は、同倉庫内の正確な数量調査を断念した。

本倉庫は、呉市の集中保管場所であり、災害時に各避難所に必要な物資を配布する必要があるところ、現状では必要な物資の把握が極めて困難である。これは地震等によって積み上げられている段ボール箱が崩れた場合にはより必要な物資の把握が困難となることが容易に想定される。

本倉庫の保管については、棚を設置するなど、どこに何があるかまずは整理整頓を行うべきである。

(2) 飲料水

在庫一覧表に記載の備蓄飲料水は、「長期保存水 5年」20 6本入り 9箱（賞味期限 2023年 10月）、「志布志の天然水」20 6本入り 11箱（賞味期限 2023年 7月）及び「山梨の天然水」20 6本入り 9箱（賞味期限 2023年 10月）であった。

しかし、実際に倉庫内に備置されていた飲料水は、「長期保存水 5年」20 6本入り 3箱（賞味期限 2023年 10月）、「志布志の天然水」20 6本入り 9箱（内 5箱は賞味期限 2023年 7月、内 4箱は賞味期限同 8月）、「日本の水」20 6本入り 20箱（賞味期限 2020年 5月）、「高賀の水」10 12本入り 20箱（賞味期限 2026年 7月）であった。在庫一覧表に記載の「山梨の天然水」9箱は確認できなかった。また在庫一覧表に記載のない「日本の水」及び「高賀の天然水」を確認した。本倉庫は、集中保管場所であり、他の避難所への配布する備蓄物資等の保管を目的とするものであるところ、在庫一覧表に記載がなければ他の避難所への配布を検討することができない可能性がある。担当課は、備蓄物資等を備蓄倉庫に入れる都度、追加の備蓄物資等を在庫一覧表に記載すべきである。

また、調査実施日（令和 6（2024）年 1月 11日）において、上記の通り備蓄飲料水のうち、賞味期限が切れていないものは、「高賀の水」10 12本入り 20箱（賞味期限 2026年 7月）のみであった。この状況は、担当課において、賞味期限の管理が適切にされていないと評価せざるを得ない。

5 現地視察において問題点が散見された原因に関する考察

以上のとおり、現地視察において多くの問題点が散見された。その原因について監査人が考察したところは、以下のとおりである。

- (1) 備蓄物資等の確保は、危機管理課が所管して実施しているものであるところ、実際にそれが備置される施設の管理者は危機管理課ではない。施設管理者は、学校・まちづくりセンター等である。

そして、備蓄物資等の整頓・整理や在庫確認等の作業について、危機管理課が単独で行うのは人員数的に困難であり、各施設管理者ないし担当職員の協力に頼らざるを得ない。

- (2) このような関係性の中で、危機管理課としては、「施設を間借りして備蓄物資等を置いてもらっている」ような感覚を抱いており、施設管理者側に対して備蓄物資等に関する細やかな対応を依頼しづらい状況にあることがうかがわれる。

そのような状況であるがゆえに、施設管理者側の裁量に委ねる運用となり、細やかなルール設定もなされないままとなってきたのではないかと推測される。

現地視察において散見された問題は、このような組織上の困難性にも大きな原因があるものと考えられる。

- (3) とはいえ、このような原因があるとしても、備蓄物資等の確保に関する不備が正当化されるものではあり得ない。

危機管理課と施設管理者側との間で一層の理解と協力関係を深めるための継続的な組織間の協議等をおこない、関係調整が図られることが望まれる。

【意見 42】

危機管理課と施設管理者側との間で一層の理解と協力関係を深めるための継続的な組織間の協議等をおこない、関係調整が図られることが望まれる。

第4章 監査結果および意見一覧

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
06	危機管理課	P. 45	防災対策事業	【意見 1】	「呉市 WEB 版防災・ハザードマップ」のスマートフォンでの閲覧について、地図の凡例を参照しやすくするように改善する（地図と同時に表示する、ワンタップで表示できるようにする、又はメニュー最上部に表示するなど）のが望ましい。
06	危機管理課	P. 46	防災対策事業	【意見 2】	呉市地域防災計画については各本編にも担当課を明記する又は資料編の分掌事務一覧に本編の該当ページを明記するのが望ましい。
06	危機管理課	P. 46	防災対策事業	【意見 3】	呉市地域防災計画「資料編」目次に「南海トラフ地震防災対策推進計画関係」を追記するのが望ましい。
06	危機管理課	P. 47	防災対策事業	【意見 4】	呉市防災リーダー養成等に関し、備品について故障のあるものについては修理ないし買替えをして訓練環境の充実を図るのが望ましい。
06	危機管理課	P. 48	防災対策事業	【意見 5】	自主防災組織カバー率については、従来の計算方法に加え、当該自主防災組織として実際に活動している世帯数に基づいて計算した率についても示すのが望ましい。
07	危機管理課	P. 52	防災訓練事業	【意見 6】	呉市総合防災訓練を通じて感じた反省点、検討すべき点及び気づきなどを資料として残し、訓練参加者以外の者や後任に対して引き継ぐのが望ましい。
08	危機管理課	P. 56	災害対策事業	【意見 7】	備蓄物資等の搬送の困難が想定される場所については、地震時のみに開設される第 1 開設避難場所にも備蓄物資等を備置しておくのが望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
08	危機管理課	P. 57	災害対策事業	【指摘 1】	呉市地域防災計画に則り、液体ミルク及び粉ミルク、乳児用オムツ、成人用オムツ、生理用品、組立式トイレ及びトイレ袋等の必需品は各避難所又はその近傍で地域完結できるよう備蓄すべきである。
08	危機管理課	P. 57	災害対策事業	【意見 8】	要配慮者の需要を把握し、備蓄物資等の調達にあたって一層の配慮が望まれる。
08	危機管理課	P. 58	災害対策事業	【指摘 2】	「避難所台帳」を速やかに完成すべきである。
08	危機管理課	P. 58	災害対策事業	【意見 9】	備蓄物資等の保管状況をまとめた資料の保管方法及び編集方法について、担当課内で混乱がないように統一することが望まれる。
10	危機管理課	P. 63	防災情報網 管理事業	【指摘 3】	契約金額から呉市契約規則等によれば原則として入札手続が要求される場合、安易に随意契約を行うことなく、積極的に入札手続の可否を検討すべきである。また随意契約によらざるを得ない場合でも、このための根拠資料を取得すべきである。
11	危機管理課	P. 66	防災情報網 整備事業	【意見 10】	原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
13	危機管理課	P. 71	防災情報システム管理事業	【意見 11】	原則として入札手続によるべき場合（少額を理由として随意契約を行う場合以外）で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。
14	管財課	P. 75	避難所危険ブロック塀撤去事業	【意見 12】	全体を並行して進行管理できるよう、専門士業への外部委託などの検討も含め、早い段階から着手すべき部分を区分けして進めておくことが望ましい。
16	地域協働課	P. 80	まちづくりセンタートイレ・空調整備外	【意見 13】	同一機種、機材の一括導入による単価減額、一括請負による価格減額などの検討、打診を行うことが望ましい。
17	福祉保健課	P. 82	福祉の人材養成・就職情報提供事業	【意見 14】	事業効果の検証を容易にするために事業開始前の呉市内の福祉施設への就職者数等を調査しておくのが望ましい。
32	農林土木課	P. 114	ため池改良事業	【意見 15】	活動指標・成果指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。
33	農林土木課	P. 116	小規模崩壊地復旧事業	【意見 16】	適宜状態を確認するためのルール策定や危険性判断の基準、及び、これに基づく防災工事実施優先度の策定を行い、予防工事等を要する対象地について危険性等を調査したうえで、優先度判断に取り組むことが有益と考えられる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
35	建築指導課	P. 121	狭あい道路 整備事業	【意見 17】	どのような活動を行うのかに関する活動指標を設定し、事業の執行が経済性・効率性・有効性を充たすよう行われているかを検証・改善することのできる仕組みを検討するのが望ましい。
37	住宅政策課	P. 127	皆実アパート 1号棟耐震補 強工事設計委 託・耐震補強 その他工事	【意見 18】	居住者には耐震診断の結果をよりわかりやすく周知し、適切な認識をもってもらうのが望ましい。
37	住宅政策課	P. 127	皆実アパート 1号棟耐震補 強工事設計委 託・耐震補強 その他工事	【意見 19】	一律の基準にて耐震診断を行う他に、建物を個別に確認し、耐震診断を要するか判断するのが望ましい。
37	住宅政策課	P. 128	皆実アパート 1号棟耐震補 強工事設計委 託・耐震補強 その他工事	【意見 20】	市営住宅の居住者の安全対策を考慮し、市営住宅居住者に対し、耐震診断結果及び市営住宅建物の解体予定時期を明らかにし、居住者が耐震診断結果を基に移転の是非を検討する機会を与えるのが望ましい。
60	予防課	P. 176	防災センター 管理運営事業	【意見 21】	近時の災害における教訓、実績に即した防災知識を涵養するための講習教材の更新や、より実践的な体験学習ができる設備への更新、老朽施設の更新を行うとともに、イベントの企画やSNSなどを通じた市民への広報活動を拡大させるため更新計画の策定や市民への周知方法の検討を図っていくことも必要であると考えられる。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
08	危機管理課	P. 210	災害対策事業	【意見 22】	備蓄物資等の保管場所に関し、鍵の保管方法について一定のルール（携帯の是非、貴重品と同様の管理、定期的な紛失の有無の確認など）を設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 211	災害対策事業	【指摘 4】	保管場所に関し、常時の施錠に差し支えがない場所については、施錠管理を徹底すべきである。
08	危機管理課	P. 211	災害対策事業	【意見 23】	保管場所のうち、常時の施錠が現実的でなく、かつ、職員が常在しない場所については「関係者以外立入禁止」等の掲示をするなどして盗難の可能性を抑える工夫を検討するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 212	災害対策事業	【意見 24】	備蓄物資等に関し、傷み・変質・劣化しやすい物品については、特に具体的な置き場所について配慮するルールを設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 212	災害対策事業	【意見 25】	施設建物の構造等のみならず、備蓄物資等の置き方による安全性の懸念を生じないよう配慮するルールを設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 213	災害対策事業	【意見 26】	個別の保管場所ごとに夏場を含めた室内の温湿度を確認した上、備蓄物資等について推奨されている保管温度・湿度を超えるものではないか否か、確認するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 214	災害対策事業	【意見 27】	備蓄物資等に関し、市管理の備蓄物資等であることが一見してわかるような整頓のルールを設けて整頓するのが望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
08	危機管理課	P. 214	災害対策事業	【意見 28】	保管場所の部屋自体について、その部屋に備蓄物資等が備置されていることをわかりやすく扉等に表示することを検討するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 214	災害対策事業	【意見 29】	保管場所における他団体保管の物品や簿外品の取扱いについて、どのような配慮を行うべきかのルールを設けておくのが望ましい。
08	危機管理課	P. 215	災害対策事業	【意見 30】	備蓄物資等を置くに当たって、どのような順序・並べ方をするのかといった具体的な整理のルールを設けることが望ましい。
08	危機管理課	P. 215	災害対策事業	【意見 31】	保管場所の整頓について、出入口や通路のスペースが確保できるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 216	災害対策事業	【意見 32】	保管場所に関し、新たに台車を配置することの要否について、施設ごとに確認しておくのが望ましい。
08	危機管理課	P. 217	災害対策事業	【意見 33】	備蓄物資等の整理に関し、避難所開設時にすぐに必要な物（避難所開設ボックス、受付用紙、筆記具等）が出しやすい位置に置かれるよう配慮するルールを設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 217	災害対策事業	【意見 34】	避難所開設ボックス内には必要資料等がそろっている状態にしておくのが望ましい。
08	危機管理課	P. 217	災害対策事業	【意見 35】	避難所開設時の掲出物（「避難所」「受付」等が大きく記載されたラミネート加工済みの紙など）をあらかじめ準備しておくのが望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
08	危機管理課	P. 218	災害対策事業	【意見 36】	保管場所に関し、ロケーション図を作成し、最新のを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 218	災害対策事業	【意見 37】	保管場所に関し、在庫一覧表の最新のものを紙資料に印刷して備置するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 218	災害対策事業	【指摘 5】	水及び食料について、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。
08	危機管理課	P. 219	災害対策事業	【指摘 6】	水及び食料以外の備蓄物資等についても、実態を正確に反映した在庫一覧表を早急に完成すべきである。
08	危機管理課	P. 219	災害対策事業	【意見 38】	開封済みの消耗品について、在庫一覧表へのより正確な記載方法を検討するのが望ましい。
08	危機管理課	P. 220	災害対策事業	【指摘 7】	保管場所に賞味期限や使用期限が切れた備蓄物資等が置かれたままにならないよう管理を徹底すべきである。
08	危機管理課	P. 221	災害対策事業	【指摘 8】	備蓄物資等の適切な処分ないし廃棄を徹底するためのルールを明文化すべきである。
08	危機管理課	P. 221	災害対策事業	【指摘 9】	備蓄物資等の適切な補充を行うためのルールを設けるべきである。
08	危機管理課	P. 221	災害対策事業	【意見 39】	段ボール箱にもともと印字されている表示に頼るのではなく、品目や賞味期限を改めて見やすく表示する紙を貼付するなどの工夫をするのが望ましい。

通し 番号	担当課	記載 ページ	事業名	指摘・意見	内容
08	危機管理課	P. 222	災害対策事業	【意見 40】	食料について、賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいよう配慮するルール（置き場所、箱への表示等）を設けるのが望ましい。
08	危機管理課	P. 223	災害対策事業	【指摘 10】	備蓄物資等は勿論、備蓄物資等以外の簿外品についても、特に衛生面については適切な保管がなされているかについて確認すべきである。
08	危機管理課	P. 223	災害対策事業	【意見 41】	開封済みとなった消耗品の残り物の取扱いについて、衛生面や消費期限等を考慮した取扱いのルールを設けておくのが望ましい。
08	危機管理課	P. 223	災害対策事業	【指摘 11】	備蓄物資等に関し、通常業務への流用を原則的に禁止することについて検討し、その内容を職員に周知すべきである。
08	危機管理課	P. 224	災害対策事業	【指摘 12】	避難所で作成される文書等に関し、個人情報を含むものについて保管等の取扱いのルールを設け、適切に管理すべきである。
08	危機管理課	P. 291	災害対策事業	【意見 42】	危機管理課と施設管理者側との間で一層の理解と協力関係を深めるための継続的な組織間の協議等をおこない、関係調整が図られることが望まれる。

第5章 まとめ

本件包括外部監査においては、備蓄物資等の確保について多くの問題点が見つかった。概していえば、在庫一覧表が未完成であること、鍵の保管方法、整頓、整理、簿外品の扱い等に関するルールが設けられていないことなどが大きな問題である。

特に、各施設における在庫一覧表の作成に着手されたのが令和4年度であり、それまで在庫一覧表が存在しなかったという事実、そしてそれが未完成という事実（なお、令和5年度末完成予定。）については、監査人において驚きを禁じ得なかったところである。

市民としても、各施設における備蓄状況については、当然に市が正確に把握して管理しているとの信頼を抱いているのではないかと思われる。

正確な在庫一覧表を含む避難所台帳の早急な完成が望まれる。

備蓄物資等に係る諸々のルールが設定されていないことに関しては、各施設に応じた個別の事情があることから、一律のものを設定するのが困難であるという事情があるかもしれない。

しかし、災害発生時のような臨機の対応が求められる場面とは異なり、事前の対策としてなされる事項については試行錯誤の上で個別の事情にも配慮し、より効率的・有効的なものへと改善していくことができるはずである。

備蓄物資等に関する問題点については、危機管理課が施設管理者側の協力を頼らざるを得ないことから生じる組織上の困難性に大きな原因があると考察されるところであり（P. 291）、危機管理課のみならず避難所開設担当の職員や施設管理者側においても一層の理解と協力関係を深める努力をされるよう期待するものである。

本包括外部監査が、今後の呉市の防災・減災に役立つことになれば幸いである。

最後に、本包括外部監査に御協力いただいた全ての方々に感謝申し上げます。

以上